

# 令和4年第4回（12月）上牧町議会定例会会議録

## 議事日程（第1号）

令和4年12月2日（金）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 議第 1号 上牧町認可地縁団体印鑑条例の制定について
- 第 4 議第 2号 上牧町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 5 議第 3号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 6 議第 4号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議第 5号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議第 6号 上牧町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議第 7号 上牧町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 第10 議第 8号 上牧町税条例等の一部を改正する条例について
- 第11 議第 9号 上牧町下水道事業の地方公営企業法の全部適用に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 第12 議第10号 令和4年度上牧町一般会計補正予算（第7回）について
- 第13 議第11号 令和4年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）について
- 第14 議第12号 令和4年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第3回）について
- 第15 議第13号 令和4年度上牧町下水道事業特別会計補正予算（第2回）について
- 第16 議第14号 令和4年度上牧町水道事業会計補正予算（第3回）について
- 第17 議第15号 塵芥焼却場解体工事請負変更契約の締結について
- 第18 意見書案第1号 シルバー人材センターの安定的事業運営のための適切な措置を求める意見書（案）

本日の会議に付した事件

第1から第18まで議事日程に同じ

---

出席議員（12名）

1番	康村昌史	2番	東初子
3番	上村哲也	4番	牧浦秀俊
5番	竹之内剛	6番	服部公英
7番	富木つや子	8番	遠山健太郎
9番	木内利雄	10番	石丸典子
11番	東充洋	12番	吉中隆昭

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	今中富夫	副町長	阪本正人
教育長	松浦教雄	総務部長	中川恵友
都市環境部理事	吉川昭仁	住民生活部長	山下純司
健康福祉部長	青山雅則	教育部長	松井良明
総務課長	丸橋秀行	秘書人事課長	高木真之

---

職務のため議場に出席した事務局員

議会事務局長	森本朋人	書記	山口里美
書記	横田大樹		

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（吉中隆昭） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員数は12名です。定数に達しておりますので、令和4年第4回上牧町議会定例会を開会いたします。

本日、定例会が開催されましたところ、議員各位におかれましてはご出席賜り、厚くお礼申し上げます。どうか議員各位のご協力をお願い申し上げます。



◎開議の宣告

○議長（吉中隆昭） これから本日の会議を開きます。



◎町長の挨拶

○議長（吉中隆昭） 初めに、招集者の挨拶をお願いいたします。

今中町長。

（町長 今中富夫 登壇）

○町長（今中富夫） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに令和4年第4回定例会を招集いたしましたところ、議員皆様には早朝よりお集まりいただき、誠にありがとうございます。

さて、本年は12月1日に町制施行50周年を迎えるということでございますので、秋からのイベント、式典にいろいろ実施をさせていただきました。まず最初、ペガサスフェスタ2022でございます。3年ぶりということもございまして、コロナ禍ということでございますので、内容を大きく変更させていただきました。例年、野外のステージでイベントを実施いたしておりましたが、全てホール内に変えまして、また飲食スペースもしっかり設けさせていただきました。キッチンカーも導入をさせていただきまして、来場者の数は5,000人を上回るという方々にお越しいただきました。おおむね好評でございました。また来年はどうなるかわかりませんが、内容につきましても工夫を凝らしながら実施させていただきたいと考えており

ます。

そして11月19日、町制50周年の記念式典を施行させていただきました。これにつきましては、奈良県知事、荒井正吾様をはじめ、国会議員の皆様方、県議会議員の皆様方、関係市町村長の皆様方、関係市町村議会議員、議長の皆様方にもご参加いただきまして、厳粛な中で執り行うことができました。

そして、昨日でございますが、夜の6時半から25メートルございますメタセコイアのツリーの点灯式を実施させていただきました。これにつきましても商工会のご協力も得ながら、昨日、花火も打ち上げていただきました。大変豪華な花火で感動いたしました。ゆりはちゃん、それとぺたろう君も参加をしていただきまして、3人で点灯スイッチを押させていただきました。花火にたくさん住民の方々が見学に来られておりまして、その後、下のメタセコイアの点灯しておりますところにたくさん来ていただきまして、子どもたちがゆりはちゃん、ぺたろう君の周りに大変集まっていたいただきまして、写真もお撮りいただきました。これで一連の記念行事は終了することができました。また、議員の皆様方にはそれぞれの行事にご参加いただきまして、本当にありがとうございます。来年からまた気持ちを新たに頑張っていきたいと思っているところでございます。

それでは、本日提出しております議案につきまして、簡単に説明をさせていただきます。

議第1号につきましては、地方自治法第260条の2第1項の規定により町長の認可を受けた地縁による団体、いわゆる認可地縁団体の代表者等の印鑑登録や証明を行うため、条例を制定するものでございます。

議第2号から議第6号につきましては、人事院勧告に伴う法律等の一部改正に伴い、上牧町議会議員の議員報酬等に関する条例、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例、一般職の職員の給与に関する条例、一般職の任期付職員の採用等に関する条例、上牧町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものでございます。

議第7号は、乳幼児等医療費助成の対象範囲を高校卒業までに拡大するため、上牧町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正するものでございます。

議第8号は、認可地縁団体の法人住民税の課税免除の条項の新設と地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月1日に公布され、同年4月1日から順次施行されていることから、上牧町税条例の一部を適用日までに改正するものでございます。

議第9号は、下水道事業につきまして、令和5年4月1日から公営企業会計へ移行するために必要な条例の改正及び廃止を行うものでございます。

議第10号は、令和4年度上牧町一般会計補正予算（第7回）につきまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,429万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ92億1,379万2,000円とさせていただいております。

また、第2条、地方債の補正では、起こすことができる地方債の変更として、予算書8ページ、第2表、変更として山辺・県北西部広域環境衛生組合の建設工事に係る電気引込み工事分が、循環型社会形成推進交付金の対象となり、財源振替を行いましたので、限度額を変更しております。今回の補正予算では、令和3年度事業確定に伴う精算金と人件費で人事院勧告等による調整額を、また光熱水費で電気料金高騰に伴う増額分を補正計上しております。

それでは、補正予算に関する説明書の事項別明細書で主なものにつきまして説明させていただきます。

歳入につきましては、説明書4から5ページ、款国庫支出金、項国庫補助金、目衛生費国庫補助金につきましては、4トン車用コンテナ購入代金の補助対象額の内示を受けたことにより、98万2,000円を計上しております。目教育費国庫補助金で、新型コロナウイルス感染防止対策及び学習保障を対象とする補助金として270万円を計上し、併せて説明書10から11ページ、款総務費、項総務管理費、目地方創生臨時交付金事業費で財源振替を行っております。

款県支出金、項県補助金、目土木費県補助金につきましては、バス停上屋設置事業に係る補助金が不採択となったため、160万円を減額計上しております。

款県支出金、項県委託金、目総務費委託金につきましては、説明書10から13ページ、奈良県知事及び県議会議員選挙費として140万7,000円を計上しております。

款寄附金、目総務費寄附金につきましては、寄附によるまちづくり条例に基づく寄附として101万円を計上しております。

款繰入金、項基金繰入金、目財政調整基金繰入金では、今回の補正予算の財源調整のため3,268万5,000円を繰り入れております。繰入れ後の基金残高は9億6,867万円となっております。同じく目長寿社会福祉基金繰入金につきましては、説明書12から15ページ、款民生費、項社会福祉費、目高齢福祉費のうち、新型コロナウイルス感染症の影響により敬老会式典を中止したことに伴い、61万2,000円を減額計上しております。

説明書6から7ページ、款諸収入、項延滞金、加算金及び過料、目延滞金につきましては、差押え物件の任意売却に係る租税債権優先相当分として508万2,000円を計上しております。

次に、歳出につきましては、説明書8から9ページ、款総務費、項総務管理費、目企画費では、町コミュニティーバスのバスルート一部見直し及び時刻表の改定に伴うバス停看板等

改修費として222万6,000円を計上しております。

10から11ページ、項徴税费、目税務総務費、説明欄、町税還付金につきましては、株式等譲渡所得割等の還付申請の増加に伴い、100万円を計上しております。

14から15ページ、款民生費、項社会福祉費、目高齢者福祉費、説明欄、介護保険特別会計繰出金につきましては、介護保険特別会計補正予算に伴う補正額を計上しております。

16から17ページ、款衛生費、項保健衛生費、目保健衛生総務費、説明欄、保健衛生総務費では、職員の病気休暇及び産休に伴い、専門職の早急な体制整備による派遣看護師雇い上げのための手数料として592万2,000円を計上しております。

22から23ページ、款土木費、項都市計画費、目公共下水道費につきましては、下水道事業特別会計補正予算に伴う補正額を計上しております。

24から25ページ、款教育費、項教育総務費、目事務局費、説明欄、国際交流事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により交流事業が中止となりましたので、事業費757万3,000円を減額計上し、併せて、歳入、6から7ページ、款諸収入、項雑入の国際交流事業個人負担金として225万円を減額計上しております。

議第11号は、令和4年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,454万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億9,895万8,000円とさせていただきます。

内容といたしましては、説明書4から5ページ、款県支出金、項県補助金、目保険給付費等交付金で、普通交付金5,405万4,000円を、特別調整29万8,000円をそれぞれ増額計上しております。これにつきましては、説明書6から7ページ、歳出の款保険給付費の一般被保険者療養給付費及び傷病手当金でそれぞれ同額を補正計上しております。

次に、4から5ページに戻りまして、款繰入金、項財政調整基金繰入金、目財政調整基金繰入金で、主に人事院勧告に伴う職員人件費の調整額の財源として18万9,000円を増額計上しております。

議第12号は、令和4年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第3回）につきまして、第1条、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ409万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億323万5,000円とさせていただきます。第2項、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ101万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ917万8,000円とさせていただきます。

補正予算の主な内容につきましては、来年度に予定しております第9期介護保険事業計画

策定に必要となる日常圏域ニーズ調査のための郵送代と、地域包括支援センター専門職の早急な体制整備による派遣スタッフ雇い上げのための手数料の計上、それと介護予防プラン作成委託料を増額いたしております。

また、歳入につきましては、歳出の補正額に対する補助金案分率に応じ、それぞれ国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金ごとに補正計上しております。

議第13号は、令和4年度上牧町下水道事業特別会計補正予算（第2回）につきまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ113万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億6,478万円とさせていただきます。

内容といたしましては、歳入におきまして一般会計繰入金を113万1,000円減額計上しております。

歳出につきましては、人事院勧告に伴う職員人件費の調整額の財源として12万2,000円の増額計上しております。また、地方債の借入利率が確定したことに伴い、償還金利子及び割引料を125万3,000円減額計上しております。

議第14号は、令和4年度上牧町水道事業会計補正予算（第3回）につきまして、既決の収益的収入及び支出の予定額を16万6,000円増額し、水道事業費用を4億6,224万7,000円とするものでございます。また、第3条による議会の議決を得なければ流用することのできない経費の補正として、7,037万4,000円とするものでございます。

内容といたしましては、人事院勧告に伴う職員人件費の調整額の財源として16万6,000円増額計上しております。

議第15号は、塵芥焼却場解体工事請負変更契約の締結についてでございます。変更契約をするに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

以上のとおり案件を上程いたしております。いずれも重要な案件でございますので、慎重にご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。招集のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

---

◇

### ◎議会運営委員会の報告

○議長（吉中隆昭） 挨拶が終わりましたので、過日開催されました議会運営委員会の報告を

求めます。

服部議会運営委員長。

(議会運営委員長 服部公英 登壇)

○議会運営委員長(服部公英) おはようございます。議会運営委員長の6番、服部公英です。

それでは、議会運営委員会の報告を行います。

本日、令和4年12月2日招集の第4回定例会の運営について、11月30日、4名の委員出席の下、議会運営委員会を開会いたしました。初めに、今定例会に町から提出されている議案15件と意見書案1件については、慎重審議を期すため、本会議審議及び総務建設委員会、文教厚生委員会の常任委員会に付託する議案の振り分けを審議いたしました。付託案件につきましては、総務建設委員会に議第2号 上牧町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について、議第3号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、議第4号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議第5号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について、議第6号 上牧町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議第8号 上牧町税条例等の一部を改正する条例について、議第10号 令和4年度上牧町一般会計補正予算(第7回)について、議第15号 塵芥焼却場解体工事請負変更契約の締結について、意見書案第1号、シルバー人材センターの安定的事業運営のための適切な措置を求める意見書(案)について、以上8議案及び意見書案1件、文教厚生委員会には、議第1号 上牧町認可地縁団体印鑑条例の制定について、議第7号 上牧町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例について、議第9号 上牧町下水道事業の地方公営企業法の全部適用に伴う関係条例の整理に関する条例について、議第11号 令和4年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算(第2回)について、議第12号 令和4年度上牧町介護保険特別会計補正予算(第3回)について、議第13号 令和4年度上牧町下水道事業特別会計補正予算(第2回)について、議第14号 令和4年度上牧町水道事業会計補正予算(第3回)についての7議案をそれぞれの常任委員会へ付託することを全委員異議なく決しました。

次に、一般質問について審議を行い、一般質問の持ち時間は従来どおり、理事者側の答弁を含め、1人1時間以内と決しました。

また、今回、9名の議員が一般質問の通告をされており、12月9日、遠山、牧浦、服部、康村、東(あずま)議員の5名、12月13日、石丸、富木、木内、東(ひがし)議員の4名に

振り分けられ、異議なく決しました。

以上で議会運営委員会の報告といたします。

---

◇

◎議事日程の報告

○議長（吉中隆昭） 報告が終わりましたので、これより委員長の報告どおり議事を進めてまいります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

◇

◎会議録署名議員の指名について

○議長（吉中隆昭） 日程第1、会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、1番、康村議員、2番、東議員を指名いたします。

---

◇

◎会期の決定について

○議長（吉中隆昭） 日程第2、会期の決定について、これを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月14日までの13日間にしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月14日までの13日間と決定いたしました。

◎議第1号の上程、説明

○議長（吉中隆昭） 日程第3、議第1号 上牧町認可地縁団体印鑑条例の制定について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○議長（吉中隆昭） 住民生活部長。

○住民生活部長（山下純司） 議第1号、上牧町認可地縁団体印鑑条例の制定についてご説明いたします。

上牧町認可地縁団体印鑑条例の制定につきましては、地方自治法第160条の2第1項の規定により、町長の許可を受けた地縁団体、いわゆる認可地縁団体の代表者等の印鑑の登録や証明を行うため、条例を制定するものでございます。この認可制度は、自治会等の地縁による団体が法人格を取得し、団体名義での不動産登記等を可能とする趣旨で、平成3年に地方自治法の改正により創設された制度でございます。令和3年5月の地方自治法の一部改正では、不動産の保有を前提としないものに見直しをされ、申請が容易になりました。

それでは、今回の条例制定の内容についてご説明いたします。

第1条では条例の趣旨を定めております。第2条では登録の資格を、第3条では登録申請について、第4条では登録できる印鑑について規定しております。第5条では印鑑の登録について、第6条では登録事項を規定しております。第7条では認可地縁団体印鑑登録証明書の交付申請について、第8条では認可地縁団体印鑑登録証明書について規定しております。第9条では登録の廃止の申請を、第10条では登録事項の修正を、第11条では登録の抹消について規定しております。第12条では代理人による申請を、第13条では手数料を、第14条では閲覧の禁止を、第15条では質問、調査について規定しております。第16条では上牧町行政手続条例の適用除外を規定しております。第17条では規則への委任について規定しております。附則では、この条例は令和5年1月1日から施行するものとしております。

以上が上牧町認可地縁団体印鑑条例の制定内容でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第2号の上程、説明

○議長（吉中隆昭） 日程第4、議第2号 上牧町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（中川恵友） 議第2号 上牧町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

令和4年の人事院勧告を受け、国家公務員の一般職の職員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与に関する法律が一部改正され、令和4年11月18日に公布されたことから、この法律の一部改正に準拠して、議会議員の期末手当支給割合等について所要の改正を行うものでございます。

第1条の改正内容といたしましては、第4条第2項中の議会議員における期末手当の支給割合を年間100分の5引き上げるもので、12月に支給する場合において100分の157.5を100分の162.5に改めるものでございます。

次に、第2条の改正内容としましては、第1条で改正しました支給割合を6月、12月とも同じ支給割合に改正するものでございます。

附則第1条第1項では、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行するとしております。第2項では、第1条の規定による改正後の上牧町議会議員の議員報酬等に関する条例の規定は、令和4年4月1日から適用するとしております。

附則第2条では、改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の上牧町議会議員の議員報酬等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当におきましては、改正後の条例の適用による期末手当の内払いとみなすとしております。

以上が今回の条例の改正内容でございます。ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉中隆昭） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第3号の上程、説明

○議長（吉中隆昭） 日程第5、議第3号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（中川恵友） 議第3号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

令和4年の人事院勧告を受け、国家公務員の一般職の職員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与に関する法律が一部改正され、令和4年11月18日に公布されたことから、この法律の一部改正に準拠して、特別職の職員で常勤のものの期末手当支給割合等について所要の改正を行うものでございます。

第1条の改正内容としましては、6条中の特別職における期末手当の支給割合を年間100分の5引き上げるもので、12月に支給する場合において、100分の162.5を100分の167.5に改めるものでございます。

次に、第2条の改正内容としましては、第1条で改正しました支給割合を6月、12月とも同じ支給割合に改正するものでございます。附則第1条、第1項では、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行するとしております。第2項では、第1条の規定による改正後の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定は、令和4年4月1日から適用するとしております。附則第2条では、改正後の特別職給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給料は、改正後の特別職給与条例の規定による給与の内払いとみなすとしております。

以上が今回の条例の改正内容でございます。ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉中隆昭） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



#### ◎議第4号の上程、説明

○議長（吉中隆昭） 日程第6、議第4号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 議第4号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

令和4年の人事院勧告を受けて、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律が一部改正され、令和4年11月18日に公布されたことから、この法律の一部改正に準拠して、一般職における勤勉手当支給割合の引上げと初任給及び若年層の月例給の引上げに伴い、給料表が改正されたことから、所要の改正を行うものでございます。

第1条の改正内容といたしましては、第16条第2項第1号中、職員の勤勉手当の支給割合を年間100分の10引き上げるもので、12月に支給する場合において100分の95を100分の105に改め、同項第2号中、再任用職員の勤勉手当の支給割合を年間100分の5引き上げるもので、12月に支給する場合においては100分の45を100分の50に改めるものでございます。

次に、初任給及び若年層の月例給引上げに伴い、別表第1、第3条関係の給料表を改正するものでございます。

第2条の改正内容といたしましては、第1条で改正しました支給割合を6月、12月とも同じ支給割合に改正するものでございます。

附則第1条第1項では、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行するとしております。第2項では、第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例の規定は、令和4年4月1日から適用するとしております。

附則第2条では、改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払いとみなすとしております。

以上が今回の条例改正の内容でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉中隆昭） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。

---

◇

◎議第5号の上程、説明

○議長（吉中隆昭） 日程第7、議第5号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 議第5号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

令和4年の人事院勧告を受けて、国家公務員の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律が一部改正され、令和4年11月18日に公布されたことから、この法律の一部改正に準拠して、一般職の任期付職員の期末手当支給割合等について、所要の改正を行うものでございます。

第1条の改正内容といたしましては、第8条第2項中、特定任期付職員の期末手当の支給割合を年間100分の5引き上げるもので、12月に支給する場合には、100分の162.5を100分の167.5に改めるものでございます。

次に、第2条の改正内容としましては、第1条で改正しました支給割合を6月、12月とも同じ支給割合に改正するものでございます。

附則第1条第1項では、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行するとしております。第2項では、第1条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定は、令和4年4月1日から適用するとしております。附則第2条では、改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例に基づいて支給された給与は、改正後の任期付職員の規定による給与の内払いとしております。

以上が今回の条例改正の内容でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉中隆昭） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。

◎議第 6 号の上程、説明

○議長（吉中隆昭） 日程第 8、議第 6 号 上牧町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（中川恵友） 議第 6 号 上牧町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

上牧町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容といたしましては、一般職の職員の給料表の改定に準じ、別表第 1、第 4 条関係の給料表を改正するものでございます。

附則第 1 条第 1 項では、この条例は公布の日から施行する。第 2 項で、改正後の上牧町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。附則第 2 条では、改正後の会計年度給与条例の規定を適用する場合には、改正前の上牧町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に基づいて支給された給与は、改正後の会計年度給与条例の規定による給与の内払いとみなすとしております。

以上が今回の条例改正の内容でございます。ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉中隆昭） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第 7 号の上程、説明

○議長（吉中隆昭） 日程第 9、議第 7 号 上牧町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○議長（吉中隆昭） 住民生活部長。

○住民生活部長（山下純司） 議第 7 号 上牧町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条

例についてご説明いたします。

今回の改正につきましては、乳幼児等医療費助成の対象範囲を高校卒業までに拡大するため、条例の一部を改正させていただくものでございます。

改正内容につきましては、第1条の2第2項で、15歳を18歳に改めるものでございます。これにより乳幼児等医療費助成を通院、入院ともに18歳に達する日以後の最初の3月31日まで、高校卒業までに拡大するものでございます。

施行期日につきましては、令和5年4月1日から施行するものとしております。

以上が上牧町乳幼児等医療費助成条例の改正内容でございます。ご審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



#### ◎議第8号の上程、説明

○議長（吉中隆昭） 日程第10、議第8号 上牧町税条例等の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○議長（吉中隆昭） 住民生活部長。

○住民生活部長（山下純司） 議第8号 上牧町税条例等の一部を改正する条例についてご説明いたします。

上牧町税条例等の一部を改正する条例につきましては、認可地縁団体の法人住民税の課税免除の条項の新設と、地方自治法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布され、同年4月1日から順次施行されていることから、上牧町税条例等の一部を適用日までに改正するものでございます。認可地縁団体については、自治会等の地縁による団体が法人格を取得し、団体名義での不動産登記等を可能にする趣旨で、平成3年に地方自治法の改正により創設されたものでございます。令和3年5月の地方自治法の一部改正では、不動産の保有を前提としないものに見直しをされ、容易に申請ができるようになりました。上牧町におきましても、申請に備え、認可地縁団体で収益事業を行わないものには課税を免除することとしております。

次に、今回の地方税法等の一部改正に併せた主な改正につきましては、個人住民税で、上場株式等の配当所得等の課税方式を所得税と個人住民税で一致させる旨の改正、個人住民税における合計所得金額に係る規定の整備と扶養親族等申告書に配偶者の氏名の記入欄を追加するなどの改正でございます。住宅ローン控除に関しましては、適用期限を令和20年度分の個人住民税及び居住年が令和7年度であるものまでの延長と、所得税において、新築住宅等につき、控除期間を10年間から13年間に住宅ローン控除の特例措置が延長されたことに伴い、個人住民税についても、所得税から控除し切れなかった額を控除限度額の範囲内で控除する旨の改正でございます。

それでは、今回の一部改正の内容についてご説明いたします。

まず第1条改正といたしまして、第18条の4につきましては、納税証明書の交付手数料についての条文でございます。改正内容といたしましては、証明書に住所に代わる事項を記載したものを交付しなければならないとする法律改正に伴う改正でございます。

第24条の2につきましては、法人の町民税の課税免除として、認可地縁団体の法人住民税の課税免除の条項を新設するものでございます。認可地縁団体は法人組織となるため、法人の町民税の課税対象となりますが、収益事業を行わないものに課税を免除することとしています。

第33条第4項及び第6項につきましては、所得割の課税標準についての条文でございます。改正内容といたしましては、総合課税及び分離課税を確定申告の記載によってのみ適用することとする改正でございます。

第34条の9につきましては、配当割額または株式等譲渡所得割額の控除についての条文でございます。改正内容といたしましては、総合課税または分離課税がある場合の特別徴収税額の税額控除を確定申告書の記載によって行う旨の改正でございます。

第36条の2及び第36条の3につきましては、町民税の申告についての条文でございます。内容については、公的年金等受給者の住民税申告義務に係る規定の整備及び項ずれの反映と文言の改正でございます。

第36条の3の2及び第36条の3の3につきましては、扶養親族等申告書に配偶者の氏名の記入欄を追加し、退職所得を有する扶養親族の氏名の記入も求める旨の改正でございます。

第53条の7につきましては、地方税法改正の項ずれに伴う改正でございます。

次に、附則第7条の3の2につきましては、住宅借入金等特別税額控除の延長と見直しでございます。住宅ローン控除について、適用期限を令和20年度分の個人住民税及び居住年が

令和7年であるものまで延長する旨の改正でございます。

附則第16条の3につきましては、上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例についての条文でございます。内容については、申告分離課税を所得税での適用がある場合に限り適用するものでございます。

附則第17条の2第3項につきましては、引用条項の削除に伴う改正でございます。

附則第20条の2第4項及び第20条の3第4項、第6項につきましては、申告方式の選択に係る規定の整備に伴う改正でございます。

附則第26条の新型コロナウイルス感染症等に係る特例は、適用年度及び居住年が附則第7条の3の2に含まれることとなったため、削除となっております。

次に、第2条、改正につきましては、令和3年9月条例第19号の上牧町税条例の一部改正の改正分を公的年金受給者の扶養親族等申告書が改正されることに伴い、文言の改正を行うものでございます。

附則では、第1条で、この条例は令和5年1月1日から施行するものとしております。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するとし、各号で施行日を定めております。

次に、第2条では、経過措置を規定しております。

以上が上牧町税条例等の一部を改正する条例の改正内容でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



#### ◎議第9号の上程、説明

○議長（吉中隆昭） 日程第11、議第9号 上牧町下水道事業の地方公営企業法の全部適用に伴う関係条例の整理に関する条例について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） 議第9号 上牧町下水道事業の地方公営企業法の全部適用に伴う関係条例の整理に関する条例についてご説明いたします。

このことにつきましては、令和5年4月1日から公営企業会計へ移行するために必要な条例の改正及び廃止を行うものでございます。

内容につきましては、上牧町職員定数条例の一部改正、上牧町情報公開条例の一部改正、上牧町部設置条例の一部改正、上牧町債権管理条例の一部改正、上牧町水道事業の設置等に関する条例の一部改正、上牧町下水道事業特別会計条例の廃止でございます。改正する主なものは、条例中の水道事業の後に「下水道事業」、水道事業管理者の後に「下水道事業管理者」を加えるものでございます。

以上が今回の整理条例の内容でございます。慎重審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉中隆昭） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



#### ◎議第10号の上程、説明

○議長（吉中隆昭） 日程第12、議第10号 令和4年度上牧町一般会計補正予算（第7回）について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 議第10号 令和4年度上牧町一般会計補正予算（第7回）についてご説明いたします。

補正予算（第7回）の内容につきましては、先ほど町長より説明させていただいたとおりでございます。

よろしくご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉中隆昭） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



#### ◎議第11号の上程、説明

○議長（吉中隆昭） 日程第13、議第11号 令和4年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○議長（吉中隆昭） 住民生活部長。

○住民生活部長（山下純司） 議第11号 令和4年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）について説明いたします。

国民健康保険特別会計補正予算（第2回）の補正内容につきましては、先ほど町長より説明させていただいたとおりでございます。

ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



#### ◎議第12号の上程、説明

○議長（吉中隆昭） 日程第14、議第12号 令和4年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第3回）について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○議長（吉中隆昭） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） 議第12号 令和4年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第3回）についてご説明いたします。

補正予算の内容につきましては、先ほど町長より説明させていただいたとおりでございますので、ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉中隆昭） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



#### ◎議第13号の上程、説明

○議長（吉中隆昭） 日程第15、議第13号 令和4年度上牧町下水道事業特別会計補正予算（第

2回)について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○議長(吉中隆昭) 都市環境部理事。

○都市環境部理事(吉川昭仁) 議第13号 令和4年度上牧町下水道事業特別会計補正予算(第2回)についてご説明いたします。

今回の補正予算(第2回)の内容につきましては、先ほど町長より説明させていただいたとおりでございます。

慎重審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(吉中隆昭) 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



#### ◎議第14号の上程、説明

○議長(吉中隆昭) 日程第16、議第14号 令和4年度上牧町水道事業会計補正予算(第3回)について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○議長(吉中隆昭) 都市環境部理事。

○都市環境部理事(吉川昭仁) 議第14号 令和4年度上牧町水道事業会計補正予算(第3回)について説明いたします。

今回の補正予算(第3回)の内容につきましては、先ほど町長より説明させていただいたとおりでございます。

慎重審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(吉中隆昭) 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



#### ◎議第15号の上程、説明

○議長(吉中隆昭) 日程第17、議第15号 塵芥焼却場解体工事請負変更契約の締結について、

これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） 議第15号 塵芥焼却場解体工事請負変更契約の締結についてご説明させていただきます。

塵芥焼却場解体後について、付近自治会より強い要望もあり、仮囲いをすることで敷地内への不法侵入及び不法投棄防止対策として仮設防護柵等を設置し、不要な事故等を防ぐことから、変更契約を締結することとなりました。契約金額は198万円、うち消費税及び地方消費税額18万円の増額で、変更後の契約金額は3億6,036万円、うち消費税及び地方消費税額3,276万円でございます。変更契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

以上、慎重審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



#### ◎意見書案第1号の上程、説明

○議長（吉中隆昭） 日程第18、意見書案第1号 シルバー人材センターの安定的事業運営のための適切な措置を求める意見書（案）、これを議題といたします。

本案について、提出者の趣旨弁明を求めます。

竹之内議員。

○5番（竹之内剛） 5番、竹之内剛です。

それでは、シルバー人材センターの安定的事業運営のための適切な措置を求める意見書（案）について、案文の朗読をもちまして趣旨弁明とさせていただきます。

シルバー人材センターの安定的事業運営のための適切な措置を求める意見書（案）。

シルバー人材センターは、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき設立された公的団体であり、地域の日常生活に密着した就業機会を提供することなどにより、高齢者の社会参加を促進し、高齢者の生きがいの充実、健康の保持、増進に貢献している。加えて、地域

の高齢者のお困り事の手助けにも貢献しており、現在、上牧町では約290人がシルバー人材センターの会員として登録している。

令和5年10月に、消費税において適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度が導入される予定となっているが、同制度が導入されると、免税事業者であるシルバー人材センターの会員はインボイスを発行することができないことから、シルバー人材センターは仕入れ税額控除ができなくなり、新たに預かり消費税分を納税する必要が生じる。しかし、公益法人であるシルバー人材センターの運営は、収支相償が原則であり、新たに税負担の財源はなく、まさに運営上の死活問題である。

人生100年時代を迎え、国を挙げて生涯現役社会の実現が求められる中、報酬よりも社会参加、健康保持に重きを置いた生きがい就業をしているシルバー人材センターの会員に対して、形式的に個人事業者であることをもってインボイス制度をそのまま適用することは、地域社会に貢献しようと努力している高齢者のやる気、生きがいをそぎ、ひいては地域社会の活力低下をもたらすものと懸念される。

よって、国においては、シルバー人材センターと会員間の取引は一般の商取引とは異なることに鑑み、シルバー人材センターの会員への配分金等について、インボイス制度の適切な措置を講じるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月2日 奈良県上牧町議会。

各議員におかれましては、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉中隆昭） 趣旨弁明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第1号から議第15号、意見書案第1号の委員会付託

○議長（吉中隆昭） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第1号から議第15号、意見書案第1号については、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託し、また、一般質問については理事者側の答弁を含め、1人1時間以内とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり所管の委員会に付託し、また、一般質問については1人1時間以内とすることに決定いたしました。



**◎散会の宣告**

○議長（吉中隆昭） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

どうも皆様、ご苦労さまでした。

散会 午前11時05分

## 総務建設委員会会議録

1. 日 時 令和4年12月5日(月) 午前10時
1. 場 所 3階委員会室
1. 協議事項 議第2号 上牧町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例  
について
- 議第3号 特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を  
改正する条例について
- 議第4号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第5号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例  
について
- 議第6号 上牧町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部  
を改正する条例について
- 議第8号 上牧町税条例等の一部を改正する条例について
- 議第10号 令和4年度上牧町一般会計補正予算(第7回)について
- 議第15号 塵芥焼却場解体工事請負変更契約の締結について
- 意見書案第1号 シルバー人材センターの安定的事業運営のための適切な措  
置を求める意見書(案)
1. 出席委員 委 員 長 上村 哲也 副 委 員 長 東 初子  
委 員 遠山健太郎 木内 利雄 東 充洋  
吉中 隆昭
1. 理 事 者 町 長 今中 富夫 副 町 長 阪本 正人  
教 育 長 松浦 教雄 総 務 部 長 中川 恵友  
都市環境部理事 吉川 昭仁 住民生活部長 山下 純司  
健康福祉部長 青山 雅則 教 育 部 長 松井 良明  
総 務 課 長 丸橋 秀行 秘書人事課長 高木 真之  
秘書人事課長補佐 中岡 篤 企画財政課長 中本 義雄  
建設環境課長 武安 康至 福 祉 課 長 俵本 大輔  
生き生き対策課長 林 栄子 こども未来課長 寺口万佐代  
教育総務課長 辻村 純 社会教育課長 吉川信一郎

1. 事務局 局長 森本 朋人 書記 山口 里美  
書 記 横田 大樹

開会 午前10時00分

○上村委員長 皆さん、おはようございます。12月5日月曜日、なかなか季節にそぐわぬ暖かい日々が続いておりましたが、12月になり、やっと季節らしくなってきました。そんな中、新型コロナウイルス第8波の猛威、そしてまたインフルエンザ等の猛威もございます。皆さん、手指消毒、うがい、しっかり行い、自分自身、そして家族をしっかり守ってまいりましょう。

それでは、定足数に達しておりますので、これより総務建設委員会を開会したいと思います。

初めに、理事者側より挨拶をお願いします。

今中町長。

○今中町長 皆さん、おはようございます。総務建設委員会に付託をされました議第2号 上牧町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について、議第3号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、議第4号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議第5号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について、議第6号 上牧町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議第8号 上牧町税条例等の一部を改正する条例について、議第10号 令和4年度上牧町一般会計補正予算(第7回)について、議第15号 塵芥焼却場解体工事請負変更契約の締結についてを総務建設委員会の中で慎重にご審議いただき、全議案可決すべきものと決定いただきますようお願いを申し上げて、ご挨拶にさせていただきます。よろしく願いいたします。

○上村委員長 本委員会に付託されました議案はお手元に配付の次第のとおりです。順次審議してまいります。

議第2号 上牧町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

東委員。

○東(充)委員 おはようございます。東でございます。

今回の議会議員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例案ですけれども、まず、報酬を手当の部分だと思うんですけども、これについて、今回、引き上げるという理由が1つと、

それからもう1つは、率が変わるんですけども、6月から12月の分と12月、令和5年度の分のところで、今度は0.025が少なくなる、一旦上がって少なくなるという状況になっていると思うんですけど、この理由について教えていただきたいと思います。

○上村委員長 秘書人事課長。

○高木秘書人事課長 ご質問のまず1つ目、報酬等の手当引上げの、今行う理由についてということでよろしゅうございますか。お答えさせていただきます。

国家公務員の給与について、令和4年8月8日付で人事院勧告は行われたわけでございます。それにつきまして、国において令和4年10月7日に閣議決定がされまして、国会にて同法案が提出され、可決されたことでございますが、本町におきましても、国に準拠して、特別職、一般職、任期付及び会計年度任用職員の給与について改正を実施するものでございますが、上牧町議会議員の皆様におきましても、特別職に準じた改正を実施するというところでございます。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 分かりました。次、お願いします。

○上村委員長 秘書人事課長。

○高木秘書人事課長 6月から12月までのものと、12月で5年度分に0.025%少なくなる理由についてというご質問でございます。これは一旦、今年度12月に全てまとめてお支払いをさせていただきますという形を取らせていただいております。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 これ、令和4年度の分で12月が、現行では100分の157.5と。そこを今度は、令和4年度の改正になる部分においては100分の162.5になるということで、ここで引き上げられているわけですね。夏、冬の率は変わらないんですけども、今度は令和5年度のところで、6月は100分の160、同じく12月も100分の160になって、計では100分の320というところは変わらないんですけども、ここで6、12月を同じくするというのはどういう意味があるんですか。

○上村委員長 秘書人事課長。

○高木秘書人事課長 年間の支給割合を100分の5ということで、引上げの改正になっておりまして、12月にこれをまとめさせていただきます。

○上村委員長 暫時休憩します。

休憩 午前10時11分

再開 午前10時12分

○上村委員長 再開いたします。

秘書人事課長。

○高木秘書人事課長 これまで6月と12月につきましては、同じ率で支給させていただいておりましたが、今回、人事院勧告臨時勧告に伴って、12月に同じ率を支給させていただくという形で、来年度にまた同じようなところになるところでございます。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 今回の分は、今まで157.5だった分を今度は162.5に変えましたと。ここで、6月の分も引き上げた分をここにも加算されて、まとめて引き上げるという形で率がこうなりました、でいいんですよね。それを、今度は令和5年の場面においては、それを均等化するんですよね。そやから160になりますというところまでは分かったんです。どうして今度は160、160で6月、12月を合わせるということになるんですか。

○上村委員長 秘書人事課長補佐。

○中岡秘書人事課長補佐 今回、12月にした理由としましては、6月の期末手当については、もう支給のほう、支払いが終わっておりますので、国に準じた形で12月にまとめさせていただいて、年間の引上げ分を上げたという状況になっております。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 分かりました。今年度においてはそういう形を取りましたけれども、令和5年度になったときには、平準化と言うたらおかしいですけど、6月と12月の率は合わせますということに、現行と同じようにしますという理解ですね。

○上村委員長 秘書人事課長補佐。

○中岡秘書人事課長補佐 そのとおりでございます。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 それで、改正による議員全体の影響額は24万2,000円の増額ということになっているんですけども、具体的に、私やったら幾らになるんですか。

○上村委員長 秘書人事課長。

○高木秘書人事課長 1万9,600円の増という形になります。

○東（充）委員 了解しました。ありがとうございました。

○上村委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○上村委員長 これでは質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○上村委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○上村委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

議第3号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○上村委員長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○上村委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○上村委員長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

議第4号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○上村委員長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○上村委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○上村委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決するべきものと決定いたしました。

議第5号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○上村委員長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○上村委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○上村委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決するべきものと決定いたしました。

議第6号 上牧町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○上村委員長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○上村委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○上村委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決するべきものと決定いたしました。

議第8号 上牧町税条例等の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○上村委員長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○上村委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○上村委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決するべきものと決定いたしました。

議第10号 令和4年度上牧町一般会計補正予算(第7回)について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

東委員。

○東(初)副委員長 おはようございます。東 初子でございます。よろしくお願ひいたしま

す。歳入と歳出、一つずつ質問させていただきます。

説明書の4、5ページの歳入のところですが、款国庫支出金、項の国庫補助金、目の教育費国庫補助金のところです。5ページを見ていただいて、教育総務費補助金の学校保健特別対策事業費補助金ということで、タブレットの2番にも説明があるんですが、補助金の内容の説明をもう少し詳しくお願いしたいと思います。

それから、歳出のほうなんですけど、8、9ページの9ページで、コミュニティーバス運行費の修繕料222万6,000円の内容の説明をお願いいたします。2つでございます。よろしくお願いたします。

○上村委員長 教育総務課長。

○辻村教育総務課長 それでは、歳入の5ページ、教育費の国庫補助金の学校保健特別対策事業費補助金についてご説明いたします。この補助金に関しましては、学校における適切な感染症対策のための物品の購入等に対する補助金となっております。充当に関しましては、歳出の11ページになるんですが、学習環境整備事業費で、以前、6月補正で抗菌仕様の学習機を購入させていただいた分の一般財源の分に充当させていただきます。

○上村委員長 東委員。

○東（初）副委員長 分かりました。それと、タブレットの対象経費のイのところ、子どもたちの学習保障支援なんですけど、感染の状況や児童、生徒の状況に応じた学校での教育活動や家庭学習を実施する際に生じる経費というふうに記載されているんですけども、そこは具体的にはどのようなものなのか分からないので、そこを教えてください。

○上村委員長 教育総務課長。

○辻村教育総務課長 こちらに関しましては、家庭学習という点では、感染の状況に応じて、自宅でオンラインの学習をする際にかかってくる経費になるのではないかと考えております。

○上村委員長 東委員。

○東（初）副委員長 分かりました。そこは自宅でオンラインを行う際の……。

○上村委員長 教育総務課長。

○辻村教育総務課長 イの部分に関しましては、通信運搬とか、教材費に係ってくると思うんですが、今回はアの部分で充当させていただきます。

○上村委員長 東委員。

○東（初）副委員長 分かりました。今回はアの部分のもののみですね。理解できました。ありがとうございます。

では、次、お願いいたします。

○上村委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 それでは、補正予算書9ページにございます企画費のコミュニティーバス運行事業費の修繕料の内容でございます。資料といたしましては、1の1から1の4でお示しをさせていただいております。資料では運行をより利用しやすい環境づくりといたしまして、バス停留所の増設、それに伴いまして時刻表の見直し、また、一部運行ルートの変更部分を資料としてお示しをさせていただいております。修繕料の内容といたしましては、バス停の増設、時刻表の見直し、一部運行ルートの見直しを行う予定でございます。その部分につきまして、時刻表の入替えなどする費用を計上させていただいているところでございます。

○上村委員長 東委員。

○東（初）副委員長 分かりました。今回、ルートを変更していただき、バス停等の増設をしていただけるということで、以前より住民の皆さんからのお声も上がっておりますので、前向きな改善していただいて、住民の皆様、喜んでおられると思います。

分かりました。ありがとうございます。

○上村委員長 ほかにございませんか。

木内委員。

○木内委員 木内利雄でございます。まず、質問の箇所を申し上げさせていただきます。

歳入の説明書4ページ、5ページにございます県支出金の土木費県補助金で160万円の減額補正がなされておるところでございます。安心して暮らせる地域公共交通確保事業補助金が減額補正されているところでございまして、歳出のほうでは、20、21、22、23のところ計上されているところでございます。

まず、お聞きをするわけですが、釈迦に説法で申し訳ないんですが、予算編成のときには、当然、幾つかの大原則というのがあるわけです。今回のことに関しては、その原則の1つである不確実な財源は見込むべきではないと。確実性があるものだけを計上するということで、まず、お聞きをしたいと思います。よって、160万円、当初予算で計上したのは、どのような経過でこの160万円を計上したのか、まず、お伺いをして、その後、再質問をさせていただきたいと思います。

○上村委員長 答弁をお願いします。

建設環境課長。

○武安建設環境課長 それでは、ご質問の内容についてお答えさせていただきます。安心して

暮らせる地域公共交通確保事業補助金につきましては、おっしゃるとおり、当初予算のタイミングでは確定しておりませんでした。ただ、県とのやり取りの中で予算を確保する話が議場であったという中で、出の予算について320万でございますが、そこについては、確保する中で予算計上させていただいて、入については、おっしゃるとおり、交付の不採択不採択が4月に確定いたしますので、確定した後に補正させていただくという形が本来の筋であったのかなというふうに考えておるところでございます。

○上村委員長 木内委員。

○木内委員 もう少しこのところをお尋ねしたいんですが、要は、令和4年度公共交通基本計画推進支援事業について、選定委員会による審査の結果、不採択となりましたということですが、課長のほうで一定の感触を得たから160万円計上したと思うんですよね。だから、もう少し、県とのやり取りを、私どもに分かりやすく説明していただけませんか。だから県は、電話であったんか、面談をしてやったのか、どういうヒアリングがあったのかも含めて、160万を計上するに何か根拠があったから計上なさったと思うんで、そこら辺、もう少し、私どもに分かるようにご説明いただきたいと思います。

○上村委員長 建設環境課長。

○武安建設環境課長 今回の県の補助金の流れについてご説明させていただきます。

まず、令和4年2月1日に、次年度における事業計画書を県担当課に提出いたしました。その後、令和4年3月14日に、補助金交付の可否を決定するための事業選定委員会が行われ、そこに参加いたしました。その段階で、次に、令和4年4月19日に奈良県リニア推進地域公共交通課より、選定委員会による審査の結果、不採択となった旨の通知がございました。令和4年3月14日の事業選定委員会の中で、これも継続してバス停ベンチから設置させていただいている事業でございますので、同様の内容で説明させていただき、今回も補助金はつけていただけるのではないかとということもございましたので、計上させていただきましたが、4月に入ってからの可否を決定する審査の結果、不採択となった通知を頂きました。

○上村委員長 木内委員。

○木内委員 まず、不自然なことをお聞きするんですけど、経緯は分かりました。4月19日に不採択の通知が知らされたということであつたら、次の議会、臨時議会がどうやったか知りませんが、6月議会とかで入が160万減額になるというのは、6月直近の議会でやらなければならないんじゃないですか。おおむね諮るのは6月議会が適当だったと思うんですが、ここはどないしたんですか。

○上村委員長 建設環境課長。

○武安建設環境課長 これにつきましては、不採択の通知を受けてから、再度、財源確保のために、例えば県の補助金の中で請負差金等が発生した場合に活用できないか、県の担当課と調整を行っておりました。ただ、しかしながら、その現状としては、予算的に余裕がないとの回答をいただきましたので、減額補正が必要となったわけでございますが、今回の12月補正の議会での減額補正となったのには、県と調整させていただいていたところでございます。

○上村委員長 木内委員。

○木内委員 それは課長、お聞きしておきます。だから、できるだけ早い時点で対処されるのがよろしいかなというふうに思うんで、そのことだけを申し上げておきたいと思います。ただ、私、申し上げているのは、これ160万やから、まだ大きい金額ですけども、そこそこかなと思っているんで、これがもっと違う金額であれば、歳入欠陥ということもあり得るんだよね。ここら辺は慎重にお取組を頂きたいというふうに思っております。

そこで、設計のほうはどこまで進んでいるんでしょうか。

○上村委員長 建設環境課長。

○武安建設環境課長 設計につきましては、現在も発注し、随時進んでいるところでございますが、来年度の工事に向け、現在、業者と調整し、数量等も上げていただいているところでございます。現在の段階としましては、令和4年10月27日に契約をいたしまして、次年度予算に何とか間に合わせるために、調整、打合せ等を行っている状況でございます。

○上村委員長 木内委員。

○木内委員 そこまで分かりました。

ほんで、次ですが、上屋の工事は、今のお話ですと次の年度、令和5年度にやられるというふうにお聞き受けをしたんですが、今度は県の補助金等に関してはいかがなんでしょうか。要は、2点あるんですけど、令和5年度でこの上屋の工事をやる、この設計に基づいてやる。それと、県の補助金についてはどうなっているのかお伺いをしたいと思います。

○上村委員長 建設環境課長。

○武安建設環境課長 令和5年度に今回の工事、バス停の上屋を3か所設置する工事につきましては、実施していく方向で動いておるところでございますが、この設置に関しましても、同じく県の補助金も活用できるということでございますので、次回の選定委員会的时候にも、何とか採択されるように、今後、また努力していきたいと考えているところでございます。

○上村委員長 木内委員。

○木内委員 これ、設計のほうが不採択になったのに、工事のほうは採択されるということはあるのでしょうか。

○上村委員長 建設環境課長。

○武安建設環境課長 その点につきましても、今後、県に確認していきたいと思いますが、町としましては、つけていただけるように要求していきたいと考えておるところでございます。

○上村委員長 木内委員。

○木内委員 もうこれで終わりなんですけど、上屋に関して、今回のような減額補正が発生するようなことがないように、慎重にお取組を頂いて、もう12月なので、そろそろ上牧町の予算編成も進んでいると思うんですけど、そこら辺はしっかりとお取組いただいて、また上屋のことで減額補正等が発生しないように、私のほうから申し入れておき、この質問は終わらせていただきます。課長、ありがとうございました。

○上村委員長 ほかにございませんか。

東委員。

○東（充）委員 まず、8ページ、9ページです。先ほども質疑があったんですけども、コミュニティバスの運行ですけども、これについては、以前から文化教室などに行きたい、昼から1時ぐらいに着きたいということであったんですけども、それがうまいこと行けないという意見があったと思うんですけども、その分は、今回のこれで解消されたのかどうかということだけをお聞きしたいというふうに思います。

次に12、13ページの高齢者福祉費の敬老事業費ということで、61万2,000円が減額になっているわけですけども、これについての説明をお願いしたいと思います。

次に14ページ、15ページですけども、ここで説明の下のほうなんですけども、児童福祉総務費、こども未来課の分ですけども、増額の595万2,000円についてご説明をお願いしたいと思います。

次に16、17ページです。児童福祉費のところ、説明では子育て世帯生活支援特別給付金事業、ひとり親世帯以外の分ということで、償還金利子及び割引料ですけども、632万9,000円の増額について説明をお願いしたいと思います。

衛生費の保健衛生費、保健衛生総務費の説明欄の一番下ですけども、保健衛生総務費、役務費、手数料592万2,000円についてのご説明をお願いしたいと思います。

22ページ、23ページです。土木費の中の都市計画費の公共下水道費で、説明欄で下水道事業特別会計繰出金の下水道事業特別会計繰出のところで、113万1,000円の減額が計上されて

おります。これについての説明をお願いします。

次に、小学校だけではないと思うんですけども、24、25です。ここの小学校給食事業費ということで、資料4のところでも書かれているわけですけども、75万8,000円について、負担を軽減させないということで計上されたと思うんですけども、これについての説明をお願いしたいと思います。

以上です。

○上村委員長 順次、答弁をお願いします。

総務課長。

○丸橋総務課長 それでは、補正予算書の9ページでございます企画費のコミュニティーバス運行費の部分でございます。文化教室の部分について解消ができるかどうかという質問でございます。資料のほう、ご参照いただきたいんですけども、1の1から1の3の部分で、コミュニティーバス3台分ですけども、その中で、4便というところがございます。改正前でありましたら、この部分につきましては、コミュニティーバスのドライバーの休憩の時間やガソリンの給油の時間に充てていたところでございます。この部分について、文化教室などの利用がなかなか厳しい、できなかったというふうな意見も聞いておりました。今回、この部分について、全体的にコミュニティーバスの運行につきまして、調査と検討させていただきまして、見直しをさせていただいております。ですので、今まで利用できなかった時間帯も運行するというふうに考えておりますので、今のところ、解消できるのかなというふうに考えているところでございます。

○上村委員長 福祉課長。

○俵本福祉課長 款3民生費、項1社会福祉費、目2高齢者福祉費、敬老事業費でございます。

こちらにつきましては、去年同様に9月19日に予定しておりました敬老の式典を新型コロナウイルス感染拡大の影響により、中止とさせていただいたことに伴う減額でございます。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 中止になったということでの減額なんですけども、この敬老会をもし開いた場合、何名の方がここに出席されるという予定になっているのですか。

○上村委員長 福祉課長。

○俵本福祉課長 式典には米寿の方、88歳を対象としておりましたので、予定でしたら165名でございます。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 これまでの間、見たんですけども、50周年の記念だとか、いろんな行事もペガサスフェスタもやられましたし、いろんなことがあったんですけども、感染症がずっと続いているということは確かなことなんですけども、しかし、その中でやっぱり肝腎なところは開催してきたわけじゃないですか。敬老会は、そこはもう少し、例えばペガサスの会場として、広く空けてというふうにしたら、やれんこともなかったという気はしているんですけども、その点はどのようにお考えになったんでしょうか。

○上村委員長 福祉課長。

○俵本福祉課長 新型コロナウイルスでございますけれども、重症化しやすい方が65歳以上の高齢者、また、基礎疾患を持っている方でございますので、88歳という高齢の中であるかしないかという判断がございました。こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染対策本部会議にその旨も報告させていただいて、88歳、高齢という部分もございます。また、この式典の後には、カラオケ大会という部分で、皆さん、シルバークラブ連合会が主催でやっておられた事業もございました。そちらのほうも、決定前に、カラオケは今回中止するという、シルバークラブ連合会のご意向もございましたので、併せて事業として中止させていただいたところでございます。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 カラオケの部分は中止になったというふうに決断されたというのは、それはそれで正解だったと思うんです。やっぱり88歳というのは、その人の一生のうちで1回しかない記念じゃないですか。そういう部分については、どのようにお考えになったんでしょうか。やっぱり感染症だけを心配ということだけで中止にしたということになるのでしょうか。

○上村委員長 福祉課長。

○俵本福祉課長 高齢という部分も加味して、また、88歳の方が、このときはまだ感染症がちょっと蔓延していた時期でございましたので、出てきていただけるのかという部分も加味して、今回は中止にさせていただいたところでございます。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 百六十何名ですので、少し距離を置いたりして、換気をするなりというところに徹底すれば、でないと、今後、88歳の方はそういう心配があるということで、公の部分を中止にするということは、これからいろんな場面があるわけではないですか。日々の買物であろうが、何であろうが、ここでそういう心配があるからということで、行事が中止されているということになれば、一切のところは高齢者やからということで、感染の心配、重症

化の心配があるからということになっていくことになったら、それはどうなんでしょうね。

○上村委員長 福祉課長。

○俵本福祉課長 委員の意見もごもっともでございますので、今後、来年に向けて検討させていただきたいと考えます。

○上村委員長 福祉課長。

○俵本福祉課長 住民の意見、また、こちらで検討させていただきたいと考えております。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 分かりました。これで終わりますけれども、やはりその人たちにとっては、88歳というのが一生に1回しかないわけで、そういうところを祝ってあげるということであるならば、細心の注意を払いながら参加できる、そして、開催できるというような手だてを十分考慮して、中止なら中止、やるならやるという基準をきちんとしていただければありがたいかなと、できれば開催してあげられるという状況にしていいただければ、皆さん、喜ばれるのではないかなと思いますので、その辺の検討をよろしく願いしたいと思います。ありがとうございました。

次、お願いします。

○上村委員長 こども未来課長。

○寺口こども未来課長 補正予算書15ページです。一番下の償還金利子及び割引料595万2,000円の説明で、まずは、3年度に交付いただきました分の過年度の精算金をそれぞれ計上させてもらった合計額が595万2,000円となっております。これ、一つずつご説明させていただいたほうがよろしいでしょうか。

まず、1つ目の子どものための教育保育給付交付金、過年度精算金でございます。こちらは、私立の保育所等の保育所負担金に対する交付金でございます。当初、人数、実績は分かりませんので、概算で計上させていただき、実際に、保育所の2号認定であるとか3号認定であるとか、保育所入所されている人数の方、それに対する補助金の精算を行い、最終的に194万1,000円の精算金が発生したということで、計上させていただいております。

続きまして、施設型給付費等交付金過年度精算金でございます。先ほどの分が国庫の清算金で、こちらは施設型給付費等交付金、過年度精算金、県の4分の1の分、同じく県の分の精算金となっております。

続きまして、子ども・子育て支援交付金国庫補助金過年度精算金でございます。こちらは、国3分の1、県3分の1、市町村3分の1の補助率の分で、返還分に関しましては、延長保

育事業、それから放課後児童健全育成事業、それと子育て短期支援事業に関する返還金を計上させていただきます。

続きまして、子育てのための施設等利用給付交付金、国庫補助金過年度精算金でございます。こちらは新制度民保幼稚園、それから、預かり保育料、これは公立、私立ともなんですけれども、こちらに対する補助金をいただいた分の過年度の精算金を計上させていただきます。

続きまして、子育てのための施設等利用給付交付金、県補助金、過年度精算金、これは、先ほどと同じく、県の分の清算金を計上させていただきます。

次、17ページに移ります。児童虐待DV対策等総合支援事業費補助金、過年度精算金でございます。こちらは、子ども家庭総合支援拠点に係る非常勤職員に対しての人件費を頂いていた分の精算で、国2分の1の分の精算金を上げさせていただいたものでございます。

以上です。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 それぞれの部分においては、正確な数字がつかめないから、概算で事業を実施したということが主であるというふうに捉えていいわけですね。

○上村委員長 こども未来課長。

○寺口こども未来課長 実績報告を出しまして、その後の精算という形で上げさせていただきます。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 それで、16、17ページの児童虐待ということで、101万3,000円の分、一番上です。ここは人件費の部分であったというふうに今、ご説明を頂いたわけですが、人件費の部分でこれだけの分出すんですね。この部分はどのような状況だったのでしょうか。

○上村委員長 こども未来課長。

○寺口こども未来課長 こちらですけれども、令和3年4月に子ども家庭総合支援拠点を開設し、それから非常勤職員として、1名雇用させていただきました。そちらの分の非常勤に対する人件費が国庫2分の1つくという形で計上させていただいたんですけども、非常勤職員が自己都合により9月をもって退職となったため、それに対する返還額という形で、返還が発生した分でございます。

○上村委員長 こども未来課長。

○寺口こども未来課長 続きまして、同じく17ページの子育て世帯生活支援特別給付事業費、

ひとり親世帯以外分の償還金及び割引料でございます。こちらは、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情に踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給したものでございます。まず、こちらの申請がとても急ぎで要求を出してくれということが多く、急な事業だったもので、それを計算させてもらって、出させていただきましたが、最終的に実績を上げさせていただいたところ、事業費に係る部分が455万円の返還と、それから、事務費に係る部分が177万9,000円の返還という形で、こちらのほう、金額を計上させていただいた次第でございます。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 決算でないの見込みになると思うんですけども、実績はどのような状況だったのでしょうか。

○上村委員長 こども未来課長。

○寺口こども未来課長 事業費に係る分でございます。世帯数におきましては121世帯、児童数でいきますと、227人に対して、児童1人当たり5万円を支給させていただいたものでございます。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 121世帯、227名に対して事業を行ったという理解ですね。

○上村委員長 こども未来課長。

○寺口こども未来課長 事業費に関しましてはそうでございます。

○東（充）委員 了解しました。ありがとうございました。

○上村委員長 ここで暫時休憩とし、再開は11時15分。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時15分

○上村委員長 それでは再開いたします。

生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 それでは、補正予算書16ページ、17ページの一番下の保健衛生総務費の手数料についてご説明をさせていただきます。この手数料といいますのは、現在、保健師、看護師2名が病休等に入りまして、急遽、人が不足しておりますので、派遣看護師として雇いたいということで、こちらに計上させていただいたところでございます。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 そうですか。病休ということで、大変ですね。確保言うたら言葉が悪いんか

な、できる見通しはあるんですか。

○上村委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 現在、派遣会社と交渉を続けているところで、うちの課は専門職が多い課でございまして、別の専門職のこともありまして、声をかけさせていただいて、今の感触はどうやということでお聞きはしているんです。その中で、金曜日現在では、ちょっと今、感触があるので、話合い中ですという話はいただいているんですが、その感触がケアマネジャーなのか、看護師なのかという返事がまだもらえてないまま、本日を迎えております。

○上村委員長 東委員。

○東(充)委員 こんな言い方はおかしいかも分からないんですけども、やはり専門職の方で、それなりの経験もお積みになった方々が多いというふうに思うんです。我々としても、いろいろ生き活き対策課に相談して、的確なアドバイスなりして動いていただいたりということで、住民の人たちは本当に助かっている、ありがたがっている状況だと思うんです。私自身も相談させていただいて、何件か皆さんにお力添えをいただいたというところもありまして、そういう人たちの集まった方というふうに思うんですけれども、やはりそういう方たちがすんなりと上牧町の、例えば、そしたら生き活き対策課に行きましょうと言えないというところは、こんな言い方、おかしいんですけど、やっぱり賃金が低いということはないんですか。

○上村委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 例えば、会計年度任用職員の単価を県下全部に比べたことはないんですが、今、手数料というのは、派遣の方の賃金でございまして、ですので、派遣になりますと、会計年度のうちの賃金よりもちょっと高くなってくると思います。そして、病休ですので、病気が治って、もし復帰されるにしても、派遣の場合は1か月間で契約を終わることもできるのでという形で、今回、賃金も高いし、契約もやりやすいということで、派遣という形をさせていただいたところでございます。

○上村委員長 企画財政課長。

○中本企画財政課長 それでは、補正予算書22、23ページ、下水道事業特別会計繰出金についてご説明させていただきます。今回、下水道事業特別会計、第2回補正予算におきまして、人事院勧告に伴う人件費12万2,000円の増額及び地方債の借入れ利率が確定したことによりまして、125万3,000円の減額補正を計上しております。これによりまして、先ほどの人件費と、借入れ利率の確定を相殺いたしまして、113万1,000円を繰出金より減額するものでございます。

○上村委員長 教育総務課長。

○辻村教育総務課長 それでは、補正予算書の25ページから27ページにかけて、小学校から幼稚園の給食事業費の賄い材料費につきましての補正について、ご説明いたします。現在、物価高騰が続いているんですけども、学校給食の牛乳につきましても、値上げをするという通知が県からございましたので、その分の増額分、それから野菜とか、副食の分につきましても、実際、高騰しております、その分につきましても、今回、併せて増額補正させていただきます。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 本当に高いですよね。この物価の高さというのはびっくりです。そやけど、主婦の方が偉いと思うのは、同じ品物でもこのほうが安かったとか、こっちのほうが安かったというのをきちっと価格を覚えてはるのがすごいなと思っているんですけど、僕も、毎日ではないですけど、買物には行くんですけども、それがなかなか覚えられなくて大変なんですけども、今おっしゃったように、牛乳なんですけれども、ディオでしたらドンキよりも20円ほど安いという状況みたいで、この間、初めて見たんですけども、それぐらい物価が上がっているというところで、賄いのほうも大変だという状況で、しかしながら、父兄には負担を求めませんという配慮をさせていただいているところはありがたいというふうに思っています。どこまで町のほうも努力できるのか、ちょっと分かりませんが、できれば、無償化にさせていただければというふうに、僕は思うんですけどね。町長。こういうふうに努力しているということはありがたいことですので、ぜひ、今後も十分検討していただければと思います。

以上です。ありがとうございます。

○上村委員長 これで東委員の質問は終わりました。

ほかにございませんか。

遠山委員。

○遠山委員 引き続きまして、遠山です。よろしく申し上げます。

さきの委員の皆様につきましては、議第10号 令和4年度一般会計補正予算（第7回）について質問させていただきます。大きく5つほどあると思います。順次、通告していきたいと思っております。

まず、歳入のほうですが1点ですけども、説明書5ページです。節と説明欄だけ言います。下から3つ目の総務管理費寄附金のところで、寄附による町づくり条例に基づく寄附というこ

とで101万円計上されています。こちらについての内容の説明をお願いします。何件あって、匿名かどうか分かりませんが、どのような方が寄附をされたのか。これ、歳出のほうで、基金全額入っているんですけども、内容の説明をお願いします。

続きまして、9ページ、歳出の部分です。真ん中辺の財産管理費のところ、光熱水費の増額計上されています。こちらについては、私、事前に資料を開示させてもらっている、既に準備していただいているかもしれないんですが、財産管理費だけではなくて、今回の補正予算では、光熱水費につきまして11か所の増額計上されています。本会議初日の提案理由の説明の中では、電気料金の値上げに伴う増加ということだったんですが、横断的にどの課でも結構なんですが、光熱水費が電気料金値上げに伴って増額をされたということの内容についての説明をお願いしたいというふうに思います。

続きまして、13ページです。一番下の敬老事業費福祉加算ということで、さきの東委員からも詳しい質問をしていただきましたが、当初予算169万4,000円から61万2,000円の現状で108万2,000円の事業ということで、内容につきましては、先ほど説明がありましたけども、敬老の日のイベントを中止して、記念品を贈呈したと。これ、10月の広報に詳しく載っていました。今年度100歳、百寿という言い方もするらしいんですが、の方8名、米寿が、先ほど165名という説明ありましたけども、153名の方に記念品をお送りされたということで、この事業内容、どんな記念品を送られたのかという説明をお願いします。

続きまして、25ページ、教育費です。上から2つ目の教育総務課の、校外学習のキャンセル料等支援事業補助金ということで、タブレット3で詳しい説明を頂いています。修学旅行中止に伴うキャンセル料の補助金ということで、35万円の計上なんですけど、3番のところ、実施日。修学旅行先と詳しい説明を頂いていますが、恐らく、こういう予定をしたけどできなかったということだと思んですが、どんな修学旅行を予定したけども中止になったのか、結果的に何をされたのか、その辺りの質問をしたいと思っています。

続きまして、その下です。国際交流事業費、教育総務課、これにつきましても、コロナによって、中止をやむなくすることになったということで、当初予算が804万9,000円から757万3,000円の減額ということで、細かい節を見ていきますと、遠隔授業のリース料の47万6,000円のみが残っていると。残りが全て中止になっているということなので、何らかの事業を極力頑張ってやろうということで残されたと思うんですが、代替案についての説明をお願いします。

以上です。

○上村委員長 それでは、順次答弁をお願いします。

企画財政課長。

○中本企画財政課長 それでは、補正予算書4、5ページ、寄附による町づくり条例に基づく寄附金についてご説明させていただきます。本寄附金につきましては、令和4年4月1日から令和4年10月31日までの間に寄附を受けました寄附による町づくり条例に基づく寄附金につきまして、補正計上させていただいております。

寄附者につきましては、2件の寄附がございまして、まず1件目、これは法人からですが、学校法人天美学園、片岡台幼稚園から10月26日に100万円の寄附をいただいております。それと、もう1人ですが、町内在住の個人の方でございまして、4月22日に1万円の寄附をいただいております。この方については、名前とか住所とか公表は控えてくださいという本人さんの申出でございまして、町内在住の個人の方から1万円の寄附を頂いたということでございます。

○上村委員長 遠山委員。

○遠山委員 詳しい説明ありがとうございました。2件あったということで、実は寄附による町づくり基本条例に基づく寄附ということで、私のほうに個別に連絡がありまして、ご報告ということで、10月31日までだったということなんで、多分、それ以降の方だと思うので、今回の計上になってないんですが、その方に一応、ここでお話をすることは承諾いただいているので、個人情報はある程度配慮しながら説明しますけども、今年もふるさと納税をさせていただこうということで、現金納付の申込みをしたら、担当の方からお電話をいただきました。今年から上牧町も返礼品をお送りできるようになったので、ぜひとも何か選んでくださいと言ってもらって、レモンケーキと麺を選びました。若い女性の方で、とても丁寧にご対応いただきましたということで、お礼のお話がありました。今回、その現金納付でないと振込もできるようになったということで、かなり上牧町のふるさと納税に関する利便性が向上されていたと思うんですけども、そういう形でいろいろ内容を変えている、振込もできるようになったという理解でよろしいですか。

○上村委員長 企画財政課長。

○中本企画財政課長 これまでも振込による対応はさせていただいておりますけれども、やはり町内の方ですので、窓口納付に来られる方がおられまして、振込については、以前から対応させてもらっておったということでございます。

○上村委員長 遠山委員。

○遠山委員　　すごいい話だったんです。11月以降の納付なので、ここには出てないんですけども、その方、香芝の方で、某幼稚園の園長をされている方で、毎年ペガサスホールでイベントをするので、そのお礼も兼ねてということで、申込書の欄にその方へのお礼で寄附をしましたということでお話があったんですけども、額が少ないので恥ずかしい話なんですけども、ということだったんですけども、担当の方がすごくよく対応していただいたと。ですから、上牧町にふるさと納税する気にすごくなりますという話があったので、これからもそういう形で窓口の対応をお願いしたいというふうに思います。今回、ご報告だけです。ありがとうございました。

じゃ、次お願いします。

○上村委員長　総務課長。

○丸橋総務課長　それでは、補正予算書9ページにございます財産管理の需用費、光熱水費の増額の理由の質問でございます。この部分につきましては、令和4年度当初予算のときに、社会情勢など加味をさせていただきまして、予算組みをさせていただいたところでございます。ですが、現状の社会情勢というところで、電気使用料金の高騰によりまして、不足が生じるというところで、今回、補正の計上をさせていただいたところでございます。

○上村委員長　遠山委員。

○遠山委員　総務課長より説明いただきまして、ありがとうございます。

そのとおりだと思っていて、当初予算でもある程度、見込んでいたけれども、それ以上に電気料金が値上げになったので、増額計上したということなんですけども、それについての異議は全くないんですが、私、皆さんのタブレットのほうに資料の説明させてもらっているんですが、予算の計上の中で、上牧町の予算には、光熱水費が全部で20か所あるんです。今回、その中の11か所が増額補正されているという形で私、調べて、もし間違ったら言ってほしいんですが、今回、光熱水費の全増額が全部で1,600万円、合計、計算したらなったんですけども、その中で、まず1点目で伺いたいのが、庶民感情でお話をしますと、電気代が上がるということは、どこの電気代も上がると思うんです。Aさんの家もBさん家も一律1割、2割上がっていくと思っているんですけども、なので私、今回、まず1点目で注目したのが、その補正率ということで、当初予算から幾ら増額になったのかという額よりも、1割上がったのか、2割上がったかという中で、資料の1つ目、今回、補正計上された光熱水費という中で、例えばですけども、総務費の中の財産管理費については庁舎の電気代とかだと思うんですが、補正率が約38%の増加、例えば、文化センターは15%の増加、小学校が19%の増加、

幼稚園は30%の増加、この補正率に差があるのはどういう形で分析されていますか。

○上村委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 総務課で担当させていただいている施設での話になるんですけども、今回、電気代の増額につきましては、今期、参議院議員選挙がございました。その部分で、選挙期間中の使用が、かなり部分を占めているところでございます。その中で使用料金というのがございまして、使用料金の中で燃料調整費がございまして、その中で毎月20%ぐらい増加するという見込みで、施設のほうをさせていただいたというところでございまして、施設、庁舎の部分については、先ほど委員がおっしゃった補正率、パーセントという部分になっているのかなというふうに考えております。その他の部分につきましては、現状を見ていただきながら計上していただいている部分がございますので、補正率がばらばらになっているというふうには分析しているところでございます。

○上村委員長 遠山委員。

○遠山委員 詳しい説明ありがとうございます。ということは、今のお話ですと、財産管理費にいる庁舎の中の電気代の増額については、先ほど、電気代の高騰以外に選挙の話がされましたけども、そういう理由もあって、補正率が高いと。そのほかにつきましては、各課から、このぐらいの見込みだということで上がってきたものを、総務課は多分財政の担当も兼ねられているかなと思うので、そこを見越してやられているということで、私からすると例えば、AさんとBさん、A宅、B宅があったら、ここが1割の増額になりそうだと言ったら、こっちが3割と言ったら、そこも1割に抑えるべきじゃないかとか、そういう議論があるんじゃないかなと思ったんですけど、その辺りは担当課から上がってきたものを甘受して、補正予算、計上されているという認識でよろしいですか。

○上村委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 今回も使用料金が增加するところで、光熱水費が不足が生じるという、各部署、担当課と調整をさせていただいたところでございます。その中で、先ほどもお伝えさせていただきましたように、燃料調整費の部分につきましては、今回、不足が生じる部署につきましては、皆さん同じような形で調整をするというふうに情報共有しながら、計上したところでございます。

○上村委員長 遠山委員。

○遠山委員 ちょっと関連になるんですけども、私たち先月、議会報告というところで、議会でやったんですけども、住民の方の質問の中で、電気料金の話があったんですけども、

関連で質問させてもらっている形になるんですけど、例えば、今回補正計上された光熱水費の補正率の分析、多分、原課でもされていると思うんですけど、例えば、防犯灯の管理費というのは補正率が少ないんです。やっぱりLED化の影響が大きいのかなとかということで、LED化を推進しなきゃいけないということを判断していくことも必要と思うし、例えば、補正率の計上が大きいのが幼稚園だったりするので、幼稚園はなぜだろうと考えたら、幼稚園、そんなに夜に開くこともないのにといいながらだけでも、ただもってLED化を推移しなきゃいけないというふうに考えたりするんですけど、その辺りの考えはいかがですか。

○上村委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 その部分につきましては、今後、各担当部署、担当課と取組につきましては調整をさせていただいて、行っていきたいというふうに考えるところでございます。

○上村委員長 遠山委員。

○遠山委員 ぜひ、総務課は財政の担当という意味からも、違いましたか。財政ってどこになるんですか。企画財政課ですか。そこは後で聞きますけども、やっぱり横断的に考えなければいけないと思っているので、お願いしたいと思います。

では、その今の関連という話になるんですけど、一方で今回20項目、光熱水費がある中で、補正計上されなかった光熱水費が全部で9か所あるんです。例えばですけども、保健センター運営費、当初予算が1,117万1,000円ですけども、今回の補正予算では計上されていなかったりとか、あと公民館費、北上牧文化館費につきましても、補正が計上されていません。また、体育施設費についても、光熱水費の計上がされていないんですが、この辺りはどう分析されていますか。

○上村委員長 福祉課長。

○俵本福祉課長 福祉課でございます。福祉課は保健福祉センターを担当させていただいております。保健福祉センターの光熱水費のうち、電気使用料の予算は970万2,000円でございます。4月から10月の使用料の合計は508万6,950円で、予算残額は461万5,050円でございます。それで、先ほど総務課長からもありましたとおり、上昇率20%の増という形で考えますと、令和3年度11月から3月の電気料金の使用が380万円ほどでございました。それを120%増加させると456万円、予算残額が461万5,000円でございますので、今回は補正を見送り、もし足りない場合、さらなる燃料費の高騰があった場合は、3月議会で対応させていただきたいと考えております。

○上村委員長 遠山委員。

○遠山委員 全くそのとおりで、補正を上げてくださいというわけではなくて、経費節減に努めたりとか、電気料金というのは特保にあると思うんですけども、一般的に考えて当初の予算計上というのが、ある程度見込んで、ただ、絞ってやっている中で、やむなく上がったというところがあるんですけども、それが施設によって違うというのが、違和感を感じる方もいらっしゃると思うんです。ということは逆に、予算で盛り過ぎたんじゃないかとか、そんなことはないと思うんですけど、その辺もあるんですけども、保健福祉センターのほうは計上されなくて済んだと。いざというときになったら、3月に対応させていただくという解釈でよろしいですか。

○上村委員長 福祉課長。

○依本福祉課長 そのように考えております。それで、保健センターにおきましては、令和3年5月から新型コロナウイルスワクチン接種会場として活用しております。それに伴い、電気料金が、令和2年度から令和3年度にかけて100万円増加しました。その大きな要因は、感染対策をしながら換気しての冷暖房の使用でございました。それで、令和4年度につきましては、ワクチン接種における電気使用料金を加味して予算計上をさせていただいたところでございます。しかしながら、夏場の接種日数の減少、接種会場が、多くの部屋を使っておったんですけれども、多目的室だけになったということで、6月から9月接種日、令和3年度におきましては60日だったのが20日間、40日間減少しました。また、キロワットアワー、電力の使用料でございまして、令和3年度、この夏の期間で11万3,000キロワットアワー使っておったんですけれども、令和4年度につきましては8万3,000円、3万キロワットアワーの利用が減ったところでございます。この部分が、電気代高騰分をちょうど賄える分で、使用量が減った分が賄えるという形で、保健センターは補正予算しなかったところでございます。

○上村委員長 遠山委員。

○遠山委員 分かりました。保健福祉センターに絞ってですけども、電気料金が値上げになったけれども、一方でコロナワクチンの体制の部屋を一戸にするとか、思ったより日にちが足りなくて済んだので、電気代が思ったより当初予算にかからなかったと。そこを相殺するような形だったので、補正予算の計上が今回なくなった、そういう説明だったと思います。保健センターはそれで分かりました。そのほかのところも、もしかしたら、そういういろんな理由があるかなと思うんですけども、どこか担当課のところ、例えば体育施設費であるとか、この辺りについて増額補正されなかったというのは、何か理由があるのか、説明できれ

ばお願いできますか。

○上村委員長 社会教育課長。

○吉川社会教育課長 今ご質問ありました体育施設に関してでございます。体育施設に関しましては、12月の広報誌にも周知をさせていただいたんですけども、第1体育館のアリーナの外壁の改修工事をするに当たりまして、1か月は体育館を使用中止させていただきましたので、その1か月が、電気代が、使用料が、工事にはかかるんですけども、多少なりとも、工事は電気は使いますけども、丸々1か月使用するまでいかないというふうに考えましたので、その分で補正せずには賄えるという判断をさせていただきました。

○上村委員長 遠山委員。

○遠山委員 分かりました。保健福祉センターと内容は違えど、1か月間使用ができないので、12分の11になったというイメージの中で、電気代の増額も賄えたと。なので補正予算に載ったように理解しました。ありがとうございます。全部言ったら切りがないので、1個だけ額が大きいところで、清掃費の塵芥処理費の光熱水費が430万円計上しているんですけども、この辺りが、補正予算が上がらなくても大丈夫かなということの心配なんですけど、その辺りはいかがですか。

○上村委員長 建設環境課長。

○武安建設環境課長 塵芥処理費の電気料金の件でございますが、これにつきましては、当初予算、計上するに当たりまして、不燃ごみと中継施設の新しい施設に対する光熱水費も加味して、予算計上いたしております。これにつきましては、稼働前の状態で、参考となる数値も明確でなかったため、運用しておりました塵芥焼却場の規模と、新しく不燃ごみと中継施設の規模を考慮いたしまして、予算計上を行いました。その結果、現在までの使用料を精算したところを精査したところ、予算の範囲内での運用が可能であることが明確になってきましたので、今回、補正予算計上はいたしていないところでございます。

○上村委員長 遠山委員。

○遠山委員 課長、わざわざ出てきていただいて、ありがとうございます。理解しました。当初の予算立ての数字の根拠がどうだったのかということはこの議論ではないので、いずれにしても、今日、私がここで言いたかったのは、光熱水費の増額計上がされてないところ、されるところがある中で、例えば、緊急に3月に予備費使いますとか、専決でいかせてくださいというのではなくて、きちっと全課統一してほしいという希望だったということで、理解しましたので、いろんな課の方に出ていただきまして、本当にありがとうございました。

では、最後になるので、関連で本当に申し訳ないんですが、我々一般住民の感覚からすると、電気料金の値上げ以上にガソリン代の値上げというのが、今、一番、住民の方に直結しているんです。なぜかという、電気料金というのは頑張れば、早く寝るとか、電気消すとかってなるんですけども、ガソリン代というのは移動手段なので、移動を減らすことはなかなか難しいので、どうしてもガソリンでの値上げがイコール増額、家計の負担に直結するんですが、ということで関連で申し訳ないんですけども、資料を提供しているので、ある程度認識はしていただいていると思うんですが、上牧町における燃料費の増額については、今後、どのように考えていかれる予定ですか。予算的な面も含めてお願いします。

○上村委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 燃料費、ガソリン代の部分でございます。総務課の部分につきましては、コミュニティバスの運行に係るガソリン代という部分でございます。この部分につきましては、当初予算のときに、そのときもちょうど社会情勢的に、ガソリンの高騰もでございます。国のほうからのガソリンの補助はございますが、当初予算の部分につきましては、前年度での金額を少し加味させていただきまして、社会情勢の上昇も加味をさせていただきましたので、コミュニティバスのガソリン代につきましては、不足が生じないというふうに見込んでいたところでございますので、今回、補正をしていないという部分でございます。全体的なガソリン代、各公用車、消防自動車、あと、ごみ収集車等でございます。その部分につきましても、内容を精査させていただいた中で、今回、補正計上には至らないというふうには考えているところでございます。今後、また状況が変わりましたら、ガソリン代等の高騰がもしありましたら、全体的に加味をさせていただきまして、補正のタイミングがありましたら補正で対応させていただこうというふうには考えておりますので、今後、そういう状況で考えていきたいというふうにお考えのところでございます。

○上村委員長 遠山委員。

○遠山委員 よく分かりました。なかなか答弁もしにくいことだと思うんですけども、決して嫌みというわけではないんですけど、当初予算でこれだけのガソリン代の高騰を予測していたとしたら、僕はすごいことだと思うんです。私、予想しない以上に上がっていて、今後、多分、ガソリン代はもうちょっと前が天だと思うので、大分下がってくると思うので大丈夫かなと思うんですけども、というのは、我々感情からすると、光熱費が今、増額計上が上がったんで、燃料費もやっぱり増額が上がるのではないのかなという認識をごく自然にしたものですから、これが同じような形として、例えば3月ぎりぎりになるとか、専決でいかせて

くださいと言われるとか、予備費を使わせてもらうことがないように、しっかり管理していただきたいということだけお願いしたいんですが、いかがですか。

○上村委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 今後、状況を注視しながら進めたいというふうに考えているところでございます。

○上村委員長 遠山委員。

○遠山委員 ぜひお願いしたいと思います。ありがとうございました。

では、次、お願いします。

○上村委員長 福祉課長。

○俵本福祉課長 敬老の記念品でございます。米寿の方に対しては、カタログギフト、5,445円のものでございます。百寿の方につきましては、5,445円のカタログギフトとフラワーアレンジメント2,000円でございます。最高齢者の方、在宅の方がカタログギフト9,955円のものと同束5,000円でございます。施設の最高齢者につきましては、花束5,000円と1万円の盛り籠でございます。

あと、人数でございますけれども、先ほど、東委員の質問の際に165名と回答させていただいたんですけれども、予算組みの際の人数でございました。申し訳ございません。実際にお渡しした分は、遠山委員おっしゃっていただいた153名でございます。申し訳ございません。

○上村委員長 遠山委員。

○遠山委員 記念品をお渡しいただいたということで、額云々はともかくとしまして、百寿の方が8名、8名もいらっしゃるんですね。私、驚いたんですけど、あと米寿、88歳の方に153名、記念品を送られたということで、本来であれば、来ていただきたいと東委員が言われたので、私はここでは申し上げないですけども、来年度は、ぜひ、減額計上ではなくて、しっかりとした敬老の日ができることを願っています。ありがとうございました。

次、お願いします。

○上村委員長 教育総務課長。

○辻村教育総務課長 それでは、補正予算書25ページの校外学習のキャンセル料等支援事業補助金についてご説明いたします。資料ナンバー歳出3でございます。こちらに関しましては、記載のとおり、今年度、修学旅行は予定どおり行われました。このたび計上させていただいた分につきましては、修学旅行の際にかかるコロナ保険料に対するものでございまして、例えば、児童、生徒のどなたかがコロナにかかりまして、修学旅行自体がキャンセルになった

りであったりとか、そのかかった子どもさんが修学旅行に行けなくなったときに、日にちが直近であったり、数日前からキャンセル料とかかかってくると思うんですけども、このコロナ保険を掛けておくと、キャンセル料がかからないという保険でございまして、その保険料に対する補助になっております。ちょっと資料が説明不足で申し訳ないこととさせていただきます。

○上村委員長 遠山委員。

○遠山委員 分かりました。要は、キャンセル料がかからないための保険料だったということで、修学旅行は、実際、きちっと予定どおり行っていただいたと、そういう認識でよろしいですか。

○上村委員長 教育総務課長。

○辻村教育総務課長 そのとおりでございます。

○上村委員長 遠山委員。

○遠山委員 めちゃめちゃよかったと思います。学校のホームページとかを見させてもらっても、中止になったという話も、近隣からも聞かなかったんで、ただ場所が変わったかどうかというのは認識なかったんですが、予定どおり行かれたということで、本当に安心しまして、うれしく思います。ありがとうございます。

次、お願いします。

○上村委員長 教育総務課長。

○辻村教育総務課長 同じく25ページの国際交流事業費について説明いたします。先ほど委員おっしゃったように、遠隔授業機器リース料だけ除いて、事業の中止に伴いまして減額させていただきます。

今年度の事業といたしましては、今月の14日と16日に台湾の2つの中学校と、それぞれオンラインで、リモートで交流を行う予定をしております。

○上村委員長 遠山委員。

○遠山委員 これについては、2年前でしたか。私たち、見させていただいて、すごいよかったなって。あれは、当初のは出だしだったんで、遠隔というのが難しくて、すごい苦労されてたんですけども、あれを実際やったという事実が僕はすばらしいことだと思って、恐らく今回も遠隔リース料だけが残っているので、それをやられるということですばらしいというふうに思っています。

ちょっと話それて申し訳ないんですけど、今、ワールドカップをやっているじゃないですか。僕も4年に一度のサッカーファンになっているんですけど、あれを見ていて、ワールド

カップに水を差すと炎上してしまうので避けるんですけど、皆さん、ドーハのほうに行かれて、応援されて、マスク外されて、満員で、それをこういう形で中止になる小・中学生がいたときにどう思うんだろうと思うことがすごい多いんです。修学旅行行かれたって話、ありましたけども、私立の中学校、高校ですと、今、海外に行く修学旅行とかが軒並み中止になっています。にもかかわらず、あそこでやっているということに、本当、水差すような形になりますけど、応援はしているんですが、すごい違和感を感じるんですが、代替案として、遠隔授業ということで、2つの中学校でやっていただけるということを実にありがたいと思います。心からお礼を申し上げて、終わりたいと思います。

私のほうからは以上です。

○上村委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○上村委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○上村委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○上村委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決するべきものと決定いたしました。

議第15号 塵芥焼却場解体工事請負変更契約の締結について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

遠山委員。

○遠山委員 遠山です。議第15号 塵芥焼却場解体工事請負変更契約の締結についてということで、時間も押し迫っていますので、端的に伺いたいと思います。

議員懇談会で詳しい資料を頂きまして、今回の事業については、業者と変更契約を締結することによって工期の短縮及び経費の縮小を図ることができ、円滑な施工が確保できるということで、私はこの事業自体は賛成なんですけども、1点だけ伺いたいの、事業が塵芥焼

却場解体工事とあるんですが、これ、実際、解体工事が終わった跡地の管理ということで、僕、これ、町有地の管理だと思うんです。町有地の管理工事に伴う事業をたまたま塵芥焼却場の解体工事の事業者にやっていただくということで、科目が違うと思うので、その辺りの考え方はいかがですか。

○上村委員長 建設環境課長。

○武安建設環境課長 この跡地に関しましては、町の財産という形で町有地の管理という形になるところでございますが、現状としまして、解体工事、実施している中で、同一業者にフェンスを設置させることにより、額もかなり低額で設置できる場所もございますので、今、入っている業者に請負をさせていきたいと考えているところでございます。

○上村委員長 遠山委員。

○遠山委員 そのとおりで、そこを全く否定するものではなくて、よくそうやって考えていただいたと思うんですが、ちょっと僕の説明が悪いのかな、これを塵芥処理に入れるのではなくて、総務費の財産管理費の町有地管理工事ではないのかなと思うんですが、その辺りはどうお考えですか。

○上村委員長 総務部長。

○中川総務部長 今、遠山委員から、町有地の管理ということでございます。今現在、まだ焼却場自体の用地につきましては、行政財産という扱いをさせていただいておりますので、その中で1つの契約の中で工事をしたいということでさせていただいたと。もし普通財産というのであるならば、町有の官地という形で、財産管理費で予算計上等させていただいておりますが、あくまでも行政財産という管理の下で工事をさせていただくということなので、今、塵芥費のほうで予算化させていただいたところでございます。

○上村委員長 遠山委員。

○遠山委員 大変勉強になりました。要は、町有地の管理というのは普通財産に限るわけなんですね。行政財産については、町有地の管理工事という概念ではあまりないという認識でよろしいですか。

○上村委員長 総務部長。

○中川総務部長 今おっしゃっていただいたとおり、町の中に行政財産と普通財産とございまして、目的があるやつが行政財産と。目的がないような詳細については、普通財産ということで位置づけをさせていただいております。現状まだ、焼却場におきましては、最終、解体工事終わっておるわけでございますが、あくまでも、最終、土地の期限、管理を終わった

後に、目的が終わったという形で普通財産というふうに切替えをさせていただきたいと考えていることから、現状でまだ行政財産という考えの下、ここで公表させていただいたということでございます。

○上村委員長 遠山委員。

○遠山委員 僕もあまりこだわるところはないんですけど、僕もあそこ、将来的に普通財産になるという認識をしているので、ですから、普通財産を、不法侵入を防止するために柵をするので、僕は町有地の管理工事じゃないかなという認識があったんですけども、現状で行政財産なので、あそこは町有地管理工事じゃなくて、塵芥焼却場の解体工事にした、そういう形で判断をしている、それでよろしいですね。

○上村委員長 総務部長。

○中川総務部長 そのとおりでございます。

○上村委員長 遠山委員。

○遠山委員 詳しく説明いただきありがとうございます。この件については以上です。

○上村委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○上村委員長 ほかになしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○上村委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○上村委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、理事者からの提出のあった本委員会に付託されました議案は全て終了いたしました。

理事者側より挨拶をお願いいたします。

今中町長。

○今中町長 全議案可決すべきものと決定を頂きまして、ありがとうございます。また、本会

議でも全議案議決を頂きますようお願いを申し上げまして、御礼のご挨拶にさせていただきます。ありがとうございました。

○上村委員長 ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後 0時01分

再開 午後 2時05分

○上村委員長 それでは再開いたします。

意見書案第1号 シルバー人材センターの安定的事業運営のための適切な措置を求める意見書(案)、これを議題といたします。

趣旨弁明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

東委員。

○東(充)委員 1つはシルバー人材センターとして、インボイス制度に反対するものではありませんとなっている。ところが、この本文の中では、反対ではないんやけどもと書かれて、公益法人シルバー人材センターであるから、措置を考えてほしいという内容になっているという部分で、これは矛盾しないのかというのが1つあって、それが聞きたいということです。

それから、もう1つは、先ほども言いましたけども、報酬よりも社会参加云々ということであるからというふうに言っているけども、そうちゃうやろうと。どのように認識してるのというところと、その2つを聞きたかったと思います。そやから、先ほども言いましたけども、いやインボイス制度そのものについては反対なんですって言うたら、僕はすっと落ちるんですけれども、そうではないという話ですので、その辺のところを伺えればなというふうに思います。

○上村委員長 竹之内議員。

○竹之内議員 今、東委員からの質問なんですけれども、まず、シルバー人材センターの安定的な事業運営のための適切な措置を求める意見書の中で、シルバー人材センターと一般の事業者とはちょっと分けてご理解いただきたいなというところが念頭にあります。

それと、2つ目に聞いていただきましたこちらのほうですけれども、意見書の中にも明記させていただきましたけども、地域社会に貢献しようと努力している高齢者のやる気を阻害すると、活力低下と明記させていただきました。その中の説明にも重複するんですけれども、税金を発注者に負担してもらう方法と会員に負担してもらう方法が考えられるんですけれども、今、質問の場合は、後者のほうになると思うんですけれども、会員の課税が、事業者登録をし

てインボイス制度をしてもらえることにより、センターとしては、控除してもらいますけれども、会員全員にそれを強要することができないことと、会員にお願いしても高齢者である会員が自らその登録や消費税申告の手続をしなければならなくなることを考えられます。

それと、現状におきましては、各会員の収入のことになるんですけども、1人平均月3万円から4万円程度、年間に直しますと6万円程度の収入の平均がされるんですけども、その現状においても、この制度というのはなかなかということを考えておりました。

それと、消費税負担の財源をどうやって賄うことに関しましても、生きがいという概念から考えてみますと、せっかく今までやってきた仕事が減ったり、収入が減るということは、やはりやる気や生きがいをそぐことになるのではないかと考えたわけです。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 いいんですけど、早い話、そういうきれいごとではなしに、収入が減るんです。生きがいとかそんなのでやるんじゃなくて、問題は収入が減るんです。もう1つは、確かに社団法人で、シルバー人材センター本体そのもののところの部分が大きいということなんですけども、しかし、インボイス制度によって、同じような境遇でやっている会員さんのところも含めたら、ここだけではないやろということも僕は言いたいわけなんですけれども、その点はどうなんかなと思います。

○上村委員長 竹之内議員。

○竹之内議員 今、ここだけではないというご意見を頂きましたけれども、もちろんそういう認識もしております。

○上村委員長 ほかにございませんか。

遠山委員。

○遠山委員 議席番号8番、遠山健太郎でございます。意見書案第1号 シルバー人材センターの安定的事業運営のための適切な措置を求める意見書（案）ということで、提出者、竹之内議員に対しまして何点か質問したいと思っております。よろしく申し上げます。

まず、大前提として、このシルバー人材センター、インボイス制度を導入するに当たって、シルバー人材センターというよりも、提案者の竹之内議員として、インボイス制度自体に賛成する立場なのか、そうではないのか、この辺りどういう趣旨で、この意見書の提出をされたかを教えていただけますか。

○上村委員長 竹之内議員。

○竹之内議員 インボイス制度に反対するものではありません。

○上村委員長 遠山委員。

○遠山委員 分かりました。先ほど、東委員から質問があった中での答弁の中で、一般の事業者とシルバー人材センターを分けて考えるということで、少し分かりにくかったところもあると思うので、シルバー人材センターも含めて、インボイス制度は反対するものではないという認識という中で、シルバー人材センターの安定的事業運営のための意見書という中で、インボイス制度の議論をほかの議会でもたくさんやっているんですけども、すごい分かりにくくて、インボイス制度のそもそもの話を少しちょっと時間いただきたいと思うんですが、そもそもこのインボイス制度というのは、免税事業者、売上げが1,000万円以下の事業者が、内部的に収入としていただいている預かり消費税を、これから納入を促していこうという制度だということで認識をしているんですが、それに賛成という立場であれば、今後、シルバー人材センターの会員に対しても、免税事業者でありながら、インボイスの登録、いわゆる適格請求書等保存方式に伴う登録申請を促すというふうな形になると思うんですけど、そういう流れでよろしいですか。

○上村委員長 竹之内議員。

○竹之内議員 今、いろんところで議論されているということで、遠山委員から、少し意見いただきました。今、シルバー人材センターの中で、免税事業者の話をしていただきましたけれども、私の考えとしましては、高齢者である会員自身が、課税事業者として消費税を納めるような、これから登録しやすい国のシステムを構築、つくって、環境づくりを国に要望するものとしての考えです。それが構築されたら、シルバー人材センターの会員が、インボイス制度の中で、納税が可能になってくるかなという、これから先の考えを含めております。

以上です。

○上村委員長 遠山委員。

○遠山委員 シルバー人材センターの会員が課税業者になるというよりも、インボイス制度というのは、免税事業者でありながら、インボイスの登録をすると消費税の納税をしなければいけないという、それがインボイスの登録というものなので、先ほど説明がありましたシルバー人材センターの報酬が今、月3万円ぐらいということで、先ほど年6万って、多分36万の誤りかなと思うんですけど、ぐらいの報酬の中で、なかなかその消費税の、要はインボイス登録までする余地がないということだと思うんですが、ただ、国の制度としては、そこをしていかなければいけないという中で、段落の最後、シルバー人材センターの会員への配分金等について、インボイス制度の適切な措置を講じるよう強く要望するというので、今、

竹之内議員から説明があったのは、免税業者であるシルバー人材センターの会員が、今後、インボイスの発行をすることができるようになるための様々なシステムづくりをしていくことを措置として要望するということがあったんですが、僕が言うのも何ですが、そうではなくて、本来は適用除外にしてほしいとか、本当はそういう希望だと思うんですけども、国がそれを認めてくれている中で、苦渋の選択の意見書だというふうに考えているので、本来でしたら、適用除外してほしいという思いがある中で、それが無理なのであれば、何とかシルバー人材センターの会員の方が登録しやすいようなシステムづくりをやってほしいと。そういう思いでこの意見書を提出されたという認識でよろしいですか。

○上村委員長 竹之内議員。

○竹之内議員 その認識で結構です。

○上村委員長 遠山委員。

○遠山委員 よく分かりました。私個人としてもこのインボイス制度については、1つ思っているところあるんですけども、こういう制度がある以上は、そういう形のシステムづくりというのは急務だと思いますので、そういう形の意見を述べさせていただいて、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○上村委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○上村委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○上村委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○上村委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました議案は全て終了いたしました。

これをもちまして総務建設委員会を閉会いたします。皆様、ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時17分

上牧町議会委員会条例第27条第1項の規定により署名する。

総務建設委員長

上 村 哲 也

## 文教厚生委員会会議録

1. 日 時 令和4年12月6日(火) 午前10時
1. 場 所 3階委員会室
1. 協議事項 議第1号 上牧町認可地縁団体印鑑条例の制定について  
議第7号 上牧町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例について  
議第9号 上牧町下水道事業の地方公営企業法の全部適用に伴う関係条例の整理に関する条例について  
議第11号 令和4年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算(第2回)について  
議第12号 令和4年度上牧町介護保険特別会計補正予算(第3回)について  
議第13号 令和4年度上牧町下水道事業特別会計補正予算(第2回)について  
議第14号 令和4年度上牧町水道事業会計補正予算(第3回)について
1. 出席委員 委 員 長 竹之内 剛 副 委 員 長 服部 公英  
委 員 康村 昌史 牧浦 秀俊 富木つや子  
石丸 典子  
議 長 吉中 隆昭
1. 理 事 者 町 長 今中 富夫 副 町 長 阪本 正人  
教 育 長 松浦 教雄 総 務 部 長 中川 恵友  
都市環境部理事 吉川 昭仁 住民生活部長 山下 純司  
健康福祉部長 青山 雅則 教 育 部 長 松井 良明  
総 務 課 長 丸橋 秀行 秘書人事課長 高木 真之  
上下水道課長 南浦 伸介 住民保険課長 和田 暁  
生き活き対策課長 林 栄子
1. 事 務 局 局 長 森本 朋人 書 記 山口 里美  
書 記 横田 大樹

開会 午前10時00分

○竹之内委員長 皆様、おはようございます。定足数に達しておりますので、これより令和4年度第4回定例会、文教厚生委員会を開催いたします。

初めに、理事者側より挨拶をお願いいたします。

今中町長。

○今中町長 皆さん、おはようございます。文教厚生委員会に付託をされました議第1号 上牧町認可地縁団体印鑑条例の制定について、議第7号 上牧町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例について、議第9号 上牧町下水道事業の地方公営企業法の全部適用に伴う関係条例の整理に関する条例について、議第11号 令和4年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算(第2回)について、議第12号 令和4年度上牧町介護保険特別会計補正予算(第3回)について、議第13号 令和4年度上牧町下水道事業特別会計補正予算(第2回)について、議第14号 令和4年度上牧町水道事業会計補正予算(第3回)について、活発なご議論の上、全議案可決すべきものと決定いただきますようお願いを申し上げまして、ご挨拶させていただきます。よろしくお願いいたします。

○竹之内委員長 本委員会に付託されました議案はお手元に配付の次第のとおりです。順次審議してまいります。

議第1号 上牧町認可地縁団体印鑑条例の制定について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

牧浦委員。

○牧浦委員 皆さん、おはようございます。4番、牧浦です。

上牧町認可地縁団体印鑑条例の制定について、7点ほど質問させていただきます。ちょっと多いので、一問一答でよろしくお願いいたします。

○竹之内委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 それでは始めさせていただきます。これは町内会名とか、または団体名で、不動産登記ができるということなんですか。

○竹之内委員長 住民保険課長。

○和田住民保険課長 今、牧浦委員にご質問いただきました内容につきまして、今回、上げさせていただいている条例及び規則につきましては、法令の地方自治法の第260条の2の第1項の規定により、認可地縁団体と認められた団体に関しまして、台帳に基づく内容であれば住

民保険課では印鑑登録をし、そして印鑑証明を発行する、その内容を今回は上程させていただいております。

○竹之内委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 分かりました。それでは、一番初めなんですけども、従前に比べまして煩雑になると思うんですけれども、例えば、総会開催であるとか、役員の選出であるとか、規約に基づいて運営するという事になっていると思うんですけれども、どのように指導されていくのでしょうか。

○竹之内委員長 秘書人事課長。

○高木秘書人事課長 認可地縁団体の設立に向けた牧浦委員のご質問でございますが、指導と申しますか、認可地縁団体の設立の申請に関しましては、いろいろもちろん、今おっしゃられた規約であるとか、総会の開催等々の書類が必要となってくるわけでございます。今現在、当課といたしましては、特に自治会に向けた、設立に向けたハンドブック的なものを分かりやすい状況でお示しできるように、鋭意作成中でございます。

○竹之内委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 分かりました。そのハンドブックを渡して、あとはその団体であるとか、町内会等にお任せするという形なんではないでしょうか。

○竹之内委員長 秘書人事課長。

○高木秘書人事課長 そういうことでございます。

○牧浦委員 分かりました。それでは、次ですけども、不動産登記費用が発生すると思うんですけれども、いかがでしょうか。

○竹之内委員長 秘書人事課長。

○高木秘書人事課長 認可地縁団体という形で設立をされた場合、それらの費用は地縁団体の中で賄っていただく形になってまいります。

○竹之内委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 ということは、登記費用は町内会であるとか、その団体が持つということでしょうかいいんですね。

○竹之内委員長 秘書人事課長。

○高木秘書人事課長 そういうことでございます。

○竹之内委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 分かりました。それでは、次、お願いいたします。代表者とか事務所等に変更が

あった場合、その都度に届出が必要なのかどうか、お願いできますか。

○竹之内委員長 秘書人事課長。

○高木秘書人事課長 代表者1名、そしてまた、それらの事務所をどこに置くかということも、もちろん初めに明記するわけでございますが、それらに変更があった場合は、速やかに変更手続を取っていただくということでございます。

○竹之内委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 そしたら、規約の変更も町長の認可が必要なんでしょうか。

○竹之内委員長 秘書人事課長。

○高木秘書人事課長 もちろん認可地縁団体の設立という形になりますと、それらの書類、総会の開催等々、設立に向けての一式書類は、町長宛てに出していただくという形になっております。

○竹之内委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 そうなると、町の指揮監督下に置かれるというイメージがあるんですけど、そこら辺はいかがでしょうか。

○竹之内委員長 秘書人事課長。

○高木秘書人事課長 そもそもこの地縁による団体の原則と申しますのは、住民の自発的意思に基づく任意団体ということでございますので、設立後は町の監督下に置かれるということではなくて、それぞれの団体で運営をしっかりとっていただくということでございます。

○竹之内委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 分かりました。そしたら、申請できない団体はどんなのがあるんでしょうか。

○竹之内委員長 秘書人事課長。

○高木秘書人事課長 申請できない団体と申しますが、区域で、その地域で、全住民が加入できる団体というのが、まずもっての大前提でございまして、いわゆる特定の活動を目的とした団体、地域活動を円滑に行うための地縁による団体でないもの、スポーツ的な団体であるとか、文化活動の団体であるとか、ボランティア活動の団体であるとか、また性別であるとか、また、加入要件がいろいろ異なってくるもの、婦人会であるとか、老人会であるとか、そういった団体については、申請できない団体になっております。いわゆる自治会的なものでございます。

○竹之内委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 分かりました。1つだけ、老人会なんですけれども、自治会によっては老人憩い

の家というのがあると思うんですけども、その扱いはどうなるんでしょうか。

○竹之内委員長 秘書人事課長。

○高木秘書人事課長 扱いと申しますか、この規約には、一応、主たる事務所を置くところを明記するということになっておりますので、公民館的な集会施設であるとか、いろいろな例を見ますと、自治会長宅をそういう形で置かれるところもあるような形になるのだと……。

○竹之内委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 そういうことであれば、例えば、一番分かりやすいのは新町ですね。公民館があって、老人憩いの家がありますよね。でも、これは自治会長1人が兼任されるというイメージでよろしいでしょうか。

○竹之内委員長 秘書人事課長。

○高木秘書人事課長 申し訳ないですが、もう一度聞かせていただいてもいいですか。

○竹之内委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 例えば公民館があります。老人憩いの家があります、ある在所にはこういうところがある。今、例に挙げさせてもらった新町は両方あると思うんですけども、こういう場合でも、例えば、老人会は地縁団体としては認めないと言うたかどうか分からないけど、しないのであれば、自治会長が1人が兼任されるということでもよろしいでしょうか。

○竹之内委員長 秘書人事課長。

○高木秘書人事課長 老人憩いの家的なところの取扱いについては、今、資料を持ち合わせておりませんので、また追って回答させていただきます。

○竹之内委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時13分

再開 午前10時13分

○竹之内委員長 再開いたします。

秘書人事課長。

○高木秘書人事課長 先ほどのご質問でございますが、老人会は地縁団体になれない団体ということでございます。

○竹之内委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 よく分かりました。そしたら、最後ですけども、不動産等を保有する目的でない場合は、この団体にはなれないということではあるんですが、逆に認可地縁団体とならない選択もあるんでしょうか。

○竹之内委員長 秘書人事課長。

○高木秘書人事課長 認可地縁団体にならない選択というかももちろんそういった形で、不動産登記であるとか、法律上の権利を行使してするような事業であるとか、そうされた場合は、もちろん認可地縁団体になっていただく必要がございますが、もちろん今までのような任意団体という形でやっても構わないということでございます。

○竹之内委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 ここが一番聞きたかったんですけども、これ、本当に従前に比べて、いろいろ総会とか役員選出とかあるんで、本当やったらこれ、しないほうがいいのかないところがありまして、これだけあるんであれば、認可団体とならない選択肢もあってええのかなと。でもやっぱりこれ、出てきている限り、やらないあかんのかなと。やらない選択はあるんかなということで、聞かせていただきました。ありがとうございました。

私の質問は以上です。ありがとうございます。

○竹之内委員長 牧浦委員の質問が終わりました。

ほかにご覧いませんか。

服部委員。

○服部副委員長 おはようございます。6番、服部公英です。上牧町認可地縁団体印鑑条例の制定について、質疑を行います。

まず、今回、上牧町認可地縁団体印鑑条例が出てきた趣旨というのは書いているんですけども、本来の目的は何になっているのか。

質問の2つ目、自治会等で道路の工事で通行止めであるとかで工事をするのが自治会の印が要するという部分で、認可条例を受けて申請しておかないと、今までのように任意で行っていた判こだけでは通用するのか、しないのか、やっぱり申請時にこういう登録をしておかないと、今後、そういう業務に、自治会の印が通用しなくなるのか。その辺についてお聞かせ願いたいと思います。

○竹之内委員長 住民保険課長。

○和田住民保険課長 服部委員お聞きいただいております、まず目的なんですけれども、今回、私どもの認可地縁団体の印鑑条例につきましては、本来、認可地縁団体というのは、地方自治法の下、平成3年度からもう既に始まっている制度でございまして、ただ、上牧町内では、不動産を保有されているような地縁団体に該当する団体、なかなか見受けられなかったもので、これまでそこら辺のハンドブックやそういった整備はしておらなかったんですけども、

令和3年5月に地方自治法の一部改正によりまして、不動産の保有を前提としないものであっても認可地縁団体に認めるというような改正内容が出てまいりましたので、私どもとしましては、当然、法人登記する際には、印鑑証明も必要になってまいりますので、ちょっと時系列で言いますと、地方自治法の改正の流れがありましたゆえに、今回、印鑑条例と規則を制定させさせてもらったという経緯となっております。

○竹之内委員長 服部委員。

○服部副委員長 ありがとうございます。よく分かりました。

2つ目の質問をお願いします。

○竹之内委員長 秘書人事課長。

○高木秘書人事課長 服部委員ご質問ありました道路工事とかの場合での、自治会長の印鑑につきましては、認可地縁団体に認められた登録印ではなくても、それは可能であると思っております。

○竹之内委員長 服部委員。

○服部副委員長 そういう質問は、さきの委員の質問の中であったように、自治会長さんたちのハンドブックであるとか、そういう部分をつくるところで、そういう細かい説明はしていただけるというふうに理解してよろしいですか。

○竹之内委員長 秘書人事課長。

○高木秘書人事課長 先ほど申しましたように、認可地縁団体の設立を申請される自治会等にございましては、今、ハンドブックを作成しておりますので、また完成いたしまして、その際にはお示しできるようにさせていただきたいと思っております。

○竹之内委員長 服部委員。

○服部副委員長 分かりました。最後になるんですけども、先ほど、牧浦委員から最後に質問された申請しなくてもいいという選択肢もできるというふうに理解しているんですけども、申請しなかった場合と、している場合と、今後、各自治会において差が出てくるということはないのでしょうか。

○竹之内委員長 秘書人事課長。

○高木秘書人事課長 もともと認可地縁団体の設立という形でこの法改正もなりましたけれども、大きな1つの問題があったということは、これまでの自治会の組織ではなくて、資産管理面で様々な問題が生じてきたということが1つの大きな目的でもあるわけがございます。例えば、これまで名義人の1人が自治会を退会されたことによって、例えば、もともとの会

長が登記されていたと、その方が退会された場合、後の手続が困難になったとか、また、名義人が死亡された後に相続人が不明になったとか、そういったいろんな諸問題が起こってきておるのが現状でございます。そういった形にも対処できるように、認可地縁団体の設立という形でなっているわけでございます。一方で、納税義務であるとか、また総会を開けなければいけないとか、規約であるとか、そういうものを整えていかなければならない。これは必要になってくるわけでございますが。

○竹之内委員長 服部委員。

○服部副委員長 今の説明で、また少し聞きたいことが出てきましたので、もう1つ追加で聞きますけれども、認可地縁団体という登録をして、自治会館等不動産登記した場合、不動産に対しての固定資産税であるとかは免除というふうに理解してよろしいですか。

○竹之内委員長 秘書人事課長。

○高木秘書人事課長 登記となりますと、法務局等に届けていただく必要もございまして、免除にはならないと思っております。

○竹之内委員長 服部委員。

○服部副委員長 登記の手数料の話じゃなくて、登記自体をしてしまうと固定資産税が発生するんですけども、認可地縁団体が保有する物件については、固定資産税等はかからないというふうに理解してよろしいですか。

○竹之内委員長 秘書人事課長。

○高木秘書人事課長 今ご質問ありましたが、その課税に対しましても、例えば収益事業を行うとか行わないの別によって変わってまいります。

○竹之内委員長 住民生活部長。

○山下住民生活部長 今、固定資産税の減免等についてのご質問でございます。この部分につきましては、税条例の中で、固定資産税の減免という形で、公益のために直接占有する固定資産税という部分に該当すると思われまますので、減免の対象になろうかと思っております。

○竹之内委員長 服部委員。

○服部副委員長 分かりました。ありがとうございます。

以上です。ありがとうございます。

○竹之内委員長 服部委員の質問が終わりました。

ほかにございませんか。

富木委員。

○富木委員 おはようございます。富木です。よろしくお願いいたします。

2点だけお願いいたします。

1点は、先ほど認可地縁団体の印鑑条例の制定について、内容的な対象になる要件であるとか、詳しい税のこととかありました。今回、上牧町税条例の改正の中にも、新しい認可地縁団体の法人住民税の課税減免の条項を新設すると出ておりましたけれども、そのようなことも、固定資産税の点も理解したわけですが、お聞きしたいのは、今回、目的について平成3年度から認可地縁団体、全国の中でも多数といいますか、自治会、認可されたところがございます。上牧町の場合は、先ほど課長からご説明ありましたが、平成3年度からだけでも、上牧町内の自治会、不動産の取得とかが見られないので、上牧町においては、現在、認可要件になっている自治会はないという理解でよろしいですか。

○竹之内委員長 住民保険課長。

○和田住民保険課長 現在、認可地縁団体として認定を受けている団体はございません。

○竹之内委員長 富木委員。

○富木委員 分かりました。今回、このように条例があるんですけど、今、自治会に関わっている議員さんもいてはって、いろいろと考えておられるというか、団体に対しての今後の協議とか必要になってくると思うんですけども、上牧町としては、認可地縁団体に関する周知といいますか、そのような自治会に対しての周知、また説明、そのようなことはされるお考えはありますか。

○竹之内委員長 秘書人事課長。

○高木秘書人事課長 先ほども申し上げましたように、ハンドブック的なものを作成いたしまして、自治会のほうから申出等、ご相談がありましたら、またそれをお示しさせていただきたいと思っております。

○竹之内委員長 富木委員の質問が終わりました。

ほかにございませんか。

康村委員。

○康村委員 1番、康村です。上牧町認可地縁団体印鑑条例の制定について、ちょっと質問させていただきます。

印鑑条例の制定については、私は何も問題はありません。ただ認可地縁団体になるという要件に関して。何ぼ読んでも、私たちのような新しい大字は、認可地縁団体になろうがなるまいが、意味がないんです。ということは、今のままの任意団体で十分だということです。

こういうのがもし必要となるような大字は、私が思うには、旧大字で土地を持っているとか、所有している方たちだと解釈していたんです。

それと、先ほど説明の中で令和3年5月から、不動産の所有を目的としない団体も認める。僕にはこの意味がよく分からないんですけれども、何の意味もないので、例えば、うちの片岡2丁目が印鑑登録して上げたところで煩雑になるだけなんで、だから、私はこの印鑑条例、あまりにも全然意味がないということで聞き流していたんですけれども、私がなぜこういうのを制定してくるのかというのは、今、公民館の指定管理者制度で運営を委託されていますので、それと、いずれ公民館、いろんなところありますけれども、建て替え等のいろんな問題がこれから発生してくるので、それぞれの大字では無料で建て替えてほしいですけれども、そんな無理やということで、こつこつとお金をためていっています。頭金にしようとか、何とか建て替えていただきたいというのが我々の本音なんですけれども、なかなか財政もこれから厳しくなる中で、行く行く町が公民館などを自治会に所有権移転していく、自分らで管理してというような方向に持っていくんじゃないかなということで、これが必要になってきているという気がしたんですけれども、その辺についてだけご返答願いたいと思います。

○竹之内委員長 総務部長。

○中川総務部長 今、康村委員から公民館の今後の在り方ということで、少しご質問いただきまして、以前から各公共施設等々の個別計画をつくらせていただきまして、現在、はっきりとした答えは出てない中で、今、ご質問あったとおりに、公民館の在り方についてということで、いろいろ以前からご意見等賜っております、なかなか全ての公民館を町のほうで、当初は建て替えすることは厳しいという中で、いろいろ議論を頂きながらと言いながら、小さい自治会におきましては、なかなか自治会数も少ない中で自治会での公民館の建て替えは厳しいというご意見を賜りまして、ちょっと今、町としても最終、まだどういう形というところまでは行けてはないんですが、ただ、いろいろ議論する中で、今、ちょっと康村委員のほうからお話ありましたように、もし、認可地縁団体というのを設立していただければ、自治会コミュニティーセンターの助成金が取れると。あくまでもそれは、認可地縁団体という登録がある自治会において、そういう要件の中に、認可地縁団体になれば、そういう補助金も取れますよというふうなお話もございます。ただ、それはどういう形で活用していただくかというのは、あくまでも今後の話は、一定限度、議論していかないといけないのかなと思っていますところでございます。ただ、そうなれば不動産の登記ということで、認可地縁団体のほうで名義を登録していただいて、助成金を受けて、一定限度、町からも補助金を出しな

がら、公民館を建て替えてもらうということも可能であると、そういう制度がございますので、今後、そういった場合においては、やはり認可地縁団体ということに手続をとっていただくと、受けられる可能性はあります。ただ、年間、何件か補助金の件数もありますので、全てその年に補助金が取れるかどうかというのは別の話になるんですけど、ただ、そういう制度には合致してくるというところがございます。

○竹之内委員長 康村委員。

○康村委員 よく分かりました。私の質問はこれで終わります。

○竹之内委員長 康村委員の質問が終わりました。

ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○竹之内委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○竹之内委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○竹之内委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

議第7号 上牧町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

富木委員。

○富木委員 富木でございます。上牧町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例について、質問を何点かさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

乳幼児医療費の助成については、これまでも、私も多くの保護者の方々からご要望、ご意見、たくさんいただいてまいりました。28年、29年の定例会でも一般質問して、予算要望もさせていただきながら、また、今回9月の一般質問でも、拡充の質問をさせていただいてい

たところですが。答弁の中では、近隣市町村の状況も見ながら、子育てがしやすい環境づくりを進めていくということで、来年5年度の実施に向けて検討を進めていくということで、今回のこの条例が出てきておりますので、その点については、子育て支援について大変に前向きに対応していただいている、また、寄り添っていただいているということに本当に感謝しております。ありがとうございます。

そこで質問に入らせていただきます。上牧町については、平成26年に入院、平成27年に通院が0歳から15歳まで、中学生まで拡充していただいております。9月の一般質問の中にも回答していただきましたが、今、県内の高校卒業までは助成実施状況は、全体で9市町村、うち1村が20歳まで、また、県内にも、高校生まで拡充をしているところもございます。その中で、やはり助成につきましては、いろいろお声を頂いていたんですが、今、現在のこの8月からも、香芝市とかがやっていくということもお聞きしておりました。現在、その辺の周辺、または県内の助成の状況については、変化はありませんか。

○竹之内委員長 住民保険課長。

○和田住民保険課長 今、富木委員よりご質問いただきました子ども医療費の高校生までの年齢拡大、一般質問の回答では、令和5年4月から上牧町においては実施いたしますということですが、近隣の状況、どのようになっておりますかということですがけれども、9月議会以降、近隣、すごく動きございまして、まず、市長会とかでも、首長さんが集まられて、前向きに進める方向で意見がまとまったと聞いております。

現状ということで、近隣で申しますと、広陵町におきましては、8月から実施された流れがございまして。その後、上牧町としましては、令和5年4月からの実施に向けて動いておるところですがけれども、北葛で言いますと、河合町、王寺町に関しましても連携を取りまして、情報共有させていただいているんですけども、同じく令和5年4月からの開始の見込みであると。同じように、生駒、北葛の課長会とかも開かれるんですけども、その中でも、全ての団体におかれましては、令和5年度中には進めていきたいという状況を聞いております。

○竹之内委員長 富木委員。

○富木委員 ありがとうございます。私、公明新聞を参考にお話をさせていただくんですけども、厚生労働省がこの9月に発表した調査結果ですけれども、4月時点です、全国で1,718市町村の中で、中学生や高校生までを助成対象にしている市区町村が、通院で94%、入院で97%を占めております。このうちに、高校3年生までを対象にしている市区町村が増えていて、通院は前年度比84増の817、入院は同93増の892、10年前に比べますと、いずれも20倍以

上に拡大しているということで、これに伴って、15歳、中学3年生までの市区町村は通院で42減の832、入院で同85減の810、通院の最多は中3までですけれども、入院では、高3までとなっているという情報が、調査でありました。その中で、上牧町としては、今回、この資料も出していただいておりますが、概要を今、中学3年生から高校3年生までということで、内容についても自己負担額、外来療養費の県基準が1,000円ですけれども、従来どおり500円とする、それからスケジュール等にも、令和5年1月頃に広報をしてホームページ及びラインにて周知、それから、同5年の2月上旬に対象者宛てに申請書を郵送ということになっております。

9月議会のときに、中学校から高校生までの場合の試算について、約950万円程度ということで、ご回答いただいておりますけれども、その辺の関係性から、今回、就学前、小学生、中学生の対象者と、それから高校生の対象者、人数と、それから1人当たりの助成額掛ける高校の人数で幾らになるのかということと、今回、事務費で、いろいろと、一般会計の今回の第7回補正の中にも、福祉医療費助成事業ということで、13ページに需用費、役務費、委託料ということで、乳幼児医療費に関する事務費が挙げられております。それも含めて、扶助費と役務費で幾らぐらいになるのか、ご回答をお願いいたします。

○竹之内委員長 住民保険課長。

○和田住民保険課長 それでは、質問いただきました扶助費や、その他一般会計の予算について、現時点での試算になるんですけれども、お答えさせていただきたいと思います。

まず、今回、9月議会一般質問で、6月30日現在で16歳、17歳、18歳、高校生の対象者数は626名程度であると。それをもとに試算した金額で943万1,446円という扶助費を算出しておりました。それを今現在で試算し直しまして、ご質問にありました、まず、乳幼児、小学校未満の方ですと、今現在の試算では698名程度、小学生につきましては780名、中学生につきましては472名、これ。予算用ですので、正式な数値ではないかもしれませんが、高校生につきましては650人程度を見込みまして、扶助費の試算としましては、やはり乳幼児は医療機関にかかることも多く、2万3,729円程度に698人を掛けた数字、小学生につきましては1万8,707円、中学生につきましては、1人当たり1万4,265円を、予算の段階ですけれども、見込みとして考えております。高校生につきましては、私どもも今回から始めていくことですので、試算はなかなか難しいところではあるんですけれども、中学生と同じ1万4,265円で掛け合わせたもので、今の分で合計4,700万円を来年度当初予算見積りとして考えておりますので、これは今後、ちょっと変わっていくかもしれないんですけれども。あと、650人を基に

しまして、今回、ご指摘といたしますか、お話しいただきましたように、来年2月以降に、申請書を送付しまして、送り返していただいて、乳幼児医療証発行という作業にもなりますので、その分につきまして、今言うた数で通信運搬費とかも積算したものを、今回、一般会計に上げさせていただいております。

○竹之内委員長 富木委員。

○富木委員 数字的には、今ちょっと書き切れなかったもので、また後日お伺いしたいと思うんですけども、そしたら、9月時点では扶助費と役務費で943万1,146円ということでお聞きをしていましたけれども、対象者がちょっと増えるのですか。

○竹之内委員長 住民保険課長。

○和田住民保険課長 これもまた今後、当初予算、ヒアリング等、財政課と協議してまいりますので、現時点では予算ですので、当課としましては、650名程度を見込んで試算を進めたいなど。これは協議の過程でまた変わりますので、また、当初予算のご説明とかでは、きちっとした数字はお伝えできると思います。

○竹之内委員長 富木委員。

○富木委員 来年度の当初予算で、またしっかりと数字も試算も出していただいて、ご説明もあるかと思っておりますので、その時点でまたお聞きをしていくということで、理解させていただいております。今後のスケジュールについても、先ほど言っていたんですけど、これ、送ったり郵送したりする受給資格証申請書ですよね。先ほど一般会計の中で、事務費の中で入っておりました。今後、周知については、5年の1月頃に広報、ホームページ、LINEにて周知ということですが、いろいろなお問合せとかもあるかと思うんですけども、その辺の窓口は、しっかりと設定をしていただいていると思いますが、いかがですか。

○竹之内委員長 住民保険課長。

○和田住民保険課長 今回の拡大につきまして、今現在、中学校3年生のお子様をお持ちの方であれば、引き続きということになるんですけども、今現在、高校1年生、2年生が上がられて高校2年、高校3年ということになりますので、周知は、もううちは該当しないのかなと思っておられる方もいらっしゃるかもしれませんので、広報だけではなくて、ホームページやLINE等においても通知をし、また、申請書を送りまして、申請書の承認といえますか、返信がなかなかないようであれば、追って申請書の提出の勧奨行為も、3月末までには滞りなく終わらせられるように、スケジュールを考えて進めていきたいと思っております。

○竹之内委員長 富木委員。

○富木委員 よろしく申し上げます。今回、このように、高校3年生までということでご意見を頂いた保護者で、「近隣でもう高校生までやってるのに、うち、何でしてへんの」とか、何か不公平みたいないろいろとご意見も私も頂きまして、町のほうにも、このように要望させていただいたわけですが、本当に高校生までということでご喜んでおられると思います。あとは現物支給をしっかりとどの辺まで、県との統一性もあるかと思っておりますけれども、早い実現を望んでいるところです。先ほども言いましたように、今後、いろんな形で子どもたちの医療費については、どんどんと、やはり20歳まで、今、1村で20歳までやっているとか、そういうところ辺りも出てきております。子どもの病気とかけがとかは、本当に思わぬことで、お給料前とかにけがしたとか、熱が出たんやとかいろんなお話も聞きます。子育て支援としては、やはり今後、将来を担って、日本を担っていく子どもたちの健康というのは第一に、ど真ん中に置きながら、今後の成長をしっかりと、大人たちが国で、または地域で支えていく、守っていくということが、私は重大なこと、大事なことと思っておりますので、その辺また、いろいろと財政的なこともありますけれども、しっかりお取組いいただきたいと思っております。その辺、町長、いかがでしょうか。

○竹之内委員長 今中町長。

○今中町長 富木委員からのご質問でございますが、我々としては、できるだけ子育てがしやすい環境をしっかりとつくっていくことに責任があるというふうに考えております。それと、現物給付の問題でございますが、これも今の段階では、なかなか足並みがそろいにくいということ、それと国の考え方もございますので、我々としては、ここをしっかりと国にも要望しながら、全市町村で足並みがそろうように、これからもしっかりと頑張っていきたいというふうに考えております。

○竹之内委員長 富木委員。

○富木委員 町長、ありがとうございます。これで私の質問を終わります。

○竹之内委員長 富木委員の質問が終わりました。

ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○竹之内委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○竹之内委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○竹之内委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

議第9号 上牧町下水道事業の地方公営企業法の全部適用に伴う関係条例の整理に関する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

石丸委員。

○石丸委員 おはようございます。石丸典子です。

上牧町の下水道事業が地方公営企業法の全部適用になり、企業会計へ移行するための条例の整備ということで、今回、6つの条例について変更されるものですが、この中で3点ほどお伺いしますが、一つずつお伺いしていきたいと思います。

今回、会計方法の変更ということで、企業会計に移るわけですが、住民の側から考えてお聞きするんですが、下水道使用料や受益者負担金などの納付方法は、これまでどおり変更ないというふうに理解をしておりますが、そのような内容でしょうか。まず、それをお願いいたします。

一つずつお答えいただきたいと思いますので、お願いいたします。

○竹之内委員長 上下水道課長。

○南浦上下水道課長 それでは、使用料と受益者負担金なんですけれども、使用料につきましては現時点では変わりはありません。受益者負担金につきましては、上牧町はいただいておりませんので、使用料は、現在そのままという形になっております。

○竹之内委員長 石丸委員。

○石丸委員 それで、これまでの官公庁の会計から企業会計になるということで、資料の5の1で違う点を示していただいておりますけれども、予算の区分については、歳入歳出のみだったこれまでの下水道特別会計が、収益的収支と資本的収支の区分に分かれるということで、経理の方法については、これまでは現金主義による単式簿記であったものが、企業会計となることによって、発生主義による複式簿記になるということで、それと、資産の把握につい

ては、これまでの財産台帳のみというものが、企業会計になることによって、減価償却、資産台帳も管理をするという内容と示されています。それと、出納の整理期間については、これまでの一般会計、特別会計では、翌年の4月1日から5月31日までということで、出納閉鎖があるというふうな規定でなっておりましたけれども、企業会計では、これがなくなって、3月31日で決算となるということで、要は、独立採算制を原則とするのが大きな柱になっております。資料からもそのように説明いただいておりますけれども、しかし、下水道の特別会計では、これまで国の補助金であるとか県の補助金、それと一般会計繰入金というふうな負担がありましたけれども、これらは独立採算制でも、このような事業を行うに当たっては、企業会計でも、このような会計処理が行われるという理解でよろしいですか。

○竹之内委員長 上下水道課長。

○南浦上下水道課長 そういう理解で結構です。

○竹之内委員長 石丸委員。

○石丸委員 それで、この中で下水道特別会計条例を廃止するというふうに示されております。今後のスケジュールも併せて、現在の準備状況等、説明をお願いしたいと思います。下水道特別会計がなくなって、企業会計による予算書が出てくるのではないかと予想しているところですが、今後のスケジュールについてご説明お願いいたします。

○竹之内委員長 上下水道課長。

○南浦上下水道課長 現在、出させていただいております条例の改廃を行っているところで、あと、今回3月に先送りとなった下水道条例、税務改定を上程させていただく予定にしております。予算書につきましても、今現在、調整中でございます。3月には上げられると予定しております。

○竹之内委員長 石丸委員。

○石丸委員 下水道特別会計条例は廃止して、3月に新しい条例が出てくるということですね。

○竹之内委員長 上下水道課長。

○南浦上下水道課長 特別会計条例は廃止になりまして、会計規程が公会計で設けられますので、そこで会計の処理がされます。

○竹之内委員長 石丸委員。

○石丸委員 会計の条例はなくて、下水道の企業会計の予算書が出されるという理解でよろしいですか。

○竹之内委員長 上下水道課長。

○南浦上下水道課長 そのとおりでございます。

○竹之内委員長 石丸委員。

○石丸委員 この後で下水道の特別会計の補正予算、第2回もあるんですけども、ここで一緒に聞きをしますけれども、令和4年度の下水道の予算は、下水道料金が10か月分の使用料で計上されていますけれども、令和4年度の下水道の特別会計の締めくりはどこで行われますか。

○竹之内委員長 上下水道課長。

○南浦上下水道課長 締めは3月31日になってきます。2月、3月分の収入部分につきましては、4月、5月の収入になってきますので、その分は今度の会計に入ってくると思います。

○竹之内委員長 石丸委員。

○石丸委員 分かりました。水道の会計、なかなか見るのが、慣れるのが大変なんですけれども、要は下水道の会計もあのような形で、収益的収支と資本的収支に分けられて、経営状況がよく分かる状況になるということで、準備される担当課の皆さんも大変だと思いますし、また、私たちもしっかりと見せていただきたいと思います。

分かりました。ありがとうございます。

○竹之内委員長 石丸委員の質問が終わりました。

ほかにごいませんか。

(「なし」と言う者あり)

○竹之内委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○竹之内委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○竹之内委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで暫時休憩といたします。再開は11時10分とします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○竹之内委員長 再開いたします。

議第11号 令和4年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

石丸委員。

○石丸委員 石丸典子です。令和4年度の国民健康保険特別会計補正予算（第2回）についての質疑を行います。

説明書の7ページのところで、今回、保険給付費で、医療費、一般被保険者の療養給付費で、約5,400万円の増額補正ですが、この特徴など、説明をお願いしたいと思います。

それと、同じくそのページにあります傷病手当金についても、29万8,000円の増額補正ですが、コロナ対応で、令和2年度から始まっていますけれども、令和4年度は多くなっているような傾向だと思いますけれども、説明をお願いいたします。その2点です。

○竹之内委員長 住民保険課長。

○和田住民保険課長 それでは、今、石丸委員よりご質問のありました補正予算書、説明書の7ページ、一般被保険者療養給付費5,405万4,000円の内容について説明させていただきます。

まず、療養給付費、要は医療費ですけれども、これは、令和3年度、やはり令和2年度コロナ控え後、どんどん医療費、増加傾向ございました。それで、去年度ですけれども、12月、3月と補正を行い、それでも足りない分、出てまいりましたので、3月31日専決を行ったという経緯がございます。令和4年度当初につきましても、医療費増加傾向、見込んでおりましたので、前年度並みの予算を計上しておったんですけれども、11月までの医療費の執行状況を見まして、やはり例年度より若干上回るほどの医療費の請求、来ておりました。ですので、このままいけば例年並みの予算で収まってくれるかと思いましたが、やっぱり毎月毎月の支払いで、1億3,000万とか1億2,000万とかがぼんと来ますので、その前に財源がございませんと流用もできませんので、用心という意味も含めまして、乗率掛けまして、余裕を見た形で、今回は5,405万4,000円の補正予算を計上させていただいております。

○竹之内委員長 石丸委員。

○石丸委員 医療費が増加してきているということで、かかれる方も多くなっていると思うんですけど、最近、救急車の出動も大変多くて、事故もありますけれども、急変でおひとり

暮らしの方が運ばれるというあたりも、大変目にしますので、やはり高齢化、独居の方が増えているので、そういうあたりも大変心配されるところです。総合的にまた支援が要る分野もありますので、またよろしくお願ひしたいと思ひます。

では、次の傷病手当金についてお願ひいたします。

○竹之内委員長 住民保険課長。

○和田住民保険課長 同じ7ページ、1つ下の段になります傷病手当金について説明させていただきます。こちらにつきましては、予算としましては、令和2年度から計上しております。この傷病手当制度で言ひますと、療養のために労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した後、要は4日目から報酬月額平均したものに対して30分の1に相当する額の3分の2という掛け率で、要はお休みされているところにお支払いするという形の手当になるんですけれども、これも令和4年8月9日付で厚生労働省の通知が参りまして、コロナ感染症の急激な感染拡大を踏まえまして、臨時的な扱ひではあるんですけれども、これまで求めておりました医師の意見書の添付が不要となっております。それ以降ということではないんですけれども、若干申請に関しても申請処理が緩和されたこともありまして、令和2年度ですと、1名の方が8万3,277円請求されてこられました。令和3年度になりますと2名の方で合計13万6,319円、そして令和4年度、まだ11月の時点なんですけれども、12名の方が来られまして、現状、46万6,747円、50万円の予算に対して、先ほど申しました事務連絡通達がありましたので、申請内容、簡易化されたことも伴ってか分からないですけども、やはり増えているということもありまして、平均の月額の部分を抜き出しまして、7万4,000円の4か月分ということで、29万7,552円ということで計上させてもらっております。

○竹之内委員長 石丸委員。

○石丸委員 お聞きしておきます。ありがとうございます。コロナで本当にお困りのところへの手当金ですので、申請者に対してしっかり届けられるように、またよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で終わります。

○竹之内委員長 石丸委員の質問が終わりました。

ほかにございませぬか。

(「なし」と言う者あり)

○竹之内委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○竹之内委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○竹之内委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

議第12号 令和4年度上牧町介護保険特別会計補正予算(第3回)について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

牧浦委員。

○牧浦委員 4番、牧浦です。よろしくお願いいいたします。説明書の7ページ、一般介護予防事業評価事業費についてお願いいいたします。

ここで使われている介護予防サービス計画の作成の委託支援業者はどこなのかを教えてくださいのと、たしかこれ、第8期を作成するときにも介護予防・日常生活圏域ニーズ調査があったと思うんですが、なぜ今回、予算の中で、この郵送費ができなかったのか。ちょっと聞いたかも分かりませんが、もう一度お願いいいたします。

それと、第9期介護保険事業計画のスケジュールなんですけども、今どうなっているか教えてください。コロナで遅れていないのかどうかをひっくるめて教えてください。よろしくお願いいします。

○竹之内委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 それでは、牧浦委員の一般介護予防事業の、どこの業者に委託をというお話のご回答をさせていただきます。今、JMC株式会社というところをお願いをしようと思っております。第8期の調査をさせていただいた業者とは違う業者にさせていただく予定です。

○竹之内委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 そしたら、なぜJMCに変えられたのか教えてください。

○竹之内委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 従来、第8期等をさせていただいた業者さんも、頑張ってやっていたいてはいたんですが、近隣のいろんな評判等々聞かせていただいて、中身を吟味させていただきまして、入札をかけた結果、今言わせていただいた業者さんが一番親身に安くやっていただけると判断させていただいたところでございます。

○竹之内委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 分かりました。そしたら、次ですけれども、これ、前の8期もあったと思うんですけど、作成するときに、なぜ今回、この予算の中で、郵送代がはじけなかったのか。お願いいたします。

○竹之内委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 8期の計画書を立てるときは、アンケートを取らせていただいて、その結果を計画書に生かさせていただいて、住民さん一人一人に、そのアンケート結果についてお返しをしておりますでした。全体の総合的なますとして捉えさせていただきまして、計画書に実数、現状ということで盛り込んでいかせていただきました。今回は、そこだけにとどまらず、アンケート調査をさせていただいたら、それを回収させていただいて、一人一人の中身を分析させていただきます。分析させていただいた結果、その方の弱み、介護予防につながる部分を判定させていただいて、例えば、あなたは口腔機能向上トレーニングが必要ですか、毎日の運動機能向上トレーニングが必要でっていった部分を分析させていただいて、皆様にお返しをさせていただく、そういうことをプラスさせていただいたほうが、より意味があるのではないかと判断させていただきましたので、その分、調査の費用がかさんでしましまして、本当は役務費も込みでやらせていただきたいということで、大分調整はさせていただいたんですが、やはりそこはちょっと難しいということで、こういったことになったところでございます。

○竹之内委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 これ、ほんまにいいことですね。ということは、前、8期のときは、これはやられていなかったということですね。

○竹之内委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 そのとおりでございます。

○竹之内委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 本当にこれから先、そういうことをやっていただければありがたいと思いますので、よろしく申し上げます。

それと、例えば、コロナで施設型サービスが減っているじゃないですか。ほんで、人口も減っていると。その中でやっぱり補正じゃなくて流用、いつも気になっているのは、最後、積んでいるお金が多いと。これはもうしようがないんですけども、そういうことができなかつたかなということだけ、ちょっと付け加えさせてもらいます。

それでは最後なんですけども、第9期介護事業の作成準備は、今どういう具合になっているのか教えてください。それから、スケジュールの中で、計画委員会の開催状況を教えてください。

○竹之内委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 第9期につきましては、来年度、令和5年度、1年かけて作成したいと考えております。今は9期を考えるに当たって、ポイントポイント、国からの指導があります。例えば、8期でしたら、地域包括ケアシステムの充実、もっとさらに中身の充実といったような、国からのいろんな、今回は何に重きを置くかというポイントがまいります。今、9期のポイントについて、国からまたいろんな指示があると思うところを勉強させていただいたりとかという部分で、具体的に何か主導しているものはございません。ただ、今言っていますのが、補正で上げさせていただいたそのためにアンケート調査を実施して、うちの元気な高齢者の皆様がどのようなお暮らしで、どのようなことをお困りなのかというのを洗い出すという、本当に準備の準備をさせていただいている状況でございます。

○竹之内委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 ありがとうございます。それでは、今のところ、計画委員会というのはいつぐらいにしようと思われていますか。

○竹之内委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 従来でしたら、6月ぐらいから第1回目を始めさせていただいてという形で、年間4回ぐらいで計画が立てられたらというのは、今、予算取りをしながら考えているところでございますが、今申しましたように、国や県からの指導でどういった条件が変わってくるか分かりませんので、そこは臨機応変に対応したいと思っております。

○竹之内委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 よく分かりました。ありがとうございます。

○竹之内委員長 牧浦委員の質問が終わりました。

ほかにございませんか。

服部委員。

○服部副委員長 6番、服部公英です。令和4年度上牧町介護保険特別会計補正予算(第3回)について、質疑を行います。

14ページ、歳出の2、基金積立金の指定介護予防支援事業所準備基金積立金7万8,000円について説明をお願いいたします。まず、それからお願いします。

○竹之内委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 それでは、指定介護予防支援事業準備基金積立金7万8,000円について、ご説明をさせていただきます。

まず、今回補正をさせていただきました予防プラン作成委託料でございます。今年度、予防支援の方の計画を立てる、だから、予防支援を使いたいという住民の方々がすごく増えております。というのは、令和2年度、3年度とコロナ禍でありまして、特に人気が高かったのがデイサービス等ですが、控えてはりました。なので、ちょっと予防が少なめに推移していたんですが、令和4年度になりまして、本当に前年度と比べて、多くの方が契約を結んで、サービスを使いたいという現状が、今どんどん出てきております。そこで、当初予算で取ってありました予防プラン作成委託料では、とてもじゃないですけど足りないということが現在判明してまいりまして、その分、私どもから委託業者、ほぼ町内の居宅介護支援事業所にお願い、委託をするんですが、そこを委託する料金と、私ども指定介護予防事業者といたしましては、国保連から歳入があるわけです。その差異が約1割ありまして、その部分で、歳入が増えてまいりますので、それを積立金としてさせていただくので、ちょうど今回取らせていただいた歳出分と、それにまつわる歳入分の差異が7万8,000円出てくる予定でございますので、それを積立てさせていただきます。

○竹之内委員長 服部委員。

○服部副委員長 分かりました。それでは、その下の積立金、基金残高127万4,000円というふうに出ているんですけども、この積立金の額は、今後の介護保険料の個人負担の改定に当たっての、高くなるとか安くなるとかというのに、以前も使ってはるというふうに理解しているんですけども、今後の介護料金、次の個人の介護保険料は大体どのぐらいになるか、今は見込みは出ませんか。

○竹之内委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 大変難しいご質問と思います。ただ高齢者の方の人数が増えていらっしゃる中で、もちろん、絶対数としてサービスを使う方の人数、特に介護度の重い方の人数も増えてくるのが予想されますので、現状のままで上牧町の介護保険を運営するというの

は、かなり厳しい現状にはなってくるかと思えます。ただ、今言えるのはそれだけでございます。

○竹之内委員長 服部委員。

○服部副委員長 分かりました。無理な質問ですみません。それから、またこれから少し外れるんですけども、テレビを見ていますと、介護保険料の負担額が1割から2割に上がるとか、国のほうでそういう話が出ているとか、ちらほら聞くんですけども、その辺の情報は得てはりますか。

○竹之内委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 いろんなところで、うわさ話と言ったら変ですけど、その状況では耳にはするんですが、具体的に国から9期の介護保険をつくるに当たっての情報として、まだ生の詳しいものについては出てきておりません。

○竹之内委員長 服部委員。

○服部副委員長 ありがとうございます。以上です。

○竹之内委員長 服部委員の質問が終わりました。

ほかにございませんか。

石丸委員。

○石丸委員 石丸典子です。引き続いてお願いいたします。

7ページ、包括的支援事業費のところ、役務費の中で手数料で155万5,000円の増額計上されているんですが、これ、説明で、派遣スタッフの雇入れとかいうふうな説明をお聞きしたと思うんですけども、どういう任務を担われますか。内容の説明をお願いいたします。

○竹之内委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 この派遣スタッフにつきましては、ケアマネジャーを雇い入れたいと考えております。ケアマネジャーといいますと、地域包括支援センターの中では、サービスの相談事とか、あと、一番責任の重いのが、居宅介護支援事業所のケアマネジャーたちにとっての後方支援、相談役となっても頂きたいと考えておりますので、そういったお仕事を担っていただきたいと思っております。

○竹之内委員長 石丸委員。

○石丸委員 包括支援センターには既にいらっしゃると思いますけど、さらに追加で雇い入れされるということですね。病気とかお休みでの補充ではなくて、追加されるという理解でよろしいですか。

○竹之内委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 ケアマネジャー、1人おるんですが、病気休暇に入っておりますので、その方の分もありますし、5月に退職したケアマネジャー分が採用に至っておりませんので、そこもカバーしてほしいと思いますので、取りあえず、喫緊で1名のケアマネジャーを入れたいと思っております。

○竹之内委員長 石丸委員。

○石丸委員 昨日の総務建設委員会の中でも、一般会計の中でも何かよく似たようなのがあったんですけど、看護師で保健師でしたか、それとよく似た感じというふうなことでしょうか。

○竹之内委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 昨日の委員会でもありました、健康増進係の看護師1名、保健師1名が病休に入りましたので、緊急的に派遣のナースを雇い入れたいということで、ご説明をさせていただいたことがあります。今回も、ケアマネジャーについては、休暇になっておりますので、早く見つけさせていただきたいところでございます。

○竹之内委員長 石丸委員。

○石丸委員 大変なお仕事を担っていただいていますので、個々の方には大変負担な面もあるのではないかなと思うんですけど、しっかりほかの方で対応できるように、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○竹之内委員長 石丸委員の質問が終わりました。

ほかにございませんか。

富木委員。

○富木委員 富木でございます。1点お願いいたします。

今、石丸委員から、派遣スタッフの件について質問がございました。地域包括支援センター、本当に専門職の方々が介護等々の、大変に相談的には難しいといいますか、厳しい話はたくさん、困難事例、たくさんあると思うんです。その中で、介護予防のマネジメントとか総合相談、高齢者が家族も含めてお悩みを持ち込まれる相談窓口ということと、権利擁護であるとか、ケアマネジャーの後方支援みたいな、マネジメント支援みたいなことも、ここで包括的に行っているわけですけども、今、他所の包括支援センターにつながまでいろいろなご相談、たくさんいただくんです、そこまでは行かん、包括までというような話が結構多くて、でも、私は包括にしっかりとつないでいくことが、今後の一番いい対応かなと思っ

たりすることもあるんですけど、今、包括支援センターで、相談窓口で、ちょうど私たちが、65過ぎたあたりの年代の娘家族が、年齢的に90代の親を介護する、認知症のお母さん、お父さんを介護していくというような、寄り添っていくというような状況なんです。そのときにやはり、家族内ではどうしようもない認知症でお困りのご相談、多いんですけど、今、包括支援センターではどのような相談が多いというか、ご相談を受けていらっしゃるのか、その現状をお願いしたいんです。

○竹之内委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 今、富木委員のおっしゃられたように、相談内容は、10年前の相談内容と全然変わってきておりまして、複雑、また難しい問題に変わってきております。相談件数も、前年度比に比べて1.何倍という形で増えてきております。特に一番多いのは、認知症に絡んだ相談が物すごく多いです。一番大変なところが、本人さんを受診させたい、まず、受診して介護の認定を取って、それから介護のサービスを使いながら、できるだけ、自分らしく地域でいていただけるような支援をしたいと思うんですが、その受診に結びつけるまでの大変さというのはあるかと思えます。それと、独居の方なんかは、家族さんが認知症になっていらっしゃるご自身を、現状としてご存じないという場合もありますので、まず、家族さんにそういったことを知っていただく、現状を理解していただくというところも、最近では増えているのかなと思えます。それと、認知症が進んでいきますと、自分で金銭管理ができなくなります。難しくなります。そういった部分の成年後見人の申立て、支援という問題も、最近多くなってきております。

以上でございます。

○竹之内委員長 富木委員。

○富木委員 今おっしゃったとおりの相談を、私もよく受けることがあります。受診をしてサービスにつなげるというのがベストなんですけど、受診、病院に行かない、連れて行くのも大変、やはりその方の意思もはっきりしておられるので、どこかで判断ができてなかったりするんですけど、それが認知の特徴ですけど、親子になると、親子やからというところ辺があって、わがまま言いますから、私もそうなるかもしれません、人のことは言えないんですけど、見てて本当に、もう誰がどう言っても病院に行かない。受診しないというところで、家族が本当に困って、もうお手上げ状態、共倒れということもたくさんあるんですけど、その辺が本当にどうしたらいいものかというので頭を抱えているのが現状だと思いますし、相談窓口にもそのようなことが持ち込まれていると思います。

先ほど、このような相談を包括が受けるということになると、やはり専門職の人的配置が物すごく重要になってきます。その中で、今回のように、やはりケアマネさん1人いて、もう1人、今回ということになるんですね。雇入れは、今はケアマネさんは不在ということはないんですね。

○竹之内委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 1人いるケアマネジャーが病休に入りましたので、現在、包括支援センターとしては、ケアマネジャーは不在でございます。ただ、生き活き対策課の中にケアマネジャー資格を持った職員がおりますので、その子が。カバー体制に入っているという部分、それと、ほかの専門職がケアマネジャーの業務とは言えない部分で、その相談については、みんなで支援をしているという形になっております。

○竹之内委員長 富木委員。

○富木委員 そういうふうな相談が、以前より1.何倍もある中で、やはりケアマネが要ですから、いろんな包括的な対応をしていくプロですから、人材が不在というのは、今、大変心配したんですけれども、やはり、みんなも生き活き対策課の方々も職員さんも、常時自分の仕事をしながら対応なされていると思うんです。片や住民は、何とかこのことを解決、何とかということで、わらをもつかむ思いということで、相談に来られる方、たくさんいらっしゃいますので、そこの辺りが残念ですけれども、大変なお仕事ですから、課長、また担当職員の方々も頭を抱えている状況だと思うんですけれど、これ、何とかしていかないといけないというのを、改めて今、質問しながら感じているんですけど、その辺はどなたに聞けばよろしいでしょうか。部長、全体的な立場からご答弁をお願いできますでしょうか。

○竹之内委員長 健康福祉部長。

○青山健康福祉部長 確かに今、生き活き対策課長の答弁、後ろで私も心苦しく聞いていた部分があります。実際、課の中で、直接の専門職でなくても、みんなでカバーし合って、何とか乗り切っている状態でございます。苦肉の策で、今回、派遣の手数料の補正を組ませていただいて、何とか対応したいという部分もありますし、ただ、今、一時的な部分もございますが、やっぱりこれから先のことも見据えて、しっかりと体制も整えていかないと、相談件数は増える一方で、その場しのぎの対応もしてられませんので、当然、長期的な部分も見据えながら、しっかりと検討してまいりたいと考えているところでございます。

○竹之内委員長 富木委員。

○富木委員 相談件数増える中で、今、1人が病欠ということで、1人派遣スタッフを雇い入

れをしている状況、ケアマネは不在の状況ということなんですけど、これ、今、部長おっしゃったように、一時的な部分であって、またこのようなことが繰り返すことも想定されるわけですよ。大変なお仕事やということで、相談件数が増えているということであれば、人的配置、増やすことも考えていかなければならないかなと思っているんですが、その点は部長、答えられますか。

○竹之内委員長 健康福祉部長。

○青山健康福祉部長 春先ですが、先ほど課長からの答弁もありましたように、包括支援センターに限っての話をさせていただきますけれども、その時点では、ケアマネジャーが、一応2人おりました。1人が5月に退職することに当たって、6月で会計年度任用職員の補正を組ませていただいたと思います。その時点ですぐに採用されるかなとたかをくくっていた部分があるんですけども、現状、いまだに応募がない状態で、なおかつ1人の残っている職員が病休になってしまったところもございますので、今、近々に派遣というところで、今回また補正を上げさせていただいたところではございますが、先ほども富木委員おっしゃられたように、一時的な補充だけでは、今後また、同じようなことが繰り返されるのも懸念されるところではございますので、先ほど申しましたように、もう病休等が出ない職場の体制という環境づくりもしっかりと検討していかなければいけないかなと考えております。

○竹之内委員長 富木委員。

○富木委員 長くなって申し訳ないんですけど、やはりその1人の方、病欠になったというのは、1人に負担がかかり過ぎていたのではないかなという判断もしております。今後も、住民目線で考えると、そのような体制の中で、やはり安心して相談に行くということも不安になったりもするのかなと。だけど、行きますと、すごく丁寧に対応していただいているというのは、私、すごくそれは感じて、ありがたいと思っているんです。皆さん、そのようにおっしゃいます。だけど、現状は今、このような状況の中で、もうとにかく、大変な中でやられているというのが、私たちも、今、把握をさせていただいているわけですけど、これ、もう一回、体制づくりを見直すべきではないかなと思うんですけど、この辺、人的配置の増、それからあと、メンタル的なことであるとか、そういうことも含めて、環境整備をしていくべきではないかなと。今後、ずっといくとなると、変だと思います。今、おっしゃったように、現実に相談、増えているんです。私もこのような相談、今、物すごく多くて、だから、その辺どうなんでしょうか。町長、再度、その辺のお考え、いかがですか。

○竹之内委員長 今中町長。

○今中町長 今、担当課長、担当部長からお答えをさせていただきました。現場、大変厳しいし難しいという報告も、相談も受けております。職種は専門職という、特異な職種でございますので、それぞれが専門的な知識を有しながら仕事をしていくという職種でもございますし、協調性の部分であるとか、いろんな部分で、なかなか一般事務職とも交わりにくいというところも、相当部分あるのかなというふうに、私自身も感じております。そういう難しい職種でございますので、できるだけそういうところを、それぞれの職員も、それと雇用する専門職の方々にも十分理解をしていただいて、これから、今、質問を受けております高齢者の対応、しっかりと取り組んでいくのが大事なわけでございますので、そういうところも、これからそれぞれ気をつけながら雇用していきたい。しっかりと体制づくり、これからはなお一層、厳しくやる必要があるのかなというふうに感じております。

○竹之内委員長 富木委員。

○富木委員 今、町長からございました。分かりました。ともかくいろいろと課題、たくさん、やはりこれからこういう事業はもっと重要になってくると思いますので、またしっかり皆さんで統一性を持ってやっていただきたいと、ご苦勞をおかけいたしますけど、よろしく願っています。

○竹之内委員長 富木委員の質問が終わりました。

ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○竹之内委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○竹之内委員長 討論なしと認めます。

これから採決をいたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○竹之内委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

議第13号 令和4年度上牧町下水道事業特別会計補正予算(第2回)について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○竹之内委員長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○竹之内委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○竹之内委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

議第14号 令和4年度上牧町水道事業会計補正予算(第3回)について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○竹之内委員長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○竹之内委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○竹之内委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました議案は全て終了いたしました。

理事者側より挨拶をお願いいたします。

今中町長。

○今中町長 全議案可決すべきものと決定を頂きまして、ありがとうございます。本会議でも議決を頂きますようお願いを申し上げて、お礼のご挨拶にさせていただきます。ありがとうございました。

○竹之内委員長 これをもちまして文教厚生委員会を閉会いたします。皆様、ご苦労さまでした。

閉会 午前11時54分

上牧町議会委員会条例第27条第1項の規定により署名する。

文教厚生委員長

竹之内 剛

# 令和4年第4回（12月）上牧町議会定例会会議録

## 議事日程（第2号）

令和4年12月9日（金）午前10時開議

### 第1 一般質問について

8番 遠山 健太郎

4番 牧浦 秀俊

6番 服部 公英

1番 康村 昌史

2番 東 初子

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（12名）

1番	康村昌史	2番	東初子
3番	上村哲也	4番	牧浦秀俊
5番	竹之内剛	6番	服部公英
7番	富木つや子	8番	遠山健太郎
9番	木内利雄	10番	石丸典子
11番	東充洋	12番	吉中隆昭

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	今中富夫	副町長	阪本正人
教育長	松浦教雄	総務部長	中川恵友
都市環境部理事	吉川昭仁	住民生活部長	山下純司
健康福祉部長	青山雅則	教育部長	松井良明
総務課長	丸橋秀行	秘書人事課長	高木真之
企画財政課長	中本義雄	まちづくり推進課長	金崎恭彦
建設環境課長	武安康至	生き活き対策課長	林栄子
こども未来課長	寺口万佐代	教育総務課長	辻村純
文化振興課長	野崎威志		

職務のため議場に出席した事務局員

議会事務局長	森本朋人	書記	山口里美
書記	横田大樹		

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（吉中隆昭） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

————— ◇ —————

◎議事日程の報告

○議長（吉中隆昭） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。それでは、日程表に従い、順次議事を進めてまいります。

————— ◇ —————

◎一般質問

○議長（吉中隆昭） 日程第1、一般質問について。

一般質問の持ち時間は、理事者側の答弁を含め1人1時間以内です。質問者はその点、十分心得て質問し、理事者側は的確かつ簡潔に答弁をお願いいたします。

————— ◇ —————

◇遠山健太郎

○議長（吉中隆昭） それでは、8番、遠山議員の発言を許します。

8番、遠山議員。

（8番 遠山健太郎 登壇）

○8番（遠山健太郎） 皆さん、おはようございます。上牧町議会議席番号8番、遠山健太郎でございます。議長の許可を頂きましたので、通告書の記載に従いまして、私自身、通算31回目となります一般質問をさせていただきます。2期目の一般質問も、今日を含めてあと2回となってしまいましたけども、今日も自分の持ち時間60分を有効に活用してしっかり一般質問を務めたいと思いますので、どうかよろしく申し上げます。

さて、この12月議会、令和4年第4回定例会も今月の初めに招集になりまして、今日と火曜日の議員9名による一般質問と、水曜日の本会議を残すのみとなりました。この場をお借りして、この12月議会で上程をされました議案の中で私がとても注目していた議案がありまして、全部大事な議案なんですけども、少しそのお話をさせてもらいたいと思います。あくまで意見ということなので、決して質問とかではありませんので、理事者側に格別の答弁を求めるものではないんですが、一番私が気になったというか、注目していたのが総務建設委員会、私が所属しているところで議論もしました光熱水費の増額補正についてです。上牧町は予算で20項目、光熱水費が計上されているんですが、このたび電気料金の値上げによりまして、そのうちの11項目が合計約1,600万円の増額補正となりました。たまたまといいますか、県内の自治体の様々な補正予算の審議を私も拝見させてもらったんですが、この12月議会で多くの自治体が同じような増額補正の計上をしているんですが、施設の多い大きな自治体では1億に近い増額補正を計上されていました。これは来年の9月での決算の審査になると思うんですが、電気料金の値上げが地方自治体の財政にこんなに影響を及ぼすとは思わなかったんですが、ぜひともどのぐらいの影響があったのかということも横断的にご判断いただきたい、審査していただきたいというふうに思っています。

そして、もう1つあったのが、理事者側の提案ではなかったんですが、竹之内議員が提案者になっていただいて意見書案の審議がありました。シルバー人材センターの運営に伴って適切な措置を講じてほしいという意見書だったんですが、その中でありましたインボイス制度、適格請求書等保存方式という導入に伴っての議論だったんですが、その議論を通じて改めて感じたのが、このインボイス制度という制度があまりにまだ住民の方々も含め認知をされていないということを感じました。来年の3月までに登録をしなければいけないということで、ご存じのとおり免税業者、いわゆる売上げが1,000万円に満たない個人事業主、法人さんが、極論を言いますと、今までは免税業者だったので消費税を納めなくて済んだんですが、消費税を納めることができるようになるシステムと。逆に消費税を納めないと、発注元がその分を負担しなければいけない。なので納税できるように登録をしてほしいというのがこのインボイス制度ということなんですけども、まだまだなかなか周知をされていないということもありますので、上牧町内にはまだ多くの免税業者さんがいらっしゃると思いますので、町等も何らかの広報を通じてインボイス制度の周知をしていただいて、来年3月に免税業者さんが適切にご判断をできるようにご配慮いただきたいというふうに思います。

もう1つ、文教厚生委員会で議論になった認可地縁団体の印鑑登録の条例が制定されまし

て、これにつきましては今度の水曜日の会議で私が申し上げるのも行き過ぎだと思ったので、ここで意見だけ申し上げたいと思うんですが、この認可地縁団体は、ご承知のとおり去年の11月に法律改正になりました、それまでは認可地縁団体の認可になるというのは、自治会が不動産を取得している、もしくは取得する予定のある自治会しか認可地縁団体になれなかったんです。それが去年の11月の改正でその制限が撤廃されたということがあるので、自治会が比較的、認可地縁団体になりやすくなった。なので認可地縁団体になることができるということなので、上牧町に置き換えてみると、上牧町の自治会が管理する不動産、いわゆる公民館は全て町有財産なので、上牧町の自治会は認可地縁団体になり得なかったんです。それが認可地縁団体になることができるようになったと。そういう制度なので、印鑑登録する必要があるので印鑑の登録の条例ができた、そういう背景だという認識をしているので、町当局におかれましても、これから認可地縁団体の認可申請を町にするわけですから、その手引であるとか、審査基準の公表とか、自治会の周知をこれから図っていただきたいというふうに思っています。というわけで、喉も舌も潤ってまいりましたので、私の具体的な一般質問に入りたいというふうに思います。

ということで、今回の質問は、連携による事業展開についてです。まず1つ目、上牧町のような小規模な自治体では、事業を連携により実施することは様々な面からメリットも大きく、積極的に推進すべきと考えます。上牧町としての官民連携や広域連携などの様々な連携による事業に対する考えについて伺います。

次に2つ目、現在、上牧町で実施している様々な連携事業の中でも、下記の事業については官民連携事業として内外ともに注目を集めている事業です。それぞれの事業について伺います。

1つ目、滝川水辺周辺地区整備事業。NPO法人による計画策定を経て、5か年計画で本年度まで実施されている整備事業ですが、整備に至る経緯から事業内容、現在の課題、今後の活用方法について伺います。

2つ目、出会い・結婚・子育て応援事業。同事業の中でも、上牧町町制施行50周年記念ビデオにも登場したかんまき未来創造マリッジサポーターによる様々な結婚支援事業について、事業内容と現在の課題、これからの事業展開について伺います。

3つ目、フリースクール運営事業。本年9月より実施されたこの事業は、県内初の官民連携によるフリースクール運営事業として展開され、各方面からの視察も多く注目を集めています。現在の事業の実施状況と運営方針や今後の見通しについて伺います。

以上が一般質問の要旨です。再質問は質問者席からさせていただきます。質問はよりの確にし、時間短縮に努めたいと思いますので、理事者の皆様におかれましてもご協力のほどよろしくお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 遠山議員。

○8番（遠山健太郎） 質問者席に戻ってまいりましたので、それでは早速ですが、上牧町としての官民連携や広域連携等の様々な連携による事業に対する考えについて伺います。お願いします。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 1つ目の大きい1番について、ご回答をさせていただきます。昨今の広範囲にわたる行政課題に対するために、小規模自治体では、民間の力や他自治体と共同で事業を実施することでカバーすることが求められております。本町における連携による事業の考え方につきましては、上牧町におけるまちづくりの最高規範であります上牧町まちづくり基本条例第8章、広域連携等で規定をさせていただいており、また第5次総合計画でも位置づけをさせていただきまして、現在、取組を進めているところでございます。

まず1つ目の官民連携事業では、後ほどご質問いただいております滝川水辺周辺地区整備事業、出会い・結婚・子育て応援事業、フリースクール事業など、様々な事業においても民間の力を借りることによって事業が成り立っております。また、本年度におきましても、日本郵便株式会社、奈良日産自動車株式会社、佐川急便株式会社との包括連携協定も結ばせていただいております。町制施行50周年記念事業のオリジナルフレームの切手発行であったり、電気自動車による給電デモ、ペガサスフェスタ出展など、地域の活性に寄与していただいております。また、民間のノウハウを活用することによりまして、これまで以上の行政サービスが提携できるようになること、また民間の方々との交流により、職員の資質向上などのメリットが挙げられると考えているところでございます。

また、広域連携事業では、消防の広域化、県域水道一本化、ごみ処理の広域化、また国保の統一化など、またほかにも「すむ・奈良・ほっかつ！」事業など、ハード事業からソフト事業まで様々な取組を展開しているところでございます。広域連携は、他自治体のノウハウを共有できる、また複数の自治体が集まることによりましてコストダウンなどのメリットが多々あると認識しているところでございます。これからの行政運営につきましても、単独で実施しなければいけない事業等もあるとは思いますが、できる限り事業を立ち上げる際には、官民連携や広域連携といったことも視野に入れながら、引き続き取組を進めていきたいと考

えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 遠山議員。

○8番（遠山健太郎） 議長、これ、立ってしゃべっても大丈夫ですか。立ってしゃべってもいいですか。

○議長（吉中隆昭） 座ったままでも結構ですよ。

○8番（遠山健太郎） 立ってもいいですか。僕は立たないと抑揚がつかないので、立ってしゃべりたいと思って。

今、総務部長から詳しい答弁をありがとうございました。総じて、連携については推進していくと、率先してやっていくという考えの中で、私の準備している書類を総務部長が事前に見ていただいたのではないかと思います。総合計画とまちづくり基本条例の話をしていただいたんですけども、おっしゃるとおり、まちづくり基本条例第8章の第36条に広域連携等という規定がありまして、読ませてもらうと、「町は、共通する課題を解決するため、他の地方公共団体、国及びその他の機関と互いに連携を図りながら協力しなければなりません」というふうに規定がありまして、このまちづくり基本条例は、先ほど部長が言われたとおり最高規範ということで、実は4年ぐらい前でしたか、5年に一度の見直しで検証委員会がありまして、検証報告書がありまして、これはもう答弁は要らないので大丈夫なので、聞いておいていただけたらいいんですけど、検証委員会で検証報告書がありまして、この広域連携のところに検証委員会の意見が出ているんですよ。この意見がとても的を射ていて、いろんな意見があるんです。そのうちの1個が、平成31年3月の検証結果報告書によると、行政間の連携は多く見られるが、民間団体等の連携が少ないので、官民間問わず積極的な連携を図っていただきたい、こう書いてあるんです。これに基づいてということだけではないと思うんですが、今、部長が言われたとおり、今回、まきのは郵便局の50周年の記念シートができましたもんね。とか、奈良日産とか、私が知っているのは佐川急便、県立大学もありますし、あと南都銀行もあるし、奈良県行政書士会、いろんな協定があると思うんですけども、積極的にやっていただくということで、これからも推し進めていただきたいということで、大筋の内容が分かりましたので、ここで結構です。

では、具体的に細かい内容、2つ目に入っていきたいと思います。

では、次の2に移ります。現在、上牧町で実施している様々な連携事業の中で、今お話がありました、特に官民連携事業について細かく伺っていききたいと思うんですが、まず1つ目の滝川水辺周辺地区整備事業です。これなんですけども、滝川水辺周辺地区整備事業は官民

連携事業なのかということに疑問に思われる方もたくさんいらっしゃると思うので、事前にお話をさせていただきますと、後でお話をしますけども、この滝川水辺周辺地区整備事業は、NPO法人が創造計画の基本構想をつくりまして、それに基づいての計画ということで認識をしていますので、5か年計画で今年、令和4年まで実施されている事業ですが、まず、その整備に至る経緯から事業内容についての答弁をお願いします。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） それでは、整備に至る経緯から事業内容についてご説明させていただきます。上牧町の中心部を南北に流れる滝川を中心に、上牧久渡古墳群や片岡城跡等の歴史文化遺産や秩父池周辺等の豊かな自然環境が点在しており、これらの地域資源をつないだルートをかんまき笹ゆり回廊と位置づけ、歴史文化や自然環境を保全するとともに、上牧らしい新たな地域資源の形成を図り、また人口減少とともに、少子高齢化の進展によって地域コミュニティの衰退や高齢者の社会的孤立が問題となっていることから、若者世代から高齢者まで幅広い世代が支え合い暮らしていける町を目指し、NPO法人楽しいまちづくりの会において、滝川の水辺空間を活用して、地域住民が憩える交流拠点を整備することで、町民の健康増進を推進し、地域コミュニティの活性化を図ることとする、滝川における清らかな水辺の創造計画（基本構想）が策定され、上牧笹ゆり回廊の一翼を担う滝川水辺周辺の整備を行うことといたしました。

事業内容といたしましては、滝川右岸におきましては、まきのは郵便局から葛城台までの歩行者優先道路の整備を行い、滝川左岸におきましては、まきのは郵便局から上牧出合バス停までの自転車優先道路の整備を行いました。バサ池堤防公園につきましては、バサ池の自然を満喫しながらストレッチを行うことができる健康遊具や、休息が取れる東屋の整備を行っております。そして、下牧地区公園につきましては、災害時の防災拠点として活用することを目的としたため池を埋め立てての広場の整備を現在行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉中隆昭） 遠山議員。

○8番（遠山健太郎） ありがとうございます。今、理事から、整備に至る経緯から事業内容についての答弁を頂きました。NPO法人楽しいまちづくりの会が策定した、滝川における清らかな水辺の創造計画（基本構想）を基に、かんまき笹ゆり回廊の一翼を担う滝川水辺周辺の整備事業であったこと、事業内容としては、右岸に歩行者優先道路、左岸に自転車優先道路整備、葛城台地区にあるバサ池の堤防公園と下牧地区の災害防災拠点としての広場の整

備を実施しているということでしたね。また、今お話がなかったんですが、憩いの場として町有地を活用して、水辺に下りることができる環境整備も実施されているというふうに思うんですが、この一連の事業ですが、先ほどの説明のとおり、本年、令和4年までの5か年計画ということなんですが、現段階においてこの事業は既に工事等は全て完了しているという考え方でよろしいですか。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） この5か年計画における整備事業につきましては、平成30年度から事業を開始いたしまして、本年度の下牧地区公園の整備工事をもって完了ということになります。

○議長（吉中隆昭） 遠山議員。

○8番（遠山健太郎） 現在の姿で、一連の滝川水辺周辺地区整備事業については完了しているという形の答弁を頂きました。完了しているのであれば、現在の姿において課題だと思われる点について少し聞いていきたいと思えます。

まず、滝川の浚渫工事についてです。せっかく滝川の右岸と左岸がきれいになったんですが、肝腎の滝川が決して景観のよい河川とはなっていない。そこで伺いたいと思うんですが、そもそも論として、河川の浚渫工事については次の牧浦議員も通告をされているんですが、住民の皆さんが多分この浚渫工事を聞き慣れないと思うんですよ。この浚渫工事は一体どういう工事なのかという説明をもしよかったらしていただきたいのと、この滝川での浚渫工事の計画スパンとか実施状況について教えていただけますか。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） それでは、まず浚渫工事についてご説明させていただきます。

浚渫工事は、川底をさらって土砂を取り除く作業のことで、川底に堆積している土砂をそのまま放置していると悪臭を放つだけではなくて、雑草も生え茂ったり、大雨の際には流れを妨げ、氾濫の原因となってしまうことがあります。土砂を除去して水深を保つことは、災害を未然に防ぐことにつながるということで、以上が浚渫工事の説明ということになります。

そして次に、滝川の浚渫工事についてなんですが、これにつきましては奈良県高田土木事務所を主管として実施されておまして、平成27年度から令和4年度、8か年にかけて五軒家地区から川床の浚渫が行われ、毎年順に下流側に作業範囲を移し、浚渫作業が行われているというところがございます。浚渫の頻度につきましては、明確な基準はないものの、河川の定期点検結果や自治体からの要望があれば、必要に応じて実施していくということでござ

います。

以上でございます。

○議長（吉中隆昭） 遠山議員。

○8番（遠山健太郎） ありがとうございます。今、理事から浚渫工事についての説明までしていただきまして、そして滝川の浚渫工事の計画スパンについて伺いました。浚渫工事は、悪臭の除去もそうですし、今ありました大雨に伴っての災害を防ぐためという意味では大変重要なんですよ。河川は流量計算がありまして、川底の深さと対面で、50年計画、100年計画ではないですけども、するんですけども、土砂がたまると川底が小さくなるので、それだけ危なくなるということで、浚渫工事をするということです。

計画スパンについても、高田土木が主管の下、平成27年から8年計画、ですから大体1か所8年周期でスパンをするという、大体そんなイメージだというふうに思います。河川の工事は高田土木というお話が今ありましたけども、上牧町ではなくて奈良県であることは承知もしていますし、上牧町だけで実施できる工事ではないということも承知をしています。ですけども、今の現状を見ますと8年という周期がどうなのかという。特に滝川はご存じのとおり、いわゆる水無川ということで、大雨のときではないと水が流れない。ちょろちょろ流れていますけど、ということがありますので、どうしても土砂がたまりやすいというところがあると思いますので、担当課においても大変だと思いますけど粘り強く、浚渫工事は今言いました災害防止の観点からも大変大事だと思いますので、県に対して浚渫工事については計画スパンを縮めるとか、自治会の要望とかがありましたら、速やかに実施をするという交渉をお願いしたいと思っておりますけども、いかがですか。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） 滝川の浚渫工事につきましては、結果的に8か年の計画スパンで実施されておるとい、こういう現状も踏まえまして、浚渫工事の本来の意義でもあります、災害を未然に防ぐというところの観点からも、計画スパンの短縮について、町としては県へ交渉していきたいというふうには考えているところでございます。そして、現状につきまして、町といたしましては、河川の巡視等により現状の把握をし、変状が見られる際には迅速な報告ができるような体制づくりに努めていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（吉中隆昭） 遠山議員。

○8番（遠山健太郎） 満額回答を頂いてありがとうございます。滝川はどうしても住宅、森

林に接する川なので、物すごく流れるとやっぱりすごく恐怖心を仰ぐ河川にもなると思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

では、次の課題、私が思うにですけども、このNPO法人楽しいまちづくりの会が策定した基本構想にもある遊歩道の安全対策という点、この基本構想を基に、右岸だけでなく左岸に自転車優先道を設置することで、遊歩道の安全対策をするとともに、上にある町道下牧高田線の自転車の安全対策も講じるというものなんですけども、滝川の河川敷の関係で、左岸の優先道路は、先ほどご説明がありましたとおり、上牧出合バス停付近にひゅっと上に上がって切れてしまっているんですよ。今後はその後の安全対策、自転車でいうと、出合バス停付近より南側の町道下牧高田線の自転車安全対策も必要ではないかと思うんですが、この辺りはいかがお考えですか。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） 遊歩道における自転車の安全対策につきましては、案内標識の設置及び路面標示等を行いながら安全対策に努めているところでございます。そして今、遠山議員のご指摘の部分の課題につきましては、担当部署においても十分認識しております。自転車の通行ルールの問題や歩道の拡幅等、今後検討していかなければならないと考えているところでございますが、関係部局、そして警察等と協議をしながら課題解決に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 遠山議員。

○8番（遠山健太郎） ありがとうございます。先月、上牧町議会で開催した第12回議会報告「みなさんと語り合う座談会」のユーチューブ編におきまして、住民の方からこんなご意見を頂いたんです。滝川の両岸に遊歩道整備をなぜしたのかと。既存の片側を改修するだけでよかったのではないかと。遊歩道にするぐらいなら桜の木を植えたほうがよかったのではという内容でした。確かに単なる遊歩道であれば、僕も片側だけで十分だと思います。ご意見はごもつともだと思うんですけども、この事業はそれだけではなくて、自転車の安全対策、あと遊歩道の安全対策も兼ねていて、両岸に整備する必要があったんです。ご意見を頂き、改めて滝川の右岸の歩行者、左岸の自転車のすみ分けがまだ浸透しないのではないかとこのように思いましたので、引き続き周知をお願いしたいと思います。

では、最後の今後の利活用について答弁をお願いします。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） 利活用の問題なんですけども、これは奈良県の事業とはなる

んですが、馬見丘陵公園のイベントにおいて年に4回フェアが開催されております。このフェアの開催期間中に、北葛4町とNPO法人奈良県ウォーキング協会によるひまわり早朝ウォーキングを実施しております。今年度におきましては、8月6日に実施されております。参加者につきましては90名ほどの参加があったと伺っております。そして、JR王寺駅を起点に、達磨寺、そして片岡城址、笹ゆり回廊、終点の馬見丘陵公園までの10キロを歩くといったようなコースとなっております。コースの道中では、片岡城址において上牧町歴史ボランティアの方々による歴史ガイド、そして休息の場として、ほほ笑みサロン片岡では社会福祉協議会による飲物等の販売、休息後、笹ゆり回廊の散策と豊かな自然環境がところどころに点在する昔ながらの町並みと町民皆様の健康や憩いの回廊となり、訪れた方々が興味や探求心から個々の充実感も生まれると期待しております。今後、町外の多くの方々に関心を持っていただくことにより、本町を訪れるきっかけになればと考えているところでございます。今後も引き続き、本事業に参加をし、アピールできればというふうに考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 遠山議員。

○8番（遠山健太郎） ありがとうございます。奈良県やほかの団体とも連携をしながら、この滝川の遊歩道を有効活用していただいているというお話を聞きました。今後も様々な団体や奈良県とも連携しながら、官民連携、官官連携をしながら、この滝川をせっかく作っただんですから、有効に上牧町のよさをアピールしてほしいと思います。

この項目については以上です。担当課におかれましては、詳しい説明と答弁をありがとうございました。

では、次の出会い・結婚・子育て応援事業に移ります。出会い・結婚・子育て応援事業の中で、特に今回は、出会いの場を設け、結婚に関する相談を実施したりイベントの企画をしている結婚支援事業について伺ってきたいんですが、まず、この事業の運営については、以前からも、そして今現在も町が主催ということに変わりはないと思いますが、自主的に活動していただいているかんまき未来創造マリッジサポーターさん、さきにご紹介しましたが、11月19日に開催された上牧町町制施行記念式典で披露された50周年記念ビデオにも登場した、このマリッジサポーターさんがNPO法人となり、そこに委託する形で事業展開をしていますが、その現状について説明をお願いします。

○議長（吉中隆昭） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） 先に遠山議員から、私が申し上げようとしていたところを言わ

れて、重複する部分もございますが、聞いていただければと思います。我が国における人口減少や少子高齢化の問題、その中でもとりわけ本町では、若者世代の晩婚化や子どもの出生率の低さに何とか歯止めをかけたいという強い願いを持って、平成28年、出会い・結婚・子育て応援事業を開始いたしました。事業内容といたしましては、結婚を望む独身者に対して出会いの場を提供するための婚活イベントや、結婚を希望する独身者やその家族などへの相談支援としてマリッジサポーター養成講座を開始し、かんまき未来創造マリッジサポーターの育成を行ってまいりました。そして、先ほども議員が申されましたように、本年4月からかんまき未来創造マリッジサポーターは独立することになり、NPO法人かんまきマリッジサポート・赤い糸が設立されました。現在は年2回の婚活イベントの開催と毎月1回の個別相談会、それと結婚登録者への結婚支援などについて、NPO法人かんまきマリッジサポート・赤い糸と事業委託をしているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 遠山議員。

○8番（遠山健太郎） 今、部長から頂きました、NPO法人かんまきマリッジサポート・赤い糸さんになったと。独立した形で今委託事業をしているということで、今までと同じイベントを今コロナ禍ですけれども、すごくいろんな苦勞をされて、オンラインによる婚活パーティーをやったりとか、チラシとかが上牧町のホームページでも出ていますけど、あと相談会を月に1回やっているということなんですけども、この事業が単なる委託事業ではなくて、官民連携による事業ということを私はすごく重要視してしまして、その最たる例は、例えばなんですけども、今週末、明日ですけども、土曜日に上牧町の町制施行50周年の記念パネル式典が商業施設ラスパ西大和店であると思うんですよ。そこにこのマリッジサポーターさんの結婚相談会も実施されるということだと思えますけど、それは間違いはないですか。

○議長（吉中隆昭） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） 今、議員がおっしゃったとおり、明日、土曜日、10時半から15時までの間、赤い糸の結婚相談会を、個別相談のみ12時から15時というところで、このパンフレットを持っているんですけども、実際にそこに参加をしていただくという事実でございます。

○議長（吉中隆昭） 遠山議員。

○8番（遠山健太郎） ありがとうございます。担当課におかれましても、いろいろこれから協力をしていただきながら、引き続き、単なる委託事業ではなくて、町の政策として大事なこの結婚支援事業は官民連携事業として対応していただきたいというふうに思います。お話

を聞きますと、いろいろな定例会におきましては、引き続きまだ原課の寺口課長をはじめ、担当課の方が、本来、委託事業ですとそこに任せっきりだと思うんですが、そうではなくて、担当課が入って定例会をしていただいて、町としての意見もたくさん言っていると思うんです。というのは、単なる婚活パーティーをするだけではなくて、町の事業としてやっているという念頭があると思いますので、その辺を注視していただいていると思うんですが。

話がごろっと変わってまして、1つ提案がここにありまして、聞いていただきたいと思っています。このマリッジサポーターさんの活動によって、上牧町でも晴れて婚姻届を提出するために役場窓口を訪れる方がたくさんいらっしゃるようになりました。たくさんというか、いらっしゃるようになりました。ぜひともこの役場の窓口の一角に、婚姻届を出す、記念撮影をする場所を設けていただきたい。今回の上牧町の公式キャラクターのゆりはちゃん、そして商工会のキャラクターの上牧ぺたろうという2対、男女ではないですか、オスと女子のキャラクターもできましたので、すてきな場所、パネルとかをつくっていただいて、作成していただきたいと思います。また、さらにもし可能であれば、少し自由化になっていますので、婚姻届も町独自の様式を今設けられることになりまして、婚姻届は実は色がすごく地味なんですよね。緑だったかな。これをするのもできると思うので、そういうのも含めて町全体として結婚支援をしていただきたいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） 今、議員からいろんな意見、大変ありがとうございます。そういうところもどんどん今後は取り入れて、町のPRにもつながりますので、できる部分は検討させていただきたいと思います。

○議長（吉中隆昭） 遠山議員。

○8番（遠山健太郎） 唐突にいきなりお願いをしてしまって恐縮なんですけども、婚姻届を出すときの写真をするところは、ほかの先進事例がたくさんあると思うので見ていただきたいと思います。全く自分の個人的な話で関係ないですが、私は実は27年前に婚姻届を熊本県の阿蘇町役場に提出をしたんですけども、たまたまそれが忘れもしない、当時の阿蘇町広報の表紙を飾りまして、偶然なんですけども、横に実はおじいちゃんがいて、そのおじいちゃんがお母さんが亡くなって火葬の届出をしている横で僕は婚姻届を出したんですけど、それをいまだに僕は持っているんですよ。もう27年前になりますけど。というのがあるので、ぜひお願いしたいというふうに思っています。

委託事業ということでやられているんですけども、私が少しだけ気になっていることがあります。今までと同じ事業をずっと展開されていると思うんですけど、予算的な意味で、例えば、今うろ覚えで恐縮なんですけども、令和3年度の決算では、結婚応援事業の委託料がたしか180万ぐらいの事業だったと思うんですが、今回の予算では70万円ぐらいだったと思うんですよ。額が減っているんです。はたから見ると事業が縮小しているのではないかなと思うんですけども、全然そんなことはなくて、マリッジサポーターさんは同じ事業をずっと展開されていると思うので、そこは額が減っていることに対して赤い糸さんが多分努力をされていると思うんですけども、しっかりその辺の事業を見ながら、というのは、ずっとやっていただきたいので、身銭を切るではないですけども、しんどい思いをしてやっていただくわけにはいかないと思うので、その辺、財政当局とも考えていただきながら、しっかりとした財政支援といいますか、予算の査定をしていただきたいと思うんですが、その辺りはいかがでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） 確かに今おっしゃられたとおり、委託料自身が以前に比べて半額以下と、今現状、令和4年の72万円に縮小している。その部分だけを見れば事業が縮小しているのではないかというように思われがちではございますが、いや、決してそうではございません。今までは民間業者2業者、イベントとサポーターの養成事業で委託をしていた部分もございますが、今後におきましては赤い糸のマリッジサポーターさんもかなり経験も積んでおられますので、独自で養成をしていただくという部分で委託料が若干減っているというところでございます。それと1年目からあまり高額の委託をして、NPO法人の赤い糸の方にプレッシャーという部分を与えることもいけませんので、今後これが拡大していけばいいのかなと、このように考えております。

○議長（吉中隆昭） 遠山議員。

○8番（遠山健太郎） ありがとうございます。決して予算を増やしてほしいという要望とかではなくて、しっかりとした予算をしていただきたいというふうに思います。今、部長がおっしゃったとおり、今までは2つの業者がイベントの委託とマリッジサポーターの養成と2つのことをしていたんですけども、マリッジサポーターさんがすごくノウハウを得たので、イベントを自分たちで企画できるようになった、そしてマリッジサポーターの養成講座もマリッジサポーターさんが講師になってできるようになった。なのでマリッジサポート・赤い糸だけでできることになったということだと思うので、そういう意味での予算の縮小は大変

ありがたい話なんですけども、適切な配分をお願いしたいというふうに思います。

ということで、あと少し時間がありますので、この場をお借りして結婚支援事業の告知ではないですが、町のホームページにも記載されていたんですが、来週の日曜日、12月18日に上牧町主催によるマリッジサポーターさんが企画した婚活パーティー、題して「Xmasは目前！！Happy婚活パーティー！」が開催されるということです。お話を聞いたところによるとまだ若干の申込者の空きがあるようなので、一部で見えていない方がいらっしやっただけひとも参加していただきたいと思うんですけども。私自身、このマリッジサポーター、実は3期生として研修を受けたことがありまして、諸事情によって今マリッジサポーターを卒業させてもらっているんですけども、こんな形で引き続きマリッジサポーターさんの活動は大変注目をしていますので、応援していきたいというふうに思います。部長、課長、今日は詳しい答弁をありがとうございました。

以上です。

では、次の項目に移動したいと思います。3つ目に行きます。フリースクール運営事業です。本年9月より実施されたこの事業は、県内初の官民連携によるフリースクール事業として展開され、各方面からの視察も多く大変注目を集めています。まずは開校してまだ3か月ほどの間もないこの事業ですが、改めてこのフリースクールの運営方針や考え方のご説明をお願いします。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） それでは、まず最初にフリースクール運営事業の現在の実施状況について回答をさせていただきます。当該フリースクールは、町内の特定非営利活動法人楽しまちづくりの会への運営委託の下、専門指導スタッフ4名、管理運営スタッフ1名を配置し、それぞれのスタッフの連携により良好な環境が保持されており、現在5名の児童、生徒に対するサポートを日々行っているという状況でございます。

○議長（吉中隆昭） 遠山議員。

○8番（遠山健太郎） まず私が伺いたかったのは、運営スタッフで特に先生が4名いらっしやると。運営スタッフが別において、生徒が5名ということなんですけども、先生が4名というのは、今たしかフリースクールは火曜、木曜、金曜、週3日だと思んですけど、3日にその4名がローテーションとかで配置をされている、そんな考え方ですか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 4名が曜日ごとにローテーションを組んでいただいて、指導に当た

っていただいているという現状でございます。

○議長（吉中隆昭） 遠山議員。

○8番（遠山健太郎） 分かりました。先生方がローテーションを組んでいただいて、現在5名の生徒児童が通っていただいているということで認識をしました。ということで、改めて9月30日に開校しまして、フリースクールの事業はすごく難しいと言っではいけないんですけど、大々的に宣伝するものでもないし、難しく、広報してチラシをじゃんじゃんまくものでもない、運営方針がなかなか伝わりにくいと思うんですけども、改めてこの機会にフリースクールの考え方、運営方針について教えていただけますか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） それでは、フリースクール事業に係る運営方針について回答をさせていただきます。当該事業に係る基本的な運営方針といたしましては、児童、生徒の状況に応じた柔軟な対応が求められているという認識の下、画一的なプログラムは設けず、児童、生徒の個々の状態や気持ちに寄り添った支援を実現するため、専門指導スタッフ、管理運営スタッフがそれぞれの視点を融合させた対応を第一義としており、スタッフの方々のきめ細やかな対応のおかげで、子どもたちが快適に安心して過ごせることのできる居場所の創出、提供事業として運営することが現在できているものと認識をしているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 遠山議員。

○8番（遠山健太郎） ありがとうございます。運営方針としては、画一的なプログラムを設けないと。それぞれの生徒児童の環境、状況に合ったプログラムを基に運営をしているということで、現在5名いらっしゃって、先生が4名、ローテーションということで、5名それぞれのプログラム、簡単そうに見えてすごく大変だし、労力も要るし、今、部長が言われましたそれぞれの連携がすごく大事だと思うんです。このフリースクールの事業を私が難しいと申し上げたのは、なぜかという、このフリースクール事業の究極の目的は、フリースクール事業がなくなることなんですよね。そこがすごく難しいという。フリースクールに誰も来ないことが理想。でも、来たからには理想の状況をつくるというのが、フリースクール事業がすごく難しく、恐らく先生方も、またあしたおいでよと言っていいのかがすごく悩ましい。極論ですよ。という中で、それぞれに寄り添った環境づくりをされているということなんですけども、先生方がローテーションで組まれて、生徒が5人いらっしゃる。その意思の疎通はどういった形でされているんですか。何か会議があったりとか、その辺を教えてくださいいただけますか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 専門スタッフと管理運営スタッフの連携という話もございました。

実は専門スタッフ及び管理運営スタッフの方々は、定例で毎月、会議の場を設けております。日々子どもたちの様子や現場で感じておられる課題等を共有し、対応等につなげていくための協議の場という位置づけをしております。事務局を担当しております教育総務課担当者も参加をさせていただき、3者によって、それぞれの子どものに合った状況を理解、把握をした後、今後の支援の在り方につなげていくこととしているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 遠山議員。

○8番（遠山健太郎） 今聞きたいことと申しますか、言いたいことを言っていただいております。このフリースクール事業が官民連携事業であるゆえんというのが、今ありました意思疎通の場に教育委員会も会議に来ていただいていると。恐らくいろいろな議論、Aちゃん、Bちゃん、Cちゃん、それぞれの個性が今こうなっている、こういう状況ということ、委託事業なので任せっきりでいいのではないかという意見もあるかもしれませんが、そうではなくて、官民連携の教育委員会も入って、そういうときには教育委員会の立場としての意見も言っていただく、そのような場を設けていただいているということで、官民連携の事業、すごく認識をさせてもらいました。

というところで、フリースクールの内容に入っていきたいと思うんですが、先ほど部長が言われました居場所づくりの創出というイメージということで、この居場所はすなわち学校に代わる居場所という位置づけだというふうに認識をしているんです。そのためにこのフリースクールに来ていただく生徒児童さんは、学校の出席扱いになると、そういう認識でよろしいですか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 基本的に学校の出欠状況については校長が認定をするわけなんですけども、当町のフリースクールに通所していただいているという実績を持って出席扱いという統一性は図っております。

○議長（吉中隆昭） 遠山議員。

○8番（遠山健太郎） 分かりました。それは当初の開設の前からの説明でもありましたけれども、出席扱いになるということで、安心して通っていただきたいということだと思っております。その中で少し伺っていきたいと思うんですけども、学校に代わる居場所ということで、出席扱いになるというところで、私はそもそも考えたんですけども、学校のない期間、例え

ば冬休み、夏休み、春休み、ここはフリースクールの運営はどうなっているのでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 9月以降、長期の学校休業がなかったわけですが、当面の考えといたしましては、長期休業中については開校する考えはないんですけども、当然、子どもたち、学校というカテゴリーを外すと、やっぱり長期休業の期間であっても通所をしたいというニーズがあれば、その部分については再度検討させていただいて、指導の体制等の調整もしますので、総合的に検討していくべき課題であるという認識をしているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 遠山議員。

○8番（遠山健太郎） 私もどっちがいいのだろうとかいろいろ思ったりしていて、学校に通えない生徒児童さんたちなので、家を出やすい、家を出ることになれさせるというためには大事かもしれないですけども、一方で、言葉の表現がすごく難しいんですけども、通常と云ってはいけないですけど、学校に通っている子たちは、夏休みは休みですよ。それを例えば何らかの形で、ご両親がお仕事しているから預けようと思ったら学童保育がありまして、そこは受益者負担ということで費用が発生します。ただこのフリースクールは恐らく無償だと思うので、フリースクールに通う子は、夏休み、冬休みは無償で預かってもらえる。でも、学校に通う子の夏休みは有償だ。ここに少しそごが生じてくる可能性がある。その辺も含めて、始まったばかりで、長期期間がないので、多分まだ決まってはいることだと思うんですけど、その辺りも踏まえてご判断を頂きたいというふうに思っているんですけども。

先ほどお話がありましたけども、5名いらっしゃっていて、今回、J A跡地、1階と2階を両方使っている。当初は2階だけの予定だったんですけども、使い勝手等を考えて1階、2階ということで5名なんですけども、私も視察とかを見させてもらおうと、結論から言いますと2階だけではなくてよかったと。1階と2階を広く使うことで相談ブースも設けることができたでしょうし、いろいろな子どもたちの対応もできると思うんですけども、果たしてあそこにどのぐらいの子たちが行くことが、マックスではないですけども、現在ですけども、今5名でしたら5名でも結構いっぱいではないかなと僕は思います。これから大体どのぐらいのイメージを想定されていますか。というのは、この事業はいろんなところに知られていまして、いろいろな形で通いたいという生徒さんもいらっしゃるんじゃないかと思うんですけども、大体どのぐらいのキャパのイメージを今されていますか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○**教育部長（松井良明）** 具体的な定員を今定めているわけではございませんが、今、議員がおっしゃっていただいたように、5名に今通所してもらっております。それ以外にも5名程度、相談等、フリースクールを希望される向きの方々の問合せとか、具体的な相談とかに対応させていただいております。それらの児童、生徒が通所をしていただくとすると、10名程度になってくるんですけど、その部分で、基本的にあまり教室のように詰め込みということではございませんので、その辺は一定、ゆとりを持った形での運営が必要になってまいりますので、今相談をさせていただいている子どもたちが来ていただいた後、10名程度で再度検証をさせていただきながらということで、定員的なものは決めていく必要があるのかなという認識をしているところでございます。

○**議長（吉中隆昭）** 遠山議員。

○**8番（遠山健太郎）** 答弁をありがとうございます。それぞれの個性といいますか、考え方であるとか、置かれている環境が違うので、すごく難しいし、大切だし、重要視しなければいけない事業だと思うんです。今5名の方が新たに入りたいと言っていて、僕はこれはすばらしいことだと思うんですよ。受け入れてほしい。でも先ほど言いました、言葉は悪いですけど、本当は来てほしくない、この難しい事業。その5名が来るということなんですけども、面談とかこの辺りは運営の委託先がやられているのか、教育委員会でやられているのかどちらですか。

○**議長（吉中隆昭）** 教育部長。

○**教育部長（松井良明）** 一時的な相談は担当しております教育総務課に連絡がございますので、まず担当者が面談等をさせていただいて、個別具体的な運営等についての説明等が必要な場合については、指導に当たっていただいている方もご参加を頂きますけど、とりあえず一時的な相談は教育総務課、教育委員会事務局で対応させていただいているというのが現状でございます。

○**議長（吉中隆昭）** 遠山議員。

○**8番（遠山健太郎）** ありがとうございます。そのとおりですよ。ですから、これが官民連携というゆえんで、フリースクールに通うということは、何らかの事象が特に学校で生じていることが多い。家庭の場合ももしかしたらあるかもしれないですけども。なので、学校との連携が欠かせないと思うんですよ。学校で何らかの事象があつて、問合せがあつたりして、学校に問合せしたらそういう児童がいますよ、行きましようという話になってきて、それはやっぱり窓口は教育委員会だと思いますので、教育委員会の方が一義的に面談をしてい

ただ、場合によってはそこにいる先生方4名の中で何名かが来ていただいて面接をする、それで入っていただく、そういうシステムを構築していただいているということで大変安心をいたしましたし、このフリースクール事業が始まったばかりで、恐らくまだといいますか、どんな状態でやっていったらいいかというのは定まってないと言ったらいけないですけども、手探りの中で、子どもたちにまず寄り添うような形でしていただいていると思うんですけど、最後に聞きますけども、先ほどの夏休み期間とかは別にしても、基本的に費用は無償という認識でよろしいですか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 先ほど夏休みの話もあるんですけども、基本的に現状の枠組みの中におきましては無償という形で、無料という形での対応をさせていただきたいと思っております。ただ、要は子どもたちの中にフリースクールで料理を作りたいというような希望もございまして、料理にかかる材料費であったり、町外に出かける際の経費については、一定、保護者にご理解を得ながら負担を求めていくということは考えておりますが、基本的に日々の運営に係る部分については無料という対応を継続させていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 遠山議員。

○8番（遠山健太郎） ありがとうございます。ですから学校と同じイメージですよ。例えば、どこか町外に行くときの交通費とかの200円、300円、入場料300円であるとか、料理をするときの材料費、150円、200円とかは徴収する。そこはそうだと思いますので、そういう形でお願ひしたいというふうに思います。

最後になんですけども、このフリースクール、始まったばかりでいろんな課題、問題点はそんなに出てきてないと思うんですけども、イメージ、あそこに1校しかなくて、町内を賄うわけではないですか。通学方法は今どういうふうになっているのか、その辺りを教えていただけますか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 今、通所していただいている子どもたち5名については、基本的には保護者の方が自家用車を用いて送迎していただいております。ただ、中には徒歩での通所をしていただいている子どももいるというのが状況でございます。基本的に時間が11時からおおむね3時頃ということになりますので、その辺の来ていただく際、帰るまでにおいての安全性も確保する必要がございますので、徒歩で通所している子どもについては十分に安全

意識を高めてもらうということが1つ重要になってまいりますので、通所に際しての安全確保を第一義に考えさせていただいて、今は大半の子どもは保護者の送り迎えにより対応しているというのが現状でございます。

○議長（吉中隆昭） 遠山議員。

○8番（遠山健太郎） 詳しい説明をありがとうございました。基本、送迎ということで、でも1か所しかなくて、要はイメージは上牧小学校とか上牧中学校校区の方であれば通える範囲、校区なのでもちろんですけども、そうではない場合、やっぱり遠くなってしまうので、難しいところも、もしかしたら将来的に遠い方で通えないと、でも徒歩では行けないし、親御さんが仕事とかで送迎もできない、その場合どうしようかというのももしかしたら今後の議論になってくるかなと思うんですけども、何度も申し上げますが、このフリースクール事業、たくさん来ていただきたいとは決して言いたくもないし、言うべきでもない事業でありながら、来ていただいた方にはスムーズにさせていただいて、できれば卒業していただくことを目標にしながら、かといって画一的なプログラムを設けずに、居場所づくりをこれからもしていただきたいというふうに思います。これからこの事業をしっかり推進していただきたいというふうに思います。ありがとうございました。

ということで、以上をもちまして、私の31回目の一般質問を終わらせていただきたいと思っております。多くの質疑に対し、分かりやすく的確な答弁を頂きましたこと、心からお礼を申し上げます。ありがとうございました。

以上です。

○議長（吉中隆昭） 以上で、8番、遠山議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とし、再開は11時10分。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時10分

○議長（吉中隆昭） それでは再開いたします。



◇牧 浦 秀 俊

○議長（吉中隆昭） 次に、4番、牧浦議員の発言を許します。

4番、牧浦議員。

（4番 牧浦秀俊 登壇）

○4番（牧浦秀俊） 4番、牧浦秀俊です。議長より許可を頂きましたので、通告書に従いまして質問いたします。

1年たつの早いもので、もう年末を迎えました。今回は、住民さんより多く受けた質問の中から、私が答えられなかったものに関して質問いたします。

まず1つ目は、上牧町のランサムウェア対策について。1、当町のランサムウェア対策はどのようになっているのか。2、ランサムウェア知識は、職員にどのように伝えてあるのか。また、対応は。3、攻撃を受けた際の当町の行動は。

大きな2つ目、小・中学校の統合後の空き校舎の利用について。1、計画についての考え方は現時点ではどうなっているのか。2つ目、サテライトオフィス誘致というその方法は、選択肢の中にはあるのか。

大きな3つ目、町内の池や河川の環境整備について。1つ目、河川の浚渫はどのくらいの頻度で行っているのか。2つ目、河川に生えている木の伐採はどう処理するのか。3つ目、池自体を埋める場合の手順はどうなっているのか。4、代わりの貯水池の必要性はどうなのか。5、水が必要でなくなった池の水利組合の関わりはどうなっているのか。

以上、3つです。再質問については質問者席から行います。よろしくお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） それでは、昨今、急速に増え続けているランサムウェアの被害、その攻撃手段もより巧妙になっています。奈良県では宇陀市立病院、市民生協ならユープでビットコインの支払い要求がありました。また、ランサムウェアから資産を守る防災訓練を実施している自治体も既にあります。そこで、我々議員も知識として、対策に関して知っておかなくてはならない事案だと感じております。

それでは、1番目の当町のランサムウェア対策はどのようになっているのか教えてください。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 1つ目の質問のご回答でございます。本町のネットワークシステムにつきましては、大きく3つに分離をさせていただき、運用を行っているところでござい

す。国の指針に基づきまして、3つに分離する業務を行うようにということがございますので、この指針に基づき、3つに分けて運用を行っているところでございます。業務により活用するデータ保管システムと、システム構築されている領域と、外部、インターネットの接続やサービス提供する部分を完全に分離し、セキュリティーを高める仕組みを取っており、3つのネットワークを運用させていただいているということでございます。具体的に言いますと、マイナンバー利用事務系のネットワーク、総合行政ネットワーク、外部からのインターネット接続系のネットワーク等があります。このうちマイナンバー利用事務系と総合行政ネットワークにつきましては、今説明させていただいています外からのインターネット接続系のネットワークから完全に分離をさせていただいているところでございます。ただ、このインターネット接続へのネットワークにつきましても、現在、奈良県のセキュリティークラウドと呼ばれるインターネットの環境を利用させていただいております。常時、セキュリティーによる監視等が行われておりまして、この監視により、もしランサムウェア等のウイルス検知が行った場合については、遮断の措置が取られるようになっているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） 県よりも国ですか。県の基準で。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 国の指針に基づいてでございます。

○議長（吉中隆昭） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） 分かりました。それでは、ランサムウェアの防災訓練なんですけども、当町では行われたのでしょうか。また、これから行う予定はあるのでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 本町におきましての検証という部分でございますが、ランサムウェア対策というわけではございませんで、年に1回の頻度で情報セキュリティー研修を行わせていただいております。そのセキュリティー研修で、セキュリティーの事故や事例、ウイルスに関する情報も含めて研修をさせていただき、職員に周知を行っているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） そしたら、このランサムウェアの知識は、ほぼ職員に行き渡っているということよろしいでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） ランサムウェアだけではなく、いろいろ悪意のあるウイルスというんですか、開発されまして、いろんな形でそういう機器等に接続をされまして、ウイルスを拡散というような事案が発生していることから、日々そういう出てきた新しい情報等についても、その研修の中で、新しく事故が起きていますよというような事例も紹介させていただきながら、それに対策をする場合についてはこういうふうにしましょうというような形の研修を受けているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） 当町において、IT担当者はいるんでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 総務課で担当をさせていただいております。

○議長（吉中隆昭） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） 分かりました。ランサムウェアの防災訓練の目的ということで、政府からの見解なんですけども、その目的は、役所職員におけるセキュリティー意識の向上の契機のような形式、2つ目、IT担当者における技術知見の向上、3つ目、近隣の自治体、関係団体を含めたセキュリティー勉強会、こういうことがこの中に含まれているらしいです。本当になかなかランサムウェアは遠いようなイメージなんですけども、町民が役場はどうなってるねんと聞かれたときに、我々としては知識がないと答えようがないということで、今回質問させていただいたんですけども、これは3つ目が一番大事なことなんですけども、遠くて近い、でもこれはやっておかななくてはいけないというのが、攻撃を受けた際の当町の行動はどうするのかということなんですけど、今、現時点で当町はどうするような方向に行かれるんでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 先ほども少し説明させていただいたとおり、3層の分離ということで、3つのネットワークシステムを使わせていただいております、特にこのランサムウェアの攻撃を受けやすい分につきましては、インターネット系のネットワークということでございまして、この分につきましては先ほど少し説明をさせていただきましたが、奈良県セキュリティークラウドによりウイルスの遮断等の対応を取られるということになっております。もしこの奈良県セキュリティークラウドの検知を通過された場合におきましても、町独自で別途、ファイアウォールという外部からの不正アクセスを防ぐシステム等を設置させていた

だきまして、対策を図っているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） 分かりました。それにもかかわらず、かかるという場合があるんですけども、その際にかかった場合に身の代金の支払い等々は、今時点ではどういようになっていますか。これはなられたところが言われていたんですけども、身代金を絶対払わないという姿勢を貫くのは難しいと。でもこれは、ならないときから考えておかななくてはいけないということを聞きましたので、今当町ではどうなっているかお聞かせください。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 今のところ、そういう事故等には遭っておりませんのであれなんですけども、この今言っている奈良県セキュリティークラウドを利用させていただいている分につきますと、奈良県のほかの他団体等も同じような形でシステムを使っておりますので、本町だけではなしに他の団体にも影響してくるのかなと思っているところでございます。ただ、要求されても、そういった部分については支払わない方向でというふうには現在考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） 分かりました。全ての自治体で足並みをそろえて高いレベルの対策を取ればええねんけども、なかなか難しいですよ。しかしながら、できるだけ手間をかけず、経費をかけず、経費を抑えた取組の方法があるんですよ。今のうちにまた検討していただきたい。いまだに奈良市民生協に関しては、2度目の発注停止がまだ昨日かおとといぐらいに始まっています。それで今また再度注文ができなくなっています。それで全国に目を向けますと、社協から入ってきた攻撃が多く事例として挙がっていますということなんですけども、この点についてはどうお考えでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 今、牧浦議員がおっしゃっていただいたとおり、新聞報道等におきましても少し報道されていることでございますが、認識等をさせていただいているところでございますので、一定程度、国の指針に基づきまして3層分離という形で、ほかのネットワークに影響のないような形でということで、そこは完全に切離しをさせていただいておりますので、先ほど言いましたマイナンバーカード系であったり、総合行政ネットワークにつきまして、もしほかのインターネット系がそういうことで感染等、事故が起きた場合においても、通常、そちらの業務には影響はございませんので、そういった

部分については通常どおり行うことが可能であると思っているところでございまして、ただ、そういうことがないようにということは十分対策として取る必要があるということでございますので、今後もそういった対策等、また職員におきまして、日頃のインターネット系によりますと、メールのやり取り等、民間等、外からのやり取り等もございまして、そういう場合のそういう対策へのウイルスソフト等も入れさせていただき、そういうことのないようにということで対策を講じているところでございますので、今後におきましてもそういう対策を取りながら、また職員研修も含めまして、職員の認識等も深めて、今後も対策を取っていきたいと思っているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） よく分かりました。今までは聞かれても答えられないという状況にありましたので、今のことをまた聞かれた場合には答えさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、次、お願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 今度は、小・中学校の統合後の空き校舎の利用についてお聞かせください。計画については、今現在、現時点ではどういう方向に行こうかということが分かっていたら教えてください。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 学校統合後の空き教室を含めた跡地利用に関しまして、現時点における中学校に係る考え方について回答をさせていただきます。上牧中学校への統合が決定をしております上牧第二中学校に係る跡地利用の考え方につきましては、上牧町学校適正化基本計画の中でお示しをしておりますとおり、防災センター及び社会スポーツの場としての利用を現時点では想定しているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） 防災センターと、もう1つは。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） いわゆる社会スポーツ、生涯スポーツの場という形での利用を考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） なぜ私がこのような提案をするのかということなんですけども、2番目

に先に行ってもらいましょうか。サテライトオフィス誘致というその方法は、選択肢の中にあるのかどうか。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 先ほど教育部長より、第二中学校の統廃合後の校舎利用について少しご回答がありました。現段階におきましては、それ以外についても活用できるのではないかなと考えているところでございます。ただ今回、牧浦議員からサテライトオフィスの誘致という選択肢はあるかというご質問ではございますが、本町においてサテライトオフィスを設置して、どれぐらいの方に利用いただけるかという部分、周りの環境等もでございます。例えば近隣市町村でも少し実施はされている、今後もあるような市町村等もございますが、そういった場合には駅から近いとかというような条件面等もございまして、そういった場合については、一定限度、活用等もあるのかなというふうに考えているところでございますが、ただ、本町におきましては、他の公共施設の在り方についても別途検討をしているところでございますので、今回頂いた意見も踏まえまして、他自治体の事例等も参考にしつつ、地域のニーズに合ったものを取り入れ、幅広い選択肢の中で議論できるようにということで、今後、調査研究に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） まさに今、部長がおっしゃられたことを僕も思っていたんです。ただ、いろんな本とかを読んで、研修にも行かせてもらいました。そしたら市町村、区が管理する最も大きな箱物のストックは、小・中学校であるということなんですよね。文科省によれば、公立小学校は2010年の2万1,713校から、2020年には1万9,217校、公立中学校は9,982校から9,291校に減っています。この10年間で3,000校を超える公立中学校が統廃合をされております。そこで私は、収益的収支があるサテライト方式を研修で聞きましたもので、現在、さっき部長がおっしゃられたように、近隣では三郷町、王寺町が実施されています。しかし、駅の近くで立地のいいところなんですよね。そんな立地のよいところの取組ではなくて、宇陀市や上北山村のような立地条件の悪いところでもできるような方法で上牧町は目指せばいいのではないかと考えました。さっき部長おっしゃったように、僕もそうなんです、サテライトオフィスと聞いて、うちの町でどのようにやっていくのと。なかなか難しい。

さっきまさに言われたとおりなんですけども、そのサテライトオフィス誘致支援が、自治体と企業のマッチングのイベントがあつたり、それを使えば可能だということも分かったんです。例えば福知山市、京都銀行がその役割を果たして、サテライトオフィスを誘致しまし

た。空き校舎を利用しながら家賃収入を得る。また、そこで成長された企業が上牧町に税金を落としてくれる。空き校舎を町だけで利用するならば、空き校舎の修繕費やその他経費は、一般会計からそれを処理していかなくてはなりません。そのような現状がこれから先、見えているんですよね。そういうことによって、サテライトは本当に普通に考えると難しいんですけども、いろんなそういう仲人的な働きをしてくれる、例えば奈良やったら南都銀行があったりとか、そういうことを専門的にやっている企業もありました。これからやっぱり箱物がいろんな面でお金がかかってくると。でも減らせないと。うちの場合は特に耐震も終わっています。エアコンもついています。これを潰してしまうと、またこれこそ議会は何していたんやという話になるではないですか。そういうことで、このサテライトオフィスを聞いていた際に、うちもこれ、どないか持っていかれへんかなと。宇陀市もやっている、上北山もやっている、うちもそれに準じて、うちのほうがまだまだ便利やんかというようなところがありますので、ぜひこういう方法をまたどこかの選択肢の中に取り入れていただきたいと思うんです。

サテライトオフィスは、今までのカテゴリーとしては、企業または団体の本拠地から離れたところに位置づけられたオフィスのことだったんですけども、その役割は新規事業、人材採用、顧客開拓の地方拠点、2つ目、社員のワーク・ライフ・バランス実現のための拠点、3つ目、働き方改革実現のシンボルということでありますが、昨今、新規事業の個人の立ち上げの場所としても使われております。こういうことであれば、うちの上牧町だって、三郷町や王寺町があんな便利なところでやっているけど、うちのところの不便なところでもやられへんと思うのはすっかり飛んでしまって、例えば家賃を安くしてあげるとか、広く使えるので、また、いろんな横のつながりのある業種も入ってもらえますということからすると、上牧町もこのサテライトオフィスはできるのではないかとこのように感じました。こうやって今、部長が聞かれて、感じることはありますか。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 今、牧浦議員がおっしゃっていただきましたとおり、廃校等の跡地利用、利活用につきましては、おっしゃっていただいたとおり、日本全国でかなりの学校が統廃合されまして、利活用されておまして、ほかの事例によりますと、体験型の宿泊施設に改修をして、そういう利活用されたりとかというようなところもございます。ただ、本町におきまして、住宅地の中にある校舎の利活用ということでございますので、本町におきまして、どういった利活用がいいのかということも考えていきたいと思っておりますのでござい

ます。ただ、先に本町におけます公共施設の在り方という部分を現在、検討を進めているところでございますので、その中で先ほど教育部長から言われましたように、防災センター、もしくはスポーツ教育施設以外にも地域のコミュニティーのそういう会議とか研修等を使っただけの場にもお使いいただくこともできるのかなというふうにも考えているところでございますので、先に十分、本町といたしましてのそういった諸課題と申しますか、そういう洗い出しをさせていただきまして、その後、先ほどの遠山議員の中にも少しご回答させていただいています官民連携であったりとかという部分もございまして、そういった部分も、そういうところにもご相談をさせていただき、そういう事例等も研究をさせていただきながら今後進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） 今、部長がおっしゃった部分、全ての校舎を使うわけではないと思うんです。それを使って、空き校舎をそういうように使えないかという提案をさせていただきます。町だけで使うと、さっきも言いましたように修繕費、その他経費はみんなまた町で出さなあかんけども、その分の経費を入れてくれはった人が、家賃とか何か、分からないですよ、それで賄っていただけると、100が90になっても、10だけ得ではないですか。その辺、また検討をよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（吉中隆昭） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） そしたら、これで結構です。ありがとうございました。

○議長（吉中隆昭） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） 次に、町内の池や河川の環境整備についてお尋ねいたします。1番目なんですけども、先ほどの遠山議員の質問の中にありましたので、1番の河川の浚渫はどれぐらいの頻度で行っているのかということは割愛させていただきます。

それでは、2番の河川に生えている木の伐採はどう処理するのか。今、葛下川、滝川を見てきたんですけど、葛下川については少しあるぐらいで、影響があるというほどではないんです。ただ、滝川についてなんですけども、水かさが増えますと、そこで流木、ごみが引っかかるなどの感じがあります。木の伐採だけでなく、根本的に刈れる方策は取れないものかということなんですけども、いかがでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） 滝川の河川の木の伐採についてということでご説明させていただきます。滝川の管理管轄は奈良県土木事務所ということでございますので、例年、大き

くなった河川の樹木の伐採について各自治会からの要望を頂いていることから、当町といたしましても、高田土木事務所へ樹木の伐採についての要望をしております。今年度におきましては、まず第1期工事として、はま寿司さん付近から西名阪自動車道の高架下までの区間において、河川内及び河川敷に生えている大きくなった雑木等の伐採処分を実施しているというところでございます。西名阪自動車道の高架下から下流域についても、現在、計画中であるという答えを頂いております。実施時期につきましては、範囲は未定ではありますが、第2期工事ということで実施はするというのを伺っております。

伐採方法ですが、樹木の根元、なるべく低い位置にはなるんですが、根元部分を伐採し、除根、抜根等を行わないということを聞いております。また、根枯らし等の薬剤は、河川内であることから、生態系に影響を及ぼす可能性もあるということで、薬剤散布等の工法は行わず、新たに生えてきた新芽については、草刈り等で対応するという回答を県より頂いております。

○議長（吉中隆昭） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） 先ほどの議員の、8年周期で浚渫を行うと。浚渫の中にこういうことも含まれているということではなくて、伐採は伐採でまた別ということなんでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） 別で考えているということでございます。

○議長（吉中隆昭） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） これも8年周期でやっていくということによろしいでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） 8年周期にこだわらず、その部分につきましては、そういう苦情等とか要望等があれば実施していくというように伺っておるところでございます。

○議長（吉中隆昭） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） 地元の人に聞くと、8年前に伐採してくれはったということだったんですけども、伐採してもらったところからまた生えてきていると。それで、さっき部長が言ったように、そこに除草剤みたいなものを木の中に放り込まれへんのかということも確かにありました。でも本当に自然体系を乱すということであれば、そういうことはやっぱりできないですね。それであれば伐採の周期はもう少し早くてもいいのかなと。遅れば遅れるほど工期も長くなりますし、成長も大きい、大きくなって。これはいかがでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） 町といたしましても、樹木の繁茂した河川機能に支障とならないように日頃から巡視に努めて、県としっかり連携を取りながら対応していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） 西名阪から王寺方面を向いて下、特にこの辺りがひどかったですね。葛下川はそんなレベルではなかったと思います。ぜひとも滝川の伐採、早くお願いしたいと思っています。

それでは、次の池のことについてお伺いします。これは書いてなかったんですけども、下牧地区のお寺の下の池なんですけども、先ほどにも出てきました災害の際の避難広場ということであったと思うんですけども、住民説明会は行っておられたのかということと、また池を埋めることについて法的に何も問題ないのかということなんですけども、この辺についてはいかがでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） まず、このため池につきましても、法的な部分のお話をさせていただきますと、宅地造成等規制法とか上牧町住宅地等開発事業に関する指導要綱及び農業用ため池の管理及び保全に関する法律の中では、市町村が所有するため池を埋めることに対しての制限はなく、埋めた後に県に埋め立てた旨の報告を提出するという事となっております。ですので、このことから地元自治会及び水利組合と協議させていただき、本事業を進めておるところでございます。あと、住民説明会の件でございますが、とりわけ住民説明会という部分ではなくて、自治会長さん並びに役員の方々に説明をさせていただき、そしてまた事業を進めるに当たり、地元に対しての回覧等で周知をさせていただいておるところでございます。

○議長（吉中隆昭） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） 分かりました。この周知する方法は回覧だと聞いているんですけども、例えば池を埋めて、こうします、ああしますというような工程の説明はあったんでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） これは工事業者から工事の回覧というところの部分で、一部そういうところも触れられておる部分はあるんですけども、しっかりと周知ができていのかと言われるとお答えしにくい部分もございますが、おおむね回覧で周知はできておるのかなというのは考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） 分かりました。この埋めた後の代わりの貯水池のようなものの必要性というんですか、以前に下のゲートボール場も池だったんですが、2つも池を埋めて大丈夫なのかということだったんですけども、埋めた分の水は普通に考えてこの下の水路だけで受け止められるのかなと。以前、下の畑が水についたと聞いているんですけども、あれはこの池が云々ということではなくて、ゲートボール場とあこの間をずっと抜けてくる里道の水だと思うんですけども、今度の池の工事のU字溝を周りに引いて、そのU字溝の水はどこへ出ていくんでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） この整備工事に係るU字溝の設置の部分については、基本的な寸法よりも大きなU字溝をつけるということと、今言う国有水路が流れておりますので、そことすり合わせてという形で排水されていくというふうに考えておるところでございます。

○議長（吉中隆昭） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） よく分からないですけど、古賀さんのところからずっと突き当たって、興梠さんのところで直角に曲がっていると思うんですけども、あの水路へ出てくるんですね。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） そのとおりでございます。

○議長（吉中隆昭） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） あの水路でその後、北に行って、またその部分が東に出ていくという部分なんですけど、北へ行って東に行ったところからすごく狭くなっているんですけども、それは大丈夫なんでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） そこも今、議員が申されております場所については、国有水路と一致しておるところでございますので、今現状の国有水路を利用した形で計画しておるところでございます。

○議長（吉中隆昭） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） 以前、下の畑が水についたと聞いておるんですけども、本当に心配されるのはそこで、今までも水についたのにもかかわらず、2つの池がなくなって、これはいけるのかと。今までは畑だけやったけども、家は大丈夫なのかということなんですけども、こ

の辺はどうでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） その辺の過去のそういう事例も伺っております。この事例については、池がオーバーフローして氾濫という事案が起こったものではないという認識もございまして、これについては国有水路の部分の改修の部分であるというところでございますので、今回の整備、ため池の整備工事とは別の対策は今後検討していかねばならないのかなというのは考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） そうですね。その部分は、ため池があったからといって起こることもないし、ただ本当にこれをやったから、今年、夏に雨が降ったときにこうなったといったら、もう必然的に違っても池に目が向きますので、夏場、またこの辺を見に行ってください、改善すべきところは改善という形を取っていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） 今、議員がご指摘されておりますとおり、しっかりとその辺のところの監視もさせていただいて、検討していきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（吉中隆昭） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） その辺、よろしく願いいたします。

それでは、5番目の水が必要でなくなった池の水利組合の関わりはと、難しいんですけども、この池もやっぱり水利組合が利用されていない、それで埋められたと思うんですけども、例えばアーバン近くの池、あれはごみやバイクや自転車が捨てられます。それで、もう1つなんですけども、新町地区のイコマ池、これも水利として使われているということはもうないと思うんですけども、心配しているのは、西側が浸水していつて池がでかくなっていつているんですね。そうしたら池がでかくなると、もしこれが崩れたときに、つかるところが増えるのではないかということなんですけども、こういう場合、埋める、埋めへんとは別にして、こういう水利組合がなくなってきたため池、こういうのは埋めるという形を取れないものかということなんですけども、その辺の法的なこともひっくるめてお願いします。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） まず、現在、町内のため池の水を利用されておる水利組合に

つきましては、草刈りや水路清掃等の維持管理をしていただいておりますが、今回の整備工事を行っている下牧地区のため池等につきましては、周りに農地もございません。ですので、水利組合も存在していないという池ということとなっておりますので、今、議員がご指摘いただいております水が必要でなくなった池については、地元自治会及び水利組合と、あれば協議の上、治水も含めて、埋めることも視野に入れながら対応していかねばならないものと考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） 分かりました。イコマ池に関しては、防災重点ため池にも指定されましたよね。ここはまだ始まってはいませんよね。また、この辺も埋める、埋めないも関係なくして、西側の侵食している部分、これ以上、池の面積が大きくなると、水のたまる部分も大きくなってしまいます。水が大きくなってたまってしまうと、新町地区のつかる家がやっぱり多くなってしまいますので、この辺もよろしくお願ひしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） 今は議員が申されておりますイコマ池の件でございますが、西側の部分につきましては、高さの部分で結構フラットといいますか、浸水の影響が少ない位置にします。そして、今心配されております重点ため池というところで、東側、この部分は高さがかかなりあって、そちらの東側に氾濫するというようなことでハザードマップを作成いたしまして、一応、その辺の危険な箇所の周知はさせていただいております。ただ、今指摘されておりますように、西側の部分につきましても浸食していつておるとこの現状も踏まえまして、しっかりと現場も確認させてもらいながら、整備工事が必要かどうか否かも含めて、県と検討させていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） ありがとうございます。本当に思っているような部分の回答を頂きました。これからいろいろ注視して見ていってもらわなあかんと思うんですけども、これから先もよろしくお願ひいたします。滝川の伐採の件、それと下牧の埋めた池の下の水路の件、それとイコマ池の西側の侵食の件、これをよろしくお願ひいたします。

私の質問は以上です。ありがとうございました。

○議長（吉中隆昭） 以上で、4番、牧浦議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とし、再開は午後1時。

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時00分

○議長（吉中隆昭） それでは再開いたします。



#### ◇服部公英

○議長（吉中隆昭） 次に、6番、服部議員の発言を許します。

6番、服部議員。

（6番 服部公英 登壇）

○6番（服部公英） 6番、服部公英です。議長の許可を得ましたので、一般質問通告書に従い質問させていただきます。

質問項目1つ目、新型コロナウイルス感染対策について。第8波コロナ感染とインフルエンザの同時流行が心配されておりますが、現実的にはコロナワクチン接種率が下がっているところです。当町のワクチン接種状況及び今後について説明してください。

①BA.5ワクチン接種の進行状況及び今後のワクチン接種有料化について、現在、聞いているところの情報を聞かせてください。②現在、コロナ感染した場合の個人の行動制限について、また教育現場の対応を聞かせてください。③コロナ感染対策としての当町のこれまでの対策について聞かせてください。

大きな項目の2つ目、環境整備について。公園遊具の整備工事の進行状況について聞かせてください。①コンクリート造りの公園の遊具撤去が行われて、遊具新設が行われていますが、高齢者向けの健康増進になるような器具も取り入れていただけるとよいのですが、今後の計画について聞かせてください。

②の質問ですが、7月29日に行われた子ども議会において、中学生の質問を聞いて、地元の住民としても気づかなかったところを質問していただきました。米山台から北上牧を通過して志都美駅に行く北上牧地区の道路が狭くて、整備する計画があるのか聞かせてください。

③の質問ですが、空き家対策についても、具体的な意見を示しながら中学生が質問されていました。そこで今回は、写真を見ながら解決策を議論させていただきます。③空き家対策について、著しく景観を悪くする空き家については、町から自主的に撤去を進めていく政策が必要だと感じます。行政としての考え方を聞かせてください。

④第5住宅の集会所は、やはり必要がある場所です。修理して、地域のコミュニティーを図る場所としていただきたいと思います。第2住宅が撤去の方針で、第5住宅にシフトしていくと計画していることを踏まえても、町としての考え方を聞かせてください。

⑤北上牧地区の住宅開発業者と町との町道の話合いについて聞かせてください。

⑥第2分団第1分隊の建て替えについて、今後の計画について具体的な内容を聞かせてください。

⑦服部台明星線道路開通について、新設されたコミュニティーバスの停留所の場所がどこにあるのか説明してください。

以上、質問項目になっております。再質問につきましては質問者席より行いますので、よろしく願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） それでは、①のB A. 5 ワクチン接種の進行状況及び今後のワクチン接種有料化についてというところでお答えさせていただきます。オミクロン株対応ワクチン、いわゆるB A. 5 ワクチン接種の進行状況でございますが、B A. 1 も含め、令和4年末までの接種希望者への接種完了に向け、現在、保健福祉センター及び町内の一部医療機関におきまして、鋭意、ワクチン接種を実施しておりますところでございます。

接種人数につきましては、直近の県データ、11月27日時点によりますと、上牧町における4回目接種者数は9,547人、5回目接種者数は769人、オミクロン株対応ワクチン接種者数は2,820人となっておりますところでございますが、このオミクロン株対応ワクチン接種者数は、3から5回目接種にも重複してカウントされているというところがございますので、それぞれの正確な人数につきましては明確とはなっておらないところでございます。また、接種率につきましても、65歳以上高齢者の4回目のワクチン接種とこのオミクロン株対応ワクチン接種が同時期に混在してしまったこと、それとまた、子どもの接種、5歳から11歳に加え、生後6か月から4歳までも同時に進行している、実施している状態でございますので、現状を把握することが非常に困難な状態となっております。やはりある程度接種が落ち着いてからでないと、正確な接種率という数字は出せないというところとなっております。

今後のワクチン接種有料化につきましては、11月7日に開かれました財務省の財政制度等審議会の分科会の中において、ほかの感染症とのバランスを見て取扱いを考えるべきだという見解を示されたことにより、現在、政府内や国会で議論が始まっている状況となっております。しかしながら、現時点におきまして、まだ何も国から正式な指針、方向性は示されていないところでございますので、今後何か指針などが示されましたら、直ちに議員の皆様、また住民の方々にもご報告、周知をさせていただきたいと考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） 座ってさせていただきます。

私も4回、ワクチン接種をいたしまして、5回目は3か月たってからというような町からの案内で、今3か月たつのを待っている状況で、12月に入ってから打ちに行こうかなと思っているんですけども、5回目の接種率というか、上牧町内で接種されている方の接種状況はあまり進んでないように思うんですけども、その辺については啓発というか、5回目の接種を増やすために町としてどのように対応されていくんですか。

○議長（吉中隆昭） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） 今、テレビ等でも岸田首相がPRをされているようなところでございます。ただ、やはり以前に比べ、接種日数、接種回数もかなり減ってきているところではございますが、来年の3月末までにワクチンが余ってきても困りますので、鋭意、住民の方々に周知を徹底して、1人でも多くの方にワクチン接種していただくかなと、このように考えております。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） そしたら、4回目と同じ程度のワクチン接種量は用意しており、5回目についても十分に接種していただけるというふうに町としては考えているという理解でよろしいですか。

○議長（吉中隆昭） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） そのように考えていただいて結構です。

○6番（服部公英） それでは、次の質問をお願いします。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） ②の現在のコロナ感染した場合の個人の行動制限の部分についてご回答させていただきます。この部分につきましては、以前からコロナにかかった場合の行動制限等につきましては、国等において自宅待機期間等が示されておりますので、この指針に

基づき行動していただくことになるということでございます。ただ、以前は10日というような基準がございましたが、現在におきましては症状がある、ないとかということで経過期間の考え方が少し違うんですけど、おおむね7日ぐらいに短縮されたというのが現状でございます。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） 濃厚接触者については、どのようになっていますか。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 濃厚接触者におきまして、以前は7日間だったのが現在10日ということで、待機期間等についても短縮されているというところでございます。

○6番（服部公英） 反対と違うの。10日から7日ですね。違いましたか。

○総務部長（中川恵友） 濃厚接触者ですよ。

○6番（服部公英） 濃厚接触者の日数が。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 濃厚接触者でしたら5日間に短縮されているということです。申し訳ございませんでした。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） 濃厚接触者になった場合、今までの10日から5日間に短縮されたということですか。今は5日間でいいんですか。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 現在は5日に短縮されているということです。濃厚接触者におきましては、5日間に短縮されたということでございます。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） それは5日というのは義務化されているんですか。個人の判断で5日、それとも保健所並びに、そういった公的のところから5日というふうに規定されるんですか。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） この基準日につきましては、一応、国からお示しをされておまして、例えば初日の考え方、いつから1日目にするかというのを保健所等から指示があつて、そこから例えば7日間であつたり5日間であつたりというような形で、おおむね症状のある場合につきましては、病院等に行って検査等がされますので、はっきりと保健所等から指示等があると思いますが、ただ濃厚接触者におきまして、保健所等で調査をされまして、保

健所から一定限度、指示があるというふうに認識しているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） 当初より少し緩和されてきているようにも思うんですけども、各個人の意識が緩和されているほうが大分進んでいると思うので、引き続き厳しく行動制限については行っていかなければならないというふうに考えているんですが。インフルエンザワクチンとコロナ接種を打っているので安心だというふうな意識が、住民さんの中にも起こってきていると思うんですが、行動制限については、これまでどおり国から示されたところを守ってってもらいたいというふうに考えておりますので、その辺の周知もまた上牧の広報等でもしっかりと伝えていただきたいと思います。

それでは、その次の教育現場の対応について聞かせてください。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 新型コロナウイルス感染症に感染した場合の教育現場における対応につきましては、先ほど総務部長から回答させていただきました個人に対する行動制限と同様の対応としているところでございますが、改めて教育現場の対応について回答をさせていただいたほうがよろしいでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） 学級閉鎖、学校閉鎖、個人の休校にするという、その辺のルールについて、当初と変わってきているのか、変わってきているのであれば教えていただきたいと思います。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） それでは、学校現場における感染症の拡大未然防止のための取組として、議員ご指摘の休業措置の観点から説明をさせていただきます。この部分については、教育委員会で学校に対して示しておりますガイドラインに基づき説明をさせていただきたいと思っております。各学校において1クラスにおおむね2名以上の感染が発生した場合におきましては、学校医の意見や助言を得ながら、各学校・園長の判断で原則5日間の学級閉鎖の措置を講じているところでございます。また、複数の学級に閉鎖が広がるなど、学年内の感染が憂慮される事態、可能性が高い場合におきましては、学年閉鎖の措置を講じることとしております。その他、複数の学級閉鎖の規模が複数の学年に及ぶ場合においては、学校、幼稚園内で感染が拡大している可能性が極めて高いという事態でありますので、休校の措置を講じているところでございます。また、基本的な考え方といたしましては、各学校、子ども

もたちの学びを保障するという観点と、子どもたちの安心安全を確保するという観点の若干食い違う側面からの検討が必要となっておりまいますので、その部分については、教職員においても一定高い危機意識を持っておりまいますので、その辺の両立も図りながら、休校等の措置を講じていくということとしていっているところでございまいます。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） よく分かりました。次に、学校現場での給食の取扱いというか、黙食をまだ続けているとか、どういった給食方法で、給食の配膳の仕方とか、そういう食に関するところでコロナ感染に対する対策をどのように取っているのか聞かせてもらえますか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 今ご指摘の給食配膳等について、マスクの着用等を徹底させていただいて、その部分における感染を未然に防いでいるところでございまいます。また、議員の皆様方もご承知のとおり、いわゆる黙食、給食時においては会話をすることなく黙々と食べる黙食について、昨今、国から通知がございまして、基本的に黙食については、一定の感染対策を講じた上で、大声での会話にならない範囲であれば黙食を解禁するというような方向性が示されております。ただ、子どもたちの給食時における会話は、コミュニケーションの醸成の機会でもありますので、その部分については保障していきたいと考えておりますが、いたずらに黙食を全面解禁するということになれば、子どもたちの不安もございまいますし、感染のリスクも高めるということもございまいますので、その部分については今後の動向も見据えながら、黙食については一定の継続性を持って取り組んでいきたいというふうに考えているところでございまいます。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） 聞いておきます。

あと、マスクをつけての体育の授業であるとか、そういったところについて聞かせていただきたいと思うんですけれども。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 私が認識する範囲で、上牧中学校のグラウンドをたまに眺めさせていただく機会がございまいます。今日も若干確認をさせていただきましたところ、屋外の体育はおおむね半数程度の子どもがまだマスクを着用しております。暑い時期の熱中症というリスクは下がってはきているんですが、その部分も全員がマスクを外して体育を行うというところの不安も払拭できない生徒も多くおります。見ておりますと、女子生徒のほうがマスクの

着用率は高いのかなというふうな感想も持っております。その部分については、屋外の活動であれば、一定の距離を保つ等で十分に防げるものであるんですが、子どもたちの不安であったり保護者の不安を考え合わせると、全面的に外しての体育の授業を教育委員会として徹底することは現時点でまだ難しいのかなという認識でございます。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） 分かりました。ありがとうございます。

それでは、3番目のコロナ感染対策としての当町のこれまでの対策について、復習みたいになるんですが、聞かせてください。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 3つ目のこれまでの対策についてご回答させていただきます。これまでにおきましては、コロナ感染対策として、町におきましては新型コロナウイルス感染対策本部を令和2年4月8日に設置させていただきまして、その中でいろいろ対策等を検討してきたというところでございます。町民に対しましては、基本、コロナ感染防止策、マスク、換気、消毒、距離、これらの対策で3つの感染経路を遮断することができますので、こういったことを町民に呼びかけさせていただきまして、感染防止に努めるよう町民の方をお願いしているというところでございます。また、町としての主な対策といたしましては、感染防止資機材及び消毒液等の購入及び配布、医療機関及び介護施設等に対しましてのサージカルマスク等の配布をさせていただきました。また、生き活き対策課におきましては、新型コロナウイルス感染症による自宅療養者のための生活支援事業等を実施させていただいているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） マスクがなくなったときに配布されて大変ありがたかったということを知っておるんですが、今後、はやらないことを祈るんですけども、県でまた今回のオミクロン株のうつりやすい株がまたはやってきているので、今後はやってきたときには上牧町として、マスクなり消毒液なりの確保はできているのか聞かせてください。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 一定限度のマスク等の備蓄は常時させていただいておりますし、感染防止対策といたしましても、各施設内の入り口に体温計であったり消毒液等も置かせていただいておりますので、公共施設利用におきましては、引き続き感染防止対策には努めてまいりたいと思っております。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） それでは、検査薬とかそういうのも常備しているというふうに理解しておいてよろしいですか。

○総務部長（中川恵友） 検査薬というのは。

○6番（服部公英） 抗原キットとかいって、オミクロン株が職員の間で例えばはやってきたら、職員の間で抗原検査ができるようなキットは用意して持ってはるというふうに思うんですけど。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 一定限度と言ったらおかしいんですけど、大量にという部分ではございませんが、職員等にコロナが発生した場合におきまして、一定限度、検査できる体制は取っております。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） 分かりました。聞いておきます。

1つ目のコロナ感染についてはこれで結構です。ありがとうございます。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） 都市環境整備については質問項目が多いので、一つ一つまた聞いていきたいと思いますが、まず大きなところで、公園遊具の整備工事の進行状況について、町全体で整備するという公園の遊具については、どのぐらい進んでいるのか聞かせてもらえますか。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） 町内全体的な公園遊具の整備工事の進行状況というところでございますが、全て完了したということでございます。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） 分かりました。

それでは、①からお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） それでは、質問の①でございます。コンクリート造りの公園の遊具撤去が行われ、遊具新設が行われていますが、高齢者向けの健康増進になるよう器具も取り入れていただくとよいのですが、今後の計画について聞かせてくださいということでございます。まず回答といたしましては、現在、遊具の新設につきましては、他地域との整合性等を鑑み、難しいものと考えております。上牧町が毎年実施しております公園遊具保

守点検業務により使用中止と判断された遊具につきましては、自治会の意見聴取により、遊具の撤去、そして危険部位修繕及び遊具入替え等による更新を行っておるところでございます。自治会の意見聴取の中で、同遊具入替えだけではなく、健康遊具への入替えを希望されるというところがございますら、順次進めておるところでございます。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） そしたら、モニターに1番と2番を映してもらえますか。今見ている器具が、新しく導入していただいた滑り台なんです。これは本当にありがたいと思っているんです。分かりにくいんですけど、これは違う公園です。1つ目の1番のところは、貴船台にあるテントウムシの形をした器具やら、コンクリートのような滑り台2か所を撤去して、1つの遊具を置いていただいたという形になっておるんですが、見てもらっても分かるように、砂場の位置と滑り台の位置が離れていまして、昔の公園でしたら、滑ってきて一番落ちるところが砂場になっていて、けがのしないような状況でほとんどの公園がつくってあるんです。そういったところの配慮もありませんし、以前にあった公園遊具のボリュームと比べて確かに少ないと思うんです。この滑り台が、4つの公園に同じ遊具が4つあるんですね。できれば少しずつでも、そこの公園の特徴が出るような形で変えていただけたらありがたいというのを見せているんですけど。

次、3番、4番をお願いします。3番、4番も、これは第六公園のところに、今砂場、緑の草が生えているところが、3番のところは砂場なんですけども、あそこに滑り台の下りていくところが、ついて行って下りた子どもがけがをしないようにというような形で砂場ができていたんですけども、今回はこちら側の4番に映っているところの左側、今映っていないんですけども、滑り台をこさえてくれているんですけども、その点については町と話し合いをして、椅子の前に滑り台をつけさせてもらいましたということで、相談を受けて、了解ですということでやっているんですが、砂場についての砂の入替えであるとかいうのをまた話したんですけど、それは自治会要望等でまたさらに新しい話でということ聞いてはいるんですけども、町として安全、安心な遊具設置をしたというふうにご考慮されて、それはそれで分かるんですけども、もう少し子どもの立場で考えて、いろんな種類の違うのがあればというふうにご考えているところなんです。例えば雲梯であるとか滑り台ばかりではなく、ここの公園に行ったら雲梯があるとか、ここの公園に行ったらシーソーがあるとか、そういうような形で今後考えていただきたいというふうに思っているところです。

それでは、今後のことについては先に答弁を頂きましたので、次の質問に移っていきたい

と思います。

②番目の米山台から北上牧を通っていくという場所については、説明してありますので、担当課では理解していただいていると思うんですけども、これも7月29日の子ども議会が今年ありましたね。そこで中学生の子が、あの部分の道が狭くて、今後直していただく計画はないのかというような質問がありましたので、ここで再度聞かせていただくんですが、答弁をお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） この件につきましては、子ども議会で回答させていただいたとおりになるかと思いますが、改めてご回答させていただきたいと思います。

まず、北上牧地区につきましては、過去の事業で道路拡幅並びに新設道路の設置を実施し、町内でも整備の進んでおる地区というところで認識しているところでございます。過去には車両の通行も厳しい狭隘道路も多くありまして、緊急車両等も通行できないような箇所が多数あったというところでございます。地区内の整備により、狭い箇所もかなり改善されておるというところでございます。質問にありました箇所につきましては、一部狭い部分もございますが、現在、事業も終了しておりまして、整備を行うには、土地の買収や建物の撤去などかなり費用が必要となるということから、工事を行うのは大変厳しい、難しい、整備する予定はないのが現状であるということでございます。道路拡幅につきましては現在できないんですけども、歩行者が安全に通行できるよう傷んだ箇所の修繕や隣接地の伐採、除草等を行いまして、道路の維持管理に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） 年に2回、除草をしていただいて、今の時期はきれいになっておるんですが、年に2回の除草のないときですと、ちょうど目線の高さのところに雑草が生えてきまして、細いところにまた草がかぶってくるというような状況になりますので、道の拡幅はできなくても、町で買い取っている土地の部分についての整備といいますか、草が道路にはみ出してこないような対策なり、通っている住民の方が気持ちよくあそこを志都美に通勤できるように、少し整備していただけたらありがたいと思うんですが、そういった整備についてはまた今後考えていってもらいたいと思うんですが、その点についての答弁をお願いします。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） 年2回の草刈りというところで、その辺の通りの維持管理

に努めておるといところで、引き続きそういった維持管理について努めていきたいというふうを考えておるところでございます。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） 草刈りの2回を3回にしてくれとかそういう話ではなくて、今買い取ってある土地のところに柵をすとか、草が道に生えてこないような状況をできたら取ってほしいというような要望で話をさせていただいております。理解していただきましたか。

それでは、3番目の空き家対策についてお願いします。5番、6番の画面を出していただきたいと思います。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） 今映っているところは、私の家から50メートルも離れていませんところで、南のほうになるんですけれども、以前も台風が来たときに隣の家に屋根が当たって、隣の家というのは、6番の左側にある家は普通のきれいな家になるんですけれども、そこの方に迷惑をかけたりますんですけれども、こういった箇所が1か所、5番、6番であります。

また、次に7番、8番を映してもらえますか。7番、8番につきましても、これは私の家の隣になるんですけれども、空き家になっており、見てもらっても分かるように猫が住みついて、屋根は台風で飛んで、近くを通ると危ない状況になっております。

9番、10番、これもそこから10メートルも離れてないところなんですけれども、空き家になっております。

次の11番、12番、これも空き家になっております。今見せたところで、うちの今住んでいる状況、近所に4軒あるんですね。これも言ってみれば50メートルから100メートルまで離れてないところに4軒があるというような状況が、今、北上牧地区の地区会の終わった後の地域の状況になっております。今後、このような個人の持ち物である空き家を私たち住民と役場の公共のほうで、こういった形で整備していくことができるのか、その辺について説明してほしいんですけれども。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） まず、今このスライドを見せていただきましたけれども、著しく景観を悪くする空き家につきましては、所有者の確認を行いまして、そして撤去を含めた対策を求めていくということになるかと思っております。また、周辺の住環境に悪影響を及ぼす可能性がある空き家につきましては、上牧町空き家等対策協議会を通して、当該空き家を特定空家に認定するというような作業になってくるかと思っておりますが、その後、所有者に対して

助言または指導を行いまして、撤去要請を行うということでございます。撤去要請だけではなしに、改善要請も含めての話ですけれども、なお、助言指導を行っても所有者が撤去を行わない場合につきましては、勧告や命令、そして公示等を経て、最終的には代執行というような形で進めていくということになるかと思えます。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） そしたら、当町としてはどのように今対策を取って進んでいこうとされているのか。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） 今の質問でございますが、特定空家に認定する基準がございます。これが今、素案の状態でございます。ですので、これにつきましては今年度中に空き家対策協議会を開催させていただいて、案を取っ払うと、正式な認定基準を定めると。それをもって、著しく悪影響を及ぼすような空き家につきましては協議会に諮らせていただいて、特定空家に認定するのか否かを決定していったら、対策を進めていくというような形になるかと思えます。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） 今答弁いただいた空き家については、各自治会からこの空き家について、そういうふうな空き家があるので進めてくれというような申請が必要なんですか。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） そういうことも含めてですけれども、空き家の状態を確認するために、自治会から提出していただいているかと思えます。その空き家について調査をさせていただいて、判定AからDランクの4段階に判定するんですが、おおむねその判定を基に、その資料を基に、特定空家にしていくのかどうかというところの話に今度進んでいくんですけども、あと自治会から突発的に上がってくる部分があるかと思えます。当時、ここが空き家ですということで提出していただいている部分に、追加でまた上がってくる可能性とかも含めてですけれども、そういうときは都度対応していく部分ということでございますので、自治会からも情報提供していただいた部分について、空き家の調査を進めていくということになるかと思えます。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） 今映した部分については、自治会から提出しておりますので、空き家の委員会とかにかけて進めていってもらえるというふうに理解してよろしいですか。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） 今スライドしていただいている部分については認識しておりますので、今度の協議会の中で案件として上がってくる部分かなと思います。ただ、一部提出されていなかった空き家が見受けられたかと思しますので、そこはまた都度、自治会と協議させていただければというふうに考えております。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） 分かりました。ありがとうございます。よろしく願いいたします。

それでは、④の第5住宅の質問になりますので、13番、14番の写真を出してください。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） それでは、④の第5住宅の集会所について、自治会としては必要がある場所というふうに考えているんですが、町としての考え方を聞かせてもらいます。お願いします。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 議員ご提起の第5住宅の集会所につきましては、老朽化に伴い、利用は極めて困難な状態に至っているところでございます。北上牧地区における集会施設につきましては、住民の方々からのご要望により、地域コミュニティ醸成を目的として設置させていただいたものと理解をしておりますが、利用が活発になされず管理不全な状態に陥ることで老朽化が一層加速的に進むといった悪循環、いわゆる負のスパイラルが生じているものと認識をしているところでございます。このような状況を受けまして、担当課といたしましては、第5住宅の集会所におきましては除却を視野に検討を進めることとしているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） 最初に聞いたのは、除却を視野に入れているという答弁を今頂きました。私も以前、その方向が適切かなというふうに判断しておったんですが、この13番と14番は除却を視野にしたというような形で、これを見てもらったら分かるように、次、15番、16番を出してもらえますか。これが第5住宅の真ん中にある公園なんです。この公園についても除却というか、公園も要らない、そういうような考え方でおられるのか、公民館だけは要らないというふうに考えておられるのか、その辺については。これは担当が変わるんですか。第5住宅の中の一連の施設であるのに、公園と公民館とでは違うというふうな。答弁を今代わろうとされているんですが。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 当該住宅の中の敷地内にはございますが、用途目的に応じて担当課は異なっているという現状でございまして、集会所については文化振興課が担当をさせていただいて、これについては別の部署という形になるのかなと思っております。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） A B Cの第2住宅が立ち退いていただいて、第5住宅であり、またほかの地区改良事業の住宅に移っていただくという計画になっているんですが、第5住宅はこのまま生活の場として使っていく場所ですので、やはり自治会としても、公民館はたくさんあるんですけども、第5住宅の中の公民館施設は必要になってくるのではないかというふうに思っているんですけども、一旦除却して、真ん中の公園と公民館を一体として考えた整備は住宅として必要になってくると思うんですけども、そういった考えはないんですか。除却のみを考えておられるだけですか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 今、議員ご指摘の部分についての住宅と公園と集会施設、それぞれ当然のことながら有機的に結合しているものだとは思っておりますが、今般、集会施設の形について、北上牧地区の今後の展望について説明をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○6番（服部公英） はい、お願いします。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 現在、北上牧地区には、今、議員のご提示もございましたとおり、第5集会場も含めて集会施設が4か所現存しており、令和3年第4回定例会においても服部議員から質問を受けまして、その際については、それぞれの集会施設の利用状況を踏まえた上で、設置している施設の数の妥当性、また老朽化の度合いなど総合的な視点から検討を引き続き行っていくという形でご回答させていただいたところでございます。今、北上牧地区にございます第1集会所については、1983年に設置をさせていただいたものでございまして、鉄筋コンクリートの2階建ての結構しっかりとした建物でございます。そこについても利用が活発でないということで、一定、老朽化が進んでおりますが、この施設を北上牧地区の集会施設の拠点として改修等を行って、位置づけていく方法もあるのかなど。片や、社会教育課が所管をしております文化館については、町としての人権施策であったり人権教育を進める上での拠点、併せて投票所でも指定をされておりますので、その部分と、今申し上げます

た第1集会所の2つの施設体系の中で、北上牧町地区における集会をしていただくなど、コミュニティの活性化を図っていただくという観点から、そのような構想も現在持っておりますので、つぶさに今おっしゃっていただきましたとおり、第5住宅がABC、第2住宅の受皿となるという話も承知はしております。ただ、そういう条件はあるんですけども、集会所施設という観点からいくと、一応、まだ構想の段階なんですけど、今後、具体的な検討を加えていくんですが、そのような方向性も1つあるのかなというふうに考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） 第一公民館は、元上牧温泉の裏側にあるところのことを言っておられるんですか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） そのとおりでございます。旧のいわゆる公衆浴場がございました、その近隣にある建物であるというふうにご理解を頂けたらと思います。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） それは聞いておきます。それとあと、やはり第5住宅に住んでおられる方のことも考えて、きれいな住宅地にしていただきたいというふうに考えているところです。同じ上牧町内にあるURの公団を見ましても、中の公園は整備されており、きれいな状況を保っております。ここの第5住宅については、公民館はこのような状況になっておりますし、公園は草まみれのさびた状態で、本当にここが住宅地なのかなと思うぐらい、この中の公園の部分自体が寂れているんです。その辺の整備をしっかりとさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 今中町長。

○町長（今中富夫） 今、服部議員から種々質問をしていただいております。服部議員もご存じのように、各地区の集会施設、北上牧地区は特に箇所数が多いわけですが、本来は管理と運営については自治会でおやりいただくと、そういう趣旨でそれぞれの地区に集会施設を建設させていただいております。先ほど画面に出ておりましたが、これは町も悪いんですが、自治会でしっかり管理をしていただきたいし、運営もしっかりやっていただきたい。結局ほとんど使わずにこういう状況になっているというのが、この現状でございます。そういうことから考えて、まだ4か所も残っておるわけでございますので、この施設をしっかりと有効に活用していただきたいというのが町の考え方でございます。だから残っている施

設を北上牧地区の自治会と住民さんがしっかりコミュニティーの場所としてお使いいただきたいと、こういうふうに考えておりますので、例えばこれを解体しても残っている施設を、傷んでいるところを使わなければならない部分については、しっかり改修もさせていただきますので、自治会と住民さんでしっかりと管理と運営をお願いしたいというのが、町の考え方でございます。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） 今、町長から答弁を頂きました。確かに北上牧の自治会の運営が、そこまで手が届いていない状況は確かでございます。貴船台にも公民館がございますし、今言っている第5住宅の中にもあります。そして部長から第一公民館という形で示された場所、あそこについては町の物置のような感じで、一切開けたこともありませんし、自治会としても使っておりません。今後使うとすれば、今、町の所有のものではなくて自治会が持っている自治会館が文化館の敷地内にごさいますして、そこを活用している状況で、ほかの場所も4か所、ほかの3か所について、自治会として点々と回って使うというのはなかなか現実的には難しいというふうに考えているところなんですけども、私が言いたいのは、第5住宅自体の生活の場としての状況を整備していただきたいというのが今回の質問の内容なんです。第5住宅、1棟、2棟、3棟とありまして、あそこが今度は集合住宅の中心となるので、そういった形で整備していただきたいというような形で質問させていただきました。

それでは、次の⑤番目。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） それでは⑤番でございます。北上牧地区の住宅開発業者と町との町道の話合いについて聞かせてくださいということでございます。現在、民間業者が開発を行っておる当該土地につきましては、前年度に当時の土地所有者が住宅地造成の計画があるため協議をしたいという旨で来庁されました。その際、自身が所有されておる土地の一部と南側の町道との間にある上牧町所有の土地とを交換させていただいて、一体的な開発を行いたいという要望がございました。この話を受けまして協議検討を行った結果、当該土地の一部と町有地とを交換し、東側に接道する狭隘道路の拡幅用地として利用するため、土地所有者と上牧町との間で等積交換を結ぶ運びとなったということでございます。今年度に入りまして、土地の交換並びに道路整備に向けて、登記測量及び詳細設計業務を発注させていただきました。測量図等も随時出来上がってきましたので、現所有者と開発業者のとの間で土地交換契約の締結をいたしましたというところでございます。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） 写真で17番、18番を出していただきまして、17番のところの部分が、その業者と交換して、町との協議で道路拡幅工事に当たるというふうになっている部分なんです。今、17番で映っているところの道路が何メートルぐらいの道路になって、電柱とかはこっちの業者とのすれすれのところまでずらして、どういった形になるのか簡単に説明してもらえますか。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） 道路幅につきましては6.4メートルということと、歩道が1.7メートルというところで整備をしていくということになるかと思えます。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） そしたら今後、協議の結果、進んでいくとは思いますが、次の18番の北側の歩道になりますが、この歩道については、町でまた業者が開発するまでに整備されるというふうに理解してよろしいですか。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） 北側の歩道部分につきましては、町がどうのこうのするということではなくて、開発業者がその部分を使って進入されるとか云々どうのこうの場合に、開発業者が整備するという形になろうかと思えます。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） そしたら、この18番のところの道路の下に、初め、この業者が説明に来たときには、浄化槽を設置した家を建てるといような話だったんですけども、この前の説明で、地元の説明会で、下水道に直結するといような話に変わってきています。下水道は引いてなかったらつなげられないので、18番の道路の下には、葛下川に向いて下水道は通っているんですか。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） 下水の管は来ているというふうに聞いております。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） 供用は開始してないんですか。下水道は使ってないんですか。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） 当然、接道していくということですので、供用開始になっているものと考えております。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） ありがとうございます。そしたら⑥番をお願いします。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） では、⑥番についてご回答させていただきます。上牧町消防団第2分団西部第1分隊屯所につきましては、竣工後、一定期間を経過しておりまして、建物の老朽化が進んでおることから、建物の建て替えを考えておりまして、現在、建物改築のための設計業務をお願いしているところでございまして、その設計に基づきまして、令和5年度において屯所の改築工事を行うという計画をしております。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） 令和5年度の当初予算において建設を開始というふうに今述べられました。出来上がりはいつ頃になりますか。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 現在、当初予算での計上を考えておりまして、現在、設計が上がってきておりませんので、令和5年度中には建て替えができるのかなと思っておりますが、具体的には設計が上がっておりませんので、完成時期の回答については現在控えさせていただきますと思います。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） 分かりました。よろしく願いいたします。

それでは、最後の7番、場所だけの説明。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 服部台明星線開通後のバス停の場所についてという部分でございます。現在、令和5年4月開通に向けまして工事を進めているところでございまして、住民の方々の利便性等を考慮し、ルート変更と新たにバス停を設置したいと考え、現在、事務を進めているところでございますが、具体的な場所等につきましては、住民の方々が利用しやすく、安全で安心して乗り降りできるような場所に設置したいと考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） 正確な場所はまだ設定していないという理解でよろしいですか。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 先日の総務建設委員会の予算計上時の中で、位置図的なものを示させていただいておりますが、具体的にはその周辺ということで現在考えているところでござ

います。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） 分かりました。ありがとうございます。

いろいろと答弁を頂きました。今後についても町と議論を重ねまして、よりよいまちづくりに協力もしていきたいと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

以上で私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（吉中隆昭） 以上で、6番、服部議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とし、再開は午後2時10分より。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時10分

○議長（吉中隆昭） それでは再開いたします。



◇康村昌史

○議長（吉中隆昭） 次に、1番、康村議員の発言を許します。

1番、康村議員。

（1番 康村昌史 登壇）

○1番（康村昌史） 1番、自由民主党、康村昌史でございます。議長の許可を得ましたので、一般質問通告書に従って一般質問を行います。

私の質問事項は2点からです。1点目、上牧町公民館改修要綱について。質問の要旨は、上牧町の公民館改修要綱の見直しはどうなっているのかをお尋ねいたします。

質問事項2番目の自治会内公園等の草刈りについてです。1、町は年2回、公園等の草刈りを業者に委託しています。平地の草刈り代は平米115円ですが、そのうちの処分代は幾らかを教えていただきたい。2番目、公園の美観を損なわないように草刈りの日程を自治会が決めますが、その予測は非常に難しい。手挙げ方式で、自治会に草刈りを委託してはいかがか。

以上、私の質問はこれで終わります。再質問は再質問者席で行います。

○議長（吉中隆昭） 康村議員。

○1番（康村昌史） それでは、1番目の公民館改修要綱の見直しは怎么样了のかというところでございます。以前から、時代にマッチした公民館改修要綱の見直しを要望しておりますが、その後の進捗状況等をお話していただきたいと思っております。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） それでは、議員お尋ねの上牧町公民館等集会施設補修補助金交付要綱につきまして説明をさせていただきます。同要綱につきましては、平成14年9月に制定をさせていただいて以来、平成26年4月に補助対象の整理、明確化をするための同要綱施行細則を定めた以外は、補助率及び補助の上限額と同要綱の根幹をなす基本的な部分の改正はなく、おおむね20年が経過し、現在に至っている状況でございます。そのような状況の中、対象となる施設の老朽化、社会情勢の変化及び物価変動等により、現行の要綱が現状にそぐわず、自治会からの要望も多様化してきていることから、補助対象事業の整理及び重点化や補助率、補助金の上限額等の見直しを視野に、近隣市町村や類似団体の状況等を調査研究するとともに、各自治会における人数を分析するなど、本町に即した形での同要綱の改正に向けた検討に現在着手し、担当課では鋭意、進捗を図っているというところでございます。

○議長（吉中隆昭） 康村議員。

○1番（康村昌史） 各大字は、令和5年度の自治会要望をこの間、役場に提出したと思っておりますが、この公民館の改修要綱を利用する案件もあり、非常に気になっております。一体いつになればこの改修要綱が完成するのか。いつも同じような回答なんですけれども、できましたら年度内に改定を終わらせていただきたいというのが、この質問の趣旨でございます。いかがですか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） かねてから当該要綱については、若干、自治会のニーズにそぐわない部分があるということで、担当部長として課長に指示をさせていただいているところでございます。現在の取組に係る今後のスケジュールについて説明をさせていただきます。議員は、本年度内という話がございましたが、基本的な考え方といたしましては、令和5年度中頃までに要綱の改正に伴って財政出動等が必要となってまいりますので、その部分については企画財政課と、また個別施設計画との整合性も図る必要がございますので、そのことについては総務課とそれぞれの視点から協議、調整を経た後、要綱を改正することとしておりますので、そのことを受けまして、改正後の要綱につきましては、令和6年度当初からの適用

を目指し、年度当初予算に反映をさせるべく所要の措置を講じてまいりたいというふうに考えておるところでございます。この部分については、自治会のニーズであったり、財政の負担のことであったり、総合的な観点からの検討が必要であるということから、一定時間がかかるものと承知をしておりますので、今ご提起の本年度内の制定については、まだ考慮すべきこと、検討すべき課題が多いので、間に合わないというのが現状であるかなというふうに認識をしております。スピード感を持って要綱改正について対応していきたいという考え方は議員も私も同じ考え方でございますので、その部分も踏まえながら、スピード感を持って進んでいきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 康村議員。

○1番（康村昌史） 公民館改修要綱の改定の時期がやっと分かりました。本当にありがとうございます。その場合の要望なんですけれども、できる限り自治会要望に沿ったような柔軟な考え方を取り入れていただきたいと思うんですが、その辺はいかがですか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 当該要綱を定める上においては、一定の客観性も担保する必要がございますし、その部分、今の要綱ではその対象は不明確な部分もございますので、自治会のニーズに即した形で必要となってくる事業等の研究も行わせていただいて、その中に対象となる部分の明確化を図らせていただいて、自治会にも使い勝手のいい要綱になるということも視野に検討を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（吉中隆昭） 康村議員。

○1番（康村昌史） よく分かりました。この質問はこれで終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（吉中隆昭） 康村議員。

○1番（康村昌史） それでは、質問事項、自治会内公園等の草刈りについて、質問の要旨の1番目です。町は年2回、公園等の草刈りを業者に委託しています。平地の草刈り代は平米115円と聞いておりますが、そのうちの処分代を教えてくださいという質問内容です。今年の9月に行われた令和4年度決算委員会で、上牧町の各課が担当している草刈り費用について質問いたしました。その結果、町全体で年間約5,000万円ほどの草刈り費用が発生していると思いますが、それについていかがですか。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） 今の質問でございますが、おおむね町全体で約6,400万円とい

うところでございます。各課にいろいろまたがる部分でもございますので、建設環境課所管の部分でお答えさせていただきたいかと思いますが、公園の部分につきましては約1,600万円、そして道路については800万円、そして住環境については約1,400万円ということで、合計3,860万円ほどの草刈りの費用がかかっておるというところでございます。

○議長（吉中隆昭） 康村議員。

○1番（康村昌史） 申し訳ないです。私は決算書から拾い出した時点では、自治会内の公園の草刈り費用は1,100万円ほどと思っていたんですが、それは周辺の道路の草刈り代が入ってきて、金額が1,600万ほどになるということですか。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） 私は予算ベースでお答えさせていただきまして、決算と若干差異が生じたかと思えます。申し訳ございません。予算で約1,600万ということでございます。

○議長（吉中隆昭） 康村議員。

○1番（康村昌史） よく分かりました。それでは、この草刈り費用、平地で平米115円、この中には処分代は入っているのかどうかを教えてください。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） 草刈り単価といたしましては、奈良県の積算基準書に基づきまして、除草、集草、そして積込み、運搬ということで総合歩掛を採用させていただいておりまして、そこに各種経費、共通仮設、現場管理、一般管理費等々の率を乗じて草刈り単価を決定しておるというところでございますので、この単価をもって、除草作業から処分に至るまでの費用とさせていただいておるところでございます。よって、処分費のみの算出はできないということでございます。

○議長（吉中隆昭） 康村議員。

○1番（康村昌史） 今の質問で、自治会内公園等に関する草刈り費用等の内容がよく分かりました。私が間違っていたところもあるんですが、処分代はこの草刈り業者への委託値段に含まれていると。それも県の単価を参考に割り出した金額ということでよろしいんですね。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） おおむねそのとおりでございます。

○議長（吉中隆昭） 康村議員。

○1番（康村昌史） そこで質問いたしますが、自治会公園等の草刈りの日時を前もって建設環境課に報告しなければなりません。その報告は数か月前に行いますので、一般質問通告書

にも書いていますように、公園の美観を損なわない程度で、雑草等が伸び切ったときに業者に草刈りをお願いするのが、自治会の責任なんですけれども、その予測は本当に難しいんです。雨が多いときは雑草が生い茂り、自治会はその対応に追われます。また、雑草はそんなに生い茂っていないときでも、業者が予定どおりに草刈りに入ります。結局、そのしわ寄せは自治会でしなければならないということなんです。このジレンマで本当に頭が痛いんです。そこで今回の一般質問の趣旨なんですけれども、この少子高齢化の難しい時代を迎える中で、草刈りの自治会委託をぜひしていただきたいというのが自治会としての要望です。もちろん手挙げ方式です。そんな自治会に任されても困るという自治会も当然あります。それが手挙げ方式ということを前提に、この要望に対してお応えいただきたいと思います。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） 草刈り業務等につきましては、作業内容の性質上、危険を伴うことから、安全面を考慮し、経験、実績のある者に請け負わせることが望ましいと考えておるところでございます。建設業の許可を持つ町内業者の方とか、あと経験者を有するシルバー人材センターの方がこれに当たるものということと、事故の際にも、町内業者においては労災保険、そしてシルバー人材センターにおいてはシルバー保険というところで、従業員に対する補償も対応しておられると思っております。

また、公園内の草刈りにつきましては、遊具等の施設もあることから、施設への損傷等も与えることなく作業を行うことが必要というところがございますので、万が一の損傷を与えた場合でも損失補償の発生もしますので、その点につきましても、業者及びシルバー人材センターに委託することが適切ではないのかなというふうに考えているところがございます。そして、今実施の時期のことでございますが、これにつきましては自治会の意見を伺いまして、請負業者と調整を行いながら、今後もさらに協議、検討を行って適切なタイミングでの発注を心がけていきたいというのを考えているところがございます。

○議長（吉中隆昭） 康村議員。

○1番（康村昌史） 今の部長の答弁で納得しましたので、今後、できましたら自治会への委託も考えていただきたいというのは1つの要望として、そして今、部長がおっしゃったように、住民の安全、安心のために自治会には委託は難しいという答弁でしたので、これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（吉中隆昭） 以上で、1番、康村議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とし、再開は午後2時35分。

休憩 午後 2時25分

再開 午後 2時35分

○議長（吉中隆昭） それでは再開いたします。



◇東 初子

○議長（吉中隆昭） それでは、2番、東議員の発言を許します。

2番、東議員。

（2番 東 初子 登壇）

○2番（東 初子） 皆様、こんにちは。2番、東 初子でございます。議長の許可を頂きましたので、通告書に基づき一般質問を行わせていただきます。

その前に少しだけ、本年も最後の議会となりました。本日の産経新聞の奈良版に、ササユリ咲くご当地ナンバーということで、上牧町制50周年のミニバイクの記事が載っているのが目に入りました。ミニバイクのご当地ナンバープレートに関しまして、住民の方が私にミニバイクを見せていただきまして、ゆりはちゃんのご当地ナンバーをつけておられて、すごく喜んでおられる姿もございました。そんな中、上牧町町制50周年の祝賀行事も見事に行われまして、12月1日にはメタセコイアのイルミネーション点灯式と商工会による花火も盛大に上げられ、感動いたしました。コロナ禍で何かと沈みがちになる状況が、一時だけでも明るく照らされたような、温かな気持ちになられた方々もおられたのではと思います。今中町長をはじめ、携わられた皆様のご尽力に感謝申し上げます。

それでは、通告書に基づき一般質問を行わせていただきます。質問事項の1番目、小・中学校の欠席連絡のデジタル化についてでございます。要旨といたしまして、病気などで欠席する際には、学校に兄弟姉妹がない場合、欠席するお子さんの連絡帳を近所のお友達が預かって、クラス担任の先生に提出し、下校時には先生から宿題やプリントを預かり、欠席したお子さんにお渡しするというやり取りがなされておるように思います。コロナ禍においては、病気の際、人を介した連絡帳の受渡しには特にリスクが高いことから、欠席連絡のデジ

タル化など、別の方法等を行ってほしいとのご要望を頂いております。本町の現状及び今後についてお伺いいたします。

①本町小・中学校の欠席連絡の現状を教えてください。②コロナ感染対策の中での欠席連絡のデジタル化について、本町のお考えをお聞かせください。

質問事項の2番目です。医療用ウィッグ等の購入費用助成についてということで、がんは我が国で2人に1人はかかると言われており、治療に伴う副作用や傷痕が残る、手術に伴う外見の変化などに苦悩されている患者さんもおられます。厚生労働省は、ウィッグや乳がん患者向けの胸部補整具などでそうした苦痛を和らげるアピアランス、外見ケアの全国展開を目指しています。自治体でもウィッグの購入助成など、アピアランスケアを支える動きが広がっています。そこで、本町の現状とお考えをお伺いいたします。

①医療用ウィッグ等の購入費用助成について、本町の現状を教えてください。②治療をしながら仕事を続けたり、日常生活を送る患者さんが増える中、医療用ウィッグ等の購入助成を社会復帰の支援として行っていただくお考えはございます。

再質問は質問者席にて行わせていただきます。よろしくお伺いいたします。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○2番（東 初子） それでは、最初の①のところになるんですが、コロナ禍においての病気の際の人を介した連絡帳の受渡しなどのことにつきまして、①の本町小・中学校の欠席連絡の現状を教えてください。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） それでは、本町における小・中学校の欠席連絡等の現状につきまして、小・中学校ごとに回答をさせていただきます。小学校におきましては、保護者からの欠席連絡に際しましては、連絡帳または電話による対応を原則としております。しかしながら、現下の状況を考慮し、新型コロナウイルス感染症に感染もしくは感染が疑われる場合は、電話連絡に限定した対応をお願いしているところでございます。また、宿題や保護者への連絡文書などの配布物がある場合は、学校管理職や担任教員が対象の家庭へのポスティングにより対応しているのが現状でございます。

一方、中学校につきましては、基本的に連絡帳は用いず、欠席連絡に際しましては電話による対応としており、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける場合であっても同様の措置というふうに考えているところでございます。また、宿題や保護者への連絡文書など、配布物がある場合については、担任教員が自らポスティングに対応しているというのが状況でござ

ございますが、中には当該宿題や連絡文書の配布に際し、C h r o m e b o o kを活用して対応しているという場合もございます。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○2番（東 初子） よく分かりました。小学校では連絡を受渡しという形で、私も朝の見守りのときに、お母さんというか、保護者の方がそれを持って児童のところへ行ったりという状況も見させていただいております。中学校に関しましては電話ということで、また宿題とか連絡の文書とかは教師、先生がお届けされているという実情でございますか。なかなかそれは大変なことだというふうに思いますが。

それでは、先ほども申しましたけれども、コロナ禍において人を介した連絡帳の受渡しは本当にリスクが高いというふうに、またそれを受け渡すのもびくびくするような感じがすると思うんですが、欠席連絡のデジタル化など別の方法を取ってほしいという要望もあるんですけれども、また、そういうコロナ禍のリスクに関してどのようにお考えでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 現在、小・中学校とも欠席連絡につきましては、本町の現状として回答させていただいたとおりでございますが、中には近所のお友達を介してということも場合としてはあるというふうには認識をしております。現下のコロナ禍にあって、議員のご指摘のとおり、人を介して連絡帳の受渡しなど、保護者、学校間の相互連絡に際しましては、感染拡大防止の観点からは一定のリスクがあるというふうに認識をしておるところでございます。また、当該家庭の中には、重症化のリスクの高い高齢者や基礎疾患を有する方が家族としておられる場合については、なお深刻な事態に至る可能性が十分あるというふうに認識をしております。また、昨今、全国的に感染者数が増加している現状から、感染リスクの高まりはもちろんのこと、連絡帳の受渡しに際しての保護者、教員双方が一定の不安を抱きつつ、恐る恐るという形での対応をしていることは否定できないものであると認識をしております。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○2番（東 初子） やはり部長もそのような認識をいただいているということで、保護者の心配はご理解いただけるというふうに思います。そこでですけれども、②になるんですけれども、コロナ感染対策の中での欠席連絡の受渡しをしなくて済むように、デジタル化について本町のお考えをお聞かせください。また、近隣の導入状況も分かりましたら併せてお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 欠席連絡のデジタル化につきましては、文部科学省のサイトでも事例が種々紹介をされているところでございまして、本町におきましてもChromebookを活用して、学校から児童、生徒の連絡は行われているというのが現状でございますが、反対に保護者から学校への連絡につきましては、Chromebookの使用がかなり困難であるため、双方の連絡の共有には至っていないというのが現状でございます。そのような状況も踏まえつつ、近隣の状況等も踏まえながら、近隣状況の部分のメリット、デメリット等も十分に理解をさせていただきながら、事例の研究を重ねていきたいというふうに考えているところでございます。また、デジタル化に移行した場合であっても、基本的に保護者の方がお使いいただくというのが第一義でございますので、その使い方であったり操作の方法等、細やかに説明をさせていただいて、一定のご理解、認識を得た上で進んでいくことが何よりも大切であるという認識をしているところでございます。

併せまして、近隣の状況についてというお尋ねでございましたので、北葛城郡と香芝市の状況について、担当でリサーチをしていただきました。王寺町におきましては、「t e t o r u」というアプリがございます。このアプリにつきましては、学校と保護者間の連絡機能に特化した無料のアプリでございます。この部分について、本年11月中旬に決定をされて、一定の登録期間等の期間を経た後、12月1日から稼働しているという状況であるやに聞き及んでおります。また、香芝市におきましては、阪神電鉄が供給をされているアプリを利用して、「ミマモルメ」というアプリのようでございますが、一定運用されているという状況も聞いております。広陵町、河合町については、現状、導入には至っておりませんが、その旨、保護者のニーズについての確認ができておりませんので、現在の状況として広陵町、河合町は導入されていないというところでございます。王寺町の部分については、無料であるということもございまして、さらなる詳しい情報について、また王寺町の教育委員会を訪れると、その辺の詳細について協議をさせていただいて、ランニングコストがかからないようであれば、当町の実情に即した形のアプリであれば、導入に向けて極めて前向きに検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○2番（東 初子） 分かりました。王寺町の例もでございます。また、無料でということも魅力かなというふうに思いますので、前向きに検討をしていただけたらというふうに思います。それで、先ほどの中学校の件もございましたが、電話ができない場合、殺到したり、朝の対

応とかであれだと思えるんですけども、また、そういうことを防ぐというか、効率よくするためにも、また保護者の負担軽減や教員の業務効率化のためにも、学校と家庭がつながるデジタル化、そういう今お話しいただきましたのであれなんですけれども、推進すべきというふうに思っておりますが、どうでしょうか。学校と家庭がつながっていくという。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 申し訳ございません。マイクを近づけてお話しただけたらありがたいです。

○2番（東 初子） ですので、電話ができない場面とかそういうときに、保護者の連絡することが可能となったり、保護者の負担軽減とか、先ほどの話とかぶってくるんですけども、デジタル化を推進というふうに思いますので、その辺のご意見をお伺いします。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 議員ご指摘のとおり、子どもの欠席連絡に際し、結構朝の早い時間帯から出勤等をされる保護者の方もいらっしゃると思います。そのような場合については、学校がまだ開いておりませんので、電話がつながらないという状態も想定されております。このデジタル化が実現をすれば、朝の早い勤務の保護者の方々も、自分のできる範囲でスマートフォン等を活用いただいて連絡をすることで、確実に学校につながってまいりますので、その部分についてのメリットは大きいのかなというふうに考えております。また、連絡を受ける教員サイドにおきましても、日々、その日の子どもたちの欠席状況を当該教員が出勤直後につぶさに認知、把握する必要がありますので、その部分、授業の準備であったり、結構慌ただしくされている先生方についても一定のメリットがあるのかなと、画面さえ見れば確認をできるという状況が整いますので、保護者、学校の教員双方にメリットがあるかなというふうに考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○2番（東 初子） やはり双方のメリットを考えていただいて、そういう形で進めていただけたらというふうに思っております。また、細かい話になってくるんですけども、欠席連絡のデジタル化は先ほどもおっしゃったように、文部科学省から学校と家庭がつながるデジタル化という観点のほかに、教員の働き方改革としても例示されておりました、学校からのお便りとか個人面談の日程調整とかについての事例も紹介されておりますけれども、本町の現状と課題はいかがでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○**教育部長（松井良明）** 本町の現状といたしましては、学校から統一的に保護者に連絡する場合については、各保護者はもちろんスマートフォン等の受信は可能となっております。ただ、これは一方通行というか、双方向には至っておりませんので、その辺は課題を残しているのかなというふうに考えております。

また、先ほど回答させていただきましたとおり、欠席連絡のデジタル化について、教員サイドのメリットがあるということは説明をさせていただいたところでございます。朝の時間帯、慌ただしい中のそれぞれの子どもたちの欠席確認であったり、欠席児童、生徒に係るアフターフォローとしての宿題であったり、各種プリントをお届けになるということについては、時間的、身体的、併せて勤務の負荷になるということが考えられますので、この部分の実現をすれば、教員の働き方改革の一翼を担うという取組になるのかなというふうに認識をしているところでございます。

○**議長（吉中隆昭）** 東議員。

○**2番（東 初子）** 本当に働き方改革にもつながりますし、保護者の負担も軽減できるのではというふうに思いますので、その方向でお考えいただければと思います。

そこで、もう1つだけなんですけども、朝の健康観察カードとかも、小学生は毎朝提出しております。それですとか、保護者からの相談とかについてもデジタル化が望まれておりますので、これも併せてご検討いただければというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○**議長（吉中隆昭）** 教育部長。

○**教育部長（松井良明）** そのような観点からも含めて、多角的な観点から検討する必要があるというふうな認識はしているところでございます。

○**議長（吉中隆昭）** 東議員。

○**2番（東 初子）** ありがとうございます。前向きにご検討いただきますように、引き続き子どもたち、また先生、保護者にとって一番よい方法を前向きにご検討いただければ幸いです。

これで私のこの質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○**議長（吉中隆昭）** 東議員。

○**2番（東 初子）** それでは、通告書の1番の質問のところ、医療用ウィッグ等のという、厚生労働省は、ウィッグや乳がん患者向けの胸部補整具、補整下着、補整パッド、人工乳房など、そうしたことで患者さんが苦痛を伴って病気と闘っておられる方の苦痛を和らげるアピランス、外見ケアの全国展開を目指しているというふうに聞いております。その中で、

ウィッグは上村議員からも以前質問がございましたけれども、そういう乳がん患者向けの胸部補整具などのことをご質問させていただきたいというふうに思っておりますが、ここで1つだけ、私の20年前の体験なんですけれども、まだ40代でして、そのときにまだ子どもは大学生と高校生のときだったんですけれども、そのときに私の右乳房に腫瘍ができて、それがすごく大きくなりまして、そのときに全摘手術を申し渡されまして、そういうような経験もございまして、実際は手術、全摘で挑んだんですけれども、開いてみますと腫瘍が膜に包まれていて、腫瘍だけを取り除けたということで、落とさずに済んだという私の体験がございまして、そういう意味からも、本当にそのときはどういうものかも分からないですし、目の前はもう真っ暗になって、極端に言えば死も考えていきますし、そういうような経験がございまして、そのような今回ご相談いただいたこと、やっぱりそういう外見のこととか、今からそうやって病気と闘って、前向きに仕事にも復帰していきたいという方にとっては大事な取組かなというふうに思っております。今回、そういう乳がんの方からのご相談で私は質問させていただいたわけですが、そういう形で医療用ウィッグだとか、さっき申し上げました胸部の補整具だとか、そのようなことを上村議員からもございましたけれども、本町の現状、そこをどのような検討をされてこられたかというところを教えていただきたいというふうに思います。

○議長（吉中隆昭） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） がん患者のケアという部分に関しましては、先ほども議員がおっしゃられたように、以前、上村議員から一般質問がありまして、それ以降、県内の自治体を中心に、実施状況や助成事業の利用状況などを調査研究しておりました。本町の現状といたしましては、まだ実施をされていない自治体の動向を注視しながらも、その中でも特に近隣の自治体と情報交換をしつつ、さらなる研究検討を進めてまいりたいと、今現状、このように考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○2番（東 初子） 分かりました。現状、近隣を見ながら研究、検討を行っていただいているという形ですね。全国的には助成されている方向の取組が増えていっているように見受けられるんですけれども、実質、近隣での状況は全然ないのでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） 今現在、奈良県下では、大和郡山市、五條市、明日香村、それで近隣でいえば唯一、三郷町の4自治体の実施されているというところを確認しております。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○2番（東 初子） 分かりました。4自治体が取り組んでおられるというところですね。②番の質問になるんですが、治療をしながら仕事を続けたり日常生活を送る患者さんが増える中、医療用ウィッグやがん患者向けの胸部補正具の購入助成を社会復帰の支援として行っていただきたいというふうに思いますが、お考えをお聞かせください。

○議長（吉中隆昭） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） がん治療をされる中で、外見の変化などに苦悩されておられる患者さんにとって、特に頭髪や乳房の問題が多いというところは、実際、既に助成事業を実施されている自治体の例を参考にさせていただいても理解しているところでございます。本町といたしましても、つらい治療を乗り越えながらも頑張っておられる方々を支援していきたいという認識は十分でございますので、今後さらなる研究を進めながら、前向きに検討してまいりたいと、このように考えておるところでございます。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○2番（東 初子） ありがとうございます。前向きに捉えていただいて、進めていただけたらというふうに思います。がん患者の悩みの本質は、外見から見ますと、例えば先ほどの欠損部分ですか、そういうようなところが見受けられると病気が知られて、今までと同じ人間関係ではいられなくなるというような不安もあったり、まずは患者の方の、町民の方の悩みの本質に寄り添ったアピアランスケアに係る相談体制の整備というものを図っていただくことが大事だというふうに思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） このアピアランスケアに係る相談体制の整備というところにつきましては、正直、現状、本町にはそれだけの専門知識と技術を持った職員はおりません。非常に難しい問題かと思われるところではございます。しかしながら、将来的に市町村におきましても必要となってくるであろうという認識は常に持つておるところでございます。ただ、奈良県において現在、がん相談支援センターが整備されております。これは、がん診療連携拠点病院、県内に6か所ございますが、ここに設置されており、看護師や社会福祉士、臨床心理士などの専門の相談員が、がんの治療や療養生活など、がんに関わる様々な悩みや問題について、がん患者やご家族の皆さんと一緒に考え、情報を探すお手伝いもされておられるというところでございます。相談料につきましては無料となっており、その病院で診療されておられない方でも利用いただけるというところでございますので、本町では相談案件

などがあれば、この県の相談支援センターにおつなぎをさせていただきたいと、このように考えております。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○2番（東 初子） 分かりました。そのようなセンターにおつなぎいただけるということで、まず購入費用の補助は経済的支援の意味もありますけれども、また、それ以上に町として公的機関の応援があるということが、患者さんにとって大きな心の支えになるというお話もあります。これは治療に向かうための大きな後押しになるのではというふうに考えます。その辺で、先ほどおっしゃっていましたが、アピアランスケアについての知識と技術を習得していただく研修会、そういうところが分かっていたらいいような研修会などの開催の考えはありますでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） 研修会の開催というところにつきましては、先ほども申しましたようにかなり専門知識を有するところかと思われまますので、現状、市町村単位での研修となると若干ハードルが高い部分があるのかなと思われまます。国の国立がん研究センターでは、働く人のためのアピアランスケア講座をオンラインで開催されたり、奈良県でも、先ほども申しました、がん診療連携拠点病院ごとで研修会を実施されたりしておられます。今後、このような国や県などが実施する研修会などに参加するということは可能かと思われまますが、現状、今、ワクチン接種や定期の検診、日々の様々な相談業務などにより、余裕のある職員は1人といない状況でございますので、将来的に人員配置が整い次第、こういった研修会にも参加してもらえればと考えております。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○2番（東 初子） よく分かりました。コロナ禍で大変な思いをされながら業務を行っていらっしゃることに本当に感謝いたしております。その中で、これからはがんになっても患者さんが自分らしく社会生活を送れるように助成をしていただけていますように、ぜひ前向きなご検討をお願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（吉中隆昭） 以上で、2番、東議員の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問を終わります。

---

◇

◎散会の宣告

○議長（吉中隆昭） 本日はこれで散会いたします。

どうも皆様、ご苦労さまでした。

散会 午後 3時07分

# 令和4年第4回（12月）上牧町議会定例会会議録

## 議事日程（第3号）

令和4年12月13日（火）午前10時開議

### 第1 一般質問について

10番 石丸典子

7番 富木つや子

9番 木内利雄

11番 東 充洋

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（12名）

1番	康村昌史	2番	東初子
3番	上村哲也	4番	牧浦秀俊
5番	竹之内剛	6番	服部公英
7番	富木つや子	8番	遠山健太郎
9番	木内利雄	10番	石丸典子
11番	東充洋	12番	吉中隆昭

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	今中富夫	副町長	阪本正人
教育長	松浦教雄	総務部長	中川恵友
都市環境部理事	吉川昭仁	住民生活部長	山下純司
健康福祉部長	青山雅則	教育部長	松井良明
総務課長	丸橋秀行	秘書人事課長	高木真之
企画財政課長	中本義雄	建設環境課長	武安康至
住民保険課長	和田暁	福祉課長	俵本大輔
生き生き対策課長	林栄子	こども未来課長	寺口万佐代
教育総務課長	辻村純	社会教育課長	吉川信一郎
文化振興課長	野崎威志		

---

職務のため議場に出席した事務局員

議会事務局長	森本朋人	書記	山口里美
書記	横田大樹		

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（吉中隆昭） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

————— ◇ —————

◎議事日程の報告

○議長（吉中隆昭） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。それでは、日程表に従い、順次議事を進めてまいります。

————— ◇ —————

◎一般質問

○議長（吉中隆昭） 日程第1、一般質問について。

一般質問の持ち時間は、理事者側の答弁を含め1人1時間以内です。質問者はその点、十分心得て質問し、理事者側は的確かつ簡潔に答弁をお願いいたします。

————— ◇ —————

◇石丸典子

○議長（吉中隆昭） それでは、10番、石丸議員の発言を許します。

10番、石丸議員。

（10番 石丸典子 登壇）

○10番（石丸典子） おはようございます。10番、日本共産党の石丸典子です。議長より許可を頂きましたので、一般質問の通告書の内容に従って、ただいまから一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

今回、一般質問の項目は5項目です。まず1つ目は、小学校の統合について、2つ目、まきっ子塾の充実と拡大について、3つ目、地域公共交通について、4つ目、西和医療センタ

一移転について、5つ目、河合町の焼却場による被害について。

まず1つ目の小学校の統合についてです。この問題につきましては、9月議会でも取り上げさせていただいたところです。2022年3月、町が策定をした学校適正化基本計画では、小学校統合の理由は、単学級、1学年に1クラスという、これを回避するためとしています。第二小学校区の学校がなくなれば、校区単位のコミュニティーがなくなります。また、若い世帯が家を決める条件に、小学校が近いかどうか大きいと思います。文部科学省は、学校統廃合は機械的に児童数ですのではなく、地域の実情に合わせて自治体が判断できるとしています。小学校は3校を残すという選択肢もあります。改めて、住民への説明と意見聴取を求めます。

2つ目のまきっ子塾の充実と拡大について、この件につきましては、今年、令和4年の3月議会でも取り上げさせていただいたところですが、再度、高学年への拡大について提案をさせていただきます。現在、小学校1年生から3年生までが対象のまきっ子塾を高学年にも拡大する提案をいたします。コロナ禍で学力の格差が大変心配されます。一人一人に基礎学力を保障していくことが大切です。1つの案として、取りあえず4年生まで拡大をし、水曜日のほかにもう1日実施をする。そして、1年生と2年生の日、3年生と4年生の日に分ける。ボランティアスタッフには2日間の協力を募る等があると思いますけれども、検討はいかがでしょうか、お伺いするものです。

3つ目、地域公共交通についてです。上牧町ではこれまでコミュニティーバスの本数を増やしたり、停留所の改善などに取り組んでこられておりますけれども、いまだに住民の皆さんから交通手段の支援への要望が大変多くなっています。北葛城郡4町でのデマンドタクシー運行などの検討はどうかをお伺いいたします。

4つ目、西和医療センター移転についてです。西和医療センターの老朽化による建て替えて、町長は今年9月28日、西和医療センターの移転先として王寺駅前を県へ要望されました。これは西和7町の総意として要望されたとされています。しかし、王寺駅前は和川洪水の浸水想定地域です。災害時に医療を提供する拠点病院の移転先としては大変疑問を感じるところです。西和医療センターの改修または移転は、情報を公開し、住民合意で進めるべきだと考えるところですが、見解をお伺いいたします。

5つ目、河合町の焼却場による被害についてです。最近、河合町のごみ焼却場の煙突から黒煙が出ており、桜ヶ丘2丁目では物干しざおが黒くなる、車が黒くなるなどの被害が出ています。大気汚染調査などを含む上牧町の対応をお伺いするものです。

以上の項目です。再質問につきましては質問者席からさせていただきますので、よろしく  
お願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 石丸議員。

○10番（石丸典子） 座ったままでさせていただきます。

それでは、順次、答弁のほどよろしくお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） それでは、まず初めに、議員ご指摘のとおり、学校統廃合に際しましては、学校区を単位とするコミュニティーに与える影響やデメリットについても十分検討する必要があると認識をしておりますことをまず回答させていただきます。現在、上牧中学校の統合に向け、学校統合準備委員会において様々な検討を進めているところであり、その検討項目の中には、学校と地域の交流の在り方や今後のPTA活動の在り方といったコミュニティーに関する事、また通学手段、安全対策といった、通学距離が延びることによる子どもたちへの負担軽減を図るための配慮に関する事も併せて検討をしているというのが現状でございます。

○議長（吉中隆昭） 石丸議員。

○10番（石丸典子） 今お答えいただいたのは、特に学校統合に向けた中学校の取組だと思  
います。今年の3月の上牧町学校適正化基本計画では、中学校は1校ということで、これは  
ほぼ合意されているような形になっていますけども、1校で仕方がないというふうな動きに  
なっています。ただ、それでもやっぱり学校が遠くなる地域の方からは、中学校が遠くな  
たら私学に行かせようと思っているというふうな声も聞かれます。小学校についてはまだこ  
れからの検討だとはおっしゃるんですけども、この基本計画の中に、小学校は3校を2校  
にするというのが、先に町民の皆さんの頭の中に入っているものですから、もう決まったん  
でしようという声が、いろんな方に聞きますと、小学校1校がなくなるんやねというふうな  
形で、そういうふうな思っいらっしゃる方が多いと思います。

それで、アンケートを取られて、そのアンケートの取り方も、1学年の理想は何クラスが  
いいと思われませんか。2クラスから3クラスが確かに多かったんです。聞き方にもやっぱ  
り問題がありまして、理想は理想ですけども、先ほどおっしゃいましたように、地域の学  
校がなくなるということは、その地域が衰退すると、子どもたちがいなくなるという観点か  
ら、まちづくりの観点から大変重要だと思っています。しかし、まだ時間があるんですけど  
も、今後の計画は早くて7年先、早くて令和11年から1校を減らすと。遅くても令和13年度、

9年後にということ、一定期間はありますが、その間、上牧町として若い人に来ていただける、それと第二小学校がなくなるということは、上牧町の北部の地域、下牧地区であるとか片岡台1丁目、2丁目の地域の高齢化が進むのではないかとということが大変危惧されています。

それで、上牧町の第5次総合計画の後期基本計画が今年の4月に策定されました。その中で、「町民参画・協働・地域コミュニティ」というページがありまして、計画の30ページのところですが、そこには学校を中心とした地域コミュニティ網の形成ということで、地域コミュニティの強化が取組の課題というふうにされています。これは防災であるとか地域交流の場ということで、小学校の役割は大変大きいというのが前提でこの総合計画を立てられていますね。ちなみに学校に関する担当課は、教育総務課が直接の担当です。しかし、社会教育課の分野にも入ってきますし、また、もう1つは住宅のところでは、第5次総合計画の後期基本計画の66ページのところでは、住宅のところでは書かれておりますけれども、「高齢者と若者が共生し、お互いが助け合い一人ひとりが自立した生活を過ごせ、町内の既存住宅を有効活用でき、町民が安心して住み続けられるまちを目指します」ということで、取組については、空き家の利活用の推進、またUR都市機構等の関係者との協議ということで、これは主にまちづくり推進課と企画財政課が担当の課となっておりますので、地域の学校を存続させるか、なくすかということは、まちづくりの根幹に関わるということで、町の運営全体にかかってきますので、子どものクラス、子どもの人数だけで判断するのではなくて、1学年1クラスであっても、その地域に学校が必要とあらば、その地域が決めたことであれば、それはその自治体の判断でできるというふうな指針になってはいますが、この考え方で進められますか。

○議長（吉中隆昭） 今中町長。

○町長（今中富夫） 石丸議員の質問で、これは以前から石丸議員が熱心に取り組んでいただいている問題でございます。我々の考え方といたしましては、先ほどからおっしゃっていただいている部分については、答申として出されたものであると。その中に、考え方として3校を2校にするのが望ましいですという考え方が示されていると。我々は答申を受けさせていただいて、まず中学校部分については、議会の議員の皆さん方であったり、住民さんであったり、それについては中学校を1校にしていこうということについては、おおむね納得をいただいたということで、今、中学校の部分について全力で取り組んでいると。小学校については、あくまでも答申でございますので、我々としては実情というのか、令和7年に

再調査をして、その結果を基にした考え方で検討していこうというふうに考えております。

今の段階は白紙の状態でございますので、石丸議員にお願いをしたいのは、住民さんから石丸議員にいろんな相談事であったり要望であったり、そういうものが当然あるわけでございます。だから、こういう質問をしていただいているというふうに理解はしているんですが、あくまでも答申が出されて、それについて町が100%決定をまだしていないと。例えば町の住民さんに対する説明が不足であると、さも3校を2校にしますと決めているというふうな理解をしていただいているとしたら、我々の説明不足であると。これについては率直に反省をしなければならないというふうには考えておりますが、今は白紙の状態であると。これから調査であったり意見であったり、そういうものを参考にさせていただきながら、最終決定をこれからしていきたいと。今の段階は、まず中学校に全力を傾けて、まず中学校をしっかりと整備させていただきたいというのが今の町のスタンスでございます。今後、そういう考え方で進んでいくということについて、また折々に町から発信をさせていただきたいと。今の段階は、その部分については白紙であります。今は中学校に全力を傾注して、まず中学校を立派に立ち上げたいというふうに考えておりますので、石丸議員にはその辺をまたご理解いただきたいし、住民の方からご相談がございましたら、要望がございましたら、今は白紙の状況であると、あくまでも答申として委員会から出されたもので、今後いろんな状況を判断しながら町がまた改めて決定をしていきますと、それは令和7年以降になりますと、こういう考え方で今進んでいきたいというふうに考えております。

○議長（吉中隆昭） 石丸議員。

○10番（石丸典子） 町長からの説明、ありがとうございます。お聞きをしておきます。

町民の皆さんはなかなかそこまでは分からなくて、この学校適正化の委員会も公開では行われていませんし、いろんな情報が流れていません。ただ、アンケートの結果等を示されて、パブリックコメントという形はされましたけれども、まだまだ説明は不十分であると思えますし、町からの説明会等もありませんので、それならそれでもうちょっとはっきり示していただきたいと思えます。

上牧町は今年、町制50周年を迎えられて、いろいろな行事もされました。折しもこの上牧第二小学校は、昨年の3月で創立50周年を迎えております。記念の冊子も作っていただいて配っていただいたところですが、最高時は、上牧第二小学校では1学年で7クラスから8クラスもあったような大規模校となって、西大和ニュータウンの人口増によって大きくなった学校ですが、今や人口減少となってきておりますので、町の施策として空き家

を十分活用して、若い方にも住んでいただける等をしないと、老人の町になってしまいますので、やっぱり若い人が住もうと思ったら、小学校が近いということと、店舗などお店が近いというのが1つの選び方になると思います。駅がないということで、なかなか若い人が住もうというふうな形にならないというのも実際にはあります。私の息子も実は出ていきました。駅がないからということで、駅に近いところに出ていますので、私の息子も町内にはおりませんので、若い人に住んでもらうという形にはなっていないんですけれども、やはりその辺で、町で若い人が住めるようなまちづくりは大事ですので、その中の拠点で小学校が必要だと思います。地域の方も、小学校のいろんな行事等に参加して、協力したりコミュニティーを図るということも大事ですので、ぜひそういうことでは、小学校をどうするかという事は丁寧に、十分、住民の皆さんの意見も聞き、町のまちづくりの第5次総合計画の後期基本計画に沿った形でしっかり組み立てて考えていただきたいと思いますので、この件についてはよろしく願いいたします。

今現在、中学校の統合のところについては、新しくニュースも今度発行されていますね。統合準備委員会だよりという形で、きれいなニュース、第1号は見せていただきましたが、そういう形で進められていますけれども、今後は十分、町民への情報開示、意見の聴取という形で進めていただきますようによろしく願いいたします。ありがとうございます。

それでは、次のまきっ子塾の項目をお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） それでは、まず初めに、上牧町学校支援向上事業、まきっ子塾の目的と現状について回答をさせていただきます。まきっ子塾につきましては、皆様方もご承知のとおり、小学校における低学年の時期において、学習に向き合う態度であったり、家庭での学習習慣を身につけるといっても大切な時期でもあることから、その先の学力、体力、規範意識を向上させる上での基礎となる時期でもあることから、同児童に係る家庭における保護者の負担軽減と、同児童に係る家庭学習の定着を目的として、原則、毎週水曜日、小学校1年生から3年生までの児童を対象として実施しているものでございまして、平成28年9月の事業創設以来、本年度で7年目を迎えることとなります。

本年度の状況につきましてご説明をさせていただきます。現在、148名の児童が上牧小学校、上牧第二小学校、上牧第三小学校のそれぞれ水曜日、空き教室等を利用して学習に励んでいるところでございまして、参加児童の割合につきましては、当該学年の児童、生徒数に占める割合は36.2%、おおむね3人に1人がまきっ子塾で学んでいるというのが現状でございま

す。また、令和2年度、令和3年度におきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大影響により、実施回数の減少を余儀なくされましたが、本年度におきましては感染防止対策を十分に講じることで、従来、例年どおりの実施としているところでございます。

また、学習アドバイザーについて説明をさせていただきます。現在、63名のアドバイザーにまきっ子塾の指導に当たっていただいております。うち13名は、現役の大学生となっております。当該アドバイザーには、教職経験者や教員を志す大学生など、幅広い世代の方々を起用し、地域ぐるみで子どもたちを支え、育てていくことを基本的な考え方としているところでございます。また、まきっ子塾の指導におきましては、児童3ないし4名に1人の学習アドバイザーを配置し、それぞれのアドバイザーのご理解とご尽力により、きめ細やかな指導が行われているものと承知をしており、担当部署として実にありがたいことだと思っております。

また、参加児童数と学習アドバイザーとの人数を総合的に考え合わせますと、現状の指導体制を堅持する上においては、もはや限界であるというふうに考えているところでございます。今後も児童一人一人に寄り添った指導を十分に機能させるため、学習アドバイザーにつきましては、広報かんまきやホームページ等で募集を行うことに加えて、大学生の任用に際しては、県内大学に協力を要請しながら、人材の確保と適切な配置を行うことが重要であり、今後の課題であると認識をしているところでございます。長くなって申し訳ございません。

一方、まきっ子塾の運営に際しましては、事務局を担当しております社会教育課の職員におきまして、まきっ子塾以外の事務分掌と並行をさせながら、前日までの事前準備や当日の児童の保護者並びにアドバイザーとの連絡調整、参加児童の健康管理等を毎回精力的に行っているところでございます。

また、まきっ子塾におきましては、コロナ禍における運営であることから、各小学校それぞれの学年に1名ずつの職員、教育委員会事務局職員を割り当てております。そのため、社会教育の中では賄い切れない部分におきましては、教育総務課、文化振興課の協力を得ながら、何とかコロナ禍に対応すべく、子どもたちの安全を確保するために尽力をしているというのが現状でございます。

○議長（吉中隆昭） 石丸議員。

○10番（石丸典子） 丁寧なご説明をありがとうございます。要はこれ以上、学年を拡大したり実施の日を増やしたりすることは、ボランティアスタッフの確保であるとか、担当の町の職員の仕事量からすると無理であるというふうな受け止めでよろしいですか。ボランティ

アスタッフさんが63名、登録の方がいらっしゃるということですが、なかなか実際に出ていただける体制にはならないということが大きな理由でしょうか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 現在、まきっ子塾で指導に当たっていただいた方、アドバイザーの方々全てにおいて、対象日の拡大についてのご意見を拝聴したわけではございませんが、現状でしたら水曜日の午後なら参画をできるという方も少なからずいらっしゃると思っておりますので、その辺については完全に無理ということではございませんが、日数の拡大についてはそれなりのアドバイザーの人数確保も必要となってまいりますので、その部分について、現状の形でいくと2日の拡大は難しいのかなと思っております。ただ、個別具体的に現アドバイザーの意向確認には至ってないというところでございます。

○議長（吉中隆昭） 石丸議員。

○10番（石丸典子） 町のほうも、教育総務課も含めて、社会教育課が本来の担当ですが、ほかの課の方も応援に出ておられるというのは私も伺っております、事前の準備であるとか連絡が大変であろうと、日常の活動のほかにいろんながあるので大変なんだろうというのは想像がつかますけれども、しかし、上牧町においては、全国学力テストにおいても、すごくできる子とできない子の格差が広がっているので、学力が全体として低いというふうに見られているというご説明が以前の議会でも出ておりました。コロナ禍でいよいよ、できる子とあんまりできない取り残される子の差は今後出てくると思うんですね。その辺で上牧町では、どの子も基礎的な学力、知識をつけられるようにしていただきたいと思います。

現在、1年生から3年生までで実施されているのも聞きますと、いろいろ運営というか、まきっ子塾が大変な状況のところもあるという、学校によっては大変というのもお聞きをしているところです。4年生となってきますと、内容がますます難しくなってきますので、1年生から3年生まで続いている子が、続けて4年生まで行けるような形を取れないかというのは本当に思うところです。保護者の方も、送迎がなかったら、お迎えがなかったら本当はやらせたいという方もいらっしゃるというのもお聞きしておりますので、人員配置等、大変だと思いますけれども、また1回、ボランティアスタッフさんの意向などもお聞きいただいて、できる形はないのかということをご検討していただきたいと思います。この項目については、何回も取り上げてはいますが、要は今の学校の教師だけでは、日常の学校の授業だけでは本当に大変な状況になっています。教員もなかなか配置がままならないということになってきていますので、上牧町として、なるべくできる形で最大限工夫、努力をしてい

ただきたいというのがこの質問の趣旨でありますので、また今後、検討、調査をよろしくお願いたします。ありがとうございます。

それでは、次の地域公共交通の広域での北葛4町でのデマンドタクシーなどの運行の検討についてお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 3つ目の地域公共交通について説明をさせていただきます。以前より、デマンドタクシーの運行については度々ご質問いただきまして、本町の現状における交通政策の考え方について説明をさせていただいており、デマンドタクシーの運行については現時点では考えていないという説明をさせていただいております。ただ、住民の方々の移動手段については、現在運行しておりますコミュニティーバスの増便や運行ルート等の見直しを行い、ご利用していただきやすい環境づくりに努めているところでございます。

また、来年度におきましても、住民の方々等によりご要望いただいておりますお昼の運行休止の見直しと、服部台明星線開通等に伴う新たなバス停の設置をさせていただく準備を現在進めているところでございます。今後も1人でも多くの方々にご利用していただきやすい環境づくりの研究等をしていきたいと考えているところでございます。

今回ご質問いただいております北葛城郡4町でのデマンドタクシー運行の検討につきましては、本町における交通政策についても引き続き検討する必要があると考えておりますので、現段階では状況を注視しながら、今後の研究課題としていきたいと考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 石丸議員。

○10番（石丸典子） 北葛城郡4町では、「すむ・奈良・ほっかつ!」ということで、広域で連携している事業もありますね。この交通手段についてもぜひ検討をしていただきたいと思っております。隣町の河合町でも、このような要望が出ております。1町ではなかなかできないけれども、広域で例えば4町であるとか何町ということで、連携してできないものかということで声も上がっていますので、ぜひ広域の会議の中で検討等をしていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 石丸議員におっしゃっていただいておりますように、「すむ・奈良・ほっかつ!」ということで、最初は移住、定住というような形でさせていただきます。その後、こういった施策、地域活性化に向けて4町でできることはないかというようなことで

いろいろ現在取組をさせていただいているところでございますが、ただ、デマンド交通のタクシーの4町での運行というふうになりますと、現在、4町での運行状況がまちまちでございます。それと併せて、4町にまたがるということになりますと、民間事業者等への影響というようなこともありますので、まずは本町における交通政策を引き続き検討させていただきまして、本町におきまして、バスの運行につきましては以前、住民の方々にもアンケートを取らせていただきながら、ルートの見直し等、最終的には3台の増便ということで、現在運行させていただいておりますので、引き続き庁内におきまして、今後の交通政策をどうしていくかというのを検討させていただかないと、本町でデマンドタクシーを導入しませんよと言っておりながら、4町でデマンドタクシーの運行についてはどうですかという議論も、時期についてはまだ少し早いのかなと思っておりまして、本町における交通政策についての議論を十分させていただきまして、本町としての考え方が、今後導入についても検討する必要があるというふうになりました時点で、そういう検討もしていきたいと思っておりますのでございます。

○議長（吉中隆昭） 石丸議員。

○10番（石丸典子） お聞きしておきます。地域公共交通となりますと、担当課がまちづくり推進課になるんですか。デマンドタクシーとかコミュニティーバスの運行は、何課になりますか。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） コミュニティーバスの運行につきましては、総務課で担当させていただいておりますが、地域公共交通ということで、デマンドタクシー等の導入であつたり町の交通政策について検討する場合におきましては、まちづくり推進課の公共交通の担当になると認識しているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 石丸議員。

○10番（石丸典子） 第5次総合計画の交通体系の中では、地域公共交通の検討会議がなかなか開かれてない状況というのが書かれているんですけど、これもまちづくり推進課であつたり、総務課であつたり、課がまたがっているというのも大変難しそうだということを感じているところです。上牧町は6平方キロの狭い町とはいえ、やはり外出の支援とか車の免許返納後の不安を出される方が本当に多いんです。失礼ですけど、コミュニティーバスではなかなか尺に合わないというような、幾らしても補い切れないという声がいまだにあります。増便していただいたり、お昼休みも運行の改定も今回ありますけど、いろいろ工夫はしていた

だいているんですけど、なかなか不便だという声がありまして、特に車の免許を返納された方が要介護になる率が高いというふうな、先日ラジオでそういうふうな放送も合間でありましたので、外出しなくなるということが大変体力等の衰えにもつながりますので、なるべく支援ができるような形で、1町で無理であるならば広域でという形もまた検討していただきたいと思います。またお伺いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

それでは、次の西和医療センターの移転の問題をお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 石丸議員。

○10番（石丸典子） 質問で、町長が要望を出されたということで、町長の判断であったのか分かりませんが、町長に直接回答を頂けますか。

○議長（吉中隆昭） 今中町長。

○町長（今中富夫） 石丸議員もひょっとしたらご覧になられていると思うんですが、知事の「新『都』づくり」の計画の中に、以前は入ってなかったんですが、ここ最近、その部分が入ってきているということになっております。それで我々としては、特に上牧町の場合は、奈良交通のバスが王寺の駅前を発着しているところから、現在、病院は一旦、王寺へ出て、王寺でまた乗り換えて行くというような、そういう不便さがございますので、我々としては、王寺の駅前に病院があるということは1本のルートで行けると。これから高齢者も増えてきて、病院へかかる人が多くなると。先ほどの話でございますが、簡単に公共交通を利用して病院へ行ける、こういう状況をつくり上げることが大事なのではないかとということで、上牧町はその計画にいち早く賛成をさせていただいて、県に要望を出させていただいたと。

ただ、今回、水害がある地域で、この考え方が適切なのかというご質問でございますが、考え方として、例えば1階部分については施設等を設けないと、こういう考え方もあるわけでございますので、そういう考え方で進めていったらいいのではないかとというような考え方も示されております。それと併せて、大和川、それと王寺の場合は葛下川のところに、今、遊水池、一遍に川に水が入り込まないように、一旦そこで水をためて徐々に大和川に流していくと、こういう国の施策でございますが、王寺の踏み切り沿いのところで今、遊水池が建設をされております。そして、大和川沿いでこの辺で一番近くて分かりやすいのは、安堵町の焼却場がございました。もう今解体されましたが、その続きに大きな遊水池が今建設工事されております。

そういうことで、国・県も大和川の問題も解決すべく、それぞれの処置を講じておられる状況でございますので、我々としては、あってはならないんですが、災害のことでございますので、いつどのような状況になるかもわかりません。そのためにも1階にあるものを2階以上に上げて、そういう被害があったときでもできるだけ最小限にとどめられると、こういう方法で駅前に病院移設をお願いしていると、こういうことでございます。

○議長（吉中隆昭） 石丸議員。

○10番（石丸典子） 西和医療センターの移転に関する説明は、9月20日の議員懇談会で簡単な資料も示していただいて、説明がありましたけれども、何らかの水害対策をして病院を建てるというのですけれども、普通の病院ではなくて災害時の拠点病院ということですので、災害が起こったらそこに収容するということでは、一般の病院とは違うというのが大きな点だと思います。確かに王寺駅前で交通の便がよくなって、乗換えなしに行けるというところだけを取りますと、皆さん、もろ手を挙げて便利になるということですが、大和川の洪水の浸水想定区域ということで、3メートルから5メートル水につかるというふうなところにわざわざ拠点病院を移転させるというのは、常識で考えて理解できません。それも十分、町民の皆さんに情報公開して、合意で進められていませんので、県と関係の市町村長、また県立の病院機構、また地元の土地所有者のJR西日本の方々と一緒に協定を結ぶという形で進められていますので、はっきり言ったら町民不在で進められています。

一応、いろいろ対策はあるということですが、この移転に関する計画のところでも、デメリットということで、JR王寺駅南側は大和川洪水浸水想定区域となっており、3メートルから5メートルの浸水が想定されています。そのため浸水時に病院機能を維持できるような浸水対策、病院アクセスの検討が必要なんですというのが、デメリットという形ではっきり書かれているんです。それに対応して、2階以上にすることで、いろいろありますけれども、しかし、この王寺の地域は昭和57年に水害で水につかって、5メートルから10メートルもの洪水になって、それが3日間、水害が続いていたというふうなところなんです。それに向けて、貯水の対策は今後進められていくべきだと思いますけれども、今、県内の10の市と町で進めています山辺・県北西部広域施設の建設が、令和7年度完成予定で進められていますけれども、このところでは、令和2年の5月の組合議会で、このリサイクル施設の建設予定地が、家屋倒壊等氾濫想定区域で洪水になる地域であるということで、事業が一旦停止し、予定地より南に移るというふうなことが起こっています。この事案についても、1000年に1度起こるかどうかのそういう氾濫の想定を県が示してきたということで、予定が変更になっ

たところでは、それよりもはるかに近い期間で、しかも洪水の想定地域ということが分かっているところにわざわざ病院を持っていくこと自体、大変疑問です。

今後は移転するか、現在のところを改修するかというふうな選択肢の中で、移転ということが決められようとしていますけれども、十分にこの情報を公開して、住民に説明をして、合意で進めるという立場でよろしくお願ひしたいと思います。いつのまに変わるのということで、もう議会も了承しているんですよという形で決められてしまっは大変心外ですし、こういう形で言えば誰もが疑問を持つのは当然ですので、しっかりその辺の進め方をよろしくお願ひしたいと思います。

最後、町長、お願ひいたします。進める立場はそうかもわかりませんが、王寺の駅前開発と県の意向とで、また上牧町の利便性ということで、いろいろ複合的なもので進められていると思いますけれども、本当に洪水の想定区域に災害時の拠点病院はどうかと言われたら、議員の1人としては、それは普通考えられませんよねというのは思いますし、一般の住民の方も、そんなのあり得ないでしょうというのが当然ですので、その辺は十分説明いただけるようによろしくお願ひいたします。

○議長（吉中隆昭） 今中町長。

○町長（今中富夫） 我々としては、病院と合わせたような機能も考えておりますし、そういう要望もこれからしっかりとしていく必要があるということで、今、王寺の駅前に病院を移設という要望をしております。先ほども申しましたように、いろんな形で災害を低減するというので、今それぞれの機関が頑張っていておりますし、建てるについても、手法としてはいろんなことができるんだらうというふうに考えておりますので、我々としてはそういう形でこれから進めていきたいというふうに考えているところでございます。情報については、また適宜、いろんな情報なり考え方が示されてまいりますと、また議会の皆さん方にもお知らせをさせていただきたいというふうに思います。

○議長（吉中隆昭） 石丸議員。

○10番（石丸典子） しっかり説明を頂けますように、よろしくお願ひいたします。ありがとうございます。

それでは、最後の河合町のごみ焼却場の煙突の写真を3枚用意しておりますけれども、1番の写真をまずお願ひいたします。まず写真を使って説明させていただきたいと思います。まず1番目の写真ですけれども、これは10月28日の朝6時5分の様子で、すごい火事のような煙が上がっているのが、河合町の焼却場の煙突からの煙です。撮りましたのは、南西に当

たる服部台1丁目の、ちょうど服部台明星線の道路の今新しくなるあの辺りから撮影をしております。

次、2番目の写真をお願いいたします。これは11月8日の午前7時45分、南西の方向の桜ヶ丘2丁目付近の西和消防署南分署の交差点の辺りから撮ったものです。

次、3番目の写真をお願いいたします。これも同じところですが、これは昨日の12月12日のお昼0時45分ぐらいにちょうど通りましたときに上がっていたところです。

それで、こういう形で下がすぐ住宅地になっているところで、このような工場のような黒煙が上がっています。これは今年の夏ぐらいから、こういう状態が度々見られたところです。ちなみに今朝も9時過ぎに通ってきたときに、このような黒い煙が上がっておりました。

では、答弁をお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） まず、河合町清掃工場の黒煙の現状についてですが、原因は炉の燃焼温度が低いことによるものと思われることとございます。河合町は朝に焼却炉に火をつけまして、夕方に消火しているということですので、朝夕の着火と消火のときに炉内温度が低温となって、どうしても多少の黒煙が出てしまうということを伺っております。この煙につきましては、焼却による煙ではないということで、有害物質は含まれていないということで報告を受けております。

河合町の対応といたしましては、ごみの焼却は炉の温度がダイオキシンの発生しない、つまり黒煙が発生しない800度以上のときのみ行っており、異常時には即座に燃焼を停止しているという報告を受けているということとございます。また、河合町では、設置者の義務という部分で、毎年、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく調査、いわゆる大気汚染調査を行っておりまして、ダイオキシン濃度は基準値内となっておりますということで、このことにつきましては河合町のホームページに過去10年間の測定数値を確認することができております。

また、今回の件で河合町との協議をさせていただいた中で、今後の対策について検討していきますとの回答を得ておるんですが、石丸議員の質問の要旨にございます、物干しざおが黒くなる被害が出ているということとございますので、この部分における対処等について、上牧町といたしましては河合町へ文書で申入れをしたいというふうに考えているところとございます。

○議長（吉中隆昭） 石丸議員。

○10番（石丸典子） 黒い煙が出ているけれども、害はないんだというふうな説明ですか。

燃やしているものでないから何ら有害なものは出ていないと言われても、黒い煙が出ていること自体が異常ですので、これは令和7年度に広域の山辺に移転するから、それまで我慢しろというものではないですよ。将来的には移るんだから、もうちょっとしますからというふうなことで住民に言われても困りますし、特に被害があるのはグラウンドの周りのところの住宅地です。ちょっと離れると違うのか、どういう形で煙が降り落ちるのか分かりませんが、数軒回らせていただくと、公園の周辺、グラウンドの周辺か一步外側というところで、煙が上がったら洗濯物を取り入れるという方もいらっしゃいました。今日は煙が出ていると思ったら、洗濯物は外に出しませんと言われていましたので。

これは以前、あそこの河合町の焼却場はいろいろダイオキシンが出ているのではないかと、煙が上がっているというのは、かれこれ二十何年前に私が議会に出たときにも大問題になって、そのことでいろいろ取り上げさせていただいたところですが、それがまた元に戻ってきているような感もありますので、この問題は重大な問題だと捉えていますので、住宅地でこんな黒い煙が上がっているところはないですよ。今、郵政の宿舎の跡地に住宅開発もできるということで宅地が造成されています。あそこに30軒ぐらい建つであろうところですけども、その真下のところで、今後は焼却場を移転するからということで開発されるのかもわかりませんが、地域としても大変問題だと感じていますので、町としても環境汚染、大気汚染が大丈夫なのかという観点と、河合町にしっかり申入れをしていただいて、速やかな対処、煙を出さないような対策を講じられるように強く申し入れていただきたいと思えます。移転するまで我慢してくださいというものではありませんよね。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） 今、議員が申されておりますように、当然、移転するまで我慢してくださいとか、そういうレベルの話ではない話でございますので、早急に対応していただきますよう強く申入れしたいというふうに考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 石丸議員。

○10番（石丸典子） 上牧町として、大気汚染されているかどうかの調査等はできますか。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） この調査につきましては、ダイオキシン類対策特別措置法に基づいた調査ということで、設置者の義務というところでございますので、そこは河合町で測定をしっかりといただいて、数字の公表の部分に努めていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 石丸議員。

○10番（石丸典子） そうであったら、設置されている河合町にもそのような形で申入れをしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。そういうふうでよろしいですね。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） そのとおりでございます。

○議長（吉中隆昭） 石丸議員。

○10番（石丸典子） 分かりました。ありがとうございました。

多岐の項目にわたり、長時間回答いただきましてありがとうございました。これもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（吉中隆昭） 以上で、10番、石丸議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とし、再開は11時10分。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時10分

○議長（吉中隆昭） それでは再開いたします。



#### ◇富 木 つや子

○議長（吉中隆昭） 次に、7番、富木議員の発言を許します。

7番、富木議員。

（7番 富木つや子 登壇）

○7番（富木つや子） 皆さん、おはようございます。7番、公明党、富木つや子でございます。議長より発言の許可が出ましたので、通告書どおりに一般質問をさせていただきます。よろしく願いいたします。

2022年もコロナ禍で、何かと我慢と向き合って、物価高に頭を抱えながら今年も終わろうとしています。一方、4年に1度のサッカーのワールドカップが開催され、日本戦では森保ジャパンの諦めない戦いの姿に誰もが大きな感動を与えてもらい、コロナ禍で少し元気のな

かった世の中が、このときばかりは大いに盛り上がりました。

さて、国では臨時国会が65日の会期を終えて10日に閉幕し、光熱費など物価高騰対策や新たな子育て支援策などを盛り込んだ総合経済対策を実行するための2022年度第2次補正予算が成立いたしました。少子化や人口減少は、日本が直面する最重要課題です。コロナ禍により2021年の出生数が過去最少を記録し、想定より7年早く少子化が進んでおり、安心して子どもを産み育てられる社会の構築が急務となっております。今回の物価高やコロナ禍などから国民生活を守る政府の総合経済対策には、物価高騰対策や子育て支援などが盛り込まれており、コロナ禍や核家族により育児の不安を抱え込みながらも、孤立を深める子育て家庭は増えています。そうしたことから、総合経済対策では支援が手薄なゼロ歳から2歳児に焦点を当てて、妊娠から出産、育児までの多様な悩みに寄り添う伴走型相談支援や経済支援を一体的に実施する事業の創設、出産・子育て応援交付金1,267億円が計上されております。

また、静岡県で通園バスに取り残された女児が死亡した痛ましい事件を受け、政府は再発防止に向け、幼稚園や保育所、認定こども園など、送迎バスの置き去りを防ぐため安全装置を義務づけ、その設置を支援するこどもの安心・安全対策支援パッケージ234億円を計上しております。

そこで、政府の総合経済対策から大きく2点について質問をしてみたいです。大きく1点目、子育て支援について、大きな2点目、通園バスの安全対策について、以上が質問内容です。

再質問は質問者席で行ってまいります。担当課におかれましては、ご答弁よろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○7番（富木つや子） 着座をお願いいたします。しっかり大きな声で質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

先ほど壇上でもお話しさせていただきました、今回の出産・子育て応援交付金、総合対策、2次補正で1,267億円計上されております。この支援の中では、手薄なゼロ歳から2歳に焦点を当てた悩みに寄り添う相談支援、経済支援を一体的に実施する事業となっております。

それではまず、①の質問です。①の妊娠時から出産、子育てまで一貫した伴走型の相談支援についてでございますが、一般的に伴走といいますが、マラソンなどで横と一緒に寄り添って走るという、このような言い方とか捉え方とか、意味があるんですけども、今回のこの場合の伴走型相談支援について、内容説明と目的をお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） この伴走型相談支援といますのは、孤立感や不安感を抱く妊婦、子育て家庭がある状況におきまして、妊娠届出時から全ての妊婦、子育て家庭に寄り添い、安心して出産、子育てができるように継続、一貫して行う相談支援のことをいいます。本町におきましては、妊娠届を出された全ての妊婦を対象に、助産師や保健師が妊娠中から産後の過ごし方について個別相談支援を行っております。妊娠中から顔の見える関係を築くため、地区担当保健師も紹介しておるところでございます。

産前・産後サポート事業としましては、プレパパママ教室、これは産前教室や、妊婦訪問を実施し、安心してマタニティーライフが過ごせるようサポートしております。また、出産後においては、助産師から全てのご家庭に電話相談を行っております。そして生後3か月までの乳児、産婦を対象に赤ちゃん訪問を実施し、産後ケア事業、乳幼児相談等の母子保健事業の案内や子育て情報を伝えております。日々、全ての妊婦、子育て家庭がより安心して出産、子育てができるように、関係機関とも連携を図りながら孤育て化防止に努めておるところでございます。この孤育て化の「孤」は、子どもの「子」ではなく、孤立や孤独の「孤」を申します。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○7番（富木つや子） 今、伴走型についての相談支援について説明をしていただきました。それに対する事業というか、サービスといいますか、そのようなことも今先におっしゃっていただいたんですけども、この子育て応援については、公明党が12月8日、子ども政策を政治の柱に据えた社会の実現と、少子化・人口減少を克服するための具体策を示した切れ目のない支援ということで、子育て応援トータルプランを発表いたしました。今回の伴走型の相談支援と経済支援の一体支援については、このプランは一部先行して具体化したものとなっております。

それでは、この伴走型の相談支援といますのは、今おっしゃっていただいたとおりに、妊娠期から出産、産後、育児といった各段階に応じて、妊娠や子育て家庭に寄り添った身近な相談体制ということで、その中から各段階で必要な支援に導いて、ニーズに即した支援を切れ目なく相談サービス事業に移行をしていただくというような、このような判断でよろしいですか。

○議長（吉中隆昭） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） そのように判断していただいて結構かと思えます。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○7番（富木つや子） 妊娠期では保健師さんとかいろいろ、出産時では保育所の入所案内とかいろいろ、育児期では子育て関連とかいろいろ、そのようなことも紹介していただく状況になっているかと思いますが、それでは、伴走型相談支援の具体的な取組、先ほどちょっと言っていたかと思うんですけども、今回は面談をその時々にしていく、妊娠期、出産、産後、育児期ということになっているんですけども、今私も言わせてもらいましたけれども、面談のタイミング、面接の実施者、面接の内容、実施方法についてお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） 面談のタイミング、実施者、実施内容というところでございます。基本、3回の面談を実施いたします。1つが妊娠届出時、妊娠8か月前後、それと出生届から乳児家庭全戸訪問までの間、この3回、面談をさせていただきます。

実施者は、助産師や保健師が面談を行うことになっております。

実施内容といたしましては、アンケートのご記入をお願いし、子育てガイドを活用しながら出産までの見通しを立て、その時期の過ごし方や利用できるサービスを一緒に検討、提案しながら、必要な支援につないでいくということになっております。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○7番（富木つや子） 事業内容等々、今お話しいただきました。妊娠期で2回の面談と、新しく8か月、産後直後の面接、合わせて3回の面談をやっていただいて、育児期では子育て関連の発信をしていくということですが、身近な相談に応じて必要な支援につなげていくということで私も理解をさせていただいているんですけども、このようなこうした体制を充実する背景には、妊婦や親の孤立化が挙げられているということで、今の子育て家庭は昔と違って、私たちのときは、私も九州のほうで両親がおりましたので、出産時とか子育ての間はこちらの上牧町で子育てをしまりました。そのときにはたくさん子どもたちが周りにいまして、子育て世代が多い中での子育てをしましたので、誰かがお買物に行ってくれたり、2人いたら1人を遊ばせてくれたりとか、みんなが協力して子育てを地域でやってきたという時代を来しました。それで、今の家庭では、祖父母と離れて暮らす核家族の割合が高い、子育てを手伝う身近な人がいないということから、子育て負担が大きくなっているということで、ストレスを抱えたり虐待につながったりというリスクもあって、そんな深刻に陥る前に適切な支援を行うことが必要であり、妊婦、子育て家庭の孤立を防ぐための伴走型相談支援が充実されているのではないかと、このように私は思っているんですけども、その辺はいかが

ですか。

○議長（吉中隆昭） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） 今まさに議員申されたように、付け足すことなくそのとおりでございます。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○7番（富木つや子） 部長からも今そのようなお答えがありました。そこでお聞きするんですが、この3回の面談方法について、今コロナ禍の対面による不安とか体調不良で外出ができないとか、そのような場合もあるかと思いますが、この状況下の中でのオンライン面談とございますか、そのようなことも考えていかなければならないのかなと思いますが、その辺はいかがですか。

○議長（吉中隆昭） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） 当然、今の状況は実際に対面が難しいところもございますので、そういったオンライン面談等も取り入れて実施していきたいと、このように考えております。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○7番（富木つや子） これから準備等も進めていかれると思うんです。オンラインの方々についても、しっかりとした体制が必要かと思いますが、その辺もしっかりお願いしたいと思います。

そしたら、次、伴走型と経済的に一体に支援をすることになっているんですけども、①の次の質問ですが、妊娠と出生届出時を通した経済支援についてお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） 令和4年4月以降に出産された方を対象に、妊娠届出時と出生届出後を通じて合計10万円相当を支給することとなっております。この妊娠届出時の出産応援ギフトと申しますが、これの対象者となるのは妊婦の方、1人当たり5万円相当。出生届出後は、これは子育て応援ギフト、言い回しが変わるんですけども、こちらの支給対象者となるのは出生した子どもを養育する者となっておりますのでございます。こちらも5万円というところで、どちらも2回、面談とアンケートに回答された方に対して支給するということとなっております。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○7番（富木つや子） この事業の内容については、妊娠届の出生時と出生届出後の2回に分けてそれぞれ面談をした上で、出生応援で5万円、子育て応援で5万円ということでそれぞれ

れ支給をしていくということになっておりますが、支給条件、この辺りはいかがでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） 先ほども述べさせていただきましたが、それぞれ妊娠届出時、出生届出時に面談をさせていただいて、アンケートに回答していただいた方に対して支給をさせていただくという条件になっております。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○7番（富木つや子） アンケートだけですか。

○議長（吉中隆昭） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） 面談の後、アンケートということでございます。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○7番（富木つや子） それぞれ、その時々状況に応じていろいろ寄り添うということでお話も聞きながら、こちらのアンケートを使いながらとか、いろいろ情報等の資料を使いもって、それで3回の面談をしていくということで、この支給額なんですけど、それぞれ5万、5万になっているんですけども、これは内容的にはギフトになっているんですが、クーポンとか、いろいろそういうことも、その前に、この支給について、4月以降に出産した方にも支給されると思うんですけども、4月以降、妊娠届を出した方が惜しくも流産、死産をした、そのようになった場合、この方々についての支給はどうなりますか。

○議長（吉中隆昭） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） 令和8年4月以降に出産もしくは流産、死産された方も全て対象になってまいります。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○7番（富木つや子） その方々も全て支給をしていただくということで理解しました。

それと、この一括というか、5万、5万ということ、2回に分けてということになっているんですけども、これはクーポンだったり、いろいろ各自治体で創意工夫により実施とあるんですけども、出産育児関連の商品、だから商品券を使うとか、クーポン券とか、現金給付等も自治体で判断して実施することができるんですけども、それぞれ自治体の状況によって違うかと思いますが、上牧町の実施はどのような方法で支給をされるかお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） 先ほども申しましたように、令和4年4月以降の方は全て対象

になってきますので、これから支給日と基準日とが決まってくるわけですが、かなり前倒しで遡及させていただく部分のほうは圧倒的に多いのかなという部分もありまして、早く取りかかりたいと、一刻も早く支給をさせていただきたいという思いから、例えばクーポンなどであれば準備に時間を取られたりするケースもございます。それと、また庁内で利用できる店舗等も決めていかなければいけないという部分もございますので、現時点では、本町といたしましては迅速な対応と使い勝手のよさを考慮し、現金支給が一番なのかなと、このように考えております。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○7番（富木つや子） 自治体の創意工夫ということで実施されるということなんですけれども、前にクーポン券でいろいろと実施を、子育て支援で支給があったと思うんですけど、そのときも事務費にお金がかかったり、それからあと、いろいろともろもろの事務費関連の費用がかかって、時間もかかりました。どうするのかというようなことも、検討が国のほうでも大分ありました。今おっしゃったように、現金給付が一番、結婚して妊娠して出産して、子育てもお金がかかりますけれども、本当にその間にお金がかかります。そういう意味では、現金給付はすごくありがたい話ではないかと思うんです。

そうすると、2回に分けて、妊娠時、出産時、5万、5万になりますけれども、一括での、例えばいろんな先行する自治体でやっているところもありますし、1月からやるというところもあります。それで電子クーポンとか紙クーポンとか、いろいろチャイルドシートの購入費に充てるとか、助成ですね。それから長崎県では出産祝い金ということで10万円というようなお話もありますし、本当にいろんな創意工夫の中でやられておりますが、2回ではなくて一括ということは、出産お祝い金というような形で1回で支給するというようなこともできるんでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） 支給基準日がこれから定められるところでございますので、その支給基準日から令和4年4月までに遡る対象の方に関しましては、既に2回、3回の面談は出来かねますので、当然、そういった方々に関しましては10万円相当を一括で考えております。ただ、基準日以降の方に関しては、基本2回の面談の後に5万円相当、5万円相当を2回に分けてとは考えておりますが、その辺はまだ決めかねている部分もございますので、場合によっては一括で10万円を支給ということも考えられます。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○7番（富木つや子） 既に補正予算が通りましたから、準備されている状況かと思うんですけども、現金給付でということ考えていただいているということなんですけれども、いろいろと先行してやられているところなんかは、2回にわたって5万円、5万円で、クーポンで育児用品とかいろいろ、あと産前・産後ケアとか、家事サービスとか、そのように使えるサービスというのでもクーポンを出したりしています。現金であれば、しっかりそこも対応できますので安心かなと思うんです。

その中で、先日、未来課より母子健康事業一覧表を頂きました。いろいろとサービスに使えるというところでは、本当に上牧町もいろんなサービスをしていただいて、子育てに関して、妊婦さん、それから乳幼児の方々について、子育て家庭について、すごく手厚く事業をしていただいております。その中で、今回、家事サービスにも使えるということで、ほかで先行してやられているところもあるんですけども、この一覧表を頂きましたけれども、上牧町子育て支援サービス事業の1つの家事支援ということが見受けられないのかなと思うんですけども、その辺も使えるような状況にさせていただくというお考えはのでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） 現状、家事支援サービスにつきましては、産前または産後の体調不良等により、家事または育児を行うことが困難な家庭に産前・産後ヘルパーを派遣する事業のことをいいますが、現在、これは検討しておるところでもございますので、今後、調査研究を行いながら実施に向けて検討させていただきたいと考えております。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○7番（富木つや子） この家事支援のサービス事業は、やはり産前、産後は、皆さん、生まれてすぐ体調が悪かったり優れなかったり、子どもがほかにも2人いたりとか、その中で自分の体がどうしても体調が戻らなかったら本当につらいし、孤立につながる、虐待につながっていくというようなことにもなりますので、少し誰かがこのような支援があると助けていただくと、救われた思いになりますし、前向きに子育てが少しでもできるような、そのような状況になるのではないかと。私も九州に両親がおりましたから、九州から来てもらいましたけれども、大変でした。地域のことが全然分かりませんし、本当にどちらも大変な状況の中で産後助けてもらいましたけれども、そのような考えも含めていただいて、また家事支援事業も進めていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

次、お願いします。実施主体と運営等についてお願いします。

○議長（吉中隆昭） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） 実施主体となるのは、こども未来課の子育て世代包括支援センターを考えておるところでございます。運営等は、出産・子育て応援交付金を活用させていただきまして、これの補助率は国が3分の1、県が6分の1、町の持ち出しが6分の1というところでございます。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○7番（富木つや子） 実施主体については、子育て世代包括支援センターとか民間の地域子育て支援拠点などが想定されているということで、上牧町においては子育て世代包括支援センターで行うということで分かりました。この事業の開始に当たって、今、各自治体で置かれている状況がそれぞれ違うと思うんですけれども、今準備段階ということですが、上牧町は事業開始をいつからと考えていますでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） 事業開始については、まだ今明白な部分はありませんが、先月22日に自治会向けの説明会等がございました。その中で、事業の実施、運用方法に関する大枠の提示があったところでございます。そして12月2日に国の第2次補正予算が成立され、6日に自治体向けのQ&Aが出されたところでございますので、これから交付要綱や実施要綱などが発出される予定となっておりますので、それを踏まえ、可能な限り速やかに議会への提案、承認を得て事業を実施したいと、このように考えておるところでございます。事業予算の計上につきましても、3月定例会を待ってからではとても間に合いませんので、年明け早々の1月に専決、あるいは臨時会においてご審議していただくことになろうかと、このように考えておるところでございます。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○7番（富木つや子） 事業開始するには、各自治体で一律ではないんですけれども、国としてはできるだけ早期に対象者に届けられるようにということで、必要な手続を経て、可能な限り速やかに事業を開始していただきたいというようなことが出ております。上牧町においても、今、部長から言っていただきました1月ということで、そうになりましたらやはり補正予算の計上ということになりますので、専決でとか、そういうような方法で取組の流れになるかと思えます。

次、伴走型相談支援と経済的支援と一体的になっているんですけれども、一体的な組合せにより期待される効果と、これから継続的に実施されるわけですが、そうなりますと課題点も浮き上がってきます。その点についてお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） この経済的支援と伴走型相談支援を一体的に実施することによっての効果というところでございますが、3つ考えられるところがございます。

1つ目が、相談実施機会のアクセス等がしやすくなるというところ、2つ目が、利用料が発生する産後ケア、一時預かりや、先ほども申しましたように家事支援サービス等の負担が軽減され、必要な支援につながりやすくなるというところ、それと3つ目に、その結果、ニーズに即した効果的な支援が全ての妊婦、子育て家庭に確実に届くことになり、伴走型の相談支援の事業の実効性がより高まるものと、このように考えております。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○7番（富木つや子） 先ほどもお話をさせていただきましたが、やはり子どもを産み育てたいという、そのようなご夫婦、家庭について、安心して子育てができるような、各自治体、地域の中で進めていくということで、皆さんが希望を持って子を産めるような子育てができるような体制になるかと私も思っております。

それで、そのような点については、今国会の臨時国会の閉会后、10日なんですけれども、岸田首相が2023年度から現行の出産育児一時金を42万円から50万円に大幅に増額すると表明いたしました。現在、出産費用は公的病院で平均45万2,000円、現行の一時金の42万円を上回っており、足りてない状況ですから、大幅の増額が図られることになったというのが、今このような事業とともに子育てしやすい社会づくりが進められていると思えました。

さきにも発言いたしました、今、少子化や人口減少は日本が直面する本当に最重要課題、防衛費であるとか国会等々で話が出ておりますけれども、この子育てについては本当に最重要課題ではないかなと私は思っているんです。コロナ禍により2021年の出生数が過去最少を記録して、想定より7年も少子化が早く進んでいるということで、このような構築が急務となっているところだと思うんですけれども、各地域、我が町においても子育てしやすい環境づくりは最優先課題、上牧町でもそうだと思います。上牧町でも来年度から、子育てしやすい環境づくりとして、子どもの医療費助成が高校3年生まで拡大されます。ということで、子育てするなら上牧町、どこにも負けない子育てができる町ということで、子どもの教育にもしっかりと、今いろんな事業、まきっ子塾であるとかフリースクールであるとか、通級指導教室、様々に子育て支援をしていただいて、子どもを育てる環境づくりをしていただいております。やはり今後とも、そのような子育てするなら上牧町という大きなタイトルを掲げていただいて、今後もお取組をお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひいたし

ます。

この点についての質問は以上でございます。ありがとうございました。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○7番（富木つや子） それでは、大きな2点目で、通園バスの安全対策について質問いたします。

質問ですけれども、静岡県や福岡県で起きた度重なる悲痛な通園バスの児童の置き去りの痛ましい事故は、私も憤りと悲しみで本当に胸が苦しくなりました。政府は再発防止に向け、安全装置を義務づけることを柱とする緊急対策をまとめました。緊急対策では、送迎バスに安全装置の義務づけやマニュアル導入などが示されているんですけれども、今回の静岡のこの事故の原因は、代理運転していた男性園長は数えるほどしかバスを運転していなかったこと、また用事で急いでいたことなど、また4つのことを怠ったことが原因となっています。1つ目が乗降車時の人数確認、それから2つ目が複数人での車内点検、3つ目が最終的な出欠情報の確認、4つ目が登園するはずの園児がいない場合の保護者への連絡、この4つを怠ったために、こういう痛ましい事件が起こったということでした。そのことから国は安全対策を徹底するよう通知を出して、全国の幼稚園、保育所、認定こども園に対する緊急点検が行われたわけですが、本町の緊急点検の実施について答弁をお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 本年9月7日に静岡県牧之原市の認定こども園で、通園バスの中に3歳の女子園児が取り残され、死亡に至らしめたという痛ましい事故を受け、国からの昨年7月の通知に引き続く最終通知という形で通知がございました。当該通知に基づきまして、本町におきましても、当年9月に緊急点検を実施させていただいたところでございます。当該緊急点検におきましては、子どもの欠席連絡等の欠席状況に関する情報について、保護者との速やかな確認及び職員間の情報共有が徹底されているかや、登園時、または園外活動時の前後において、いわゆる場面の切り替わる場合においては、子どもの人数確認についてダブルチェック等の体制が確立されているかということなど、6項目の観点から確認を行い、その結果、通園バスにおけるセンサーの設置とハード面の整備については課題が残るものの、ソフト面におきましては、園児の出欠状況の確認と、教員と保護者による共有が徹底をされており、職員の危機意識も高く保持され、いわゆるリスクマネジメントもよく機能しているという結果でございました。また、今月中に教育委員会事務局職員が実際に幼稚園に出向き、安全管理に関する実施調査の実施を予定しているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○7番（富木つや子） ありがとうございます。点検内容等、了解いたしました。

次なんですけれども、政府のこの今回の全国の点検結果なんですけれども、1割が乗降時に子どもの数や名前などの確認や記録をしていなかった、また、置き去りを防ぐ研修を実施している施設も半数にとどまったことが分かりましたということであったんですけれども、今回の緊急対策では、子どもが乗車する際に点呼などで所在を確認することも義務化されておりますが、上牧町では点呼の確認等はされていますか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 本町におきましては、幼稚園児のバス乗降時に点呼による確認を徹底しているところでございます。これは形式的な点呼ではなく、「誰々ちゃん、おはよう」というような声かけで確認をしているというのが現状でございます。また、併せまして、職員におきましては、子どものバスの中における見落としを防止するための研修につきましても、園内研修の位置づけの下、実施をさせていただいているという現状でございます。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○7番（富木つや子） 本町におきましては、バスの乗降時に点呼、先ほど言ったように声かけといたしますか、おはようというような、顔を見てお互いに確認をし合うというような点呼だと思っておりますけれども、研修についても園内で実施をしているということなんですけれども、今回2番目の質問になりますけれども、安全管理マニュアルの策定についても義務づけをしております。送迎バスでは初となる安全管理マニュアルの策定によって、乗降時の入数確認や数の確認、欠席の把握などを促すチェックシートをまとめたほか、外から車内が見えにくいスモークガラスの使用を避けるなども明記をしておりますが、町の安全管理マニュアルの策定、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 町の安全管理マニュアルについては、幼稚園の子どもの方については策定しておりませんが、幼稚園独自で運用に係るマニュアルを策定し、そのマニュアルを基に運用しているというのが現状でございます。また、令和4年10月には、内閣府がこどものバス送迎・安全徹底マニュアルを策定されておりますので、園と情報を共有し、現在は独自のマニュアルと並行して運用をしているというのが現状でございます。今後、マニュアルの見直し等を図ることで、バス送迎における子どもの安全の確保をより一層実効性のあるものに改善していくとともに、安全管理の徹底された体制づくりについても職員一丸となって

努めてまいりたいというふうを考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○7番（富木つや子） 分かりました。町では送迎バスの安全管理マニュアルはないけれども、園で独自でマニュアルを策定して、それを運用しているということで、その中で、10月には内閣府のこどものバス送迎・安全徹底マニュアルが出ましたので、そのことも併せて並行して取り入れて運用をしているということで、国の安全徹底マニュアル、その辺りは本当に中身がしっかりとした安全対策を図るためのマニュアルになっていることも私も見させていただいておりますので、安心をしました。今後もマニュアルをその状況に合わせてしっかりと見直しをして、より一層安全確保をお願いしたいと思います。

それから次なんですけれども、静岡の事故でも、欠席などの職員同士、保護者と職員との登校状況の情報共有、対応について、今回、登園管理システム導入が明記をされておりますけれども、この点については、今回の事故でも最終的な出欠情報の確認や登園するはずの園児がいない場合の保護者への連絡等、保護者と園側との情報共有ができていなかったために事故が起こったということになっています。子どもの登降園状況について、保護者から連絡をお互いにたやすくし、職員間で共有するための登降園管理システムの導入支援、それからGPSを活用した子どもの見守りサービスに係る機器の導入も支援をされますけれども、この点について上牧町のお考えをお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 現在、園児の欠席につきましては、現状、保護者からの電話連絡と併せて、バスをご利用いただいている保護者については、連絡係の保護者という方をあらかじめ設定させていただいております、その方への連絡をお願いしているところでございます。また、園到着後も担任により出欠確認を行っておりますが、欠席連絡の情報と突き合わせて、そこで整合しない場合、例えば無連絡の欠席があった場合など、園のほうから保護者に対して電話での確認を速やかに行っているというのが現状でございます。また、登園管理システムの導入につきましては、本年度、上牧町立第一保育所でC o D M O Nの導入をされたと聞き及んでおります。この部分についても、幼稚園への適用の可能性も含めて検討していきたいと考えておるところでございます。

なお、日々の園児の欠席の情報を担任教員や管理職など、園にとどまっている職員と、通園バスに同乗している職員との間でリアルタイムに認知共有することが、通園バスにおける園児の安全管理を守る上においては重要なことであると認識をしております、今議会で東

議員から一般質問でご提起、ご提案のごございました児童欠席連絡のデジタル化については、通園バスにおける子どもたちの安全を守るという上においても有益なものであると認識をしておりますので、小・中学校のデジタル化と併せて、幼稚園についても併せて検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○7番（富木つや子） 分かりました。バスの利用者については、連絡係の保護者の方がいらっしゃるということで、そこでしっかりと管理を確認していただくということと、登園後も出欠状況を確認しているということ、それから、あと無断で連絡がない場合なんかも、園から保護者に対して連絡を行っている。それから登園管理システムについては、C o DMONというツールがあったみたいですけど、今、部長も言っていただきましたし、私も提案しようかと思っていたんですけども、東議員の提案がありました。ここについても小・中学校の欠席連絡のデジタル化、これをしっかりと幼稚園にも活用していただいて、ともに併せて子どもたちの安全対策をお願いしたいと思います。ありがとうございます。

次の質問です。クラクションによる訓練等の取組についてです。子どもの命を共に守る仕組みとして、子どもが車内に閉じ込められた際にクラクションを鳴らす訓練を始めた幼稚園、いろいろと施設が出てきておりますが、この点についてお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 当町の特殊事情といたしまして、バスを使用した訓練等については、幼稚園バス専用の車庫がなく、通常、子どもたちを降ろした後、役場庁舎に戻ってまいりますので、バスを用いての訓練の機会を設けることはできてはおりません。しかし、議員ご提起の訓練については、子どもたちの意識づけ、動機づけという面においては非常に重要であり、効果的であると考えておりますので、今後、運転管理を担当するセクションと協議、協調をしながら、実施の方向で検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○7番（富木つや子） これは一例ですけれども、岩手県の一関市、市立小学校に通う1年生の男子児童が、スクールバスに置き去りになる事案があった。その中で男児はクラクションを鳴らして、運転手が気づいたということで無事だったというお話を新聞記事で見ました。このように子どもの命が救われたというところでは、このクラクション訓練は本当に大事な重要なことだということを思いましたので、質問させていただきました。

では、安全装置の設置についてお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 令和4年10月に国よりまとめられました緊急対策では、送迎バスの置き去りを防止するための安全装置の設置の義務化が示されております。令和4年4月からの施行を目指しておりますが、当面の経過措置として、1年間の経過措置が設けられていることとなっております。ただ、1年といいますが、令和5年に始まり、夏、いわゆる熱中症が危惧される部分がございますので、できる限りその時期までに設置を完了するというのを国からも推奨されているところでございます。

また、先ほど答弁でも触れましたとおり、バス通園における子どもの見落とし防止につながる職員研修を実施しているところでございますので、現在、国が実施を予定している送迎バスの改修支援を対象とする補助金がまた活用できるということも聞き及んでおりますので、有効な財源を活用しながら安全装置を整備する方向で、一定スピード感を持って検討を進めているというのが現状でございます。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○7番（富木つや子） 来年4月から送迎バスにブザーなどの安全装置が義務づけられますけれども、安全装置がどのようなものなのか、想定をされている範囲でいいですのでお願いいたします。それから、あと政府の方針ポイントも示されておりますので、その点もお願いします。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 安全装置の設置につきましては、全国の幼稚園、保育所、認定こども園など、バスを利用している各施設において約4万4,000台あるというふうに聞き及んでおりますが、来年4月から義務化されるということとなる設置について、先ほど説明させていただきましたとおり、1年間の経過措置が設けられてはいるんですけども、できる限り暑い時期の熱中症対策等も勘案させていただきながら、6月末までに設置するように強く国からは働きかけをされているところでございます。また、何より子どもたちの安全確保、置き去り事故防止を図るという観点におきましては、迅速な対応を求められているということを第一義に、幼稚園と協議、協調しながら直ちにできる限り早く対応させていただくのと、また、違反した園については業務停止等の命令も講じられるということも聞き及んでおりますので、そういう事態にならないように適切な対応を心がけて、今後推進してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○7番(富木つや子) 分かりました。全国の幼稚園、保育所、認定こども園などバス4万4,000台を対象ということで、来年4月から義務化はされるんですけども、1年間の経過措置ということで、上牧町においてはなるべく早い段階で取組をしていただきたいと思います。部長、バスはどんなふうに、安全装置というのはブザーが鳴るバスだと思うんですけども、どのように想定されておりますか。

○議長(吉中隆昭) 教育部長。

○教育部長(松井良明) 国が示されている安全装置の2つの例について、説明をさせていただきます。

まず1点目、通園バスの車外屋上にセンサーを設置します。運転手がエンジンを停止した後、車内で人の動きを検知した場合に、職員があらかじめ登録したメールアドレスにメールが届いて、まだ子どもたちが残っているということを認知する方法と、もう1点は、通園バスの最後部にブザーを設置します。全ての子どもが降りたことを確認するために、職員が後ろの席まで行きまして、誰もいないという確認が取ればそのボタンを押します。そのボタンを押した後、運転手がエンジンを止めると警報が鳴らないんですけど、そのボタンを押すまでにエンジンを止めてしまうと外に響くような警告音が鳴るというような仕組み、この2つを今代表的な例として国からは示されているというふうに承知をしております。

○議長(吉中隆昭) 富木議員。

○7番(富木つや子) 安全装置の義務化といっても、どのようなバスなのか、装置なのかとしましたので、センサー式とブザー式ということで、2つ例を今お話ししていただきました。ありがとうございました。

最後なんですけども、いろいろと通園バス、教育保育施設等のコロナ禍の中で感染対策とか、それからそのようないろいろな通常のお仕事、現場は保育士さん、先生方の仕事が増えて本当に大変だと、このように状況を判断いたします。しかし、どんなときでもこのような事故、これからいっぱい楽しいこととか夢や未来がある幼い子どもたちが、大人のつもり対応で、何とかしたつもりだったとか、分かっていたつもり、そのようなつもり対応で、都合で、尊い命が失われていくなんで本当に二度と起こってほしくない、このように強く思っているところです。

内閣府では、安全装置は補助的なものであり、マニュアルの徹底などソフト面と併せて進めていくことが大事であり、二度と痛ましい事案が発生しないよう改めて注意喚起をしていくと内閣府が述べているんですけども、上牧町においても幼稚園バス、本当に子どもたち

が楽しく乗っている姿をよく拝見するんです。だから幼稚園に行くのに楽しみにバスを待って、幼稚園で楽しく過ごして帰ってくるという光景は、私たちが夢とか希望とか、改めてそういうふうな思いが浮き上がるんですけど、そういう面では、しっかりと上牧町においてはこの送迎バスの対応について、対策については慎重かつしっかりとした対応を協議していただいて、進めていただきたいと思います。あと最後、その点だけお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） ただいま議員から、内閣府の見解を基にご自身の見解をお示しいただきましたが、担当部長といたしましては全くそのとおりであるというふうに思っております。通園バスにおけるハード整備としての安全装置の設置は、あくまで補助的なものであり、マニュアルの遵守などソフト面における徹底と併せて、本町におきましては二重、三重といった多角的な取組により、通園バスを利用する子どもたちの安全を確保していく取組を継続して行ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○7番（富木つや子） 分かりました。しっかりお取組をお願いしたいと思います。

私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。長時間ありがとうございました。

○議長（吉中隆昭） 以上で、7番、富木議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とし、再開は午後1時より。

休憩 午後 0時07分

再開 午後 1時00分

○議長（吉中隆昭） それでは再開いたします。

◇木 内 利 雄

○議長（吉中隆昭） 次に、9番、木内議員の発言を許します。

9番、木内議員。

（9番 木内利雄 登壇）

○9番（木内利雄） 9番、木内利雄でございます。議長より指名、許可を頂きましたので、通告書に従い順次質問をさせていただきます。

質問事項は、1点目が、ごみ収集作業員の衛生環境の向上についてでございます。2点目は、地球温暖化対策の推進に関する法律に対する上牧町の取組姿勢についてであり、それぞれお伺いをいたしますが、質問内容に入らせていただく前に、最近、全国各地の保育施設で虐待や不適切な保育のことが問題となっておりますので、一言触れさせていただきます。

静岡県裾野市の私立さくら保育園で園児を虐待したとして、暴行容疑で保育士3人が逮捕されました。恐ろしく、あまりにもおぞましい事件です。この3人はいずれも30代の女性であり、それぞれ園児の足をつかんで宙づりにする、また、真っ暗な排泄室に放置をする、園児のズボンを無理やり下ろす、そして行き着くところは、カッターナイフを見せて脅すなどの行為がそれぞれ報告されておるところでございます。抵抗するすべを一切持たない園児を相手に虐待を繰り返した3人の保育士、その行為を口外しないよう全保育士に約束させる誓約書を書かせた保育園長、そして事態を把握しながら公表を怠っていた行政、つまり静岡県裾野市らの取った言動については、許し難い所業であります。裾野市は、保育園長を犯人隠避罪で刑事告発する一方、問題を把握しながら市長への報告を怠ったとして、健康福祉部長を更迭し、こども未来課長らを懲戒処分としました。

その他の地域でも、富山市の認定こども園、佐賀県唐津市の認定こども園、そして仙台市の認可外保育所でも、同様の虐待や不適切な保育が社会問題となっております。厚生労働省が2020年度に実施した調査研究の報告書によると、2019年度に全国の自治体が確認した不適切保育は、96の自治体で345件あったと公表しております。保育施設を運営し、厚生労働省の虐待防止に関する専門委員の1人は、このことを氷山の一角と見ており、背景には保育施設の定員増と保育士の不足があると指摘しております。また、これらの事件を受けて加藤厚生労働大臣は、全国の保育施設や自治体を対象に、虐待に関する情報への対応を調査する考えを明らかにしました。

そこで、上牧町においては、これらの事件を対岸の火事とせず、今中町長をはじめ、全職員が重く受け止め、社会、なかんずく保護者の皆さんが安心、信頼できる保育行政を確立されるように強く求めるとともに、幼稚園を含む保育施設に監視カメラの設置を求めておくところでございます。

以上、保育施設での虐待や不適切な保育問題について、一言触れさせていただきました。

それでは、質問の内容に入らせていただきます。1点目のごみ収集作業員の衛生環境向上についてお伺いいたします。このことに関しては、10月25日に新聞各紙が報道したところがありますので、その一部を以下紹介させていただきます。

ごみ収集車にウイルス除去装置を取り付け、作業員の安全確保を図る取組が始まった。石けんで有名な花王株式会社が、新型コロナウイルスとインフルエンザウイルスの2種類を除去する液体を開発した。コロナ禍で在宅勤務が広がり、家庭ごみの回収量が増加、エッセンシャルワーカーの作業員の衛生環境向上に役立ててもらいたい考えだ。液体を噴霧する装置は、兵庫県三田市にあるごみ収集車の製造を手がける株式会社モリタエコノスが開発した。大津市の収集業者が既に導入し、車体にウイルス除去装置搭載車と明記した。作業員に加え、周辺住民の安心にもつながる。花王株式会社の担当者は、ごみ袋は空気を含んでいて破裂するケースが多く、汚れたマスクやティッシュペーパーなどから作業員を守りたいと語っておられます。

花王によると、ウイルスを除去する効果を持つ物質は、日用品や化粧品の開発に使う約100種類の中から選んだ。アルコールはごみ袋の中に紛れたライターやリチウムイオン電池の発火が原因で引火し、火災が起こるおそれがあり、この使用は断念した。ごみ投入口の鉄が腐食する物質も避け、気温の変化に耐えられるよう工夫した。ウイルスは、液体がかかるとほぼ100%死滅するという。今後、下水処理場や廃棄物処理場での活用も想定する。装置は、ごみ投入口に液体を飛散させるノズルやタンクなど一式で約45万円。効果的に行き渡るように投入口内にカーテンも設置する。

以上、報道記事を紹介させていただきました。

そこで、上牧町が所有するごみ収集車に同装置の導入を求めるものであり、町当局の見解を伺います。また、花王株式会社が開発した新型コロナウイルスとインフルエンザウイルスの2種類などを除去する液体については、本町の可燃ごみ中継施設や、不燃ごみ等中継施設などでも利用、活用できるものとするものであり、これらについても町当局の見解を求めます。

次に、地球温暖化対策の推進に関する法律に対する上牧町の取組姿勢についてお伺いいたします。1点目は、地球温暖化対策の推進に関する法律の第4条には、地方公共団体の責務として次のように記述されています。「地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の量の削減等のための施策を推進するものとする」。そして、第2項では、「地方公共団体は、自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置を講ずるとともに、その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の量の削減等に関して行う活動の促進を図るため、前項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるように努めるものとする」と記述されているところでございますが、ペーパーを見ずに

今お聞きいただいているだけでは、内容が分かりづらいと思いますので、平たく言い直させていただきます。役場は、自らの事務及び事業に関しては、二酸化炭素の排出量の削減措置を講ずるとともに、上牧町内の事業所及び住民が、二酸化炭素の排出量の削減などに関して種々の支援を行うように努めることという内容であります。そこで上牧町としては、現在までにどのような取組をされたのか、まずは具体例を示して答弁を求めます。

次に、今後の取組計画はどのようになっているかについても答弁を求めるところでございます。

そして次に、全国の自治体では、脱炭素社会の実現に向け、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする、つまりゼロカーボンシティの表明が行われているところです。本年2022年10月31日時点では、43の都道府県、465の市、20の特別区、そして230の町、39の村、計797の自治体がゼロカーボンシティを表明しています。都道府県47を含む現在の自治体数は1,794ですので、44%の自治体が表明していることとなります。ちなみに、このことは日本の総人口に占める割合では、要は人口比では94.6%となります。そこで、本町の脱炭素社会への基本的な考え方及びゼロカーボンシティ表明について、今中町長の見解をお伺いするところでございます。

質問内容は以上でございます。再質問においては質問者席で行わせていただきます。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） それではお答えさせていただきます。ごみの収集業務については、私たちが生活していく上で必要不可欠な業務でございます。コロナ禍での感染リスクがある中でも、生活を維持するために現場での作業を止めることができない重要な業務ということでございます。そのために感染対策の徹底や、万が一感染者が出たときの応援についても対応できるよう体制を整えているところでございます。現在、コロナ禍で在宅勤務が広がり、家庭ごみの回収量が増加する中、業務員の安全確保を図るための対策は、担当課としても必要であると考えているところでございます。

そこで、質問にございますごみ収集車に設置するウイルス除去装置は、車両の後部積込み口に設置し、積込み時に空気を含んだごみ袋が破裂した際にウイルスが飛散しないよう、車両の積込みの動きに連動して上部から液体を噴霧する装置であります。開発業者に確認させていただきましたところ、本町における既存の車両、プレス式の塵芥車につきましては搭載することができないという回答を頂いております。ですので、本件を採用するとなりますと、車両の入替えが必要であるということでございます。今後、塵芥車両の更新時期も当然

ございますので、そのタイミングで採用について前向きに検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 木内議員。

○9番（木内利雄） 本町の今使っている収集車では駄目だということでございます。まずお聞きするんですが、本町はいわゆるパッカー車は何台所有しておいて、どこのメーカーなのか。また、もう1点は、最短の更新はいつ頃になるのかお伺いをいたします。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） 本町のごみ収集車、パッカー車につきましては4台所有しております。車両につきましては、いすゞということになっております。直近の更新時期につきましては、令和7年度をはじめ、令和10年度までの更新タイミングという形になっておるところでございます。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） 続きまして、可燃ごみ中継施設や不燃ごみ等中継施設などでも利用できるのではないかというご意見でございます。このことにつきましては、中継施設につきましても、車両と同様に感染対策に気をつけていかなければならない部分であるというのは考えているところでございます。ウイルスは、同液体がかかるとほぼ100%死滅するとされておりますので、施設内での対策としては、パッカー車からごみを排出し、積み替える際に、直接ごみに対し噴霧することで有効であると考えているところでございます。先日、開発業者立会いの下、可燃ごみ中継施設に設置することができるかどうかという検証をさせていただきました。結果、若干の問題点はあるものの、おおむね設置可能ということでございますので、清掃作業員の感染対策には有効な手段であるというのは間違いございませんので、前向きに設置を考えていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 木内議員。

○9番（木内利雄） 今、答弁があったんですけど、前段の収集車に関して設置できないというのであれば、可燃ごみ中継施設等々に設置できるのであれば、運転手さんに簡易型のスプレーをする容器を持っていただいて、噴霧していただくと。これが面倒か面倒でないかは、作業員さんの任意の選択ですが、要は労働安全衛生法を当然ご存じだと思うんですが、これは職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境を形成することを目的に1972年に制定されたものでございますが、この法律から見て、そういったことをするのはやっぱり管理者である部長、課長が、作業員の方に、簡易型のスプレーでこういうふう

にしたほうがウイルスは消滅するよというようなことをアドバイスし、この労働安全衛生法にもものっっているんだと思うんですが、いかがですか。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） 今、議員ご指摘の点でございますが、当然、我々に課せられた義務であるというふうには認識しているところでございます。ですので、今提案された部分につきましても、現場のほうに対して周知徹底させていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 木内議員。

○9番（木内利雄） 何よりも職場の人が、この法律のとおりなんですけど、そういった労働上における安全衛生、これが大事なことでございますので、これをすることによって事故等も削減されるというのは、やっぱり管理者である課長とか部長なんかはしっかりと現場へ、皆さんの健康面、安全面を考えて指導し、要る品物は用意するというふうにされるのがよろしいかと思うので、そこはしっかりとお取組されるように申し上げておきたいと思っております。ごみ収集車の更新については、しっかりとお取組を頂きたいと思っております。

そこで、先ほどご答弁いただいた可燃ごみ中継施設への取付けは可能だということでお聞きしました。不燃ごみ等の中継施設等へはいかがだったのでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） 我々が考えておりますのは、可燃ごみでの感染とウイルスという部分で、可燃ごみ中継施設についての対策を優先的に考えていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 木内議員。

○9番（木内利雄） 拙速なことで申し訳ないんですが、私のイメージとしてはそんなに多額な費用がかかるとは思っていないんですが、令和5年度で実施をされるように望んでおくんですが、理事の考え方としてはいかがでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） 今現在、新年度の予算を作成しているところでございますので、今回これについては令和5年度、早急に計上させていただきたいというふうには考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 木内議員。

○9番（木内利雄） エッセンシャルワーカーと言われる人は、我々の生活になくてはならな

い作業をしていただいているので、そこら辺のことを踏まえて、できるだけことは、作業員の健康とか安全衛生面のことについては最優先でお取組をされるように申し上げておくところでございます。

そこで、これは通告していませんから答弁は要りません。山辺・県北西部広域環境衛生組合が今、当議会からは東議員が参加していただいて、やっけていただけておるんですが、この新しくできる施設に関しても、今言っている花王株式会社が開発した薬剤が有効に使えるところがあれば、積極的に使うようにしっかりと発言をしていただきたいと思っておりますので、これは通告しておりませんので答弁は要りませんが、要望として申し上げておきたいと思っております。

それでは、地球温暖化をお願いします。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） それでは、地球温暖化の部分でございます。現在までの取組内容と今後の取組についてお答えさせていただきたいと思っております。

まず、現在までの取組内容についてでございますが、まず今年度は、地球温暖化防止実行計画事務事業編を策定中でございます。内容といたしましては、本町の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減並びに強化のための措置に関する計画となっております。具体的には、2017年から2021年までの5年間の役場庁舎や公民館、教育施設、消防団屯所等、町有施設の温室効果ガスの排出状況を本計画の基礎データとして、国が掲げております2030年までに温室効果ガスを2013年度比で46%削減するという目標達成のために、当町も課題点を見だし、削減の努力をしていくというものになっているところでございます。

具体的な取組といたしましては、太陽光発電の導入、そして電気自動車の購入、そして施設電灯のLED化、そしてコピーの両面印刷の徹底、そして毎週水曜日のノー残業デー、そして空調温度の設定監視などを実施しているところでございます。また、今年度の計画策定では、基礎データをまとめ、次年度以降の課題を抽出していくということになっておるところでございます。

以上です。

○議長（吉中隆昭） 木内議員。

○9番（木内利雄） 令和4年度の当初予算で、地球温暖化防止実施計画策定支援業務委託料357万5,000円が組まれていて、今、理事も若干触れられました。これの仕上がり具合は、進捗状況というんですか、いつ頃に成果品として上がってくるんでしょうか。

- 議長（吉中隆昭） 都市環境部理事。
- 都市環境部理事（吉川昭仁） この成果品につきましては、今年度中に上がる予定となっております。
- 議長（吉中隆昭） 木内議員。
- 9番（木内利雄） またそれを見させていただいて、必要なところに関しましては、議長を通じて、議員にも開示をお願いしておくところでございますが、よろしゅうございますか。
- 議長（吉中隆昭） 都市環境部理事。
- 都市環境部理事（吉川昭仁） 計画策定時には、議員の皆様方にもご説明させていただきたいというふうに考えているところです。
- 議長（吉中隆昭） 木内議員。
- 9番（木内利雄） 今、太陽光発電の件がありましたけども、太陽光発電が設置されているのは、学校も含めてどの施設に設置されているのか、列挙いただきたいと思います。
- 議長（吉中隆昭） 都市環境部理事。
- 都市環境部理事（吉川昭仁） 太陽光発電の設置場所につきましては、役場庁舎、そして上牧小学校、上牧第三小学校、上牧第二中学校、以上となっております。
- 議長（吉中隆昭） 木内議員。
- 9番（木内利雄） 学校は全部設置されているということでよろしゅうございますか。
- 議長（吉中隆昭） 都市環境部理事。
- 都市環境部理事（吉川昭仁） 学校は3校設置されております。2校については未設置ということになっております。
- 議長（吉中隆昭） 木内議員。
- 9番（木内利雄） 申し訳ない。聞き過ぎたので、どことどこが設置されたんですか。
- 議長（吉中隆昭） 都市環境部理事。
- 都市環境部理事（吉川昭仁） 設置されてないところですか。設置されてないのは、上牧第二小学校、そして上牧中学校、以上となります。
- 議長（吉中隆昭） 木内議員。
- 9番（木内利雄） 第二小学校と上牧中学校が設置されてないのは、何か理由があったんでしょうか。
- 議長（吉中隆昭） 都市環境部理事。
- 都市環境部理事（吉川昭仁） これはまた担当が違ってくるんですが、私が聞いている部分

におきましては、耐震補強がまだだったというところの部分で、太陽光までの整備には至らなかったというのを伺っておるところでございます。

○議長（吉中隆昭） 木内議員。

○9番（木内利雄） 了解しました。それでは、次の今後の取組についてなんですが、今若干触れていただいたんですが、そのほか今後の取組について答弁いただきたいと思います。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） それでは、今後の取組計画についてでございます。これにつきましては、内部において検証委員会等を立ち上げ、各施設の目標を定め、達成のために検証を毎年行うという予定、計画となっております。この計画では、町職員の温室効果ガス削減への積極的な取組が必要であるというふうには考えております。

目標達成に向けた具体的な取組内容といたしましては、5つの基本方針として、まず1つ目、省エネルギーの推進、そして2つ目、省資源化、廃棄物削減、そして3つ目、省エネルギー、再生可能エネルギーの活用、そして4つ目、公共工事における環境への配慮、そして5つ目として、その他の取組の推進を掲げまして、職員が一人一人高い意識を持って目標値を達成できるよう、担当課といたしましては、今後より一層の啓発、取組を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 木内議員。

○9番（木内利雄） この事業に関してはやることがいっぱいあるので、担当部署としては大変かと思いますが、しっかりしたお取組をされるように求めておきたいと思います。ちなみに先日、ペガサスホールへ行って機械室を見せていただきました。高橋さんという担当者にいろいろお聞きして、披露も頂きました。これはご案内のとおり、1993年、平成5年に開館されたと思うんですけども、おおむねそれから約30年たっているんですね。冷暖房室の機械室を見てきたんですが、ここは川重冷熱工業株式会社という会社が作ったガス吸収式冷温水機です。要は13A、つまり大阪ガスの、今はもう大ガスに変わったのかな、大ガスさんの都市ガスを入れて、ガスを燃やして、冷房と暖房をする。何でガスを燃やして冷水ができるのかというのは、ここでしゃべったら3時間でも足らんと思うので、また皆さん、自分で調べてください。夏場には大体、ガスを燃やして7度の冷水を作って、それを循環させて冷房する。冬場は約60度の温水を作って暖房する。だから、夏も冬もガスを燃やして冷水を作る、温水を作るという装置なんです。これがガス吸収式冷温水機なんです。

そこで、ペガサスホールの、要は文化センターの令和3年度、昨年1年間のガス使用料

は1万8,860立米なんです。うちの家が何ぼくらいか分からんけど、二、三十立米もあつたらいいとこかな。1万円から1万五、六千円しか払ってないと思うんですけど。はっきりと僕は知りません。ペガサスホール、文化センターのガス使用料は、令和3年度で1万8,860立米です。それに二酸化炭素係数がございまして、1立米を燃やしたら何ぼの炭酸ガスが出るかというのが二酸化炭素係数。東京電力ガスと大阪ガスと東邦ガスが、日本で三大ガス会社。若干、東京ガスと大阪ガスの値は違うんですが、大阪ガスの値で係数を計算しますと、二酸化炭素係数は大阪ガスが2.29なんです。先ほど申し上げた1万8,860立米掛ける2.29をやると、4万3,189.4ということになりまして、この文化センターでの炭酸ガスの発生量は約43トンということになります。43トンといっても何のこっちゃということになりますので、一般的な小学校、中学校にある25メートルプール、一般的な標準的な25メートルプールは、容積は炭酸ガス約1トンなんです。だからつまり、ペガサスホール、文化センターのガスを燃焼させた1年間で、プール43個分の二酸化炭素ガスが発生しておるということになるんです。だから、こういったことを解消していかないといけないんですね。

ちなみに本町の地下にもガス、もともとボイラー室とかがございましたけど、今は全部、新しいヒートポンプ型に変わっておりますけども、だから同じ形にしたって、今の新機種ですと二酸化炭素のガス発生量は2分の1ぐらいになっています。それがいいのか、また違う形がいいのかはよく分かりませんが、今、文化センターだけ取り上げましたけど、そういったことも含めて、しっかりしたお取組をされるように申し上げたいんですが、決意のほどをお聞かせください。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） 今、議員からご説明をいろいろ頂きました。当然、二酸化炭素の排出量を減らすというところに取り組んでいくわけなんですけども、今言っている機器の更新時に、新しい最新型の機器になるとCO<sub>2</sub>の削減がかなり大幅に削減できるという実情もございまして、更新のタイミングには、そういったことも踏まえて更新を考えていかなければならないのかなということと、併せて、まず排出する二酸化炭素につきましては、ゼロにするというのはなかなか実質難しい部分がございますけども、極限まで減らすという取組ですと、排出量と吸収量を相殺してのゼロを目指すというところを掲げまして、排出量の削減に取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 木内議員。

○9番（木内利雄） しっかりしたお取組をされるように申し上げておきます。

それでは町長、脱炭素社会への基本的な町長の考え方、またゼロカーボンシティへの表明についてお伺いをいたします。

○議長（吉中隆昭） 今中町長。

○町長（今中富夫） 今、木内議員から、上牧町の文化センターを例に取っていただいて、ガスの排出量の年間43トンというような数値をお示しいただきました。大きな旗印としてゼロカーボンということで、今、日本国中でこの取組をやっていると。現実論として、ゼロカーボンはなかなかあり得ない。できるだけ低減しようという取組をそれぞれがやろうと、そうでないと地球が壊れてしまうということでございますので、その提言の部分、温室効果ガス排出量の低減と併せて、二酸化炭素を回収するというのか、吸収するというのか、そういう施策も併せてやっぱり取り組む必要があるのではないのかというふうに私は考えております。

人間、生きて行動するだけでも、我々も二酸化炭素を排出しているという現実がございます。例えば中国であったり、インドであったり、ああいう人口の多いところは、産業プラス人口分で温室効果ガスをかなり排出しているということにもなりますので、私としては削減は当然でございます。これはしっかりとみんなが努力してやると。併せて、二酸化炭素を回収する、もしくは吸収する、こういう施策も併せてやる必要があるのではないのかなと。この回収、吸収については、研究、それと技術がかなり出てきているようでございますので、こういうことも併せて並行してやっていく、それが今後の未来の地球の存続につながっていくのではないのかというふうに私は考えております。

おっしゃるとおり、ゼロカーボンを宣言するということについては、何ら異論は私にはございません。ただ、原課のほうで、今その計画をしっかりと、今年度内で上がると。それにプラス、またいろんな意見、私が言いましたような考え方もございますので、そういうものを整理してお示しができるという段階で、宣言についてはさせていただいてもいいのかなというふうに考えております。

○議長（吉中隆昭） 木内議員。

○9番（木内利雄） ありがとうございます。炭酸ガスをゼロといったって、人間が生活する上では当然、今、町長から答弁があったようにゼロにはできません。だから杉の木を1本植えたら何ぼ吸収するということがあるので、それと併せてゼロカーボンですから、最も身近なところで考えるのであれば、上牧町にそのぐらいのスペースがあるかどうかは別にして、植樹、要は木を植えていけばその部分は相殺の対象になってくるのかなと思いますので、環境も含めてゼロカーボンを視野に入れながら、町長、しっかりとのお取組を頂きますよう

をお願いを申し上げ、質問を終わらせていただきます。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長（吉中隆昭） 以上で、9番、木内議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とし、再開は午後1時50分。

休憩 午後 1時40分

再開 午後 1時50分

○議長（吉中隆昭） 再開いたします。



◇東 充 洋

○議長（吉中隆昭） 次に、11番、東議員の発言を許します。

11番、東議員。

（11番 東 充洋 登壇）

○11番（東 充洋） 11番、日本共産党の東充洋です。議長より発言の許可を頂きましたので、一般質問を行います。2022年、令和4年最後の議会、一般質問も今年最後の質問者となりました。あとしばらくお付き合いいただきますようお願いをいたします。

私の質問の項目は、葛城清掃事務組合について、令和5年度の予算編成についての2項目について質問いたします。

質問に入る前に、今日の政治状況について触れておきたいと思います。岸田内閣は、相手国の奥深くまで攻め込む敵基地攻撃能力の保有や、5年間で43兆円もの大軍拡を打ち出し、そのための大増税を進めようとしています。戦後の国の在り方を根底から覆すものです。大増税、大軍拡の第1の危機は、暮らし破壊です。43兆円もの大軍拡の財源はどうするのか。政府の有識者会議では、国民が広く負担する、企業努力に水を差すなど明記しました。消費税増税が狙われていることは明らかです。さらに歳出改革とされています。社会保障費の大幅削減が加速することは火を見るよりも明らかです。既に年金の削減、高齢者医療費窓口負担2倍化に続き、介護利用料の2割負担への上げが狙われています。暮らしと経済を破

壊す大増税、大軍拡を断固許すわけにはまいりません。

第2の危機は、憲法の破壊です。相手国に脅威を与えるような攻撃的な兵器は保有できない、これが戦後一貫してきた憲法解釈です。専守防衛の根本をなす考え方です。敵基地攻撃能力の保有は政府見解を180度ひっくり返すもので、憲法違反は明白です。

第3の危機は、平和の破壊です。自民党などは、自分の国は自分で守ると繰り返し言っていますが、これにだまされてはいけません。敵基地攻撃能力で守ろうとしている本命は米軍です。政府は安保法制に基づいて集団的自衛権を行使する際にも、敵基地攻撃ができると答弁しており、日本がどこからも武力攻撃されていないにもかかわらず、米国が海外で戦争を始めたとき、自衛隊が敵基地攻撃能力を使って相手国の本土に攻め込むことになります。そうなれば、その結果、日本は甚大な報復攻撃を受けてしまいます。日本を守るどころか、日本に戦火を呼び込むものです。

私たち日本共産党は、結党以来100年、反戦平和を貫く党として、この危険な大軍拡、大増税に断固反対してまいります。そして戦争国家づくりではなく、憲法9条を生かした平和外交こそが必要です。日本共産党はそのために力を尽くしてまいりたいと思います。

それでは、質問に入ります。初めに、葛城清掃組合についてです。葛城清掃組合のし尿処理施設等補修費基金についての規約改正が予定されていると聞き及んでいます。規約改正案について説明を求めます。また、地元還元に対する現状と今後の対応について説明を求めます。

次に、令和5年度の予算編成についてです。来年度の予算編成が進められています。令和5年度予算編成方針、重要施策、新たな施策及び公共料金の変動について説明を求めます。

また、私たちは、平成4年度における予算要望書を提出させていただきました。また、一般質問や委員会質疑で、町民の皆さんの声を届けてまいりました。下記の声をどのように検討し、どのような結果になっているのか、また平成5年度で新たに予算化される見通しがあるのか等の説明を求めます。

1、子どものインフルエンザ予防接種への助成、2、庁舎内や主な避難所へのWi-Fi設備の設置、3、独居老人への緊急通報システムの周知、4、子どもの医療費は窓口立替払いのない無料化を、5、就学援助金の対象項目の拡大、6、高過ぎる国民健康保険税の減額について。通告書では減免となっているわけですがけれども、減額についてと訂正をお願いします。7、防災、減災のための各自治会への補助金について、8、文化センターや2000年会館等の貸室へのネット設備の設置を求めることについてですが、この項目は新たに要望とし

てここで掲載させていただきました。9番目には、学童保育の休日保育における開所時間を7時30分からにしてほしいという要望について、10、ヤングケアラー支援についてどのような検討をなされ、現状はどうなっているのかについてご説明をお願いしたいと思います。

以上について説明を求めてまいります。再質問につきましては質問者席から行わせていただきますので、ご答弁のほどよろしくお願いたします。

以上です。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） それでは回答させていただきます。まず、し尿処理施設等補修費基金の規約改正についてでございますが、現在、補修費基金として貯蓄されております約7億円をアクアセンター基幹機器の突発修繕に備えまして保管し、令和5年度以降の積立ては行わず、新たに還元施設でありますかもきみの湯、そしてかもきみの湯の駐車場及びごろごろ広場の補修費に充てることを目的としました環境整備基金を新たに創設するというものでございます。この基金につきましては、令和5年度から年間1億円を10年間、計10億円を積み立てる予定でございます。負担金の額は、し尿処理施設等補修費基金と同じく、前年度の処理実績により各市町の率を算出し案分するものでございます。

また、地元還元に対する現状と対応についてでございますが、施設設置自治体への優遇措置としまして、御所市については、し尿処理施設等補修費基金と同じく、環境整備基金につきましても積立免除というふうになっております。ただし、御所市の免除相当額につきましては、御所市が地元周辺整備費用として計上執行をすることとなっておりますのでございます。

以上です。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） 今回のし尿処理施設等補修費基金なんですけども、今年度までに30億円にするという中で、今おっしゃっていただいたように、平成15年度から30年度までに、1年目から16年まで積み立てるということで、このときに28億ありました。そして、それから17年目から1億ずつためていって、今年度で30億になるというふうな計算だというふうに思うんです。そういう中で、これらの基金がそれぞれ取り崩されて、いろんな補修費だとかそういうところに支出されてきたということなんですけども、それが7億円程度までに減ってきたということで、その7億円については、今後の施設のアクアセンターの補修費だとかそういうものに使用していくために、その7億円は置いておきますと。その代わりに、他の施設

についても必要なので、年間1億円を10年間、基金として積み立てていくという、今度は新たな基金をつくろうということになっているんですけども、一応この30億円で一区切りつけたと。新たに施設を建設するのかどうかというところは、しなくて、今の既設の施設を使っていますというふうにしましたということですね。そういうふうにしたというのはいいんですけども、しかし、今度10億を集める分においても、当然、御所市には非常にありがたい施設を造っていただいたという、そういうのは我々も感謝しているというところはあるんですけども、一区切りついても、次のこの10年間、1億ずつ集めるというところも、御所市は負担金を出さないというところなんですね。それは今までの部分としては、お世話になったからというところがあると思うんですけども、一区切りついた今後もつくと。それにはいろいろ公園の部分だとか、そういうところの整備もこの10億円の中から支出されていこうというふうになっているのでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） 今、東議員が言われましたように、その10億から賄うという形になっているところです。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） これはそういうところを整備されて、皆さんが使いやすくするということについては何ら異存もありませんと思うんですけども、上牧町からどれだけの人が、かもきみの湯だとか、そういう公園に出かけておられるのか。その辺が私も分からないんですけども、私の周りで行ってきたなんていう話を聞くことはほぼないんです。ここでレストランを利用したりだとかして、温泉に入っただけの料金だとかこれらの部分については、どのような収支で行われているんでしょう。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） 当然、今申されておりますように、かもきみの湯の利用料とか云々どうのこうの話は、基本的にかもきみの湯の運営については委託しておりますので、その辺の相殺でされて委託料という形で計上されているという処理になっているところがございます。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） そういうところの施設については委託していますよということで、委託して、そして1つは御所市の観光設備みたいなものですね。御所市の観光設備、アクアセンターの一環として造られているというものであって、それは今まで上牧町もほかの自治

体も加盟している市町村も、みんなそこに対しては負担をしてきているわけですよ。一区切りついたところで、やはりもう少し見直すべきであって、今後は観光なんていうものは御所市がするものであって、我々加盟町村がそこまで御所市の観光施設について責任を負わなければならないのかというところが、私は最近少し疑問に思っているんです。施設そのものを造っていただいて、利用させていただいているということについては感謝しますよ。しかし、何が何でもほかの附帯しているところまで、全て加盟市町村が、行政が面倒を見ていかなければならない。自分のところは造ったからということで、自分のところの負担金、新たな基金のところでも免除されるというような状況になっているではないですか。ここはどうかかなというふうに疑問を感じているところなんです。今年度で約30億をためてきて、そのうちの7億円を残すところまでは全て補修費にしているんですけども、アクアに使っているのが約7割です。あとの3割は、かもきみの湯だとかそういう附帯のところ使われているんですよ。ですから、今後もこれから20年とかいう、20年といえば我々では想像できない時代になるんですけども、そこまで上牧町がずっと御所の観光施設について、同じように責任を負って支出していかなければならないということで、これは今後5年後にまた見直すというようなことがあると言われてはいるんですけども、ここでまた上牧町の負担が増えるのではないかという、私はそのような嫌いを心配しているんですけども、その辺は見通しとしてはどうなんですか。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） まず、今の質問の中での1点目なんですけども、ごろごろ広場ないし、かもきみの湯の利用、上牧町からどれだけあるのかというところの話かと思えます。これにつきましては、我々担当の者がまだまだ周知が足りてなかったというところもあって、しっかり周知させていただきまして、しっかりと利用していただくということと、かもきみの湯につきましては、各町で無料の日がございます。これにつきましては広報等でも周知させていただいて、できるだけ多くの上牧町の方が利用していただけるようにというところで取組をしている部分でございますので、まだまだ周知不足は否めませんので、しっかりとここは周知して、利用をしっかりとさせていただきたいと思っているところと、そして、負担金の話でございます。これにつきましては、環境整備基金ということで新たに創設されるんですが、もともとあるし尿処理施設等補修費基金との按分率が同じ按分で基金を積み立てていくということでございますので、この2本の基金はあるんですけども、実質的には、し尿処理施設等補修費基金につきましては、令和5年度以降は積立てを行わないということで

ございますので、今までと同等の基金の掛金になっていくものというふうに担当課は考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） なぜ私がそういうふうな心配をするかという、20年間で約23億ほど使ってきているんです。今度は20年で10億ですよ。それを維持していくというんでしたら、今までの経過からいったら絶対に足りないじゃないですか。そして施設そのものがもっと老朽化をしてくるわけですから、もっとお金がかかるのではないかという心配があるんです。そういうことによって、例えば5年の見直しのときに、もっと負担が重くなるというようなことは考えられないのかなというふうに心配したものですから、質問しているという状況なんですけども、町長、この点についてはいかがですか。

○議長（吉中隆昭） 今中町長。

○町長（今中富夫） この問題につきましては、それぞれ御所市以外の各首長さんからいろんな意見が出ております。一番最初の根本が、その覚書を交わしているときに期限を定めていないと。極端に言えば、アクアセンターがある限り、道路がある限り、かもきみの湯がある限りの考え方が定着をしていると。今、担当理事からもお話がございましたが、先般、かもきみの湯も建て替えをせよというような話も出ておまして、我々はそれについては反対をして、あくまでも現行のまま維持していくと、そういう考え方で話をとどめて、基金を積んで、その中から最低限の補修をしていこうということで、今の状況に落ち着いていると。5年後に見直そうということにはなっておりますが、これからその辺の形がどうなっていくか見通しが立たないと。ただ、この北葛区域といいますのか、この区域につきましては、し尿の運搬量が極めて少ないところでございます。広陵町が我々とは若干、形は違うんですが、上牧にしても王寺にしても河合にしても、持ち込んでいる量が非常に少ない。香芝、高田、葛城、そういうところと比べますと圧倒的な量差が出ております。それで、我々としてもその辺の考え方がございますので、一定、そういう部分についても、これからしっかりと考え方を示していくということが大事なのではないのかというふうには考えております。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） これから10年といえば上牧町だって大きく変わって、もっともつと下水道が普及されていって、ゼロにはならないとは思んですけども、それなりにお世話にならなければならないという部分はあるんですけども、しかし、その運搬だとか処理量よりも負担金のほうが、基金のほうが多額になっていくというような状況がひよっとすれば今後考

えられるという状況がありますので、その辺はやはり、それでよしというふうには住民の方々もならないと思うんです。だからその辺は十分精査していただいて、きちっとしたものにしていただきたいというふうに思います。

1点、聞きたいんですけども、横に静香苑のようなものを建てましたよね。アクアセンターのところから回って、道路をつけて造ったではないですか。あれにこの基金だとか、そういうアクアセンター関係のところからの支出は、道路も含めて、建物も含めて、施設も含めてなんですけども、ないですよね。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） 今の質問でございます。ないと伺っております。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） 思いますではなしに、ないんですね。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） ありません。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） 了解しました。それを聞いて安心したんですけども、環境なんていう言葉が使われたら、全てが環境にまつわってくるというような心配がありますので、その辺はお世話になっているとはいえども、上牧町やまたほかの団体ともきちっと十分意見をすり合わせながら、本当に負担が重くならないという、そのような状況で運営をしていただくというふうな方向に持って行っていただきたいというふうに思いますので、この点について気づいたことがあれば、また質問をさせていただくということにしたいと思います。町長、どうかよろしく願いしておきますし、またこれは私も経験はあるんですけども、当然、議長になられる方がここの議員となって行かれるわけですので、議会の中で私がおるときはなかなか発言しにくいというような状況があったんですけども、今後もそういう状況があるかもわかりませんが、ここまで来れば、声を上げるところを上げなければならないのかなと思いますので、次期議員になられる方についても、ぜひ心して取り組んでいただきたいということを熱望しておきたいと思います。ありがとうございました。

次、お願いします。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 2つ目の質問の令和5年度編成方針について、まずご回答をさせていただきたいと思います。新型コロナウイルス感染症は、感染の拡大、収縮を繰り返してお

り、住民の生活や経済活動に甚大な影響を与えております。全国的にワクチンの接種は促進しましたが、依然として、安心して日常生活を送ることができない状況が続いております。令和5年度の予算編成に当たっては、このような状況の中、社会情勢はコロナ禍を契機として大きな転換点にあり、住民の生活と健康を守ることを最優先事項とし、ウィズコロナ、アフターコロナの視点を持ち、社会経済環境の変化に対応した行政サービスを提供していく必要があると考えております。また、将来の人口変化を見据えた持続可能なまちづくりや、支援が必要な人への途切れることのない支援体制づくり、教育、子育て環境の充実、公共施設の管理や老朽化等への対応、また、ごみ処理、学校適正化など、多くの課題解決が求められる中、第5次総合計画を意識しまして、目指す将来像の実現に向け、着実に施策を推進していかなければならないと考えております。

一方で、新型コロナウイルス感染症の影響により、今後も歳入の見通しが不透明である中、依然として社会保障経費の増加が見込まれ、感染症への対応、物価高騰への対応、公共施設等の老朽化対策、ごみ処理の広域化に伴う山辺・県北西部広域環境衛生組合への建設負担金、学校が適正化に伴う中学校の統合など、様々な課題に取り組む費用の計上が必要であることから、昨年度に引き続きまして大変厳しい予算編成となることが予想されます。持続可能な財政運営の実現のために、職員一人一人がこの状況に課題意識を持ち、限られた財源を有効に活用するため、これまで以上に質の高い事業を目指す必要があると考えております。これを踏まえまして、来年度においても町民ニーズを的確に見極め、町民の視点を大切にしたい事業展開を図り、政策立案と予算編成の視点に基づき、町政運営をしていくことをしております。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） そしたら、2つ目の重要施策、新たな施策について、併せてご回答させていただきます。コロナウイルス感染症拡大の影響によりまして、引き続き歳入面に影響を及ぼすことが予想されますが、上牧町第5次総合計画や総合戦略に伴う事業を中心に、社会保障関連、子育て支援、教育の充実など、住民の方々にとって必要な事業はしっかりと計上していきたいと考えております。また、来年度につきましては、学校適正化に伴う中学校の統廃合に係る建設事業、小・中学校体育館空調機器の設置、また上牧久渡古墳群の史跡整備事業に係る整備、さらには令和4年度内の稼働を目指す山辺・県北西部広域環境衛生組合へのごみ処理建設工事等の負担金を予定しております。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） そしたら、3つ目の公共料金についても併せてご回答させていただきます。令和5年度の当初予算での公共料金の改正については、予定はございません。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） ありがとうございます。財政が楽になるということは多分、そう簡単にはやってこないというふうに思うんですけども、それぞれ工夫をしながらやっているということについては感謝いたします。そういう中で、令和5年度ということになりますと、今、物価高、生活苦というんでしょうか、そういう方々が本当に増えていますし、全国的にも生活保護世帯というんですか、それが増えているという状況でもあるということでも表れていると思うんです。ですから、いろんな重要案件をたくさん抱えておられるんですけども、その中で住民の方々の生活が少しでも緩和してもらえんというふうな、そういう施策もぜひ考えていただければありがたいというふうに思うんですけども、そのような状況はどのようにお考えになるでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 今、東議員がおっしゃっていただきましたように、燃料・物価高騰ということで、住民の方々におきましては大変苦しい生活が続いているのかなというふうに認識もしております。今現在、各課からのヒアリング等で新しい事業も含めて要望を頂いているところでございます。今言っていただきました内容も十分検討させていただきます。どういった事業をするのかというのを十分議論をさせていただきます。予算に反映していきたいと考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） 分かりました。ありがとうございました。

それでは、以下の子どものインフルエンザ予防接種への助成から始まって、ご答弁を頂きたいというふうに思います。

○議長（吉中隆昭） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） それでは、①番の子どものインフルエンザ予防接種への助成というところでお答えさせていただきます。子どものインフルエンザ予防接種につきましては、予防接種法に基づく定期接種ではなく、あくまで任意の予防接種に位置づけられているため、本町におきましては感染リスクが非常に高い65歳以上の高齢者を対象に、この2年間は無料とさせていただいているところでございます。ただ、昨年度におきましては、コロナ対策による国の地方創生臨時交付金などを活用して、生後6か月から小学校6年生までの子どもと、

受験を控えた中学3年生及び高校3年生を対象に無料とさせていただいたところがございます。現状、近隣の自治体では、王寺町のみが1回1,500円という上限を定め実施されているというところがございますが、そのほかの自治体はまだどちらもされておられないという状況となっております。今後、本町といたしましても、近隣自治体の動向を注視しながら、また、このインフルエンザに関しましては、コロナの感染状況とは非常に関係性が強いというところも勘案しつつ、そして医師会の協力、理解を得ながら実施することにつきましては、慎重に検討を重ねてまいりたいと、今現状、このように考えておるところでございます。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） 検討していただいているということについては感謝します。先ほども言いましたように、皆さん、今生活が本当にしんどい時期になっている。今回の皆さんの人事院勧告の中でも、若年層の人たちの分の給与を考慮されているというところを鑑みても、子育て世帯の生活が非常に厳しいというような状況になってきているのではないかなというふうに思われるんです。だから、人勧分はそのような処置を取ってきたというふうに考えますので、1人の子どもさんよりもやっぱり複数人、子どもがおられるところというのは、接種ということになりますと非常に大きな負担になるんですね。2回打つとなったら、1人で7,000円近くなるではないですか。その部分も十分考えていただきたいと。それによって、子育てを助けるというような大きな要素も含まれているのではないかな。やはり安心、安全の上牧町の1つの大きな成果になるのではないかというふうにも思いますので、この点、検討するということですので、ぜひ実のある検討にさせていただきますようお願いしたいというふうに思います。結構です。

以上です。次、お願いします。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 2つ目の庁舎内や主な避難所へのWi-Fi整備の設置について、ご回答させていただきます。庁舎内や主な避難所への公衆Wi-Fiの整備につきましては、大規模災害時における指定避難場所のうち、大規模な避難所である本庁舎と各学校体育館への設置に向け、現在、運用体制の整備を優先的に検討しているところでございます。また、併せまして、この後で⑧にもご質問いただいております、文化センターや2000年会館等の貸室へのネット整備設置を求めるという部分についても、この施設におきましては災害時における重要拠点であり、情報の収集、発信の場としても需要が見込まれるため、これらの施設につきましても、現在、関係各課とも協議をしており、公衆Wi-Fiの設置、運用体制の

整備を進めていきたいと考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） そしたら、2番と8番と一緒になるんですけども、Wi-Fiは誰もが避難所において通信ができるというためのものと私は捉えておりまして、8番目のところなんですけども、これは今はこれだけネットを広く皆さんが利用するようになって、例えば2000年会館の小ホール、会議室を借りたと。そこで、みんなで何かやっている中で、ほかの出席できない、例えば風邪を引いているというようなことにしましょうよ。それで出席できないんですけども、ネットの環境があれば、Zoomみたいな形で参加することができるという。ですから、そういうネット環境があれば、発信することもできれば、そういうような利用の仕方もできるということで、そういう設備を整えていただければと。

そこで皆さんがおっしゃるのは、私の言っているこの部分で言えば、サーバーなんて使うことないわけで、ですから、これを皆さんが利用することによってウイルスが入ったりだとか、パソコンそのものにウイルスが入っていたらどうしようもないんですけども、サーバーを通せへんわけですから、ただ回線だけでやり取りするわけですから、ウイルスが来たとしても、役場に対して、会議室にしても大きな損傷は考えられないのではないかというふうに考えているんです。ですから、その辺はあまり心配することはないのではないかというふうに思いますので。1回線を引くことによって、1回線で会議室1つや2つ、3つなんて分配すればできるわけですので、そんなに物すごい大きな費用がかかるというふうには考えられませんので、その辺の会議室へのネット設備はしてほしい。Wi-Fiは今度は費用がかかるかなというふうに思いますので、この辺は財政の担当の方々は非常に検討しなくてはならない状況になるのかなというふうには感じております。しかし、今後の災害だとか、そういうことを思えば、そういうのも十分検討していく必要があるものだというふうにも思いますし、やはり近い将来、実現できるというふうに取り組んでいただきたいというふうにも思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 東議員がおっしゃっていただいたとおり、文化センターや2000年会館の貸室等に常時、そういう施設も設置しておけば、住民の方々のご利用にもつながっていくのかなと。併せて、また災害時、何かありましたら、それをそのまま災害時のWi-Fiというようなことでも活用も十分できますので、今回におきまして、課題等も少しございますので、そういった部分を整理させていただきまして、どこにどういった整備の環境をして

いくのかというのも、どこの範囲まで、あくまで会議室全てに置くのか、そんなのも含めて今後、関係各課とも協議をさせていただきたいと思っているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） 了解しました。またよろしくお願ひしたいと思ひます。

次、お願ひします。

○議長（吉中隆昭） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） それでは、③の独居高齢者への緊急通報システムの周知というところでございます。一般の住民の方々向けには、こういった地域包括支援センターのパンフレット、冊子の中で、緊急通報見守り支援事業についての解説により案内等をさせていただいておるところでございます。それ以外でいえば、例えば民生・児童委員の協議会の定例会などに出向きまして、担当者が緊急通報装置の説明を行ったり、またケアマネジャーの連絡会などの場におきましても、過去幾度となく周知を図っているところでございます。また、相談を受けた民生委員の方が、直接、生き生き対策課の窓口に来られ、相談されるケース等もございます。実際、それで緊急通報装置の設置に結びついたというケースも多くございます。現在、この緊急通報装置の利用実績は、約190件となっているところでございます。

以上です。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） 分かりました。よろしくお願ひしたいと思ひます。

最近も団地で独居の方がお亡くなりになったというケースもございまして、最近多いですね。心配なんですけども、こういうものを皆さんがつけていただいて、少しでもそういう悲惨なことが起こらないようにしていただきたいというふうに思ひますので、ぜひ取組をよろしくお願ひします。ありがとうございます。

以上です。次、お願ひします。

○議長（吉中隆昭） 住民生活部長。

○住民生活部長（山下純司） それでは、私どもから、④子どもの医療費は窓口立替払いのない無料化と、それと1つ飛ばしまして、⑥高過ぎる国民健康保険税の減額についての2項目につきまして回答させていただきます。

まず1点目の④番、子どもの医療費は窓口立替払いのない無料化をというところでございます。今現在、上牧町の子ども医療費助成につきましては、ゼロ歳から中学卒業までの医療費助成を行っているところでございます。ご質問の子どもの医療費の窓口立替払いのない無

料化につきましては、ゼロ歳から未就学児までにつきましてはを対象に、現物給付方式を令和元年8月から導入させていただいております。小・中学生までの部分につきましては、国民健康保険の国庫負担金減額調整措置等の課題がございますので、自動償還払い、いわゆる窓口立替払いとなっているところでございます。国庫負担金減額調整措置の全廃につきましては、毎年、全国町村会を通じ、国に対して要望している状況でございますが、上牧町といたしましては、県内市町村が足並みをそろえる形で中学生までの現物給付方式を導入することが最も望ましいと考えておりますので、奈良県、奈良県国保連合会、県内各市町村と情報連携を密に行い、現物給付方式の対象範囲の拡大を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） 町長、これ、頼みますわ。知事にここの部分はひとつ、うんと言わせてください。でないと、なかなか前へ進まないということになりますので。町長、これだけは別に答弁は要りませんから、頼みますよ。声を高らかに語ってください。分かりました。ありがとうございます。

次、お願いします。

○議長（吉中隆昭） 住民生活部長。

○住民生活部長（山下純司） それでは飛びまして、⑥番、高過ぎる国民健康保険税の減額についてということでございます。国民健康保険税につきましては、平成30年度から県単位化となっており、令和6年度には同じ所得、同じ世帯構成であれば、県内のどこに住んでいても保険料水準が同じとなる保険料負担の公平化を目指し、国保の制度の実現が図られているところでございます。今後、協議検討される令和6年度の統一保険料水準、また国保運営の在り方と医療費制度の動向に注視していきたいと考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） 制度そのものは分かっているんですけども、やはり高いんです。どこにいても金額が一緒、その一緒が高い。ですから、そのためには今まででしたら国に、もっと町に対して国庫支出金を増やせというようなことを言ってきたわけなんですけども、制度が変わってあれなんですけども、この辺は各市町村とも連携をしなければならないと思うんですけども、あまりにも高いですし、また最高限度額も引き上げられようというような話も出ていますし、そういう中で負担がどんどん増えてきて、今のような物価高のような状況で、みんな一体何を削って生活したらええんやというような状況で、それなりの社会保障のどこ

ろだけがどんどん上がっていくというようなことは、今は本当に皆さん、大変な時期を迎えているということも考慮していただいて、ここも上牧町だけでやりますということはなかなかできないというようなことも分かっていますので、ここも町長、知事にひとつ、声を大きくして、減らすようにお願いします。ありがとうございます。

次、お願いします。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） それでは、項目を1つ戻りまして、⑤就学援助金の対象項目の拡大についてご説明させていただきます。就学援助につきましては、教育基本法第19条の規定に基づき、経済的理由により就学困難な児童、生徒の保護者に対し、各市町村がそれぞれの判断により、学校における教育活動に必要な経費の一部を援助されているものでございます。本町におきましては、学用品費、校外活動費、学校給食費、修学旅行費などを対象に支給しているほか、実情に即した対応として、令和3年度にはオンライン通信費を新たに支給対象に加えるなど、援助の充実に努めているところでございます。

また、各市町村において対象とする経費に違いはございますが、本町と県内他の市町村との比較におきましては、決して遜色がないものと認識をしております。補助の対象としている市町村が数少ない卒業アルバム代についても一定の補助をしている点におきましては、現状でも一定充実しているものであるというふうに考えているところでございます。

なお、今後につきましては、社会情勢や他の自治体の動向を注視しつつ、本町の実情に即した適切な援助に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） ありがとうございます。遜色あるとかそういうことを問題にするのではなくて、この就学援助金は、対象となるのは生活保護世帯のどれぐらいなんですか。1.5だとか、1.4だとか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 当町の場合、一定の基準は使ってはおりません。

○議長（吉中隆昭） 教育総務課長。

○教育総務課長（辻村 純） 本町では、生活保護に係数を掛けた基準を設けて、その指数のものを使用しておらず、これに当てはまった人が補助対象となりますという基準を設けております。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋）　　そうですか。大体、生活保護世帯の1.4ぐらいで支給してほしいという要望がたくさん出ているんですけども、上牧ではそうではなしに、実情に応じて就学援助金を支給しているというふうに捉えていいわけですね。

○議長（吉中隆昭）　　教育総務課長。

○教育総務課長（辻村 純）　　そのとおりでございます。

○議長（吉中隆昭）　　東議員。

○11番（東 充洋）　　分かりました。ありがとうございました。結構です。

○議長（吉中隆昭）　　総務部長。

○総務部長（中川恵友）　　7つ目の防災、減災のための各自治会の補助金制度についてご回答させていただきます。日頃は、各自治会や自主防災会におかれましては、様々な防災への取組を行っております。また、本町といたしましても、自主防災会立ち上げの補助や乳幼児の備蓄備品購入、また、かまどベンチの材料支給など、補助をさせていただいているところでございますが、コロナ禍におきましては、また感染防止対策事業の補助も実施させていただいたところでございます。今後新たな補助金制度ということでございますので、防災事業といたしまして、どういった補助金制度がいいのかも含めまして、今現在、検討を進めているところでございます。

○議長（吉中隆昭）　　東議員。

○11番（東 充洋）　　ぜひ検討して、防災、減災を各自治会に協力してもらわないと駄目な状況ですので、それなりの備蓄だとかそれなりの装備だとかいうのが、各自治体ともそんなにそろってはないというふうに思いますので、その辺も十分考慮して検討をお願いしたいというふうに思います。結構です。

　　次、お願いします。

○議長（吉中隆昭）　　健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則）　　そしたら、9番、学童保育の休日保育における開所時間を午前7時30分というところでございます。開所時間を午前8時から午前7時30分に繰り上げることにつきましては、希望される声もあり、とても重要な課題と認識しております。前回、9月の第3回定例会においても同じ質問を頂いたこともあり、現在、関連部局とも協議をしながら、支援員の配置調整、また人員の確保などを鋭意行っておるところでございますので、調整がつき次第、できるだけ早い段階で開所時間の繰上げを実施してまいりたいと、今このように考えておるところでございます。よろしく申し上げます。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） 三月しかたっていませんので、すぐさまというわけにはいかないだろうというふうには認識しています。ですから、この冬休みなんていうのは多分無理だろう。3月も予算の関係とかいろんなことで無理だろう。そしたら今度の夏休みぐらいが実施できるのかなというような淡い期待も持っているんですけども、それまでにもしのできるのであればぜひ実施していただきたい施策だというふうに思いますし、何とぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（吉中隆昭） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） 来年の夏ぐらいに淡いと、今、議員がおっしゃられたんですけども……。

○11番（東 充洋） いや、早ければ早いほどいいですよ。

○健康福祉部長（青山雅則） できればもっと早く頑張りたひと思ひておりますので。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） それでは⑩番目、最後でございます。ヤングケアラーの支援につきまして説明をさせていただきます。ヤングケアラーの支援につきましては、さきの定例会でもご質問を頂ひしているところでございます、本年度実施されましたヤングケアラー等に関する実態調査の結果を基に、本町における対応方針等について回答をさせていただいたところでございます。当該実態調査の結果を受けて、学校に依頼をしておりました対象生徒の実情把握、相談支援のその後の取組について説明をさせていただきます。

当該実態調査におきましては、ヤングケアラーの基準ないしは目安とされております家事や家族の世話の頻度が週に3日以上、かつ平均3時間以上と回答した生徒が、本町では4名ございました。その4名につきましては、中学校の担任教員を中心として、家庭訪問、電話連絡等を通じて、家庭の事情や様子の把握に努めたところがございます。また、当該生徒本人に対しましては、日頃の様子や観察、生徒と担任教師の2者懇談の実施等、見守りを続けており、併せて、教員への相談をためらう生徒も中にはございますので、そういった生徒に対してはスクールカウンセラーや電話による相談窓口など、教員以外に相談をできる窓口を伝えているところがございます。

また、今後のヤングケアラーの対応に際しましては、教育、福祉、介護、医療を担当する部署により有機的な連携が必要であるとの観点から、児童、生徒の日々の様子をもっとよく把握してもらっている各学校と教育総務課、こども未来課、ケースによりましては福祉課、

生き活き対策課とも連携をし、部局横断的な情報共有の下、丁寧かつ適切な支援につなげていきたいと考えているところでございます。

その他、小学生を対象としたヤングケアラーに係る実態調査の実施につきまして、奈良県立教育研究所に12月1日に問合せをさせていただきましたところ、令和5年度の調査については現在検討中であるというご回答を頂いております。小学校を対象とする調査が実施をされれば、それに基づいて当町における小学生の実情が見えてくると思っております。有効な取組であると認識をしております。その部分、もし県で実施に至らないようであれば、小学生にもヤングケアラーの存在はあるというふうにも言われておりますので、町単独でもやる方向で検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） ぜひ実施していただいて、その4人の子どもたちが健やかに生活できるよう、そのような学校生活が送れるように、ぜひ配慮していただきますようお願いして、これで終わりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） これで私の一般質問を終わらせていただきます。どうか、今長々としゃべりましたが、できるところから実施していただければありがたいというふうに思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（吉中隆昭） 以上で、11番、東議員の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問を終わります。



### ◎散会の宣告

○議長（吉中隆昭） 本日はこれで散会いたします。

どうも皆様、ご苦労さまでした。

散会 午後 2時50分

# 令和4年第4回（12月）上牧町議会定例会会議録

## 議事日程（第4号）

令和4年12月14日（水）午前10時開議

- 第 1 総務建設委員長報告について
- 第 2 議第 2号 上牧町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 3 議第 3号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 4 議第 4号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 5 議第 5号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 6 議第 6号 上牧町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議第 8号 上牧町税条例等の一部を改正する条例について
- 第 8 議第10号 令和4年度上牧町一般会計補正予算（第7回）について
- 第 9 議第15号 塵芥焼却場解体工事請負変更契約の締結について
- 第10 意見書案第1号 シルバー人材センターの安定的事業運営のための適切な措置を求める意見書（案）
- 第11 文教厚生委員長報告について
- 第12 議第 1号 上牧町認可地縁団体印鑑条例の制定について
- 第13 議第 7号 上牧町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 第14 議第 9号 上牧町下水道事業の地方公営企業法の全部適用に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 第15 議第11号 令和4年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）について
- 第16 議第12号 令和4年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第3回）について
- 第17 議第13号 令和4年度上牧町下水道事業特別会計補正予算（第2回）について
- 第18 議第14号 令和4年度上牧町水道事業会計補正予算（第3回）について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（12名）

1番	康村昌史	2番	東初子
3番	上村哲也	4番	牧浦秀俊
5番	竹之内剛	6番	服部公英
7番	富木つや子	8番	遠山健太郎
9番	木内利雄	10番	石丸典子
11番	東充洋	12番	吉中隆昭

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	今中富夫	副町長	阪本正人
教育長	松浦教雄	総務部長	中川恵友
都市環境部理事	吉川昭仁	住民生活部長	山下純司
健康福祉部長	青山雅則	教育部長	松井良明
総務課長	丸橋秀行	秘書人事課長	高木真之

---

職務のため議場に出席した事務局員

議会事務局長	森本朋人	書記	山口里美
書記	横田大樹		

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（吉中隆昭） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

————— ◇ —————

◎議事日程の報告

○議長（吉中隆昭） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。それでは、日程表に従い、順次議事を進めてまいります。

————— ◇ —————

◎総務建設委員長報告について

○議長（吉中隆昭） 日程第1、総務建設委員長報告について。

上村委員長、報告願います。

上村委員長。

（総務建設委員長 上村哲也 登壇）

○総務建設委員長（上村哲也） 皆様、おはようございます。3番、上村哲也です。総務建設委員会の報告を行わせていただきます。

去る12月2日の本会議において、総務建設委員会に付託されました町長提出議案は8議案、意見書1件で、次のとおりであります。議第2号 上牧町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について、議第3号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、議第4号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議第5号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について、議第6号 上牧町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議第8号 上牧町税条例等の一部を改正する条例について、議第10号 令和4年度上牧町一般会計補正予算（第7回）について、議第15号 塵芥焼却場解体工事請負変更契約の締結について、意見書案第1号 シルバー人材センターの安

定的事業運営のための適切な措置を求める意見書（案）について、以上の8議案と意見書案1件については、12月5日、全委員出席の下、総務建設委員会を開催し、慎重に審議をいたしました。

結果、さきの8議案と意見書案1件は可決すべきものと決しましたことをご報告いたします。

次に、各委員からの議案に関する主たる質疑は以下のとおりです。

議第2号 上牧町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について。

問い。今回の議会議員の期末手当を一般職等の人事院勧告に準じて引き上げられる理由について説明を。答え。公務員の給与について、令和4年度8月8日付で人事院勧告が行われ、本町も国に準じて特別職、一般職、任期付職員、会計年度任用職員の改正を行っており、議会議員についても特別職に準じた改正をしたとの説明がありました。

次に、議第10号 令和4年度上牧町一般会計補正予算（第7回）についてであります。

歳入より、学校保健特別対策事業費補助金について。問い。補助金270万円について内容の説明を。答え。学校における適切な感染症対策のための補助金であり、抗菌仕様の学習機の購入費を一般財源に充当するとの答弁がありました。

安心して暮らせる地域公共交通確保事業補助金について。問い。上牧町の保健福祉センター（2000年会館）付近にある3か所のバス停ベンチ上屋詳細設計業務委託料320万円のうち、160万円の減額補正について伺う。答え。奈良県とのヒアリングなどでは、補助金160万円は確保していただけるとの確信はあったが、今回の減額補正の現実から考えると、歳出320万は確保しつつ、歳入については県が交付決定をした後に補正するのが本来であり、そのほうがよかったのかと考えている。

寄附によるまちづくり条例に基づく寄附101万円について。問い。何件あって、どのような方が寄附をしていただいたのか。答え。この寄附の寄附者は2件で、1件は学校法人天美学園片岡台幼稚園より100万円、もう1件は町内在住の匿名の個人様で1万円であるとの説明がありました。

次に、歳出であります。財産管理費の需用費より、問い。今回増額補正された光熱水費は11項目で、当初予算では光熱水費は全部で20項目だが、残る9項目については補正計上しなくて大丈夫か。答え。例えば保健福祉センターではコロナワクチン接種の運営、特に夏場の接種が40日間で予定より少なくなった等の理由により、値上がりによる増額分については、その減少分で補えた部分もあり、今後さらに足りなくなった場合には3月議会で補正計上す

る予定である。体育施設での光熱水費については、第一体育館のアリーナ外壁改修工事に伴い、1か月間使用できない期間が発生したので、補正計上しなくて済むという判断をした。

問い。今回の増額補正の理由は、電気料金の値上げに伴うものという説明だが、電気料金だけでなくガソリン代の値上がりも著しい中、燃料費の増額補正対応はしなくて大丈夫か。

答え。コミュニティーバス運行に伴う燃料費については、燃料高騰分は想定して予算取りしていたので大丈夫という認識であり、今後さらに状況が変われば、全体的に加味をしながら補正対応したいと考えているとの答弁がありました。

次に、コミュニティーバス運行修繕料について。問い。修繕料の222万6,000円について内容の説明を。答え。バス停停留所増設に伴い、時刻表見直し、通行ルート見直しを行うための時刻表入替え等の費用である。

次に、敬老事業費より、問い。敬老会の式典が中止となった理由について説明を。答え。開催する予定で予算を計上していたが、コロナ禍の中で高齢者が発症すると重症化率が高いとされており、シルバークラブ連合会とも検討を重ね、近隣自治体の状況も勘案した結果、中止することとなった。

問い。敬老会の記念品の予算のみ執行されているが、10月広報に記載されていた百寿の方8名、米寿の方153名の記念品の内容は。答え。米寿の方にはカタログギフト、百寿の方にはカタログギフトに加え、フラワーアレンジメントを贈呈。在宅、あるいは施設での最高齢者の方には、それぞれ花束や盛り籠等を贈呈した。

次に、国際交流事業費について。問い。当初予算に計上された事業費のうち、遠隔事業リース料47万6,000円を除き減額となっているが、対面の交流がなくなってきたことに伴う、代替案とした国際交流事業の内容は。答え。今月14日と16日に台湾の2つの中学校とそれぞれオンラインによる交流をする予定である。

続きまして、議第15号 塵芥焼却場解体工事請負変更契約の締結について。

問い。解体工事後の敷地の管理のためのフェンス設置工事だが、工事内容としては塵芥焼却場解体工事ではなく、財産管理費としての町有地管理工事ではないか。答え。町有地管理工事は普通財産を対象としており、本件の塵芥焼却場の用地については行政財産であるため、解体工事の費用として計上した。

最後に、意見書案第1号 シルバー人材センターの安定的事業運営のための適切な措置を求める意見書（案）について。

問い。制度に対する具体的な要望理由について。答え。シルバー会員全員に登録を強制す

ることは難しいと考えられることと、会員にお願いしても、高齢者で月収平均4万円程度である会員が、自らその登録や消費税申告の手続をし、あえて消費税納付で収入を減らすことは現実的にできないと考えるためである。

問い。制度に対する具体的な考えについて。答え。制度については反対するものではないが、現時点においては、会員個人の負担を考えれば難しいのではないかと考える。将来的には、高齢者である会員が課税事業者として消費税を納められる登録しやすい国のシステムづくりを要望する。それが構築されたら、シルバー会員がインボイス制度の中で納税が可能になると考える。

以上が、総務建設委員会に付託された8議案と意見書案1件についての審議経過要旨であります。

以上をもちまして、総務建設委員会委員長報告とさせていただきます。

○議長(吉中隆昭) 委員長の報告が終わりましたので、ただいまより議案の審議に入ります。



### ◎議第2号の質疑、討論、採決

○議長(吉中隆昭) 日程第2、議第2号 上牧町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第3号の質疑、討論、採決

○議長（吉中隆昭） 日程第3、議第3号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第4号の質疑、討論、採決

○議長（吉中隆昭） 日程第4、議第4号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



#### ◎議第5号の質疑、討論、採決

○議長(吉中隆昭) 日程第5、議第5号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第6号の質疑、討論、採決

○議長（吉中隆昭） 日程第6、議第6号 上牧町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第8号の質疑、討論、採決

○議長（吉中隆昭） 日程第7、議第8号 上牧町税条例等の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



#### ◎議第10号の質疑、討論、採決

○議長（吉中隆昭） 日程第8、議第10号 令和4年度上牧町一般会計補正予算（第7回）について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



#### ◎議第15号の質疑、討論、採決

○議長（吉中隆昭） 日程第9、議第15号 塵芥焼却場解体工事請負変更契約の締結について、

これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



#### ◎意見書案第1号の質疑、討論、採決

○議長(吉中隆昭) 日程第10、意見書案第1号 シルバー人材センターの安定的事業運営のための適切な措置を求める意見書(案)、これを議題といたします。

趣旨弁明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



### ◎文教厚生委員長報告について

○議長(吉中隆昭) 日程第11、文教厚生委員長報告について。

竹之内委員長、報告願います。

竹之内委員長。

(文教厚生委員長 竹之内剛 登壇)

○文教厚生委員長(竹之内剛) 皆様、改めましておはようございます。文教厚生委員長、議席番号5番、竹之内剛です。文教厚生委員会の報告を行います。

去る12月6日火曜日、午前10時より、全6名の委員出席の下、本委員会に付託されました議案と審議結果は次のとおりです。議第1号 上牧町認可地縁団体印鑑条例の制定について、議第7号 上牧町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例について、議第9号 上牧町下水道事業の地方公営企業法の全部適用に伴う関係条例の整理に関する条例について、議第11号 令和4年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算(第2回)について、議第12号 令和4年度上牧町介護保険特別会計補正予算(第3回)について、議第13号 令和4年度上牧町下水道事業特別会計補正予算(第2回)について、議第14号 令和4年度上牧町水道事業会計補正予算(第3回)について、以上7議案を文教厚生委員会で慎重審議し、それぞれの採決の結果、全7議案について、全委員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

次に、各委員からの議案に対する主な質疑内容を報告いたします。

議第1号 上牧町認可地縁団体印鑑条例の制定について。

問い。条例制定の内容についての説明を。答え。平成3年5月に地方自治法の改正で、土地等の取得を目的としない認可地縁団体も、役場に印鑑登録ができるよう改正される。法人登記をする場合は、印鑑登録証明書が必要になる。団体に加入すれば、地方公共コミュニティーに関する助成金を取得する権利が発生する。

問い。各自治会使用の印鑑は、団体員の登録手続をしなくても今後通用するのか。答え。現在使用の自治会代表印鑑で通用する。

問い。自治会名義や団体名義で不動産登記はできるのか。答え。認められた箇所については不動産登記できる。

問い。自治会名義で登録をした不動産については、固定資産税は発生するのか。答え。固定資産税条例で減免の対象となる。

問い。規約に基づいての運営になるが、町からの指導はどのように促していくのか。答え。ハンドブック等を配布して、指導を促していく予定である。

問い。規約の変更、代表者や事務所等の変更は、町長の許可が必要か。答え。全て必要である。

次に、議第7号 上牧町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例について。

問い。令和5年4月から、条例改正で医療費助成を高校3年生まで拡充されるが、近隣の実施状況はどうか。答え。広陵町は今年8月から実施されており、河合町、王寺町は令和5年4月からの開始の見込みで、生駒郡については令和5年度中に進めると聞いている。

問い。医療費助成を高校3年生まで拡充した場合の試算見込みは。答え。高校生の対象者は650人程度で、中学生と同じ医療費1人当たりの助成額1万4,265円の試算で予算の見込みを考えている。

問い。対象者への周知方法は。答え。高校1年、2年、3年生が新たに対象となるので、広報、ホームページ、LINE登録で通知し、申請書の返信状況を確認しながら3月末まで滞りなく進めていく。

次に、議第9号 上牧町下水道事業の地方公営企業法の全部適用に伴う関係条例の整理に関する条例について。

問い。令和5年度から公営企業会計となり、現在の下水道事業特別会計条例が廃止されるが、今後のスケジュールはどうか。答え。令和4年度の会計は3月31日で締め切り、決算を行う。新年度の予算書は、企業会計の形式で提出する。

次に、議第11号 令和4年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）について。

問い。コロナ対応の傷病手当金の支給状況はどうか。答え。令和2年度は1名、令和3年度は2名、令和4年度は現在12名となっている。

次に、議第12号 令和4年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第3回）について。

問い。包括的支援事業費で、役務費の増額要因は。答え。ケアマネジャーが病欠のため、派遣スタッフを雇い入れる。

問い。指定介護予防支援事業所準備基金積立金7万8,000円についての説明を。答え。令和

2年、3年度はコロナ禍で予防サービスの利用が減少し、令和4年度には増加したため、当初予算で組んでいた予防プラン作成に必要な委託料との差額が生じた。

問い。第9期介護保険計画に向けた調査費において、通信運搬料が予算内に入っていない理由について。答え。今回は介護予防計画の委託支援事業者をJMCに変更し、アンケートを頂いた個人に必要なきめ細かい介護予防を支援することになり、予算内に収まらず198万4,000円の補正となった。

以上、文教厚生委員会委員長の報告といたします。

○議長（吉中隆昭） 委員長の報告が終わりましたので、ただいまより議案の審議に入ります。

---

◇

**◎議第1号の質疑、討論、採決**

○議長（吉中隆昭） 日程第12、議第1号 上牧町認可地縁団体印鑑条例の制定について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

◎議第7号の質疑、討論、採決

○議長（吉中隆昭） 日程第13、議第7号 上牧町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第9号の質疑、討論、採決

○議長（吉中隆昭） 日程第14、議第9号 上牧町下水道事業の地方公営企業法の全部適用に伴う関係条例の整理に関する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

---

◇

### ◎議第11号の質疑、討論、採決

○議長(吉中隆昭) 日程第15、議第11号 令和4年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算(第2回)について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

---

◇

### ◎議第12号の質疑、討論、採決

○議長(吉中隆昭) 日程第16、議第12号 令和4年度上牧町介護保険特別会計補正予算(第3回)について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



### ◎議第13号の質疑、討論、採決

○議長(吉中隆昭) 日程第17、議第13号 令和4年度上牧町下水道事業特別会計補正予算(第2回)について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第14号の質疑、討論、採決

○議長（吉中隆昭） 日程第18、議第14号 令和4年度上牧町水道事業会計補正予算（第3回）  
について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎閉会の宣告

○議長（吉中隆昭） お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

したがって、本定例会は閉会することに決定いたしました。



◎町長の挨拶

○議長（吉中隆昭） 閉会に当たり、招集者の挨拶をお願いいたします。

今中町長。

（町長 今中富夫 登壇）

○町長（今中富夫） 全議案議決を頂きまして、ありがとうございます。この議会中に皆さん方から頂きましたご提案につきましては、来年度の当初予算にできるものからしっかりと反映をさせていきたいというふうに考えております。

来年は統一地方選挙の年でございます。日頃から皆さん方も議員活動をしっかりおやりいただいていると思いますが、来年の統一地方選に向かって、これからなお一層、皆さん方は議員活動をされると思います。コロナも日々1,000人を超えるというような状況でございますので、感染には十分気をつけていただいて活動をおやりいただきたいというふうに思います。

来年はうさぎ年でございますし、ジャンプする年でもございますので、議員の皆様方、また我々もしっかりと頑張っていきたいというふうに思います。来年は議員の皆様方にとってよい年になりますようご祈念を申し上げまして、お礼のご挨拶にさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（吉中隆昭） これをもちまして、令和4年第4回上牧町議会定例会を閉会いたします。

どうも皆様、ご苦労さまでした。ありがとうございました。

閉会 午前10時38分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 吉 中 隆 昭

署 名 議 員 康 村 昌 史

署 名 議 員 東 初 子